

飯南町地域防災計画

令和 8 年 6 月改訂

目次

第1編 総則

第1節	計画の目的及び構成	3
第2節	防災の基本理念及び施策の概要	6
第3節	地域防災計画において重点を置くべき事項	10
第4節	飯南町の防災環境	12
第5節	災害被害想定	15
第6節	地震被害想定	18
第7節	関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	23
第8節	計画の運用等	30

第2編 風水害対策編

第1章	風水害予防計画	33
第1節	風水害予防	34
第2節	土砂災害予防	36
第3節	建築物等災害予防	43
第4節	ライフライン施設等災害予防	46
第5節	農林業施設災害予防	48
第6節	防災活動体制の整備	50
第7節	情報管理体制の整備	57
第8節	広報体制の整備	59
第9節	避難体制の整備	61
第10節	救急・救助・医療体制の整備	73
第11節	交通確保・規制体制の整備	76
第12節	輸送体制の整備	79
第13節	防災施設、装備等の整備	81
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備	83
第15節	廃棄物等の処理体制の整備	89
第16節	防疫・保健衛生体制の整備	91
第17節	消防力の充実、強化	92
第18節	自主防災組織・防災士の育成	94
第19節	災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化	97
第20節	防災教育	99
第21節	防災訓練	104

第 22 節	要配慮者等安全確保体制の整備.....	106
第 23 節	孤立地区対策.....	114
第 2 章	風水害応急対策計画.....	116
第 1 節	応急活動体制の確立.....	117
第 2 節	気象予報及び警報等の収集・伝達.....	130
第 3 節	災害情報の収集・伝達.....	143
第 4 節	災害広報.....	155
第 5 節	広域応援体制.....	157
第 6 節	自衛隊の災害派遣要請.....	161
第 7 節	災害救助法の適用.....	166
第 8 節	避難活動.....	170
第 9 節	消防活動.....	186
第 10 節	救急・救助活動.....	189
第 11 節	医療救護.....	191
第 12 節	交通確保対策.....	196
第 13 節	緊急輸送.....	204
第 14 節	水防活動.....	207
第 15 節	土砂災害対策.....	208
第 16 節	ライフライン施設の応急対策.....	210
第 17 節	要配慮者の安全確保.....	213
第 18 節	孤立地区対策.....	217
第 19 節	給水活動.....	218
第 20 節	食料の供給.....	220
第 21 節	生活必需品の供給.....	226
第 22 節	災害ボランティア活動の支援.....	228
第 23 節	文教対策.....	230
第 24 節	廃棄物等の処理.....	235
第 25 節	防疫・保健衛生活動.....	238
第 26 節	遺体対策.....	240
第 27 節	住宅確保及び応急対策.....	242
第 28 節	農林畜産業関係被害の拡大防止.....	245
第 3 章	風水害復旧・復興計画.....	248
第 1 節	災害復旧事業の実施.....	249
第 2 節	生活再建等支援対策の実施.....	252
第 3 節	激甚災害の指定.....	260

第3編 地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画.....	265
第1節 地盤災害予防.....	266
第2節 建築物等災害予防.....	269
第3節 公共土木施設等災害予防.....	272
第4節 危険物施設等の安全対策.....	274
第5節 防災活動体制の整備.....	276
第6節 情報管理体制の整備.....	276
第7節 広報体制の整備.....	276
第8節 避難体制の整備.....	277
第9節 火災予防.....	279
第10節 救急・救助・医療体制の整備.....	281
第11節 交通確保・規制体制の整備.....	281
第12節 輸送体制の整備.....	281
第13節 防災施設、装備等の整備.....	281
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備.....	282
第15節 廃棄物等の処理体制の整備.....	282
第16節 防疫・保健衛生体制の整備.....	282
第17節 消防力の充実、強化.....	283
第18節 自主防災組織・防災士の育成.....	283
第19節 災害ボランティアの活動環境の整備.....	283
第20節 防災教育.....	284
第21節 防災訓練.....	285
第22節 要配慮者等安全確保体制の整備.....	286
第23節 孤立地区対策.....	286
第24節 調査研究.....	287
第2章 地震災害応急対策計画.....	288
第1節 応急活動体制の確立.....	290
第2節 地震情報の収集・伝達.....	295
第3節 災害情報の収集・伝達.....	299
第4節 災害広報.....	300
第5節 広域応援体制.....	301
第6節 自衛隊の災害派遣要請.....	301
第7節 災害救助法の適用.....	301
第8節 避難活動.....	302

第9節	消防活動	304
第10節	救急・救助活動	308
第11節	医療救護	308
第12節	交通確保対策	308
第13節	緊急輸送	308
第14節	水防活動	309
第15節	土砂災害対策	312
第16節	施設等の応急対策	313
第17節	ライフライン施設の応急対策	315
第18節	要配慮者の安全確保	315
第19節	孤立地区対策	315
第20節	給水活動	316
第21節	食料の供給	316
第22節	生活必需品の供給	316
第23節	災害ボランティア活動の支援	317
第24節	文教対策	317
第25節	廃棄物等の処理	318
第26節	防疫・保健衛生活動	318
第27節	遺体対策	318
第28節	住宅の応急対策	318
第3章	地震災害復旧・復興計画	319
第1節	災害復旧事業の実施	320
第2節	生活再建等支援対策の実施	320
第3節	激甚災害の指定	320
第4編	事故災害等対策編	
第1節	流出油等事故対策計画	323
第2節	航空災害対策計画	332
第3節	道路災害対策計画	335
第4節	危険物等災害対策計画	339
第5節	林野火災対策計画	343
第6節	雪害対策計画	349
第5編	資料編	
1	防災組織に関する資料	359
1-1	防災関係機関一覧表	359

1-2	飯南町防災会議条例.....	362
1-3	飯南町防災会議運営要綱.....	364
1-4	飯南町災害対策本部条例.....	365
1-5	飯南町災害対策本部規則.....	366
1-6	飯南町大雪警報発表時の体制に関する内規.....	368
1-7	飯南町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	369
1-8	自主防災組織.....	373
2	応援等に関する資料.....	374
2-1	島根県消防広域相互応援協定書.....	374
2-2	島根県防災ヘリコプター応援協定.....	377
2-3	災害時の相互応援に関する協定書.....	379
2-4	大規模災害時における応急対策業務に関する協定書.....	381
2-5	災害時における情報交換に関する協定書.....	383
2-6	広島県三次市と島根県飯南町の災害時相互応援に関する協定.....	384
2-7	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い.....	386
2-8	災害時における飯南町と飯南町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書.....	388
2-9	災害時における「道の駅赤来高原」防災総合利用に関する基本協定書.....	391
2-10	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書.....	392
2-11	防災対策協力に関わる協定書.....	394
2-12	災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定.....	395
2-13	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書.....	402
2-14	災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書.....	405
2-15	飯南町と町内郵便局の災害発生時における協力に関する協定.....	407
2-16	災害発生時における復旧支援協力に関する協定書.....	409
2-17	飯南町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定.....	411
2-18	災害救助物資の調達に関する協定書.....	413
2-19	飯南町・エフエム山陰・山陰放送の災害情報の発信と防災啓発に関する連携協定書.....	415
2-20	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書.....	417
2-21	株式会社さとふるとの協定書.....	418
2-22	一般国道54号の災害時等における飯南町頓原防災拠点施設の使用に関する基本協定書.....	419
2-23	一般国道54号の災害時等における飯南町役場駐車場の使用に関する基本協定書.....	421
2-24	「道の駅」赤来高原における飯南町・一般社団法人飯南町観光協会・江崎グリコ株式会社の相互協力に関する連携協定書.....	423
2-25	災害に係る情報発信等に関する協定.....	425
2-26	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書.....	426

2-27	災害時における宿泊施設の使用に関する協定書.....	428
2-28	災害時における電動車両等の支援に関する協定書.....	429
2-29	災害時における物資供給に関する協定書.....	432
2-30	災害時における資機材のレンタルに関する協定書.....	434
2-31	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書.....	436
2-32	災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書.....	438
2-33	災害時における物資供給に関する協定書.....	440
2-34	災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書.....	442
2-35	防災ヘリコプター要請様式.....	444
2-36	自衛隊災害派遣要請書のあて先.....	446
2-37	災害派遣要請依頼書様式.....	447
2-38	災害派遣撤収要請依頼書様式.....	448
2-39	緊急消防援助隊応援要請書様式.....	449
3	情報に関する資料.....	450
3-1	被害状況報告様式.....	450
4	通信施設に関する資料.....	454
4-1	災害時優先電話.....	454
4-2	衛星携帯電話.....	454
4-3	防災行政用等無線通信施設整備状況.....	455
5	防災施設・資機材等に関する資料.....	456
5-1	消防施設整備状況.....	456
5-2	水防輸送車両配備状況.....	456
5-3	除雪機械一覧.....	457
6	災害救助に関する資料.....	459
6-1	避難施設一覧.....	459
6-2	炊き出しの実施場所.....	463
6-3	救援物資の集積場所.....	464
6-4	給水器材の現況.....	464
6-5	災害救助法による救助の種類、対象、期間.....	465
6-6	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制.....	468
6-7	仮設住宅建設候補地.....	469
7	食料・生活必需品に関する資料.....	470
7-1	食料の調達先.....	470
7-2	物資の調達先.....	471
7-3	水道施設の現況.....	473

8	医療に関する資料.....	474
8-1	医療機関.....	474
8-2	医薬品等の調達先.....	474
9	遺体の収容・処理に関する資料.....	475
9-1	災害時遺体収容所.....	475
9-2	火葬場.....	476
10	廃棄物の処理に関する資料.....	477
10-1	し尿処理施設.....	477
10-2	ごみ処理施設.....	477
11	緊急輸送に関する資料.....	478
11-1	緊急輸送道路.....	478
11-2	ヘリポート予定地.....	478
11-3	町有車両一覧.....	479
12	建築物・道路に関する資料.....	480
12-1	公営住宅の現況.....	480
12-2	町内の社会福祉施設.....	481
12-3	防火対象物の現況.....	482
12-4	異常気象時における道路通行規制基準.....	483
13	災害危険地域等に関する資料.....	484
13-1	砂防指定地.....	484
13-2	山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険箇所.....	485
13-3	急傾斜地崩壊危険区域.....	486
13-4	雪崩危険箇所.....	487
13-5	防災重点農業用ため池.....	488
13-6	土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく区域指定状況.....	489
13-7	町内の危険物施設.....	517
14	復旧・復興に関する資料.....	518
14-1	激甚災害の指定基準等.....	518
14-2	激甚法に定める事業及び県の関係部局.....	522
15	災害記録に関する資料.....	523
15-1	町内の主な災害記録.....	523

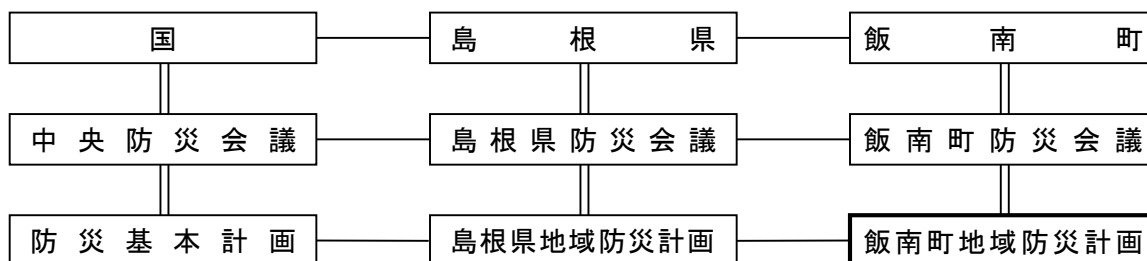
第 1 編 総則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯南町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害の軽減を目指していくことを目的とする。

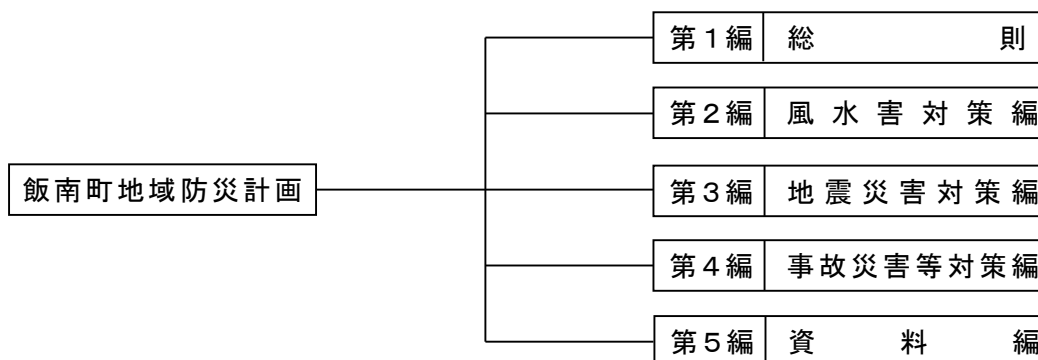
国、県及び飯南町の防災会議並びに防災計画の体系



2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を風水害対策編、第3編を地震災害対策編、第4編を事故災害等対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第5編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

計画の構成



3 計画の性格等

(1) 計画の前提

本計画は、町域の防災に関する災害対策の基本計画であり、本編第5節「災害被害想定」及び第6節「地震被害想定」に掲げる想定被害を前提とする。

(2) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

また、県から町に対する助言等を通じて、防災基本計画、防災業務計画及び島根県地域防災計画と本計画が体系的整合性を持って作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

(3) 地域防災計画以外の計画との整合性の確保等

本計画は、町域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、町は、防災の観点から、他の法令に基づく計画等における防災に関する部分との整合性を確保するための必要な確認を行うほか、その他の計画（開発計画、投資計画等）についても必要な確認を行う。

また、水防法（昭和24年法律第193号）や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）等の個別法に基づき、必要な事項を本計画に確実に位置づける。

(4) 国土強靱化の基本目標を踏まえた計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、国土強靱化基本計画に基づき令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第11条において、国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするとされている。

また、県及び町は、同法第13条に基づき、県又は町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、それぞれ国土強靱化地域計画を策定している。

町は、国土強靱化に関する部分について、「飯南町国土強靱化地域計画」の基本目標を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

ア 人命の保護が最大限図られること

イ 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ウ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること

エ 迅速な復旧復興を図ること

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

5 計画の運用・習熟

町は防災関係機関と連携し、平素から災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の役割などを踏まえた実践的な訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、災害への対応能力を高めるとともに、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

1 防災の基本理念及び施策の概要

- (1) 大規模災害発生時には、次に示すような、災害による「人命危険」及び「生活上の制約（障害）」が発生することが予想される。そのため本計画では、これらの人命危険及び生活上の制約（障害）を防止するための対策を推進するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に緊密な連携を図る。あわせて、国、県、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県、町、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。
- (3) 本計画は、原則として人命危険防止対策及び生活上の制約（障害）防止対策を最重要視するが、これらの事象の発生頻度、対策効果の程度、効果の発現までの期間、対策に要する費用等を考慮して、各種対策計画を策定する。

災害による人命危険及び生活上の制約（障害）の例

危険等	内容
災害による 人 命 危 険	・ 暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、がけ崩れ、土石流、豪雪等による人命危険 ・ 突発的な事故災害発生による人命危険 ・ 地震発生時の - 家屋倒壊による下敷き、生き埋めによる人命危険 - 転倒・落下した家具による人命危険 - ブロック塀等の倒壊による人命危険 - 地震火災による人命危険 - 斜面崩壊、土砂災害による生き埋め等による人命危険 ・ 重傷患者等の診療機会喪失による人命危険 ・ 高齢者等の生活環境の悪化に伴う二次的人命危険
災害による 生活上の制約 （ 障 害 ）	・ 長期の避難所生活 ・ 長期の応急仮設住宅生活 ・ 長期にわたる生活再建の困難 ・ ライフライン（水・電力・ガス・道路）の長期機能停止・低下に伴う寝食住及び交通（通勤・通学・営業等）の長期的制約 ・ その他の生活上の重度の制約 （例：葬儀、医療、教育、ごみ・し尿処理などの重度の制約）

2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要

本計画における「予防」「応急対応」「復旧・復興」の各段階における対策の効果が最大限に発揮できるよう、防災関係機関並びに住民及び事業所等は、一体となって最善の対策を推進し、被害を軽減する必要がある。各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は次のとおりである。

(1) 周到でかつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は次のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- (ウ) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。

イ 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。

- (ア) 災害に強い町土づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路・避難路の整備等災害に強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者によるライフライン施設等の機能の確保策を講ずる。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。あわせて、消防団、自主防災組織*¹、防災士*²等の育成強化、災害ボランティア*³活動の環境整備・連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、県総合防災情報システム等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。さらに復興事前準備を講ずる。
- (カ) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は次のとおりである。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報の収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者*4」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。

なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

- (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、的確な避難指示等の発令、避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。
- (イ) 災害発生直後は、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための防災ヘリの活用、自衛隊への災害派遣など関係機関等の活動体制及び大規模災害時において被災県への支援を行う県をあらかじめ定めたカウンターパート制による相互応援体制等、広域応援体制を確立する。
- (ウ) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。
- (エ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (オ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (カ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (キ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- (ク) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ケ) 指定避難所等で生活する被災者の保健・医療・福祉ニーズ等の把握のために必要な活動や支援を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安定・物

資の安定供給のための監視・指導等を行う。

- (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
 - (シ) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (ス) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。

発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおりである。

- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を関係機関が緊密に連携しながら早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。
- (エ) 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、雇用確保、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- (キ) 大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

(注)

- * 1 自主防災組織：「自らの生命と安全は自らで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づく地域住民の自主的な防災組織
- * 2 防災士：“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、日本防災士機構が認証した人
- * 3 災害ボランティア：個人のほか専門分野に応じた各種ボランティア組織が、行政機関や被災地域住民等と連携して行う災害時の救援活動・行為
- * 4 要配慮者：高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者

第3節 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を残した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生に備え、さらなる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

また、一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じなければならない。

以上の観点を踏まえつつ、当面、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、町間の相互支援体制を構築する。また、国、県、町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

3 住民等の円滑かつ安全な避難等に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え、必要に応じた「緊急安全確保」の指示や、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、町地域防災計画への地区防災計画の位置づけ等による、町と地区居住者等との連携強化を図る。

また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局

と連携した取組の推進を図る。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図る。

第4節 飯南町の防災環境

1 地勢

本町は島根県中南部にあり、広島県との県境、中国山地の中央部に位置し、周囲を1,000m前後の琴引山や大万木山などに囲まれ、平坦地の標高が約450mの県下でも代表的な高原地帯である。町の南端にある女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、谷地区を南に流れる塩谷川は江の川に注いでいる。

面積は242.88km²（東西32km、南北32km）で、約90%を山林・原野が占めている。

2 気象

松江地方気象台赤名観測所の平年値（1991～2020年）は、年間降水量2044.9mmであり、平均気温は11.7℃である。また、本町の特徴として県内で有数の豪雪地帯であり、12月～3月にかけては最大200cm程度の積雪がある。近年は暖冬の傾向にあるが、冬は依然として積雪寒冷が厳しい。

3 人口

令和2年の国勢調査では4,577人となっており、平成27年の前回調査（5,031人）と比較すると、454人の減少となっている。

人口構成の変化を年齢3区分別人口で見ると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加しており、少子・高齢化が進行していることがうかがわれる。

さらに、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯をあわせた高齢者世帯は、令和2年の国勢調査で641世帯となっており、平成27年から令和2年の5年間で19世帯の増加となっている。

4 災害記録

本町の災害には、台風、大雨、火災等があり、主なものについては、資料15－1のとおりである。

5 防災対策推進上の留意点

(1) 災害リスクに関する取組の推進

平成27年3月に採択された「仙台防災枠組2015-2030」により、①災害リスクの理解、②災害リスクを管理するリスク・ガバナンスの強化、③強靱化のための災害リスク削減への投資、④復旧・復興課程における「よりよい復興」の4つの優先行動を実施し、災害リスク及び損失を大幅に削減することを目指すとされた。同枠組に基づき、国、公共団体、地方公共団体、事業者、住民等の官民様々な関係者が連携して防災対策を推進するよう努める。

なお、本町では総面積の9割を山林・原野が占めているが、農林業従事者の高齢化等に伴い、森林や農地の荒廃が進んでおり、がけ崩れや土砂災害の危険性が高まっていることから、危険箇所の調査を実施するなど、土砂災害に対する安全性確保に向けて適切な対応をしていく必要がある。

(2) 要配慮者対策の推進

ア 高齢化の進展等に伴い、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救援対策等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細やかな施策を他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。この一環として、社会福祉施設、医療施設等について、災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図ることや、平常時から避難行動要支援者^{*1}の所在等を把握し、発災後には避難支援等関係者^{*2}が迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。

イ 国境を越えた経済社会活動が拡大し、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害時に外国人にも十分配慮する。

(3) 消防体制の充実、自主防災の強化

本町の消防団は、雲南消防本部と連携をとりながら、団員の資質向上に取り組んでいる。

年々人員の確保が難しくなっているが、住民の安全な暮らしを守るため、今後も安定した人員を確保していく必要がある。

このため、地区の実情にあわせて消防団の編成を見直し、新たな団員の確保に努めながら人的体制の強化を図るとともに、消防車両の計画的な更新など、消防施設・装備の充実に努める。

あわせて、防災士、自治会、消防署等と協力し、訓練等を通じた防火・防災に対する意識向上を図るための啓発活動を積極的に行い、町全体の自主防災組織等の強化を図る。

(4) 多様な視点に配慮した防災対策の推進

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災士の要請など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(注)

*1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅

速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

* 2 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者

第5節 災害被害想定

近年の社会経済情勢の変化並びに島根県における風水害及び事故災害等の履歴や全国的に見た各種災害の教訓・課題を踏まえ、一層の防災対策を推進する。

1 風水害

(1) 想定災害及び被害の概況

島根県において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安とし、本町においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年7月20日～23日にかけての大雨（昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨）と同程度の豪雨に加え、平成3年9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

本計画において想定される豪雨及び台風の概要・規模及び被害の概要は、下表に示すとおりである。

想定される豪雨・台風の規模等

災害名（年月日） 想定項目	山陰豪雨 （昭和58年7月20日～23日）	台風第19号 （平成3年9月27日～28日）
気象概況	・時間最大雨量 91.0mm（浜田） 23日01時40分 ・日最大雨量 331.5mm（浜田） 23日 ・総降水量の最大値 521.5mm（浜田） 19日21時20分から 23日15時20分まで	・最大瞬間風速・風向 56.5m/s（松江）WNW 27日23時04分 ・最大風速・風向 28.5m/s（松江）W 27日23時00分 ・総降水量の最大値 54.5mm（浜田）26日18時40分から 28日08時30まで

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

過去の主な豪雨災害による被害

単位：人（戸数、世帯）

項 目		昭和47年7 月 豪雨	昭和58年7 月 豪雨	昭和63年 大 雨 (7月)	平成3年 台風第19号 (9月)	平成18年7 月 豪雨	平成25年 大 雨 (7月、8 月)
死 者（人）		28	107	6	1	5	1
負傷者（人）		79	159	29	102	12	
・重 傷		22	61	9	21	1	
・軽 傷		57	98	20	81	11	1
罹災者（人）		不 明	31,697	6,134		1,091	504
避難者（人）		172,349	69,537	4,877		2,629	資料なし
建 物 被 害 棟 数	全壊・流 失・焼失	751	1,064	71	10	7	14
	半 壊 (中破)	1,235	1,977	108	176	6	43
	一部損壊	656	551	255	29,878	68	32
	床上浸水	11,845	6,953	1,742		371	125
	床下浸水	26,449	7,043	5,119	12	1,603	787
ラ イ フ ラ イ ン	上水道 (人) (世帯)	337,172	70,649 22,323	59,822 19,553		8,334 2,636	6,868 3,234
	都市ガス (戸)	約 300	約 200	約 300		資料なし	同 左
	LPガス	資料なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	電力 (戸)	約 30,000	59,400	20,170		6,170	6,276
	電話 (回線)	6,094	14,340	13,381		1,203	

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

(2) 風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時は、時間経過に応じた災害状況の中で防災関係機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされる。

本計画においては、災害状況の変化に応じた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

2 事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要を以下に示す。

(1) 流出油事故

河川において、防災関係機関、事業所等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の重油等が流出したことにより、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が

発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(2) 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、町内及び周辺等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

(3) 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害により道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又はトンネル内で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

(4) 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

(5) 林野火災

強風、乾燥のもとで、大規模な林野火災となり、そのために隣接県の市町村、消防機関、自衛隊等に空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難指示等を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

(6) 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

第6節 地震被害想定

県は、地震・津波等による被害を科学的・総合的に予測し、県内の防災関係機関による効率的・実効的な地震・津波防災対策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、平成28年度から平成29年度にかけ「島根県地震・津波被害想定調査」を実施した。町は、この調査結果を踏まえ、一層の防災対策を推進する。

1 想定地震の設定

想定地震は、島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10の地震を設定している。

想定地震一覧表

	想定地震名	マグニチュード (Mj)	地震動 の想定	津波の 想定	地震の タイプ	想定理由
陸域 の 地震	宍道断層の地震の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸断層の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域 の 地震	青森県西方沖合（F24）断層の地震	8.4	—	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	鳥取県沖合（F55）断層の地震	8.1	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根半島沖合（F56）断層の地震	7.7	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	島根県西方沖合（F57）断層の地震	8.2	○	○	海域の浅い地震を想定	国の調査
	浜田市沖合断層の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震

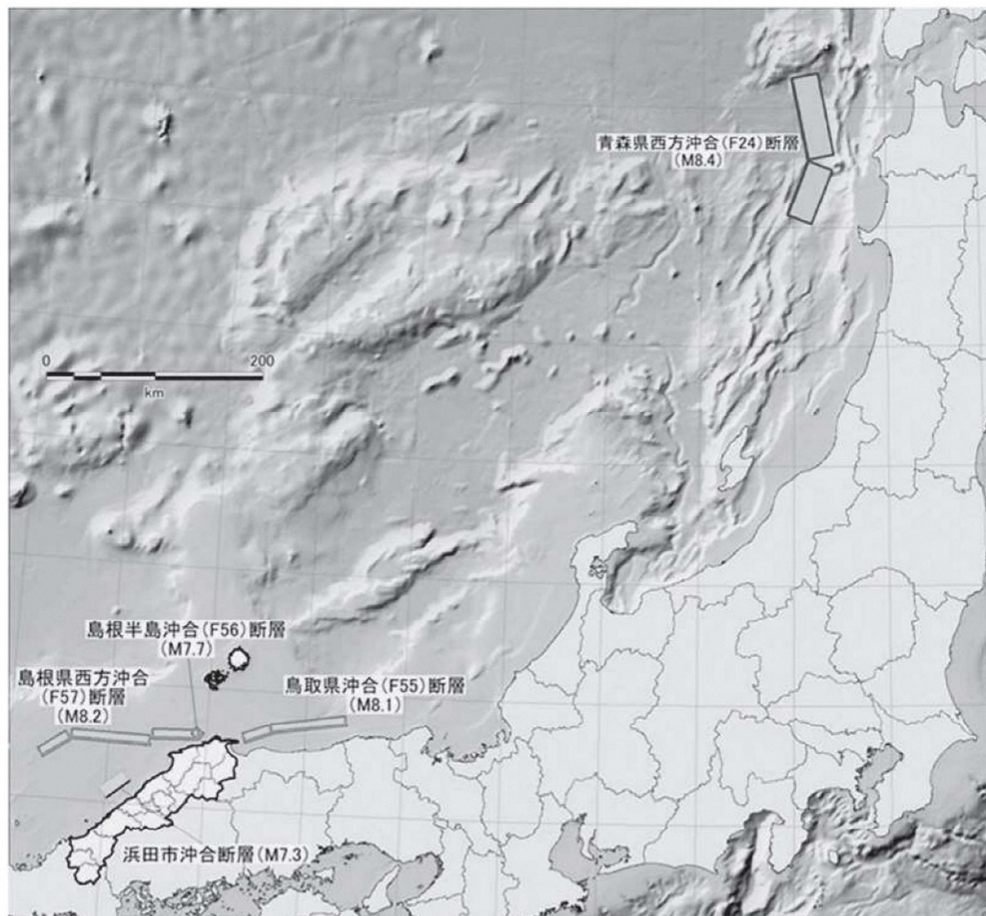
注) マグニチュード (Mj) : 気象庁マグニチュード

※ ○ : 想定対象、— : 想定対象外

地震動の想定を対象とした地震の断層位置図



津波の想定を対象とした地震の断層位置図



※資料：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成 30 年 3 月）

2 想定される被害の概要

10の想定地震のうち、本町に大きな影響を及ぼすと考えられる「宍道湖南方断層の地震」及び「島根半島沖合（F56）断層の地震」の被害想定結果を地震防災対策の構築を図るための基礎資料とする。

(1) 震度

宍道湖南方断層の地震では、最大震度6弱となり、本町でも震度4が予想されている。また、島根半島沖合（F56）断層の地震では、最大震度7となり、本町では震度3から震度4と予想されている。

(2) 液状化危険度

宍道湖南方断層の地震及び島根半島沖合（F56）断層の地震とも、出雲平野を中心に液状化の危険度が高いと予想されている。

(3) 物的・人的被害

本町を含む雲南地区における被害想定結果をまとめると次のとおりである。平素から建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策を講ずる等の対策が必要不可欠である。

雲南地区における被害想定結果

種別	被害項目	被害単位		想定地震	
				宍道湖南方断層	島根半島沖合（F56）断層
ため池・斜面	斜面崩壊	危険性が高い急傾斜地（箇所）		26	4
		危険性が高い地すべり地（箇所）		27	8
	ため池危険度	危険性が高いため池（箇所）		—	—
建築物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	秋	10	70
			冬	12	85
		半壊数（棟）	秋	336	2,110
			冬	346	2,210
	液状化による建物被害	全壊数（棟）		37	25
		半壊数（棟）		88	62
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）		27	3
		半壊数（棟）		62	6
地震火災	延焼	焼失棟数（棟）		0	—

種別	被害項目	被害単位		想定地震	
				糸道湖南方断層	島根半島沖合 (F56) 断層
人的被害*	建物倒壊	死者 (人)	5 時	0	1
			12 時	0	1
			18 時	0	1
		負傷者 (人)	5 時	15	104
			12 時	9	66
			18 時	11	76
	急傾斜地倒壊	死者 (人)	5 時	1	0
			12 時	1	0
			18 時	1	0
		負傷者 (人)	5 時	34	2
			12 時	13	1
			18 時	19	1
	屋内収容物転倒	死者 (人)	5 時	0	0
			12 時	0	0
			18 時	0	0
		負傷者 (人)	5 時	1	3
			12 時	0	2
			18 時	0	2
	ブロック塀倒壊	死者 (人)	5 時	0	0
			12 時	0	0
			18 時	0	0
		負傷者 (人)	5 時	0	—
			12 時	2	0
			18 時	2	0
	火災	死者 (人)	5 時	—	—
			12 時	0	—
			18 時	0	—
		負傷者 (人)	5 時	—	—
			12 時	0	—
			18 時	0	—
ライフライン	上水道	影響世帯 (件)	1 日後	1, 006	4, 091
	下水道	影響人口 (人)		197	633
	通信	不通回線数 (件)		80	42
	電力	停電件数 (件)		130	67
	L P ガス	供給支障件数 (件)	家庭用	13	—
			業務・農業・工業用	1	—

種別	被害項目	被害単位		想定地震	
				宍道湖南方断層	島根半島沖合 (F56) 断層
生活支障等	避難所生活者 (人)	避難所	1 日後～3 日後	1, 029	4, 218
			7 日後	827	3, 963
			1 か月先	169	805
		疎開先	1 日後～3 日後	554	2, 272
			7 日後	446	2, 134
			1 か月先	91	434
	食料需要	食料 (食分)		3, 703	15, 187
		粉ミルク (g)		1, 354	5, 550
	給水需要 (トン)	1 日後		11	42
		2 日後		9	39
		7 日後		8	39
	生活必需品	ほ乳瓶 (個)		24	100
		生理用品 (個)		1, 442	5, 913
		毛布 (枚)		2, 057	8, 437
		大人紙おむつ (個)		423	1, 735
		子ども紙おむつ (個)		782	3, 208
	災害用トイレ	必要個数 (基)		4	49
	災害廃棄物	発生量 (千トン)	可燃物	4	4
			不燃物	17	17

表中で“－”は被害が発生しないことを示し、“0”は四捨五入でゼロとなった場合を示す。

* 建物倒壊による死傷者と火災による死傷者は重複しないように考慮

※資料：島根県地震・津波被害想定調査報告書（平成 30 年 3 月）

第7節 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

町並びに県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し、処理すべき事務又は業務を示す。

(1) 町

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
・町防災会議に関する事務 ・町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

(2) 消防

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
雲 南 消 防 本 部 飯 南 消 防 署	・災害に対する予防、防御と拡大防止対策 ・消防機材の整備充実と訓練の実施 ・災害時における人命救助対策 ・災害時における危険物の災害防止対策

(3) 県

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
島 根 県	・島根県防災会議に関する事務 ・島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 ・災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施
島 根 県 警 察 本 部 雲 南 警 察 署	・災害情報の収集・伝達 ・被害実態の早期把握 ・避難誘導及び救出・救護 ・緊急交通路の確保 ・行方不明者の捜索及び検視 ・被災地における社会秩序の維持 ・地域安全活動 ・広報及び各種相談の受理 ・関係機関の活動に対する支援及び協力

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農 林 水 産 省 中 国 四 国 農 政 局 (島 根 県 拠 点)	・農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること。 ・農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること。 ・農作物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること。 ・農地、農業用施設及び農畜産物の被害状況のとりまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること。 ・農地、農業用施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること。 ・被害農林漁業者が必要とする天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること。 ・主要食糧の供給に関すること。
林 野 庁 近 畿 中 国 森 林 管 理 局 (島 根 森 林 管 理 署)	・国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 ・国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ・災害対策に必要な木材の供給
国 土 交 通 省 局 中 国 運 輸 局	・所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ・輸送等の安全確保に関する指導監督 ・関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ・緊急輸送に関する要請及び支援
厚 生 労 働 省 局 島 根 労 働 局 (雲南公共職業安定所) (出雲労働基準監督署)	・産業災害防止についての監督、指導 ・被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払いについての監督指導 ・被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ・災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 ・雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ・被災事業主に対する特別措置等の実施

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
気 象 庁 大 阪 管 区 気 象 台 (松 江 地 方 気 象 台)	・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設を行うこと。 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 ・ 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
中国四国管区行政評価局 (島根行政監視行政相談センター)	・ 被災者への生活支援情報の提供 ・ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ・ 特別行政相談所の開設
中 国 総 合 通 信 局	・ 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ・ 電波の監理及び電気通信の確保 ・ 災害時における非常通信の運用監督 ・ 非常通信協議会の指導育成 ・ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請
国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	・ 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 ・ 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 ・ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 ・ 災害に関する情報の収集及び伝達 ・ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ・ 災害時における交通確保 ・ 緊急を要すると認められる場合における申し合わせに基づく適切な応急措置の実施
松江国道事務所頓原維持出張所	・ 一般国道指定区間の防災管理及び災害復旧
環 境 省 中国四国地方環境事務所	・ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 ・ 家庭動物の保護等に係る支援 ・ 災害時における環境省本省との連絡調整
国 土 地 理 院 中 国 地 方 測 量 部	・ 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 ・ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 ・ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

(5) 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊出雲駐屯地	・ 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 (株) 中 国 支 社 谷 郵 便 局 赤 名 郵 便 局 頓 原 郵 便 局 志 々 郵 便 局 来 島 郵 便 局 角 井 簡 易 郵 便 局	・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地あて救助用郵便物の料金免除 ・被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ・被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 ・為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ・簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ・被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本電信電話(株) (島根支店)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ・緊急を要する電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ(株)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
(株)NTTドコモ中国支社 (中国支社島根支店)	・電気通信施設、設備の整備及び防災管理 ・災害非常通信の確保 ・被災電気通信施設、設備の応急復旧
K D D I (株)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソ フ ト バ ン ク (株)	・電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日 本 赤 十 字 社 (島根県支部)	・医療、助産等救助保護の実施 ・避難所等における救援物資配布、心のケア等の避難所運営支援 ・災害救助等のボランティアの連絡調整 ・義援金品の募集
日本放送協会(松江放送局) 及び県内民間放送機関	・気象等の予報及び警報等の放送 ・災害応急対策等の周知徹底 ・その他災害に関する広報活動
中 国 電 力 (株) 中国電力ネットワーク(株)	・ダム施設等の防災管理及び災害復旧 ・電力供給の確保
日 本 通 運 (株) 福 山 通 運 (株) 佐 川 急 便 (株) ヤ マ ト 運 輸 (株) 西 濃 運 輸 (株)	・陸路による緊急輸送の確保
島根県医師会	・災害時における医療救護活動の実施
島根県看護協会	・災害時における医療救護活動の実施

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
島 根 県 L P ガ ス 協 会	・ L P ガス施設の防災管理と災害復旧 ・ L P ガスの供給
島 根 県 ト ラ ッ ク 協 会	・ 陸路による緊急輸送の確保

(7) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
島 根 県 農 業 協 同 組 合	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
飯 石 森 林 組 合	・ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ・ 被災組合員に対する融資又は斡旋
飯 南 町 商 工 会 (飯南町商工会支援センター)	・ 物価安定についての協力、徹底 ・ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
一 般 運 輸 業 者	・ 緊急輸送に対する協力
飯南町社会福祉協議会	・ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
社 会 福 祉 施 設 経 営 者	・ 被災者の保護についての協力
金 融 機 関	・ 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置に関する協力
危 険 物 等 の 管 理 者	・ 危険物等の保安措置
た め 池 管 理 者	・ 農業用ため池等の防災管理
頓 原 土 地 改 良 区	・ 水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
島 根 県 行 政 書 士 会	・ 被災者の支援についての協力
全国農業協同組合連合会 中四国広域営農資材事業 所 島 根 推 進 課	・ 緊急物資の調達 ・ 陸路による緊急輸送の協力
L P ガ ス 取 扱 機 関	・ L P ガス施設の防災管理と災害復旧 ・ L P ガスの供給

2 国、県、町、指定公共機関・指定地方公共機関、住民及び事業所の責務

(1) 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図る。また、県及び町の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言し、その他適切な措置をとる。

(2) 県の責務

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行う。

(3) 町の責務

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実に努めるほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

なお、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市町村の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与する。

(5) 住民及び事業所の責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町及び県が処理する防災業務について、自発的に協力する。

ア 住民の責務

(ア) 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害に備える必要がある。

(イ) 住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努める。

(ウ) 住民は、災害に際しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、相互に協力するとともに、町及び県が実施する防災業務について、自発的に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。

イ 事業所の責務

- (7) 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、町が実施する防災施策に協力するよう努める。
- (4) 事業所の事業者（管理者）は、事業の実施に当たり、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払う。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第8節 計画の運用等

1 平常時の運用

町及び防災関係機関は、平常時において、本計画の目的並びに基本理念及び施策の概要に基づき、災害予防計画で定めた防災業務を遂行するとともに、普段の危機管理や防災に関する調査研究、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・研修、防災訓練の実施などを通して計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

(1) 基本理念及び施策の概要並びに災害予防計画に基づいた事務の遂行

町及び防災関係機関は、各種施策・事業の実施に当たり、当該施策・事業が本計画の基本理念及び施策の概要並びに災害予防計画に合致したものであるかを点検し、必要に応じて施策・事業の修正に努める。

また、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

(2) 災害応急対策計画等の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、町及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じた計画運用のためのマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証を行う。

また、計画、マニュアルの定期的な点検を行い、点検や訓練から得られた防災関係機関間の調整に必要な事項や教訓等を反映させる。

さらに、町は、他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する各種計画の作成、対策の推進に努める。

2 災害時の運用

発災時は、本計画の災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第 2 編 風水害対策編

第1章 風水害予防計画

町は、周到かつ十分な風水害予防対策を推進するため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 災害に強い町土づくり

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強い町土づくりを実現する必要がある。そのため、防災関係機関と連携のもと、浸水災害の予防、土砂災害の予防、建築物・公共土木施設等の安全化、農林業施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、気象等の警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、防災施設・装備の整備、輸送路等の確保、施設・機能の代替性の確保などに努めるとともに、物資及び資器材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。そのため、消防団、自主防災組織、防災士等の育成・強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 風水害予防

総務課 産業振興課
建設課

町は、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害等に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により風水害に強い郷土を形成し、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

1 治水対策（建設課）

異常降雨に伴う河川、ため池等の堤防亀裂、沈下、崩れの発生、さらには護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、島根県水防計画等の定めに準じて次の警戒措置をとる。

(1) 河川等の危険な箇所の把握、周知

町は、国において作成された浸水想定区域図について、住民への周知に努めるとともに、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。

また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 洪水注意報・洪水警報や水位情報の伝達方法

ウ 避難路上の障害物等の把握

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

カ 浸水想定区域内に要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

(2) 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

町は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道の整備、遊水地、分水路等の建設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

(3) 農業用排水路、ため池等の点検

それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

2 治山対策（産業振興課・建設課）

町は、国及び県の協力を得て、次により治山対策を講ずる。

(1) 保安林の整備

森林の維持造成を通じ災害に強い町土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、指定保安林の保全に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域等への指定を推進し、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

3 水防体制の整備（総務課）

(1) 水防団による水防体制

本町では、消防団が水防団を兼ねている。町及び水防団は、水防体制の強化のため、次の事項について実施する。

ア 水防訓練の実施

イ 町内河川の分団ごとの管轄区域の指定

ウ 危険箇所等の把握

エ 定期的な河川巡視及び降雨時の警戒巡視の実施

(2) 水防資機材の整備等

ア 町は、保有している水防資機材を定期的に点検し、資機材の種類及び数量の確認と不良・不足物資の交換・補充を行う。

イ 町は、水防活動に必要となる重機の借り上げ等について、町内の建設業者等と必要に応じて協議し、調達ルートを確保しておく。

(3) 水防団、水防協力団体の育成強化

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進する。

また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある（土砂災害）。

土砂災害のおそれがある区域については、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。

町は、土砂災害警戒区域等の把握と周辺住民への周知に努めるとともに、警戒避難体制の整備をする。

また、県は、一定の開発行為に対する許可制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生危険度が高い区域から、砂防法（明治30年法律第29号）・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定を行い、各種砂防関係事業を実施するなど、相互に協力して総合的な土砂災害対策を推進する。

1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策（建設課）

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生に係る要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）及び危険地の把握、周知

ア 現況

がけ崩れによる危険がある土砂災害警戒区域について、県では、防災上緊急度が高く、要件を満たすものから、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施している。

（参考）

○急傾斜地崩壊危険区域の指導基準

傾斜度30°以上、高さが5m以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家5戸以上ある場合（5戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。）

イ 対策

町は、急傾斜地の資料を整備し、住民等への周知徹底を図る。特に周辺地域住民に対して、土砂災害警戒区域等（土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域）及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努めるとともに、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者、占有者又は維持管理の徹底と危険が及ぶおそれのある施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

また、新たな危険区域を調査把握し、指定を要望する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工と、崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工があり、町は、県の協力のもと、必要な工事の実施を推進する。

なお、急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。

ア 抑制工

がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって容易に崩壊しそうな不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工等がある。

イ 抑止工

コンクリート擁壁工や土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

ウ その他

がけから少し離して擁壁をつくり、崩壊が発生したときの被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工等がある。

(3) 治山事業の実施

治山事業山腹工事には、斜面を安定させるための山腹基礎工や斜面の植生を回復するための山腹緑化工と落石の防止・軽減を目的とする落石防止工などがある。町は、県の協力のもと、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて保安林指定による立木の伐採等の規制と予防治山事業等の促進を図る。

(4) 警戒・避難体制の整備

町は、災害発生の防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺において危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施するとともに、必要に応じてがけ崩れ発生の危険度を判定し、防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

また、危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認 3 要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

(5) 住宅移転の促進等

町は、県の協力を得て災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を

行う。また、土砂災害防止法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の委任を受けたがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策（建設課）

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造において多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地の把握、周知

ア 現況

町内の地すべり危険箇所については、資料13-2のとおりである。

県は、地すべりによる危険がある地区について、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等（地すべり）の指定及び周知に努めている。

さらに、農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所の把握、及び周知に努めている。このうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長若しくは誘発し、又はそのおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

イ 対策

町は、県と協力、連携を図りながら、地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のための各種調査を実施する。また、地すべり防止区域等については、監視を行い、危険の発見に努めるとともに、周辺地域住民に対して周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

地すべり防止工事には、地すべりを安定させる抑制工と地すべりに対する抵抗力を付加することで、その安定化を図る抑止工があり、町は、県の協力のもと、状況に応じてそれらの工事の実施を推進する。

なお、地すべりの最大の誘因は地下水状況の変化によるものなので、地下水排除工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべり抑止工等を実施していく。

また、未指定の危険箇所については、対策工事を実施するために指定の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。

町は、特に危険度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）及び地すべり危険地に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト対策（地すべり監視施設、情報機器の

整備等)により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民へ避難指示等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を整理する。

また、現在、県砂防課、農地整備課及び森林整備課のホームページ並びに町のハザードマップにより、指定区域(土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域)、及び地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

3 土石流災害の防止対策(建設課)

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりを持ち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力がさらに強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土砂災害警戒区域等(土石流)及び危険地の把握・周知

ア 現況

県は、土石流により危険がある地域については、「土砂災害防止法」に基づき基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等(土石流)の指定及び周知に努めている。

また、土石流による被害を防止するため、砂防設備が必要な土地及び一定の行為を禁止または制限すべき土地について「砂防指定地」として国土交通大臣が指定している。

農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、崩壊土砂流出危険地区として危険度の判定をしている。

イ 対策

町は、県と協力、連携を図りながら、地域住民の協力を得て、逐次、土石流発生の危険がある区域等の把握のための各種調査を実施し、砂防指定地等の指定及び対策を促進するとともに、既に調査している箇所以外についても調査を進め、より一層、危険区域の把握に努める。

また、危険区域等の資料を整備し、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工(荒廃した山地の回復)、砂防堰堤工(土砂の流出を調節する)、床固工(溪床の安定)、護岸工(溪岸の安定)等がある。

町は、県の協力のもと、土砂災害警戒区域等(土石流)のうち、緊急度の高いものから計

画的にそれらの対策工事を進めていく。

なお、砂防工事の実施に当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先するものとし、特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備促進を図る。

(3) 治山事業の実施

町は、溪流の侵食が進み土砂の流出のおそれのある溪流については、県の協力のもと、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策としての谷止工（溪床・溪岸侵食の防止）、床固工（堆積土砂の流出防止）、流路工（縦横侵食の防止）等の施工促進とあわせ、その上流域の森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

(4) 住宅移転の促進

町は、関係機関と連絡調整を図ったうえ、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害防止法による防止対策（建設課）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、結果について公表するとともに、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害防止法第7条に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

なお、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制については、本計画の各節で定める事項のほか、**資料6－6**のとおりである。

- (ア) 土砂災害に関する情報等の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び住民への伝達に関すること
- (イ) 避難場所及び避難経路に関すること
- (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (エ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- (オ) 救助に関すること

- (カ) (7)から(オ)に掲げるもののほか、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関すること

イ ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し、住民に周知する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策との連携

町は、土砂災害防止法第9条に基づく土砂災害特別警戒区域の指定があったときは、県が実施する以下の措置に協力し、総合的な土砂災害対策を推進する。

- (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設、学校及び医療施設のための開発行為に関する規制
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制（居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。）
- (ロ) 構造規制への資金等の支援（土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業による補助）
- (ハ) 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告（土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、町と連絡調整のうえ、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。）
- (ニ) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(3) 土砂災害に関する情報提供

ア 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

町は、県及び松江地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び補足情報（県が補足情報として、以下の表に示す土砂災害危険度情報を土砂災害予警報システムで該当市町村に提供するとともに、県ホームページ「しまね防災情報」でも提供している。）等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難指示等の災害応急対策が適時適切に行えるよう、本計画に明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図り、危険箇所には巡視警戒要員の配置等を検討する。

土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）

相当するレベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法
警戒レベル 5 相当	災害切迫	・レベル 5 土砂災害特別警報の基準を超過している状態 ・命に危機が及ぶような土砂災害が既に発生している可能性が高い状況 ・直ちに身の安全を確保
警戒レベル 4 相当	危険	・レベル 4 土砂災害危険警報の発表基準 ・土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況 ・危険な場所から全員避難
警戒レベル 3 相当	警戒	・レベル 3 土砂災害警報の発表基準 ・土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 ・避難準備の目安 ・要配慮者等は避難開始の目安
警戒レベル 2 相当	注意	・レベル 2 土砂災害注意報の発表基準 ・土砂災害への注意が必要 ・今後の雨の降り方に注意

イ 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、県は地すべり、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難指示等の発令判断等を行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

また、県又は国は、土砂災害防止法第31条に基づき、緊急調査の結果から当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を関係市町村の長に通知するとともに、住民に周知するために必要な情報提供を行う。

町は、土砂災害緊急情報の通知を受け、必要な情報を住民に周知する。

第3節 建築物等災害予防

総務課 建設課

町は、災害に強いまちづくりを行うに当たって、公共建築物、一般建築物の安全性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

1 公共建築物の災害予防（各施設担当課）

- (1) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、町は、次の公共建築物等について一層の安全化を図り、機能を確保する。また、大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。
 - ア 災害対策本部等の設置場所となる役場庁舎及び支所等
 - イ 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
 - ウ 災害時の医療救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等
- (2) 町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。
- (3) 町は、施設管理者と連携し、不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。また、文化財保護のための防災対策に努める。

2 一般建築物の災害予防（総務課・建設課）

町は、一般建築物の安全化、不燃化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

県が実施する建築確認審査等を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、パンフレットの配布等により不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置について啓発し、また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対し移転促進のため、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

(2) 老朽化した既存建築物に対する改修指導

町は、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である場合には、建築物の補修及び窓ガラス、外装材等の落下物予防措置等について指導に努める。

(3) 特殊建築物等の安全化

町は、特殊建築物等の安全化、不燃化を図るため、次の措置を講ずる。

ア 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全性を推進するため、建物の不燃化等を進める。

イ 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

ウ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、建築物の安全確保を推進する。

3 防災空間の確保（総務課・建設課）

(1) 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) オープンスペースの整備・確保

農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、あわせて、生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時においては避難先として防災上重要な役割を持っており、町及び土地改良区は、それらの整備を推進する。

また、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

4 工作物対策（総務課・建設課）

(1) 擁壁の安全化

町は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

(2) ブロック塀等の安全化

町は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、あわせて、パンフレットの配布等を実施する。

(3) 窓ガラス等落下物の安全化

町は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導に努める。

5 新規開発に伴う指導・誘導（総務課・建設課）

町は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、県の協力のもと、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて行う。

また、次にあげる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。都市計画法に基づく許可を要する開発行為について、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内においては、自己居住の用に供する目的で行うもの以外は原則として認めない。

なお、宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(1) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条に基づき指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

(2) 危険住宅の移転促進

本章第2節「土砂災害予防」を参照

第4節 ライフライン施設等災害予防

総務課 建設課

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。このため、町は、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

1 水道施設の予防対策（建設課）

(1) 現況

赤来地域においては、平成2年度から進めていた農業飲雑用水供給施設整備事業が、平成6年度で完了し、かねてから懸案であった未給水地区の解消が図られた。

頓原地域については、頓原・花栗・佐見・寺沢・八神・志津見・角井地区の整備が完了しているものの、未普及地区の都加賀・長谷・獅子地区があり、早急に水道施設の整備が必要である。

(2) 対策

町は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。

イ 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。

2 下水道施設の予防対策（建設課）

(1) 現況

本町の排水処理対策は、平成8年度から進めていた特定環境保全公共下水道の整備事業が、平成21年度で完了している。公共下水道処理区域外については、八神地区の一部において農業集落排水で処理されているほか、その他の地区では浄化槽の設置を促進している。

(2) 対策

町は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

ア 整備計画に基づき、対象区域の施設整備を計画的に推進する。

イ 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。

ウ 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの確保に努める。

3 道路施設の予防対策（建設課）

(1) 現況

本町の道路体系は、一般国道54号が町の中央を南北に縦断し、これから分岐した出雲市を結ぶ一般国道184号、主要地方道邑南飯南線、川本波多線、一般県道美郷飯南線、吉田頓原

線、佐田八神線、町道都加賀民谷線が近隣の市町を結ぶ広域的な幹線道路となっている。

一般国道54号は、迂回路のない老朽化した赤名トンネル及び晴雲トンネルの改修、国道184号は未改良区間の早期改良が望まれる。

また、主要地方道及び一般県道についても路線の整備が十分でないため、早期改良が望まれる。

町道については、計画的に整備を進めており、改善されてきてはいるが、さらに整備を進める必要がある。

(2) 対策

町は、災害時における緊急輸送ルートの早期確保を図るため、道路ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

ア 道路

(ア) 災害時における円滑な交通を確保するため、町道のうち、狭あい区間や未改良・未舗装の部分については、整備の必要性・緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。

(イ) 災害により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所（資料13－2参照）については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。

イ 橋梁

施設の定期的な点検を行い、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強工事を行う。

ウ トンネル

町内のトンネルについては、老朽化した赤名トンネル・晴雲トンネルの整備を関係機関へ要望する。

4 LPガス施設の予防対策（総務課）

町内には、3箇所のLPガス販売店があり、LPガスボンベが保管されている。

LPガス販売事業者は、災害予防のため、LPガス施設の安全性に配慮した整備を行うとともに、日常から定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進することになっており、町は必要によりこれに協力する。

5 電力施設の予防対策（総務課）

町は、必要に応じて中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱が行う予防対策に協力する。

6 通信施設の予防対策（総務課）

町は、必要に応じて西日本電信電話㈱、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱等が行う予防対策に協力する。

第5節 農林業施設災害予防

産業振興課 建設課

町は、災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図る。

1 農業施設災害の防止対策（建設課）

(1) ため池整備事業

ア 現況

町内には農業用のため池が数多くあるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、決壊した場合、下流の農地、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 保守管理

農業用のため池は決壊した場合、下流に与える影響が大きいため、町は、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対して指導するとともに、老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、補強や統廃合など、抜本的な改修や減災対策のための整備計画を策定する。

また、ハザードマップ等を作成し、住民等に配布する。

さらに、ため池一覧表及び連絡・点検体制表等を整備し、ため池管理簿により日常点検を行うよう努める。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点農業用ため池（資料13－5）として特に監視点検に取り組む必要がある。

(2) 農地保全事業

町は、降雨によって侵食を受けやすい急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業を検討する。

(3) 地すべり対策事業

町は、地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。

(4) 農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）のストックマネジメント

町は、農業用水利施設の機能保全を図るため、ストックマネジメントの基本的事項を普及するとともに、施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、計画的・効率的な機能保全を図る。

2 林業施設災害の防止対策（産業振興課・建設課）

(1) 現況

本町における崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区については、資料13－2のとおりである。

(2) 山地治山事業

町は、山腹崩壊地、侵食や異常な土砂堆積が見られる溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る復旧治山事業を行う。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び溪流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区のうち、緊急のものについて予防治山事業を行う。

(3) 森林整備

森林は、豪雨災害等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、町は、荒廃林地の復旧、防災林の設置、治水のための植林及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。

町は、災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、風水害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制等を整備しておくとともに、県や防災関係機関相互の連携体制及び広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む。）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

1 災害対策本部体制の整備（全課）

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

(1) 動員配備計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

ア 町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、職員の安全確保に十分に配慮しつつ、非常参集体制の整備を図る。

イ 町は、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

ウ 町は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 応急活動マニュアル等の整備

町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(4) 当直員等による体制の確保

町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

(5) 防災関係機関との連絡体制の整備

町は、意見の聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(6) 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。そのため、町は、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努める。

(7) 災害対策本部室等の整備

町は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、災害対策本部室の設営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ウ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線等多様な通信手段の整備
- エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- オ 災害対策本部の職員用として、2～3日分の水、食料及び毛布等の備蓄
- カ 応急対策用地図

2 防災中枢機能の整備（総務課）

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、緊急輸送のための拠点整備を行う。

さらに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

- (1) 防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。
- (2) 災害対策の中枢施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

また、小水力発電などの地域の再生可能エネルギー資源を活用できる電源設備の導入を推進し、災害時には、当該再生可能エネルギー発電設備で生み出された電気・熱の活用を図る。

- (3) 「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、令和5年1月一部改訂）により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

3 広域応援体制の整備（総務課）

(1) 連携体制の整備

町は、防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から連携を強化しておく。また、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

さらに、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

現在、町が締結している協定は、次のとおりである。

協 定 名	締 結 先	締結年月日	資料番号
島根県消防広域相互応援協定書	島根県、島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合	平成30年 8月1日	資料2-1
島根県防災ヘリコプター応援協定	島根県	令和2年 10月1日	資料2-2
災害時の相互応援に関する協定書	島根県及び島根県内の市町村	平成8年 2月1日	資料2-3
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	飯南町建設業協会	平成21年 3月6日	資料2-4
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	平成23年 9月7日	資料2-5
広島県三次市と島根県飯南町の災害時相互応援に関する協定	広島県三次市	平成23年 9月27日	資料2-6

協 定 名	締 結 先	締結年月日	資料番号
災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	中国電力㈱出雲営業所	平成23年 11月1日	資料2-7
災害時における飯南町と飯南町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書	飯南町社会福祉協議会	平成24年 7月10日	資料2-8
災害時における「道の駅赤来高原」防災総合利用に関する基本協定書	一般社団法人飯南町観光協会	平成24年 7月27日	資料2-9
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	飯南町保健福祉センター	平成24年 11月1日	資料2-10
防災対策協力に関わる協定書	松江地方気象台	平成24年 11月28日	資料2-11
災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定	生活協同組合しまね	平成26年 1月30日	資料2-12
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話㈱	平成26年 2月6日	資料2-13
災害時等における緊急用L P ガスの調達に関する協定書	一般社団法人島根県L P ガス協会及び島根県L P ガス協会雲南支部	平成26年 9月1日	資料2-14
飯南町と町内郵便局の災害発生時における協力に関する協定	飯南町内郵便局5局、松江中央郵便局	平成29年 12月7日	資料2-15
災害発生時における復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成30年 1月17日	資料2-16
飯南町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	令和5年 1月17日	資料2-17
災害救助物資の調達に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	令和元年 5月31日	資料2-18
飯南町・エフエム山陰・山陰放送の災害情報の発信と防災啓発に関する連携協定書	エフエム山陰、山陰放送	令和2年 3月30日	資料2-19
地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	令和3年 2月26日	資料2-20
株式会社さとふるとの協定書	株式会社さとふる	令和2年 10月8日	資料2-21
一般国道54号の災害時等における飯南町頼原防災拠点施設の使用に関する基本協定書	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長	令和2年 12月10日	資料2-22
一般国道54号の災害時等における飯南町役場駐車場の使用に関する基本協定書	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長	令和2年 12月10日	資料2-23

協 定 名	締 結 先	締結年月日	資料番号
「道の駅」赤来高原における飯南町・一般社団法人飯南町観光協会・江崎グリコ株式会社の相互協力に関する連携協定書	一般社団法人飯南町観光協会、江崎グリコ株式会社	令和3年 1月14日	資料2-24
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年 3月24日	資料2-25
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人雲南広域福祉会	令和3年 8月1日	資料2-26
災害時における宿泊施設の使用に関する協定書	株式会社飯南トータルサポート	令和3年 11月1日	資料2-27
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	西日本三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	令和4年 6月29日	資料2-28
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	令和5年 4月21日	資料2-29
災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社アクティオ	令和5年 7月10日	資料2-30
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	島根県石油協同組合飯南支部	令和6年 2月15日	資料2-31
災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	島根県農業協同組合雲南地区本部	令和7年 7月1日	資料2-32
災害時における物資供給に関する協定書	プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー、株式会社ケイツウ	令和7年 11月1日	資料2-33
災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書	雲南地区測量設計協会	令和8年 5月29日	資料2-34

(2) 応援計画及び受援計画の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとし、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

ア 県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

(3) 自衛隊との連携体制の整備

ア 町は、県及び自衛隊と各々の計画の調整を図るとともに、協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。

イ 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、県を通じてあらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

ウ 町は、いかなる状況において、どのような分野（救急・救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、県を通じて自衛隊に書面にて連絡しておく。

エ 町は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、受援計画の整備に努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

4 災害救助法等の運用体制の整備（総務課・住民課・保健福祉課）

大規模災害の場合は、通常、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

県は、災害時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

町の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け、災害救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルの作成に努める。

5 業務継続性の確保（総務課）

町は、地震発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

6 複合災害体制の整備（総務課）

(1) 複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、あらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

7 罹災証明書の発行体制の整備（総務課・まちづくり推進課・住民課・建設課・出納室）

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 情報管理体制の整備

総務課 まちづくり推進課

町は、迅速かつ的確に防災対策を実施するため、多種多様かつ多量の災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに、住民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備を推進する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進に取り組む。

1 情報通信設備の整備（総務課）

(1) 応急用資機材の整備

町は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(2) 多様な通信手段の確保

町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の通信手段を整備することにより、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、ケーブルテレビなどの情報通信網の整備を推進するとともに、防災情報の伝達手段として有効活用を図る。

2 通信設備操作の習熟（総務課・まちづくり推進課）

(1) 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

(2) 町は、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

3 気象予報及び警報等伝達体制の整備（総務課・まちづくり推進課）

町は、県、報道機関等と相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を締結し、その円滑化を期する。

4 島根県総合防災情報システム等の活用（総務課・まちづくり推進課）

県は、災害の未然防止及び被害の拡大防止を図るため、県・市町村をはじめとする防災関係機関が情報通信ネットワークを構築し、総合的な防災体制を確立するため、平成11年4月から「島根県総合防災情報システム」を運用している。町は、県総合防災情報システムをはじめとする各種情報通信システムを活用し、総合的な情報管理体制の充実を図る。

(1) 県総合防災情報システム

県総合防災情報システムの防災端末は、県、市町村及び防災関係機関へ設置され、気象情報、被害情報等の防災情報を収集、伝達するシステムが構築されている。その情報をリアルタイムに収集し、関係職員へ提供することで防災体制の確立に役立てる。

(2) 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(3) 地域衛星通信ネットワークシステム

(一財) 自治体衛星通信機構が通信衛星を利用して提供する通信サービスを用いて、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互を結ぶ通信網で、消防防災無線及び都道府県防災行政無線等の機能を補完するとともに、地上系と衛星系による伝送路の2重化を図り、音声やFAX電送機能、映像受信機能を有する。

(4) 一斉指令システム

県一斉指令システムは、県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークの通信網を利用したシステムであり、県から気象情報や防災事項等を一斉同報で配信し、県地方機関、市町村、消防本部、放送機関等は受令システムで受信する。

第8節 広報体制の整備

総務課 まちづくり推進課
保健福祉課

町は、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

1 住民への的確な情報伝達体制の整備（総務課・まちづくり推進課・保健福祉課）

町は、次のとおり住民への的確な情報を伝達する体制を整備する。

- (1) 本町では、被災者への情報伝達手段として、町防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、ホームページ、広報紙等を活用することとしているが、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び職員に対して特別警報、危険警報及び警報等が確実に伝わるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（JALERT）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制について検討する。

- (2) ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (3) 災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を大規模停電時も含め、常に的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (4) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (5) 県総合防災情報システムにより、県のホームページ（しまね防災情報）を通じて、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、避難所等への端末配備を推進し、被災者に必要な情報を即報できる体制を整備する。
- (6) 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報、危険警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (7) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (8) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(9) Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

2 報道機関との連携体制の整備（総務課・まちづくり推進課）

町は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続の方法等について、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3 災害用伝言サービス活用体制の整備（総務課・まちづくり推進課）

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である「災害用伝言サービス」について、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時から広報紙、ホームページの活用など、様々な広報手段を活用し、普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において「災害用伝言サービス」の運用を開始した場合における広報体制について、町は関係機関と協議しておく。

○ 災害用伝言サービス

災害時の安否確認等の通信を全国に分散させることにより円滑な伝達を確保し、災害時の輻輳を緩和するとともに、災害救援・復旧用の通信を確保することを目的に、日本電信電話株式会社がボイスメールやネットワーク制御技術を基に開発し、平成10年3月31日より運用を開始したシステム。災害発生後、家庭のダイヤル式電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う仕組みとなっており、被災地内外の家族・親戚・知人間や企業の職員への伝言通知など様々な用途がある。

第9節 避難体制の整備

総務課 住民課 保健福祉課
建設課 頓原基幹支所 教育委員会

町は、大規模な災害発生時において、速やかに避難所を開設し、避難者の受入れ、避難所の運営等ができるよう、事前に避難先、また、避難先へ向かう避難路等について、それぞれ指定するとともに、誘導體制等について定めておく。特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策の充実・強化を図る。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるとともに、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得ることに努める。

なお、町内において、水防法第14条、第14条の2及び土砂災害防止法第7条、第9条に基づく区域の指定があったときは、その定めるところにより、区域ごとに必要な事項を定める。

1 避難指示等の基準の策定（総務課）

町は、浸水害、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、例えば土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

また、土砂災害については、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(1) 避難指示等の種類

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令等の判断基準（具体的な考え方）とあわせ、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図り、警戒レベルを用いて伝達する。

また、気象等のレベル5特別警報、レベル4危険警報、レベル3警報及び避難指示等を住民に周知し、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難指示等一覧

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」の作成

町は、「避難情報に関するガイドライン（内閣府）」に基づき、下記の点について検討し、適切な避難指示等を行うため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、中小河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が

多いことから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ア 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

(7) 水害

- a 住民が避難行動をとる必要のある河川と区間を特定
- b 対象とする河川の特性を把握

(4) 土砂災害

- a 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- b 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

イ 避難すべき区域

- (7) 避難が必要な区域を特定
- (4) 当該区域での災害の様相や避難指示等の判断に係る特性を把握

ウ 避難指示等の発令の判断基準・考え方

- (7) 避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の意味合いと住民に求める行動を、警戒レベルを用いて確認
- (4) 住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
- (7) 避難すべき区域ごとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準（考え方）を策定
- (4) 「屋内安全確保」を講ずべき状況の基準（考え方）を策定

エ 避難指示等の伝達方法

- (7) 伝達文の内容の設定
- (4) 伝達手段及び伝達先の設定

オ 参考とすべき情報

- (7) 過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- (4) 土砂災害警戒区域等図
- (7) 河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図等）
- (4) 災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- (7) 避難指示等に参考とすべき情報（気象等のレベル5特別警報、レベル4危険警報、レベル3警報、レベル2注意報、洪水予報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、キキクル、気象防災速報（記録的短時間大雨、線状降水帯発生、線状降水帯直前予測）、気象開設情報（線状降水帯半日前予測、大雨）等）
- (7) 情報伝達手段の整備状況（町防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

(3) 防災マップの作成

町は、災害時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となって防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、雨水出水に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その

他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。防災マップの作成に当たっては、バリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講ずる。

(4) 避難指示等に係る助言

町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 避難計画の策定（総務課・住民課・保健福祉課・教育委員会）

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所（被災者受入施設）の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

ア 避難指示等判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の発令基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難先への経路及び誘導方法

オ 指定避難所（被災者受入施設）開設に伴う避難者救済措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 指定避難所の秩序保持

(イ) 受け入れた避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 受け入れた避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 受け入れた避難者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

(カ) 運営責任者の事前選任

(キ) 役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

- (ア) 指定避難所
- (イ) 給水施設
- (ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

- (ア) 平常時における広報
 - a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a ケーブルテレビ・町防災行政無線による広報
 - b 広報車による周知
 - c 避難誘導員による現地広報
 - d 住民組織を通じた広報

ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項

- (ア) 避難行動要支援者等への情報伝達方法
- (イ) 避難行動要支援者等ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (ウ) 避難行動要支援者等の支援における町、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りするスーパーなどの施設等、防災上重要な施設の管理者は、以下の点に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

町は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に際して必要な指導・援助を行う。

ア 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

スーパーなど不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮したうえで、指定緊急避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

町は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

なお、災害後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、安全な避

難を支援できるように努める。

学校等は、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておく必要がある。

多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- (ア) 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。
- (イ) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- (ロ) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- (エ) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにする。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について、情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

3 避難誘導体制の整備（総務課・頓原基幹支所）

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、別途定める避難計画及び本編第2章第8節「避難活動」に示す活動方法・内容等を習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化

町は、町長による避難指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底されるよう、実施基準を明確化し、あらかじめ本計画又は避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

町は、避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導ができるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や車両による移送などの方法を講じておく。

エ 大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、広報紙のほか、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

町は、避難指示等の伝達時において、住民への周知が最も迅速で確実、かつ効果的な方法により実施できるよう、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア ケーブルテレビ、町防災行政無線による伝達

イ 広報車の巡回

ウ 消防団による情報伝達系統

エ 役場→区長→地区内の各戸への情報伝達系統

オ サイレン及び鐘による伝達

カ 登録制メールによる伝達

キ 携帯端末の緊急速報メールサービスによる伝達

ク SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達

ケ Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

また、「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」及び町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努めるとともに、通信設備障害時に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

町は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次の事項に重点を置き、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

避難訓練の実施等を通じ、避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達や、避難行動要支援者の避難支援・安否確認等に係る体制の一層の整備に努める。

4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知（総務課・保健福祉課）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定及び周知

(7) 指定緊急避難場所の指定（資料6－1参照）

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

a 指定に当たっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

b 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

c 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

d 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

- e 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

(イ) 住民等への周知

町長は、指定緊急避難場所の指定及び指定の取り消しをした場合は、住民等への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを周知徹底する。

イ 指定避難所の指定及び整備

(ア) 指定避難所の指定（資料6－1参照）

町は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民等への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様とする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

- a 指定に当たっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。
- b 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設とする。
- c 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとする。
- d 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものとする。
- e 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- f 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- g 避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(イ) 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

さらに、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

加えて、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の整備・活用や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸を必要に応じて整備するなど、代替水源の確保に努める。

なお、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

また、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

なお、孤立予想地区の指定避難所については、特に、1週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 町は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者と間で事前に指定避難所運営関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 町及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

オ 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

町は、避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等、の要配慮者のため、必要に応じて、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配

慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

(7) 福祉避難所の指定

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(4) 福祉避難所の公示

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(2) 避難地区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、避難先で受入れが可能な人数に余裕を持たせておく。

(3) 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

ア 避難路の選定と確保

町は、市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(7) 避難路は、おおむね4 m以上の幅員を有するものとする。

(4) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(7) 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

(5) 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。

(6) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(6) 避難路については、複数の経路を選定しておく。

イ 避難先及び周辺道路の交通規制

町は、災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、警察と連携・調整のうえ、

避難先及びその周辺道路において、駐車禁止や通行止め等必要な交通規制の実施を推進する。

(4) 避難先の住民への周知

町は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

ア 広報紙等

イ 案内板等の設置

（ア）誘導標識

（イ）避難先案内図

（ウ）避難先表示板

ウ 防災訓練

エ 防災啓発パンフレットの作成、配布

オ 防災マップ等の作成、配布

(5) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

町は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

5 応急仮設住宅等の確保体制の整備（総務課・建設課）

町は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第10節 救急・救助・医療体制の整備

総務課 保健福祉課 飯南病院

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な救急・救助、医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、救急・救助及び医療救護を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 救急・救助体制の整備（総務課・保健福祉課）

(1) 関係機関等による救急・救助体制の整備

災害時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、町は、関係機関等と連携して生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

ア 町・消防本部の救急・救助体制の整備

(ア) 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

(イ) 町内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

(ウ) 救急・救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

(エ) 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

(オ) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

(カ) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(キ) 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

イ 消防団の救急・救助体制の整備

日頃から地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(2) 住民、自主防災組織、防災士等の救急・救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、

自主防災組織、防災士等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

町は、住民、自主防災組織及び防災士等が行うこれらの活動等を支援する。

(3) 消防団、自主防災組織、防災士、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、防災士、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

2 救急・救助用資機材等の整備（総務課・保健福祉課）

救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

町及び消防本部は、災害時に同時多発する救急事象に対応するため、車両や救急用装備・資機材等の整備を図る。

また、土砂崩れ等による生き埋め者等の救出・救助事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を図る。

3 医療体制の整備（保健福祉課・飯南病院）

(1) 情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確に医療救護対策を実施するため、町は、県、医療関係機関及び防災関係機関と相互に連携のもと、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集・伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

また、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(2) 医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）、保健師等チーム、島根県栄養士会及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、町は、関係と連携した医療救護活動体制の整備を図る。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療救護資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

ア 初期医療体制の整備

(ア) 飯南病院を中心とした医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

- (イ) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (ウ) 避難所における医療救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (エ) 病院、医療救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

イ 後方搬送体制の整備

- (ア) 負傷者の後方搬送について、関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (イ) 医療救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグ*を活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。
- (ウ) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。このため、平常時から保健所等を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。
- (エ) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的な救護体制の整備を推進する。
- (オ) 広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり、使用することが適当な広域搬送拠点をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における緊急医療体制の整備に努める。

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要な緊急度による治療の優先度判定を行うトリアージや救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(注)

- * トリアージ・タグ：トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

ウ 医薬品等の備蓄

町は、災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の医療機関、避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

(3) 訓練の実施

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、町は、平常時から県、医療関係機関及び防災関係機関と協力して各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第11節 交通確保・規制体制の整備

総務課 建設課

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急交通路を確保することが必要である。このため、町は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、町が管理する道路については、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携のもと、適切な道路管理に努める。

1 交通規制の実施責任者（総務課・建設課）

交通規制の実施責任者及びその範囲は、次のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道)	(道路法(昭和27年法律第180号)第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。 (道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。

2 交通規制の実施体制の整備（総務課・建設課）

交通規制の実施体制は、次の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 災害時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 カ 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

3 緊急通行車両の確認申出及び規制除外車両の事前届出（総務課）

(1) 緊急通行車両の確認申出

町は、自らが保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両であることの確認の申請を行う。

(2) 緊急通行車両確認証明書の申請

町は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両について、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(3) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する車両である。

ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課を経由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両確認証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

(5) 届出済証の受理と確認

ア 町は、県公安委員会による規制除外車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合、町は、届出済証の交付を受けた車両については、警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受ける。規制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を行ったうえで「標章」及び「規制除外車両確認証明書」の交付を受ける。

町は、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」を踏まえたうえ、他の道路管理者と連携し、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な体制の整備に努める。

また、ヘリポートの適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

1 輸送体制の整備方針（総務課）

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に対応できる輸送体制が必要である。このため、町は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

町は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

2 輸送手段の確保（総務課）

(1) 自動車による輸送

町は、災害時の輸送手段として、次の方法について確保しておく。

また、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

ア 町有車両等（資料11－3 参照）

イ 公共団体等の車両等

ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等

エ その他の民間の車両等

オ 石油燃料の輸送車両等

(2) ヘリコプターによる輸送

町は、県防災ヘリコプターの出動要請方法等について、職員の習熟を図る。

3 輸送施設・集積拠点等の指定（総務課）

町は、災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設及び集積拠点を次のとおり指定する。指定に当たっては、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点の災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域防災拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

(1) 輸送施設の指定

ア 緊急輸送路の指定

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づく県の緊急輸送道路の指定に協力するほか、町内の緊急輸送を確保するため、必要に応じて独自に緊急輸送路を指定する（資料11－1参照）。

区 分	緊 急 輸 送 道 路 の 内 容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第1次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路 第1次緊急輸送道路と第2次防災拠点を連絡する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と第3次防災拠点を連絡する路線を設定する。

イ 臨時ヘリポートの指定

町の臨時ヘリポートを資料11－2のとおり指定する。

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点を資料6－3のとおり指定する。

4 緊急輸送道路啓開体制の整備（総務課・建設課）

(1) 啓開道路の選定基準の設定

町は、災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること。）を実施する路線の選定及びその優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

町は、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、平素から効率的な道路啓開体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

町は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、自然災害発生後の障害物の除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧計画を立案するとともに、定期的な見直しを行う。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

町は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）の作業が実施できるように、道路啓開等に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第13節 防災施設、装備等の整備

総務課

町は、災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、町内に災害用臨時ヘリポートを整備する。

1 防災活動施設の整備（総務課）

町は、発災時において、防災対策を円滑に活動させるために、防災中枢機能を果たす施設、設備等について、次のとおり安全性の確保及び充実を図る。

- (1) 既存の施設・設備にあつては、安全点検、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- (2) 災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。
- (3) 町役場庁舎には、停電時の対応が可能なように、自家発電設備の整備を推進する。
- (4) 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

2 防災装備等の整備・点検（総務課）

町は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

- (1) 保有防災装備等の点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

- (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録し、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

3 資機材等の調達（総務課）

町は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

4 災害用臨時ヘリポートの整備（総務課）

町は、陸路からの緊急輸送が困難な場合等、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、県の防災ヘリコプター及び

県警察のヘリコプター等の要請手続を習熟しておくとともに、以下の事項に留意のうえ、ヘリコプターが離着陸できる災害用臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

臨時ヘリポートの選定に当たっては、迅速に航空輸送が行えるように、道路・緊急交通路にもアクセスできる臨時ヘリポートを整備する。

さらに、孤立する可能性のある地区のヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

(1) 臨時ヘリポートの選定

本町における臨時ヘリポートについては、資料11-2のとおりである。

ア 臨時ヘリポートの標示

- (ア) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を描き、中にHの字を標示する。
- (イ) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

イ 危険防止上の留意事項

- (ア) ヘリコプターの離着陸は風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (イ) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (ウ) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (エ) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

ウ 指定地周辺の環境整備

臨時ヘリポートと避難場所や救援物資の集積場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

(2) 県防災危機管理課への届出

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県防災危機管理課へ次の事項の届出を行う（略図添付）。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア 臨時ヘリポート番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

(3) 臨時ヘリポートの管理

選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

総務課 住民課 保健福祉課
産業振興課 建設課 頓原基幹支所

災害時には、飲料水、食料、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、町は、平素から必要な資材・器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達が可能な体制を確保する。

また、食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点やアレルギー対応等にも十分配慮する。

なお、義援物資については、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

1 想定される災害の種類と対策（総務課）

食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄数量の目標値は、町内での被害が最大となる災害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて設定するものとし、本計画で想定する被害は、第1編第6節「地震被害想定」に示すように、島根半島沖合（F56）断層の地震による想定被害を最大の被害とみなす。

また、被害が一部の地域に限られる災害についても、有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておくとともに、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄を推進する。

あわせて、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備（産業振興課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 品目

被災者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席めん、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目や食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも確保・調達する。

なお、備蓄は、乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

(ウ) 食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

イ 備蓄目標数量

県、町及び住民は全体で、短期的避難所生活者等*についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄を推進する。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。短期的避難所生活者等については、県、町、住民がそれぞれ1日の備蓄を行うことを目標とする（ここでいう住民の備蓄食料とは、避難時に持ち出し可能なものをいう。）。

(注)

* 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じたものをいう。

ウ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

町は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の調達について、島根県農業協同組合、飯南町商工会、町内小売業者等と十分協議しておくとともに、近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う体制を整備する。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

町は、食料及び給食用資機材の輸送体制の整備方法について、輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

町は、災害発生後の調達食料及び給食用資機材の集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく（資料6-3参照）。

3 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備（建設課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水等及び給水用資器材

イ 備蓄目標数量

県、町及び住民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等についてはおおむね3日分、災害救助従事者についてはおおむね2日分に相当する量を目標に、飲料水等及び給水用資器材の備蓄を推進する。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

ウ 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

(2) 飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達

町は、飲料水等及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水等及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

(3) 応援体制の整備

町は、激甚災害等のため、町単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水用資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合に備え、近隣市町又は県、関係機関に応援要請できる体制を整備しておく。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備（住民課・保健福祉課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 品目

- ・寝具 ・衣服 ・肌着 ・身回り品 ・炊事用具 ・食器
- ・日用品（懐中電灯、乾電池、タオル、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ・燃料、光熱材料 ・携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ ・情報機器
- ・要配慮者向け用品 ・紙おむつ ・女性用衛生用品 ・マスク ・作業着
- ・小型エンジン発電機 ・卓上カセットコンロ、カートリッジボンベ
- ・土のう袋 ・ブルーシート ・防犯ブザー

イ 備蓄目標数量

県及び町は、被害想定に基づく短期避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に燃料等生活必需品の備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性にあわせて町が定める。

ウ 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄並びに調達計画を策定する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

(3) 燃料等生活必需品の調達体制の整備

町は、燃料等生活必需品の調達について、島根県農業協同組合、飯南町商工会、町内小売業者等と十分協議しておく。

なお、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

町は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、町が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努める。

5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備（総務課・頓原基幹支所）

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害時に町及び県が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難先において一時的に受入れ・保護した短期避難所生活者とする。

(イ) 品目

- ・ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- ・ボール、ジャッキ、のこぎり
- ・発電機、投光器
- ・ハンドマイク
- ・移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ・テント、防水シート
- ・懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- ・仮設トイレ（簡易トイレ）
- ・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材

- ・間仕切り、女性用更衣テントなどの指定避難所等でのプライバシー保護に必要な資機材

イ 備蓄目標数量

災害直後の救助活動の緊急度を考慮し、基本的に町を中心として、被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、罹災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を推進する。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性にあわせて町が定める。

ウ 災害救助用物資・資機材の備蓄計画の作成

町は、被害想定及び避難先の受入人員の計画値に基づく必要量を把握のうえ、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法並びにその他必要事項等について、災害救助用物資・資機材備蓄計画を作成する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

町は、災害時において救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

(4) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画を踏まえ、備蓄物資の拠出、仕分け、輸送に関して担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し、輸送業者との協定の締結に努める。

6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備（保健福祉課）

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

町が要請した災害時の医療及び助産救護活動を行う機関とする。

(イ) 品目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

イ 備蓄目標数量

備蓄を必要とする品目及び数量は、被害想定に基づく負傷者数を目安とし、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品・医療救護資器材から順次備蓄に努める。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）の数及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握のうえ、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等を定めた計画の策定に努める。

ア 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医薬品・医療救護資器材の集積所、医療救護所、避難所等における輸送体制について協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

7 孤立予想地区における備蓄（住民課・保健福祉課・産業振興課・頓原基幹支所）

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で1週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

風水害時には、建物の浸水、流失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、町は、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておくとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

1 廃棄物処理体制の整備（住民課）

(1) 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物の処理活動の要領・内容を習熟するとともに、必要な体制を整備する。

ア 町は、災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物等を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておく。

イ 町は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

ウ 町は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。

(2) 維持管理対策

町及び雲南市・飯南町事務組合は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段から施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(3) 災害廃棄物の仮置場の選定

町は、災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

ア 環境衛生に支障がないこと。

イ 搬入に便利なこと。

ウ 分別等適正処理の対応ができること。

(4) 広域処理体制の確立

市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

2 し尿処理体制の整備（住民課）

(1) し尿処理要領の習熟と体制の整備

町は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示されるし尿処理活動の要領・内容を習熟するとともに、必要な体制を整備する。災害時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物等と同様に、指定避難所の仮設トイレのし尿等の処理を含めた災害時の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定しておくとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

また、県及び町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく。

(3) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。そのため、町は、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。

なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

3 応援協力体制の整備（住民課）

町は、災害廃棄物の処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により協力体制を整備しておく。

風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

1 防疫・保健衛生体制の整備（住民課・保健福祉課・福祉事務所）

(1) 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町の職員及び臨時に雇用した作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、本編第2章第25節「防疫・保健衛生活動」に示す活動方法・内容について習熟する。

(3) 精神保健活動体制の整備

町は、災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班編製の整備に努める。

2 食品衛生、監視体制の整備（住民課）

災害時は県の食品衛生監視員のみでは十分な対応ができない場合もあるので、町は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者・団体との連携の強化に努める。

3 防疫用薬剤及び器具の備蓄（住民課・保健福祉課）

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4 動物愛護管理体制の整備（住民課）

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時からの家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるようにするための啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ調整を行う。

第17節 消防力の充実、強化

総務課

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、住民による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

1 消防力の強化（総務課）

町は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める（資料 5－1 参照）。

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（雲南消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されている。

(2) 消防施設装備等の強化

町長及び雲南消防本部消防長は、消防施設装備や資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防職員・団員の充実を図るなど、消防体制の確立に努める。

(3) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防本部と連携のもと、消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、消防団分団ごとに消防水利の状況についての的確に把握し、水利の不十分な地域については、年次計画により防火水槽、消火栓等の整備を進める。

(4) 消防団の育成強化

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、町は、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、次のような点に留意して消防団の育成強化を図り、地域社会における防災体制の確立を図る。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

ア 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団組織の担い手を育成し、消防団の再編成を進めるとともに、団員の処遇改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。

イ 大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実やより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。

ウ 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。

エ 団員募集方法の検討や事業所への働きかけなどを実施し青年層の入団促進を図る。

オ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

2 出火防止、初期消火（総務課）

(1) 出火防止

春秋期等火災多発が予想される時期には、特に留意し、消防団各分団が予防のため定期的に火災発生のおそれのある箇所及び学校、事業所等の消防設備の一斉点検を実施し、火災発生を未然に防ぐ。また、暖房器具を使用することが多い冬期間に全町で一斉に火の元点検を実施する。

(2) 初期消火体制の確立

ア 火災による被害防止、又は被害の軽減を図るには、初期消火が基本である。

町は、防火用水の確保、可搬式小型動力ポンプの設置等により初期消火体制の確立を図る。

イ 町は、住民に対して、家庭に小型消火器を常備するよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。

3 消防機械器具の点検整備（総務課）

消防機器機材の点検は、消防団各分団とも毎月 1 回必ず整備を実施し、火災発生時に対応する。

第18節 自主防災組織・防災士の育成

総務課

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

町は、被害の拡大防止を図るため、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織や防災士の育成を推進する。

1 地域の自主防災組織等の整備（総務課）

(1) 基本方針

災害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが初期消火活動や警戒避難等を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、町は、地域に密着した自主防災組織の結成及び防災士の育成等を促進する。

(2) 組織・防災士の育成

本町では、町内各自治会を自主防災組織と位置づけ、地域住民の意識啓発及び自治会長等を中心としたリーダーや防災士の育成、強化を図り、組織率の向上及び活動の活性化促進に努めるとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災士の育成に当たっては、各地区へ1人以上配置するよう努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

また、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努め、必要な財政措置等を講ずるほか、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

なお、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(3) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平時及び災害時において効果的な防災活動を次により行う。

平 常 時	○ コミュニティ活動 要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成
	○ 防災知識の普及 災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得
	○ 防災訓練 情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施
	○ 防災資機材等の備蓄等 消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

災害時	○ 情報の収集・伝達 ○ 出火防止、初期消火 ○ 避難誘導 ○ 救出救護 ○ 給食給水 ○ 要配慮者の安全確保 等

(4) 要配慮者に対する地域協力体制

要配慮者は、災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、町と連携しながら寝たきりやひとり暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

2 事業所の防災組織の整備（総務課）

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。このため、町は、事業所における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する。

(1) 防災体制の整備

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具にしても、貯蔵又は取り扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

不特定多数の者を収容する文化施設等においては、災害時のパニック等による被害も予想されることから、町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所に対して、自衛消防組織の整備・充実に支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。なお、設置が義務づけられていない事業所についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 事業所における防災の促進

ア 事業所は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保などの防災体制の整備に努める。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、情報収集及び伝達に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画、防災訓練の結果及び自衛水防組織の構成

員等について町長に報告する。

(3) 事業継続の取組の推進

ア 町は、事業所における事業継続計画の策定のための普及・啓発や情報提供など、事業所の事業継続に向けた取組を推進し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

イ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。また、事業所等に対して従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

ウ 事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供するなど災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

3 住民、事業者等による地区の防災活動の推進（総務課）

町内の一定の地区内の住民、事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

(1) 町地域防災計画と地区防災計画

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民、事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

(2) 地区防災計画と個別避難計画の整合性

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第19節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

保健福祉課

大規模災害発生時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、町ではボランティアの自主性を尊重しつつ、県、飯南町社会福祉協議会、日本赤十字社島根県支部、災害支援に関わるNPO等と協力して災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。また災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から登録被災者援護協力団体との連携強化に努め、活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの育成に努める。

1 災害ボランティアの活動内容（保健福祉課）

災害ボランティアとは、災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人をいう。災害時におけるボランティア活動には、次に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 農林、土木・建築物関係の危険度判定（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士など）
- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線による通信
- ク ボランティアコーディネート業務

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集・伝達
- イ 指定避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給
- エ 軽易な応急・復旧作業
- オ 災害ボランティアの受入業務
- カ 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

2 災害ボランティア活動を支援するための環境整備（保健福祉課）

(1) 災害ボランティアとの連携体制の整備

飯南町社会福祉協議会は、日赤島根県支部飯南分区として位置づけられており、また、自治区長は、この分区の協賛委員として、集落内をまとめている。

このため町は、飯南町社会福祉協議会の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

(2) 災害ボランティアの育成

町及び飯南町社会福祉協議会は、関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識や技術（災害ボランティアコーディネーターを含む。）の講習や訓練の実施に努め、災害ボランティアの育成を図るとともに、活動上の安全の確保、災害ボランティアセンター運営のための人材育成、及び避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

(3) ボランティア精神の育成

町及び飯南町社会福祉協議会は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育を通じて積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

また、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び町民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への町民の参加を促進するため必要な普及・啓発に努める。

(4) 災害ボランティア受入マニュアルの整備

町及び飯南町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入マニュアルの整備に努める。

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため町は、災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、家庭や職場、学校等における地域の防災行動力を向上させるため、自主防災組織の取組や地域での声掛けなど、自助・共助による防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めるものとし、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

1 職員に対する防災教育（総務課）

町は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を円滑に進めるため、職員に対して、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 各種防災訓練への積極的参加の促進
- ウ 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発資料の作成・配布
- エ 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

(2) 教育の内容

- ア 気象、風水害及び地震についての一般的知識
- イ 防災対策の現況と課題
- ウ 地域防災計画、防災業務計画の内容
- エ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- オ 職員のとるべき行動
- カ 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用等方法）及び医療・救護等の技能習得
- キ 県総合防災情報システムの操作方法等
- ク その他必要な事項

2 学校教育における防災教育（教育委員会）

(1) 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、児童等の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点を狙いとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家

や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

ア 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

(2) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習（探究）の時間における防災教育

町は、体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

ア 学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

イ 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

ウ 総合的な学習（探究）の時間において、学校の実情に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し、取り組む。

(3) 学校行事としての防災教育

町は、訓練の内容について、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。特に、土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努めるとともに、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、町や県が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

なお、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(4) 教職員に対する防災研修

町は、災害時における児童等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

3 住民に対する防災知識の普及（総務課・教育委員会）

町は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対して、あらゆる

機会を利用して最低3日間、推奨1週間の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及・啓発を図る。この場合、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(1) 普及の方法

ア 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ 広報媒体等による普及

町は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- (ア) ケーブルテレビ、町防災行政無線、広報紙等による普及
- (イ) 防災パンフレット、防災マップ等の印刷物による普及
- (ウ) 防災訓練による普及
- (エ) 防災器具、災害写真等の展示による普及

(2) 普及の内容

ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災対策

イ 風水害（豪雨、台風等）や地震に関する一般的知識と過去の災害事例

ウ 災害に対する平素の心得（別表参照）

エ 災害発生時の心得（別表参照）

オ 特別警報及び警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、避難先での行動

カ 災害危険区域、指定緊急避難場所等の情報

キ その他災害対策に必要な事項

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育（総務課）

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5 事業所における防災の推進等（総務課）

(1) 事業所の防災担当者は、災害時の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

(2) 町は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保を推進する。さらに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

6 災害教訓の伝承（総務課）

(1) 町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

別 表

住民のとりべき措置

平 素 の 心 得	ア 浸水及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握 イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険箇所の安全化 ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと。 エ 応急救護等の習得 オ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 カ 食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（最低3日間、推奨1週間分） キ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食、マスク、消毒液、体温計のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備） ク 火災の予防 ケ 自主防災組織の育成強化 コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援 サ ボランティア活動への参加 シ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備等 ス ライフライン途絶時の対策 セ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え ソ 自動車へのこまめな満タン給油
災害発生時の心得	ア 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること イ 出火防止と初期消火 ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 エ 救助活動 オ ケーブルテレビ・ラジオ・町防災行政無線等による情報の収集 カ 避難実施時に必要な措置 キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動 ク 自主防災組織の活動 ケ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録 コ マニュアルの作成や訓練を通じた、住民による主体的な避難所の運営管理のために必要な知識等 サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

町は、応急対策活動を円滑に行うため、平常時から警察、消防等の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。この際、救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

1 総合防災訓練（総務課）

(1) 広域連携

町は、県、防災関係機関、住民、企業等と一体となり、初動活動の訓練や各防災関係機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(2) 単独又は隣接市町村との共同

町は、地域における第一次的な防災関係機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

2 防災訓練の実施（総務課）

町は、防災関係機関及び住民の協力を得て防災訓練を実施する。

訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに基づき、考え得る様々な被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対策基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（災害対策基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図る他、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める他、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(1) 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成し得ることができる場所を選定して、実地において訓練を行う。また、必要に応じ県総合防災情報システムを活用して実施する。

特に、避難訓練の実施に当たっては、土砂災害警戒区域を重点とし、住民の早めの積極的な避難を促進するため、避難指示等の早期判断及び情報の受伝達、天候や時間帯等の状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保等）、避難誘導體制及び救助体制の整備等に留意し、土砂災害に備えたより実践的な訓練を実施する。

ア 気象予報及び警報等の伝達及び通信訓練

イ 災害防御訓練

(ア) 災害対策本部設置訓練

(イ) 非常参集訓練

(ウ) 情報収集・非常通信訓練

(エ) 消防、救急・救助訓練

(オ) 水防訓練

(カ) 避難訓練

(キ) 医療救護訓練

(ク) その他の訓練

(2) 図上訓練その他の訓練

図上訓練その他の訓練は、災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練（シミュレーション訓練）や、防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練など、各種の訓練を実施する。

また、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、D I G（Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム）の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取組を促進する。

(3) 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

ア 道路の交通確保

イ 復旧資材、人員の緊急輸送

ウ 決壊堤防の応急修復

エ ライフライン施設の応急修復

3 防災訓練の事後評価（総務課）

町は、防災訓練実施後、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第22節 要配慮者等安全確保体制の整備

総務課 保健福祉課

災害時に迅速・的確な行動がとりにくく被害を受けやすい要配慮者は、本町の高齢化等に伴い、今後増加することが予想される。

このため、町は、平素から社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者の安全を確保するための防災対策の一層の充実を図る。

1 避難行動要支援者等支援体制の構築（保健福祉課・総務課）

(1) 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、避難計画の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

ア 要配慮者及び避難行動要支援者への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の伝達方法

イ 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

ウ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、町の役割分担

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

ア 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

エ 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別

避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

カ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

キ 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ク 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、町地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

(7) 避難支援等関係者となる者

- ①消防機関（雲南消防本部飯南消防署、飯南町消防団）
- ②県警察（雲南警察署）
- ③民生委員・児童委員
- ④飯南町社会福祉協議会
- ⑤福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者
- ⑥その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることができる。

- ①介護保険制度による要介護状態区分が要介護3から5の認定を受けた者
- ②身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- ③療育手帳Aを所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- ⑤町の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(7) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ①記載事項（必要な個人情報）

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- a 住所
- b 氏名
- c 性別
- d 生年月日（年齢を含む。）
- e 連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

②入手方法

- a 要配慮者について、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。
- b 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要であると認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼等に際しては、法令に基づくものであることを、書面をもって明確にする。
- c 避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。なお、個人番号の活用にあたっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意する。

(イ) 名簿の更新及び情報共有

住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳の交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つとともに、その情報を町、避難支援等関係者間で共有する。

また、名簿を活用した避難支援等を有効に機能させるために、平時から、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動との連携を推進する。

(ロ) 情報漏洩防止措置

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供する。この際、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

また、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- ① 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明する。
- ③ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市町村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する
- ④ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- ⑤ 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明する。
- ⑥ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明する。
- ⑦ 名簿情報の取扱状況を報告を求める。避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ⑧ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。
- ⑨ 必要に応じて避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(カ) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

① 高齢者等避難等の発令・伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達については、特に次の事項に配慮する。

- a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なること。
- c 高齢者や障がい者等にあった必要な情報を選んで伝達すること。

② 多様な手段の活用による情報伝達

町防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールの活用、ケーブルテレビ、町のホームページなど、複数の手段を組み合わせ、着実に情報を伝達するよう努める。また、情報伝達手段のさらなる多重化、多様化について検討する。

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

(3) 個別避難計画の作成等

町は、避難行動要支援者が避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支

援を受けることができるよう、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努める。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

ア 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

町の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成されるよう、次の優先度を考慮のうえ、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法の施行からおおむね5年程度で個別避難計画を作成するよう努める。

また、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入した個別避難計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている個別避難計画として取り扱うものとする。

(7) 地域におけるハザードの状況（土砂災害警戒区域等）

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

(8) 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

心身の状況について、医療機器（人工呼吸器等）用の電源喪失等が命に関わる者については優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

(9) 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいたりする場合等、避難をともしにする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が1人で残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

イ 避難支援等関係者となる者

上記1(2)のアに準ずる。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

(7) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、上記1(2)のウ(7)に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- a 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(8) 入手方法

a 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の14第4項に基づき、避難行動要支援者の個人情報を取得する場合等の個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に加え、町の

関係課で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

b 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のために必要があると認められるときは、災害対策基本法第49条の14第5項に基づき、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。なお、情報提供の依頼等に際しては、法令に基づくものであることを、書面をもって明確にする。

c 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員等）から情報を把握する。

また、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援する者の了解を得て行うことを基本とする。

d 個人番号を活用した情報の集約・取得

番号利用法第9条第1項及び別表第一の規定により、個人番号を利用して個別避難計画を作成及び更新することができる。なお、個別避難計画に個人番号を含んだ個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない個別避難計画情報は外部提供できることに留意する（紙媒体・電子媒体を問わない。）。

エ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

また、個別施設計画に基づく避難支援等を有効に機能させるために、更新についても、社会福祉協議会が取り組んでいる地域の支え合いのネットワークなど地域の福祉活動と連携を推進する。

なお、社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、避難確保計画や非常災害対策計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないように留意する。

オ 個別避難計画情報の提供に係る情報漏洩防止措置

上記1(2)のオに準ずる。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

上記1(2)のカに準ずる。

キ 避難支援等関係者の安全確保

上記1(2)のキに準ずる。

2 避難行動要支援者の避難支援（保健福祉課）

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送

するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

3 地域における要配慮者対策（保健福祉課）

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設置の推進に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及・啓発を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施する。

また、ホームヘルパーや民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

(3) 防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・受入れできる環境を整備するとともに、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

あわせて、社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

(4) 外国人対策

町は、外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、地域で生活する外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語でのパンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推

進するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県がしまね国際センターと共同設置する「災害時多言語支援センター」における、多言語による災害情報の発信や避難所等での翻訳・通訳等の支援についても連携を図る。

4 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策（保健福祉課）

町は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

また、社会福祉施設、病院等の管理者に対して、次の事項を指導する。

(1) 防災設備等の整備

要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努めること。

また、病院等人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めること。

(2) 組織体制の整備

災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくこととし、特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくこと。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努めること。

(3) 緊急連絡体制等の整備

災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めること。

また、災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努めること。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施すること。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておくこと。

第23節 孤立地区対策

総務課 住民課 産業振興課
建設課 頓原基幹支所

町は、大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1 通信手段の確保（総務課・頓原基幹支所）

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障をきたすことが考えられる。

そのため、町は、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 災害に備えた通信設備の運用

町は、孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じてこれら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

町は、通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達等バックアップ体制を整える。

2 物資供給、救助体制の確立（総務課・頓原基幹支所）

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

町は、住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や県等防災関係機関との間で共有するよう努める。

○伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

町は、孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

(3) 無人航空機等の輸送手段の確保

町は、孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

3 孤立に強い地区づくり（総務課・住民課・産業振興課・建設課・頓原基幹支所）

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

町は、備蓄に当たって、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で1週間程度は自活できるように配慮する。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

町は、地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民へ危険箇所、避難先を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

町は、避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4 道路寸断への対応（総務課・建設課・頓原基幹支所）

(1) 対策工事の実施

町は、緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

町は、発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第2章 風水害応急対策計画

町は、迅速かつ円滑な風水害応急対策を実施するため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 活動体制の確立に関する対策

風水害による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町は、活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、町は、職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等の設置、情報収集連絡体制等を迅速に確立する。また、必要に応じて、県、他の市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請の要求等を行うことにより防災体制を強化するほか、災害救助法の適用を要請し、救助体制を確立する。

2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

風水害発生前から発生直後の警戒・避難期において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、気象予報・警報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。あわせて、水防、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急救助、医療救護、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

風水害による被害が一段落した事態において、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関と連携のもと、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

さらに、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体対策、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備は、災害発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、第一次的な防災関係機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など応急活動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

1 災害体制の決定及び関係職員の動員（全部）

(1) 災害対策本部設置前の災害体制

町は、風水害時において災害対策本部を設置する前の体制として、以下の災害体制を確立する。

ア 警戒体制（動員：警戒体制の指定職員）

(ア) 体制の基準及び手続

町内の地域でレベル3大雨警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く。）、指定された職員により、警戒本部設置前の警戒体制をとる。

指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災危機管理室長の判断により廃止を決定する。

(イ) 災害体制の内容

警戒体制をとり、災害対策本部等を設置する前の体制を確立し、降雨状況や被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。また、災害の程度により警戒本部体制及び災害対策本部体制に移行ができるよう準備する。

警戒体制においては、防災危機管理室長が指揮を行う。

警戒本部体制の対象となる職員は、気象情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機するなど、第1次動員体制又は第2次動員体制の指示に備える。

イ 警戒本部体制（動員：第1次動員体制（自動設置）又は第2次動員体制）

(ア) 体制の基準及び手続

以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置し、警戒本部を設置したことを、本部員である関係課長に通知するとともに、関係機関等に公表する。

a 町内の地域でレベル3大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき（自動設置）。

b 副町長が必要と認めたとき。

警戒本部は、警戒本部長が災害に係る危険がなくなったと認めたとき、災害が発生するおそれなくなったと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

(イ) 災害体制の内容

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置し、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は副町長、警戒副本部長は防災危機管理室長をもって充てる。警戒本部長は、風水害初動体制について指示又は要請するものとする。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

この時点で招集する職員の範囲は、上記(7)の a に該当する場合は第 1 次動員体制とする。ただし、被害の状況等によっては副町長の判断により第 2 次動員体制とする。

第 3 次動員体制の対象となる職員は、気象情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機するなど、第 3 次動員体制の指示に備える。

(2) 災害対策本部体制（動員：第 3 次動員体制）

町は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、統一的な災害応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、以下に示す基準及び手続により、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づく災害対策本部を設置する。

ア 設置及び廃止の基準

設置	(7) 町内の地域で大雨・暴風・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき（自動設置）。 (イ) 町内の地域でレベル 3 大雨警報が発表され、かつ 1 時間雨量が 80mm 以上で 24 時間雨量が 200mm 以上と予想されるとき（自動設置）。 (ウ) 町長が必要と認めたとき。
廃止	(7) 発生が予想された災害に係る危険がなくなったと認めたとき。 (イ) 当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき。

イ 設置及び廃止の手続

- (7) 設置基準のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。この時点で招集される職員の範囲は、第 3 次動員体制とする。
- (イ) 警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は、警戒本部会議に報告し、対策本部設置について協議する。
- (ウ) 警戒本部が設置されていない場合、副町長は、関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は災害対策本部の設置を決定する。
- (エ) 災害対策本部廃止については、前記の手続を準用する。

ウ 警戒本部又は災害対策本部の設置及び廃止の公表

警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、次の表に示す方法により関係機関等に公表するとともに、災害対策本部については、標識を飯南町役場正面玄関前及び本部室前に掲示する。なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各 部（課）	庁内放送	防災危機管理室長
住 民	町防災行政無線、ケーブルテレビ	防災危機管理室長
県 本 部	県総合防災情報システム	防災危機管理室長

(3) 災害対策要員の動員

災害の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、各課等は、次に示す風水害災害体制に従って災害対策要員である関係職員を動員する。

ア 災害体制の一般的基準

風水害の発生が予測される場合、又は風水害が発生した場合において、警戒活動及び災害対策活動を推進するためにとるべき体制とその基準、並びに体制及び動員の決定方法は、次のとおりである。

風水害災害体制の基準

体制	基 準	体 制 の 決 定	動 員
警戒体制	1 町内の地域でレベル3大雨警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く。）。	自動配備	警戒体制の指定職員
警戒本部	1 町内の地域でレベル3大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき。	自動設置	第1次動員体制又は第2次動員体制
	2 副町長が必要と認めたとき。	副町長が決定し、設置する。	
災害対策本部	1 町内の地域でレベル5大雨・レベル5土砂災害・暴風・暴風雪特別警報いずれかが発表されたとき。	自動設置	第3次動員体制
	2 町内の地域でレベル3大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき。		
	3 町長が必要と認めたとき。	町長が決定し、設置する。	

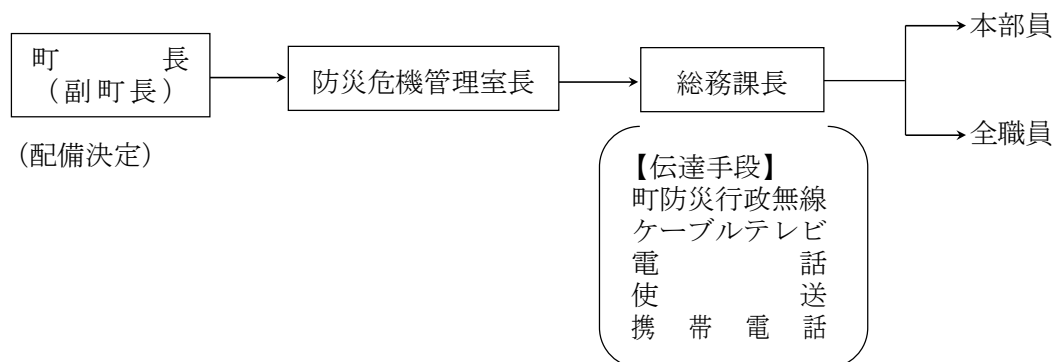
(注) 警戒本部設置時の動員体制は、原則、第1次動員体制とする。ただし、被害の状況等により、第2次動員体制への格上げが必要な場合は、副町長が決定し、警戒本部員に通知する。

風水害災害体制別動員計画

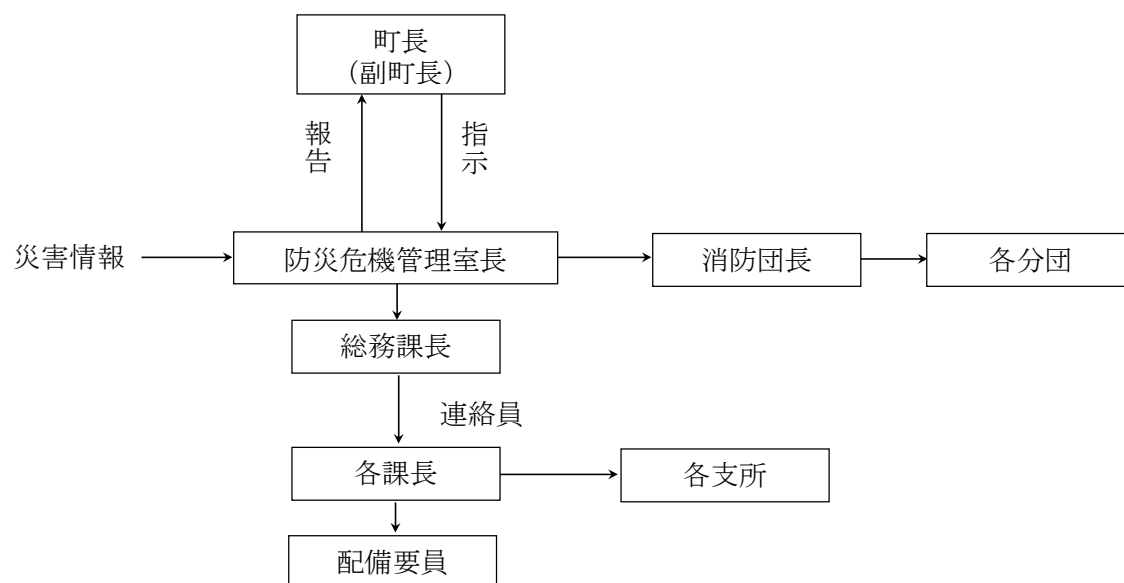
体制別 部名	警戒体制	第1次動員	第2次動員	第3次動員
各課	総務課長・防災危機管理室長・建設課長・防災担当職員・災害復旧担当職員のほか、指定管理職（警戒体制が長期間する場合は主幹級を加える。）	課長・総括監・課長補佐・室長（状況に応じて主幹級を加える。）	第1次に主幹・主任級を加える。	全職員
飯南病院		施設長・院長・副院長・看護師長・看護部長・地域医療部長・事務長	第1次に主任看護師・主幹・主任級を加える。	全職員

イ 動員伝達系統

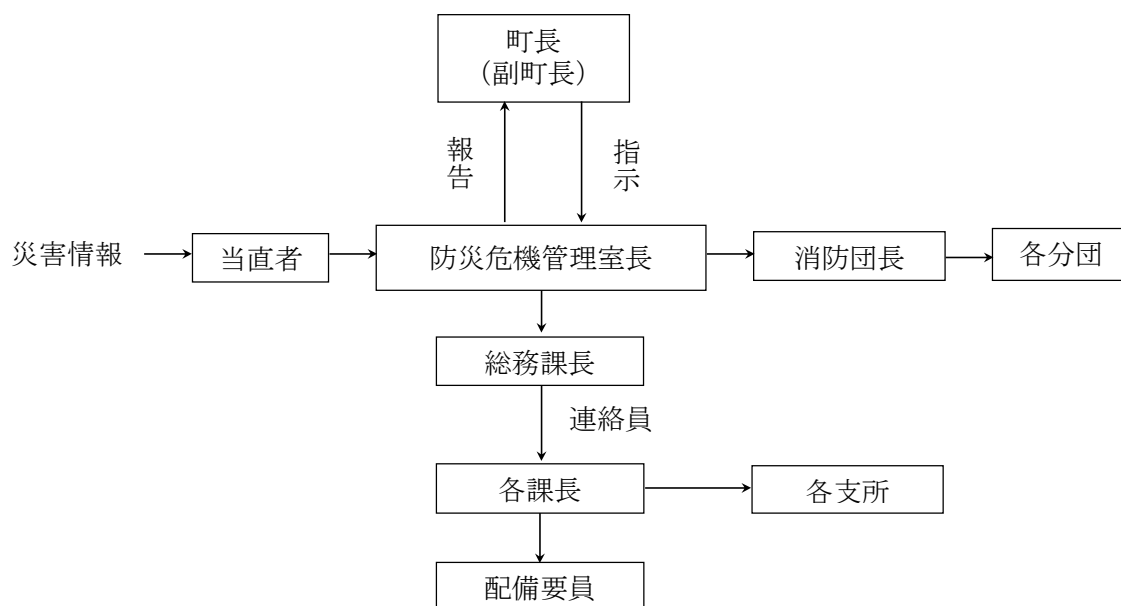
職員の動員は、町長（副町長）の配備決定に基づき、次の系統で実施する。



(7) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



ウ 伝達の方法

- (ア) 町長（副町長）が配備を決定したときは、防災危機管理室長は本部員に連絡するとともに、在庁時にあつては職員参集メール・内線電話等で全職員に伝達する。庁外職員に対しては、職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話により伝達する。
- (イ) 休日及び勤務時間外の伝達方法は、職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話による。
- (ウ) 職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話が不通のときは、総務課職員が伝達の任務に当たる。
- (エ) 職員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに平常勤務場所に登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、本部に連絡をとり、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

2 災害対策本部等の組織及び運営（全部）

(1) 警戒本部の組織

ア 警戒本部の任務及び組織の概要

警戒本部は、気象予報及び警報等・洪水警報等が発表され、町域に災害が拡大し、第1次動員体制又は第2次動員体制のもとで強力な警戒体制で対処する必要があると認めた場合、災害対策本部等を設置する前の段階において、関係各課及び関係機関と連携して対策を実施するため設置する。

イ 警戒本部の所掌業務

- (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (イ) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (ウ) その他必要な災害対策に関すること。

ウ 警戒本部の体制

警戒本部長（副町長）は、警戒本部を設置したときは、本部員である関係課長に通知するとともに、予想される災害に対する警戒体制について指示又は要請する。各課長は、所属職員をして警戒任務に当たらせる等、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

エ 警戒本部の設置場所

警戒本部は、飯南町役場内に設置する。

(2) 災害対策本部の組織

ア 災害対策本部の任務及び組織の概要

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、飯南町防災会議と緊密な連絡のもとに災害応急対策を実施する。

イ 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行うものとする。ただし、町長が不在で、連絡がとれない場合の意思決定については、①副町長 ②教育長の順位により行うものとする。

ウ 本部の組織（別表 1 参照）

(7) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副町長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ウ) 本部員（教育長・会計管理者・課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(エ) 本部会議

本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議する。

a 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。

b 本部会議の会務は、本部長が総理する。

c 本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

(オ) 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策上必要と認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

a 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

b 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

(カ) 各部の構成及び事務分掌

本部各部の構成及びそれぞれの事務分掌は、別表 2 のとおりである。

エ 設置場所

- (ア) 本部（本部会議）は、飯南町役場に置くものとする。ただし、災害の発生状況等により、町長が必要と認めるときには、頓原基幹支所に本部（本部会議）を置くことができるものとする。
- (イ) 飯南町役場が被災し、使用不能になったときには、頓原基幹支所に本部を設置するものとする。

3 応援体制（全部）

(1) 知事又は他の市町村長に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事又は他の市町村長に対し、次の事項を明らかにし、応急措置の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

(2) 自衛隊の災害派遣要請

町長は、災害に際して、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣要請」に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(3) 職員の派遣の要請等

ア 職員の派遣の要請

災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、町長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町村長に対し、職員の派遣を要請することができる。

なお、要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣の斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第30条に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求める。

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

(ウ) 派遣を必要とする期間

- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項
- (4) 受入体制の確立

町は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

4 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理（全部）

(1) 職員や家族の安否確認

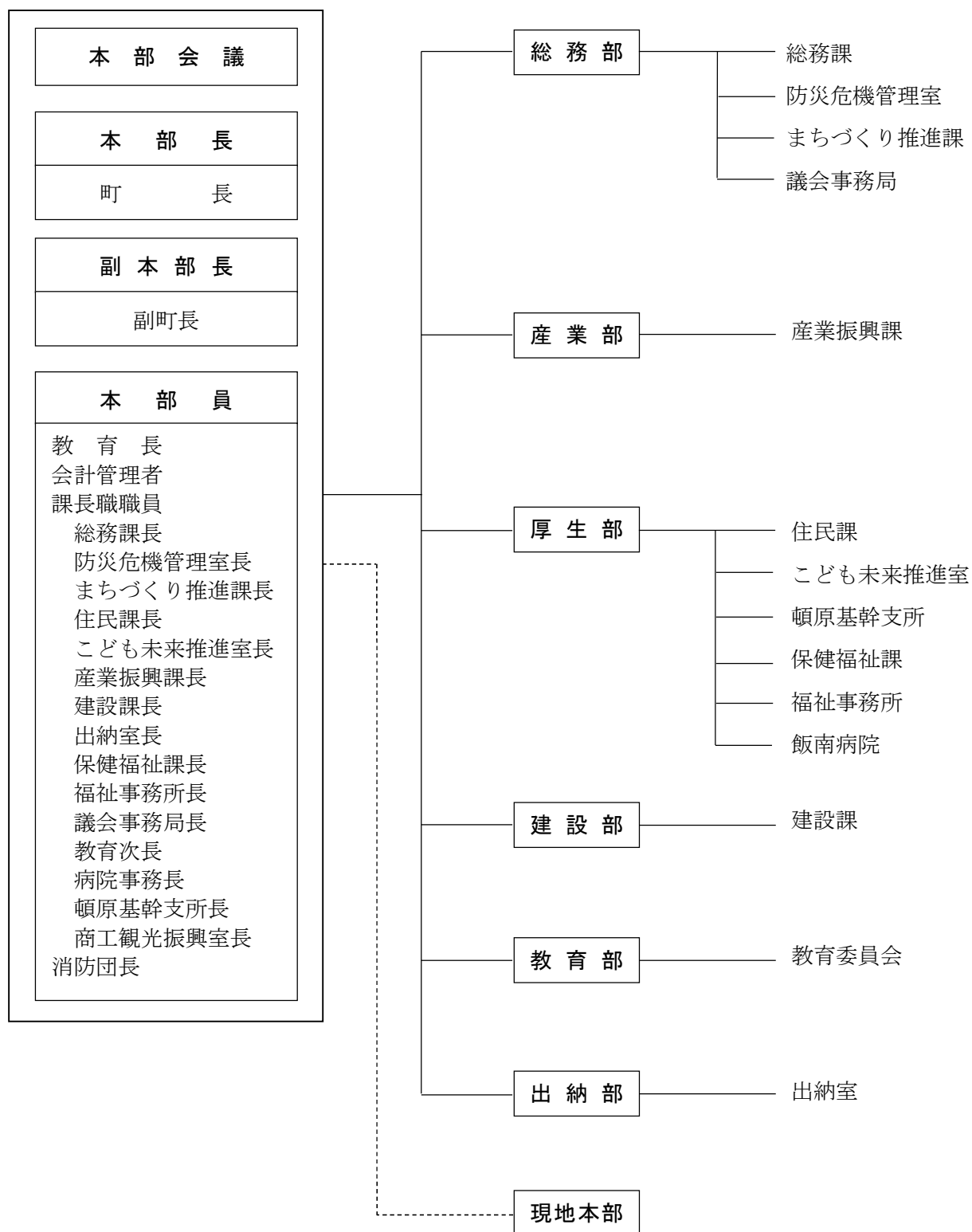
自宅又は自分がいる地域で相当規模の地震災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の地震発生時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

別表 1 飯南町災害対策本部組織図



別表２ 災害対策本部各部の事務分掌

部（◎部長／○副部長）	主 任 務	事 務 分 掌
総務部 ◎総務課長 ○防災危機管理室長 まちづくり推進課長 議会事務局長 頓原基幹支所長	庶 務	1 各部との連絡調整に関すること。 2 本部会議に関すること。
	情 報	1 被害状況の把握、発表及び報告に関すること。 2 気象に関すること。
	渉 外	1 関係機関との連絡調整に関すること。
	広 報	1 災害対策の広報に関すること。 2 災害地の調査に関すること。 3 陳情に関すること。
	人 事	1 災害対策関係職員の動員に関すること。 2 職員の相互応援及び派遣に関すること。 3 災害ボランティアに関すること。
	財 政	1 災害関係の予算措置に関すること。 2 町有財産、営造物の災害に関すること。
	消 防	1 消防団に関すること。
	支 所	1 各支所との連絡調整に関すること。
産業部 ◎産業振興課長 ○商工観光振興室長	農 政	1 主要食糧の確保に関すること。 2 農協との連絡調整に関すること。 3 被災農家に対する融資に関すること。 4 農業協同施設の災害に関すること。 5 農業災害補償に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	農業改良	1 被災農作物の応急技術対策に関すること。 2 災害時における種苗、生産資材、肥料、農薬等に関すること。 3 災害時における病虫害に関すること。
	畜 産	1 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関すること。 2 飼料対策に関すること。 3 畜産施設の災害対策に関すること。
	林 業	1 林産物及び施設の災害対策に関すること。 2 災害対策用木材、燃料の対策に関すること。 3 林業の災害融資に関すること。 4 森林火災保険に関すること。

部（◎部長／○副部長）	主 任 務	事 務 分 掌
	商 工	1 緊急物資の調達に関すること。 2 罹災商工業に対する金融に関すること。 3 物資の流通に関すること。
厚生部 ◎住民課長 ○保健福祉課長 福祉事務所長 飯南病院事務長 こども未来推進室長	社 会	1 災害救助に関すること。 2 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関すること。 3 関係施設の災害対策に関すること。 4 罹災者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に関すること。 5 罹災者に対する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の適用に関すること。 6 罹災者に対する世帯更生資金に関すること。 7 罹災母子、父子、寡婦の各家庭に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること。
	保 険	1 国民健康保険関係施設の災害対策に関すること。 2 各種社会保険の災害時における特別措置に関すること。 3 罹災による町税の減免に関すること。 4 災害救助の応援に関すること。
	国民年金	1 罹災者に対する国民年金特別措置に関すること。
	医 務	1 応急医療及び助産に関すること。 2 医療及び助産施設等の災害対策に関すること。 3 感染症予防及び防疫に関すること。 4 栄養指導に関すること。 5 医薬品及び衛生材料に関すること。 6 環境衛生に関すること。 7 血液に関すること。 8 衛生試験及び検査に関すること。
建設部 ◎建設課長	道 路 河 川	1 土木関係災害対策用資材及び機械に関すること。 2 建設業者への連絡調整に関すること。 3 道路、橋 梁、河川の災害対策に関すること。 4 交通不能箇所 ^{りょう} の調査及びその対策に関すること。 5 水防対策に関すること。 6 土木災害全般に関すること。 7 道路除雪に関すること。

部（◎部長／○副部長）	主任務	事 務 分 掌
	建 築	1 公営住宅の災害対策に関すること。 2 罹災者に対する住宅金融公庫の融資に関すること。
	耕 地	1 農地農業用施設の災害対策に関すること。 2 耕地災害全般に関すること。
	林 道	1 林道の災害対策に関すること。
	上 下 水 道	1 飲料水に関すること。 2 水道施設に関すること。 3 下水道施設に関すること。
教育部 ◎教育長 ○教育次長	教 育	1 罹災生徒の育英等に関すること。 2 学校等に避難所を開設することについての協力に関すること。 3 教育施設の災害対策に関すること。 4 応急教育に関すること。 5 罹災教育施設及び生徒児童の保健衛生に関すること。 6 文化財の災害対策に関すること。
	社 会 教 育 団 体	1 防災活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関すること。
出納部 ◎会計管理者 ◎出納室長	出 納	1 災害関係費の執行に関すること。 2 災害関係物品の出納に関すること。 3 義援金の寄附に関すること。

第2節 気象予報及び警報等の収集・伝達

総務部

町は、気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめ、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関との緊密な連携のもと、気象予報及び警報等（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、町長等が行う通報、警告を迅速かつ的確に把握し、一刻も早く地域住民等に伝達する体制を整える。

（注）・気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象等に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象及び洪水等に関する予報及び警報をいう（以下同じ）。

・気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう（以下同じ）。

1 気象予報及び警報等の伝達体制の確立（総務部）

町は、県及び関係機関と連携し、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対して迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、伝達を受けた気象予報及び警報等をケーブルテレビ、町防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。

なお、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、所在の官公署に対して周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市町村、関係機関等に設置された受令システムに気象予報及び警報等を伝達できるようになっており、県総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、県総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

関係職員等は、気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象予報及び警報若しくは情報の収集・伝達（総務部）

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象業務法に基づき、松江地方気象台が、天気予報は、一次細分区域の東部、西部及び隠岐を対象として発表する。警報等は二次細分地域の市町村単位で発表する。そのうち特に災害と関係のある気象特別警報、危険警報、警報及び注意報の種類並びに本町における発表基準は次のとおりである。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

飯南町	府県予報区	島根県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	雲南地区	
特別警報	レベル 5 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 5 大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－1 の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル 5 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合 対象範囲 居住地域及びそれより火口側	
危険警報	レベル 4 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－3 の対象格子において別紙 1－1 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－4 の対象河川の格子において別紙 1－2 のレベル 4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 4 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 2 時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル 4 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル 3 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準	別紙 1－2 のレベル 3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 3 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－2 のレベル 4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね 3～6 時間先に基準値に到達す

			ることが予想される場合に発表)
	レベル 3 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 35cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル 2 大雨	表面雨量指数基準	別紙 1－1 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準	別紙 1－2 のレベル 2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 2 土砂災害	60 分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙 2－3 のレベル 2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル 2 高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 65%	
	なだれ	①積雪の深さ 100cm 以上の場合_②積雪の深さ 50cm 以上あり次のいずれか_ 1 降雪の深さ 30cm 以上_ 2 最高気温が 8℃以上_ 3 かなりの降雨	
	低温	最低気温-4℃以下	気温は松江地方気象台の値。
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	12 時間降雪の深さ：平地 15cm 以上 山沿い 25cm 以上_気温：-2℃～1℃	
レベル 5 氾濫特別警報・レベル 4 氾濫危険警報・レベル 3 氾濫警報・レベル 2 氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、飯南町に関する河川予報区名及び基準観測所名		別紙 3	

※1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示しています。

※2 気温は松江地方気象台の値。

※別紙 1－1、1－2、2－3、3 は、次のリンクを参照

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/shimane.html>)

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、二次細分地域の市町村及び海岸や海上に
細分し、特別警報、危険警報、警報及び注意報を発表する。

本町が該当する発表区域は、次のとおりである。

府県予報区	島根県
一次細分区域	東部
市町村等をまとめた地域	雲南地区
二次細分地域	飯南町

気象等に関する特別警報の指標

種類	指 標																																																																																											
大雨特別警報	レベル5大雨特別警報 以下の①又は②を満たすと予想される状況において、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合 ①表面雨量指数において、「災害がすでに発生している可能性が極めて高い値」以上となる1キロメートル四方の格子が概ね30個以上まとまって存在 ②流域雨量指数において、「災害がすでに発生している可能性が極めて高い値」以上となる1キロメートル四方の格子が概ね20個以上まとまって存在 令和4年3月24日現在 <table><tr><th rowspan="2">地区</th><th rowspan="2">市町村</th><th colspan="3">50年に一度の値</th></tr><tr><th>雨量 R48 (mm)</th><th>雨量 R3 (mm)</th><th>土壌雨量指数</th></tr><tr><td rowspan="2">松江</td><td>松江市</td><td>347</td><td>130</td><td>211</td></tr><tr><td>安来市</td><td>358</td><td>124</td><td>205</td></tr><tr><td>出雲</td><td>出雲市</td><td>339</td><td>133</td><td>208</td></tr><tr><td rowspan="3">雲南</td><td>雲南市</td><td>355</td><td>135</td><td>208</td></tr><tr><td>奥出雲町</td><td>361</td><td>127</td><td>221</td></tr><tr><td>飯南町</td><td>400</td><td>152</td><td>236</td></tr><tr><td rowspan="4">大田 邑智</td><td>大田市</td><td>364</td><td>156</td><td>214</td></tr><tr><td>川本町</td><td>377</td><td>142</td><td>215</td></tr><tr><td>美郷町</td><td>374</td><td>147</td><td>225</td></tr><tr><td>邑南町</td><td>348</td><td>131</td><td>215</td></tr><tr><td rowspan="2">浜田</td><td>浜田市</td><td>381</td><td>142</td><td>224</td></tr><tr><td>江津市</td><td>384</td><td>149</td><td>216</td></tr><tr><td rowspan="3">益田</td><td>益田市</td><td>397</td><td>134</td><td>232</td></tr><tr><td>津和野町</td><td>416</td><td>134</td><td>239</td></tr><tr><td>吉賀町</td><td>404</td><td>157</td><td>245</td></tr><tr><td rowspan="4">隠岐</td><td>海士町</td><td>337</td><td>128</td><td>212</td></tr><tr><td>西ノ島町</td><td>297</td><td>112</td><td>192</td></tr><tr><td>知夫村</td><td>290</td><td>109</td><td>193</td></tr><tr><td>隠岐の島町</td><td>366</td><td>140</td><td>217</td></tr></table> ※R48は48時間降水量、R3は3時間降水量を示す。 ※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。 ※「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R3、土壌雨量指数いずれも各市町村に係る5km格子の値の平均をとったもの。 ※大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する（ただし、R3は150mm以上となった格子をカウント対象とする。）。個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで特別警報となるわけではないことに留意	地区	市町村	50年に一度の値			雨量 R48 (mm)	雨量 R3 (mm)	土壌雨量指数	松江	松江市	347	130	211	安来市	358	124	205	出雲	出雲市	339	133	208	雲南	雲南市	355	135	208	奥出雲町	361	127	221	飯南町	400	152	236	大田 邑智	大田市	364	156	214	川本町	377	142	215	美郷町	374	147	225	邑南町	348	131	215	浜田	浜田市	381	142	224	江津市	384	149	216	益田	益田市	397	134	232	津和野町	416	134	239	吉賀町	404	157	245	隠岐	海士町	337	128	212	西ノ島町	297	112	192	知夫村	290	109	193	隠岐の島町	366	140	217
	地区			市町村	50年に一度の値																																																																																							
		雨量 R48 (mm)	雨量 R3 (mm)		土壌雨量指数																																																																																							
	松江	松江市	347	130	211																																																																																							
		安来市	358	124	205																																																																																							
	出雲	出雲市	339	133	208																																																																																							
	雲南	雲南市	355	135	208																																																																																							
		奥出雲町	361	127	221																																																																																							
		飯南町	400	152	236																																																																																							
	大田 邑智	大田市	364	156	214																																																																																							
		川本町	377	142	215																																																																																							
		美郷町	374	147	225																																																																																							
		邑南町	348	131	215																																																																																							
	浜田	浜田市	381	142	224																																																																																							
		江津市	384	149	216																																																																																							
益田	益田市	397	134	232																																																																																								
	津和野町	416	134	239																																																																																								
	吉賀町	404	157	245																																																																																								
隠岐	海士町	337	128	212																																																																																								
	西ノ島町	297	112	192																																																																																								
	知夫村	290	109	193																																																																																								
	隠岐の島町	366	140	217																																																																																								
土砂災害特別警報	レベル5土砂災害特別警報 60分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせにおいて、「災害がすでに発生している可能性が極めて高い値」以上となる1キロメートル四方の格子が概ね10個以上まとまって存在し、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合																																																																																											
大雪特別警報	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合 令和7年12月10日現在 <table><tr><th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深 (cm)</th><th>既往最深積雪 (cm)</th></tr><tr><td>松江</td><td>63</td><td>100</td></tr><tr><td>横田</td><td>134</td><td>139</td></tr></table>	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)	松江	63	100	横田	134	139																																																																																		
地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)																																																																																										
松江	63	100																																																																																										
横田	134	139																																																																																										

	赤名	162	152
	瑞穂	106	102
	浜田	—	53
	弥栄	88	91
	西郷	77	107
※値が「—」の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの ※50年に一度の値は過去の観測データから推定した値 ※大雪特別警報は、府県程度の広がり、50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意			

(2) 気象等情報の発表

気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台が島根県を対象に、台風や大雨などについての情報を発表する。

また、気象庁は気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃及び記録的短時間大雨）を発表する。

なお、気象情報等のうち、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」は、レベル3大雨警報発表中に数年に一度程度しか発表しないような猛烈な雨（1時間の降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（解析雨量^{※1}：気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

また、火山現象に関する情報として、「火山の状況に関する解説情報」^{※2}、「噴火速報」^{※3}等も発表する。

(3) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

町は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報の提供に当たり、警戒レベル相当情報として、参考となる警戒レベルもあわせて提供する。

(4) レベル3大雨警報、氾濫警報、土砂災害警報等を補足する情報

気象庁は、特別警報、危険警報、警報及び注意報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。

(5) 顕著な大雨に関する情報

気象庁は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報（顕著な大雨に関する情報）を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

顕著な大雨に関する情報の発表基準

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 解析雨量（5km メッシュ）において前3時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500 km²以上2. 1. の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）3. 1. の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上4. 1. の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過 |
|---|

※ 上記1.～4. 全ての条件を満たした場合に発表する。

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）の発表

気象庁より、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ一次細分区域発表単位（島根県東部、島根県西部、島根県隠岐）で、2日先から5日先にかけては、1日単位で週間天気予報の対象区域と同じ発表単位（島根県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]、[中]が予想される場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(7) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。なお、警戒等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たずに臨時で発表される。

※1 「解析雨量」：気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

※2 「火山の状況に関する解説情報」：現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

※3 「噴火速報」：登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

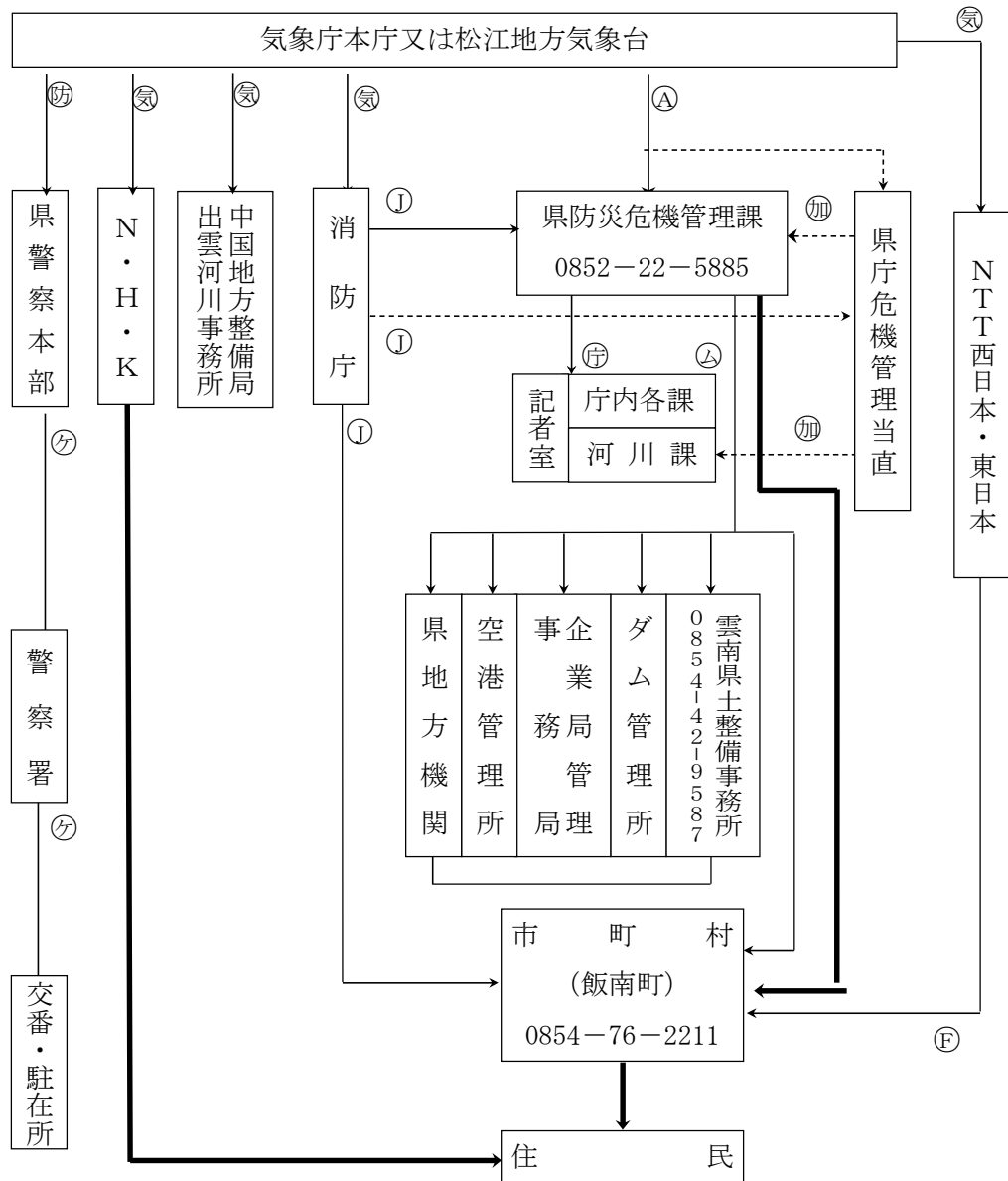
噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 - ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合
- また、雲などで規模が確認できない場合でも警戒が必要な範囲を超えると考えられる場合は発表する。
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(8) 気象等特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統

気象等特別警報、危険警報、警報及び注意報の伝達系統は次のとおりである。

気象等特別警報、危険警報及び警報伝達経路図



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

- ㊱……庁内電話
- ㊲……加入電話
- ㊳……FAX
- 無印は、適宜の方法による。
- ㊴……無線回線
- ㊵……気象庁本庁より配信
- ㊶……防災情報提供システム (インターネット)
- ㊷……アデス 県総合防災情報システム
- ㊸……全国瞬時警報システム (J-ALERT)

(注2) 線は、通報の時間を示す。

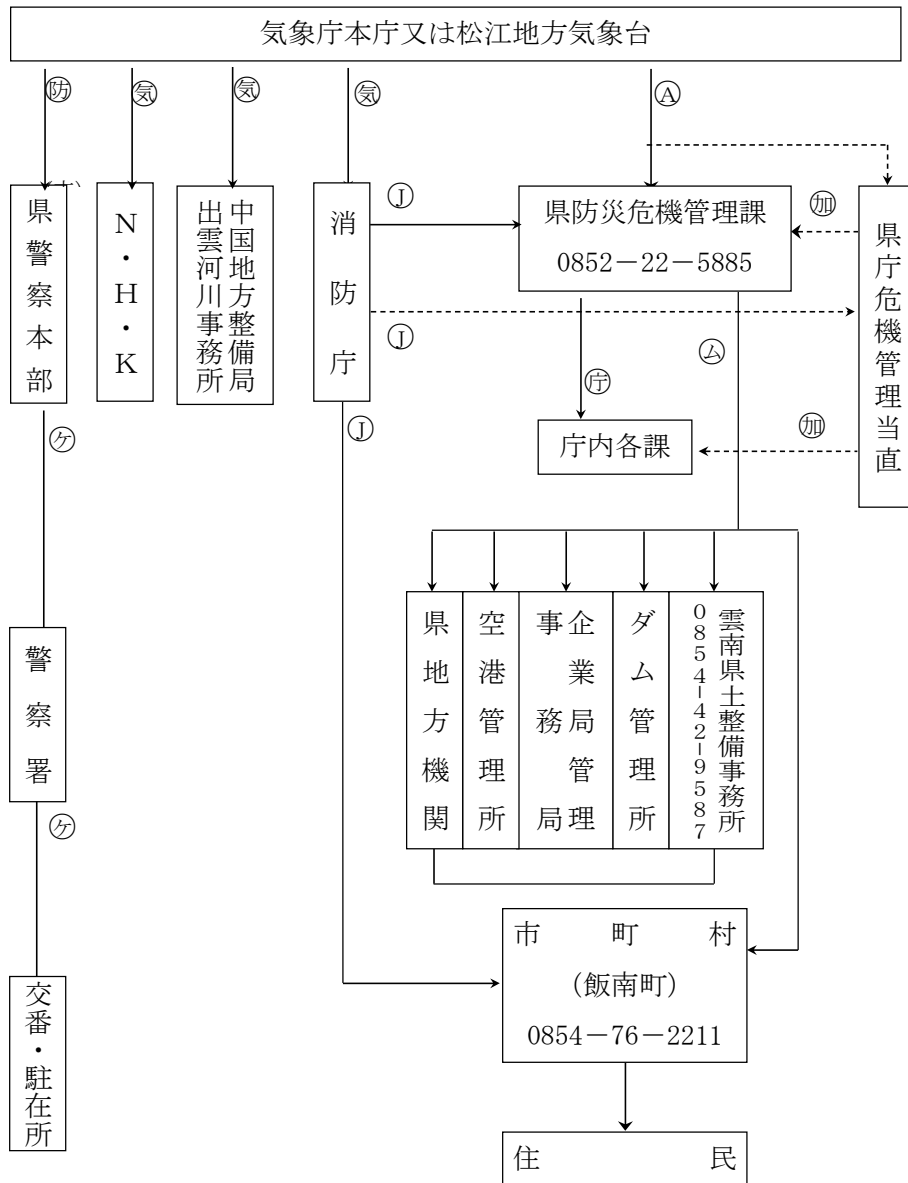
- 昼夜とも
- 勤務時間外*のみ
- 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

*〔勤務時間外の定義〕

勤務時間外とは次の時間帯をいうものとする。

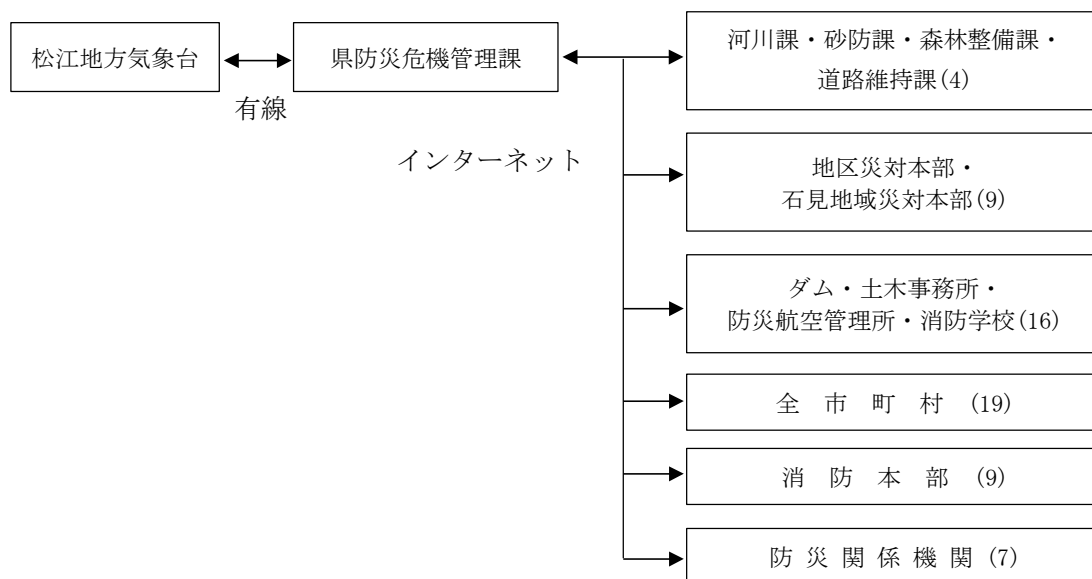
- ア 平日0時00分から8時30分まで及び17時15分から24時00分までの間
- イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに振替休日 全日
- ウ 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

気象等注意報伝達経路図

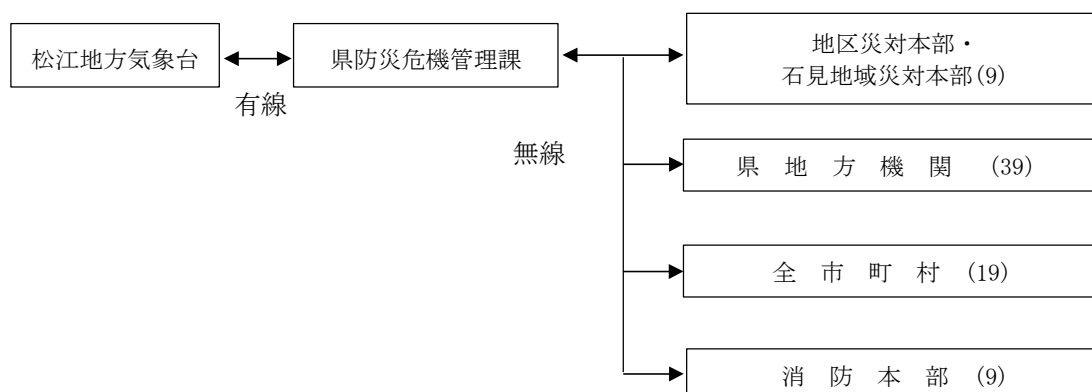


(参考)

1 県総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達系統



2 一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達系統



ア 気象官署

気象庁本庁又は松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、関係機関に速やかにアデス等の専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する（気象業務法第15条、第15条の2）。

なお、通信途絶時には、県、NHK松江放送局へ県防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。

イ 町の措置

町は、伝達系統図に基づき、伝達を受けた気象予報及び警報等をケーブルテレビ、町防災行政無線等により、住民に対して速やかに伝達する。

なお、特別警報の場合は直ちに住民及び所在の官公署に対して周知の措置をとらなければならない。また、警報の場合は直ちに所在の官公署に対しても通報する。

3 土砂災害警戒情報の収集・伝達（総務部）

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、市町村長の避難指示の発令判断や、住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報を、島根県と松江地方気象台から共同で発表する。気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

松江地方気象台は、レベル3 土砂災害警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、レベル4 土砂災害危険警報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は県総合防災情報システム及び一斉指令システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図による。

(3) 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

（暫定基準を設定する事象）

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

(4) 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、町長が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等もあわせて総合的に判断する。

(5) 島根県における監視基準

ア 県内を1 km格子ごとに区切った全ての格子（6,562）に、1 km格子の雨量を用いて基準を設定する。

イ 監視基準は適宜見直しを行う。

4 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条・第56条）（総務部）

(1) 県は、松江地方気象台から消防法（昭和23年法律第186号）に規定する火災気象通報及び

災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは一斉指令システム、県総合防災情報システム、電話、ファックス等により、速やかに町及び関係機関に通報する。

- (2) 町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的气象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより周知を図る。

5 知事、町長が行う警告等の伝達（総務部）

- (1) 知事が、災害に対処するために町又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。
- (2) 町長が発令する避難指示等の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、本計画に定めるところによるものとするが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

災害時において町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。そのため、町は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、情報収集・伝達体制確立要領に従い、防災関係機関と相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

1 情報管理体制の確立（総務部）

町は、災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達のため、県総合防災情報システム、町防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策を円滑に遂行する。

(1) 町の情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡システムとして、町防災行政無線を活用するほか、防災活動用の電話（災害時優先電話（資料4-1参照）、各種携帯電話を含む。）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 情報連絡手段の確保

災害時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政無線（移動系）の効果的な運用体制を確立する。また、西日本電信電話㈱一般加入電話をはじめケーブルテレビ、町防災行政無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 県総合防災情報システムの活用

災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等、県総合防災情報システムを活用した対応が必要となるため、迅速にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

2 被害情報等の収集・把握（総務部）

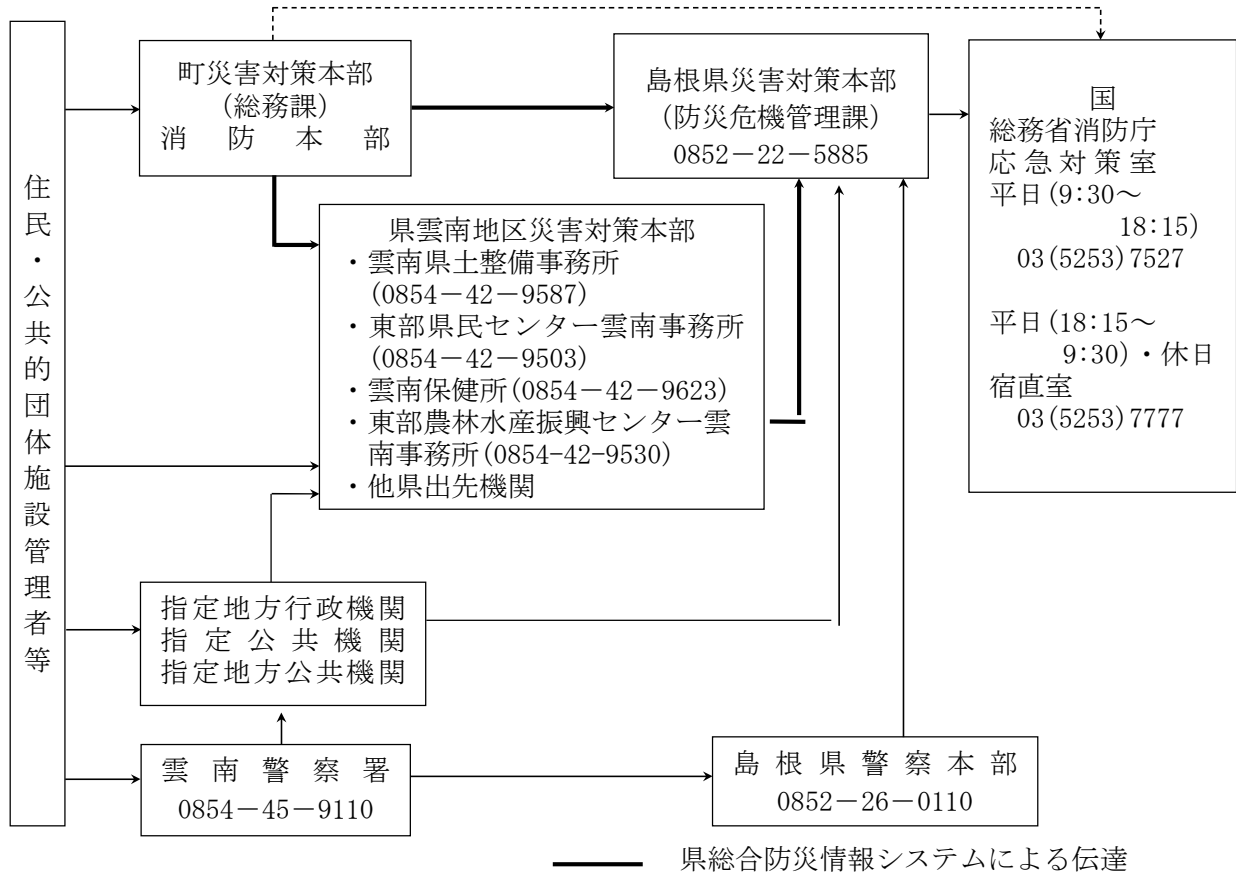
風水害時における被災地の状況は刻々と変化するうえ、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるため、警戒・避難期から降雨・水位等の気象状況や被害状況の概況を把握することが重要である。このため、町は、県総合防災情報システムの端末のほか、電話（119番通報含む。）、FAX等により情報を収集し、概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集・把握し、県等防災関係機関に伝達する。

なお、県から地区災害対策本部等の職員が派遣された場合は、その受入体制を整え、情報を

共有し、災害応急対策を効果的に実施する。

情報の収集・伝達系統

・ 県に報告できないとき（災害対策基本法第53条）



3 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置（総務部）

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行われる（災害対策基本法第54条〔関連〕消防法第24条、水難救護法（明治32年法律第95号）第2条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。

発見者から通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報する。

(2) 町長の措置

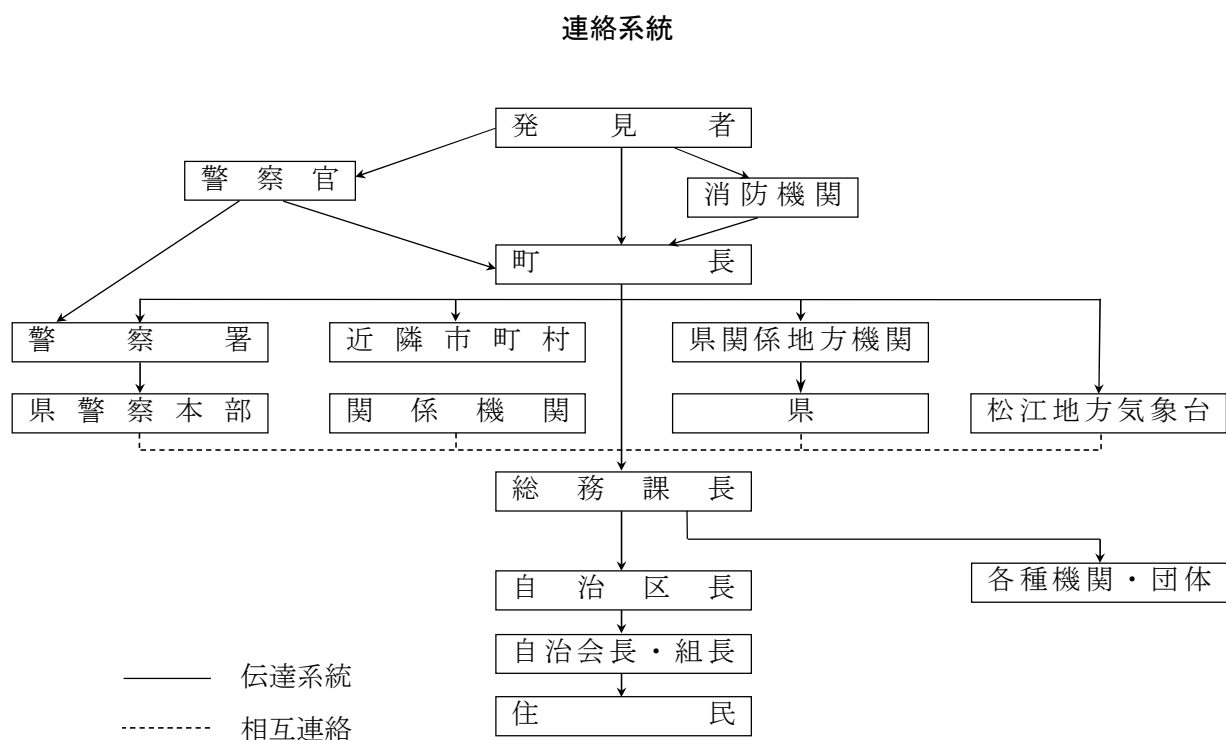
発見者又は警察官から通報を受けた町長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に周知を図る（災害対策基本法第52条〔関連〕気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）。

ア 松江地方気象台（気象等に関する異常現象の場合）

イ 警察署

ウ 県の関係地方機関

エ 災害に関係のある近隣市町村長



4 被害状況の調査（全部）

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

町は、管理する施設の被害状況について、所管部課において調査を実施する。

また、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

なお、調査の実施が困難な場合、県に協力を要請することができる。

(1) 収集方法

ア 各自治区の自治区長、消防団分団長から電話等により被害報告を受ける。

イ 参集職員から参集途中の状況を聴取する。

ウ 住民からの通報を受ける（無線、電話等）。

(2) 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

ア 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

イ 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

ウ 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

(3) 調査事項

資料 3－1 において定める被害状況報告様式の内容について調査する。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報に係る被害については、判定基準(2)による。

判定基準(1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1)死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	(3)重 傷 者、軽 傷 者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4)罹 災 者	罹災世帯の構成員
	(5)罹 災 世 帯	住家に(8)、(9)、(11)の被害を受けた世帯
	(6)世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)

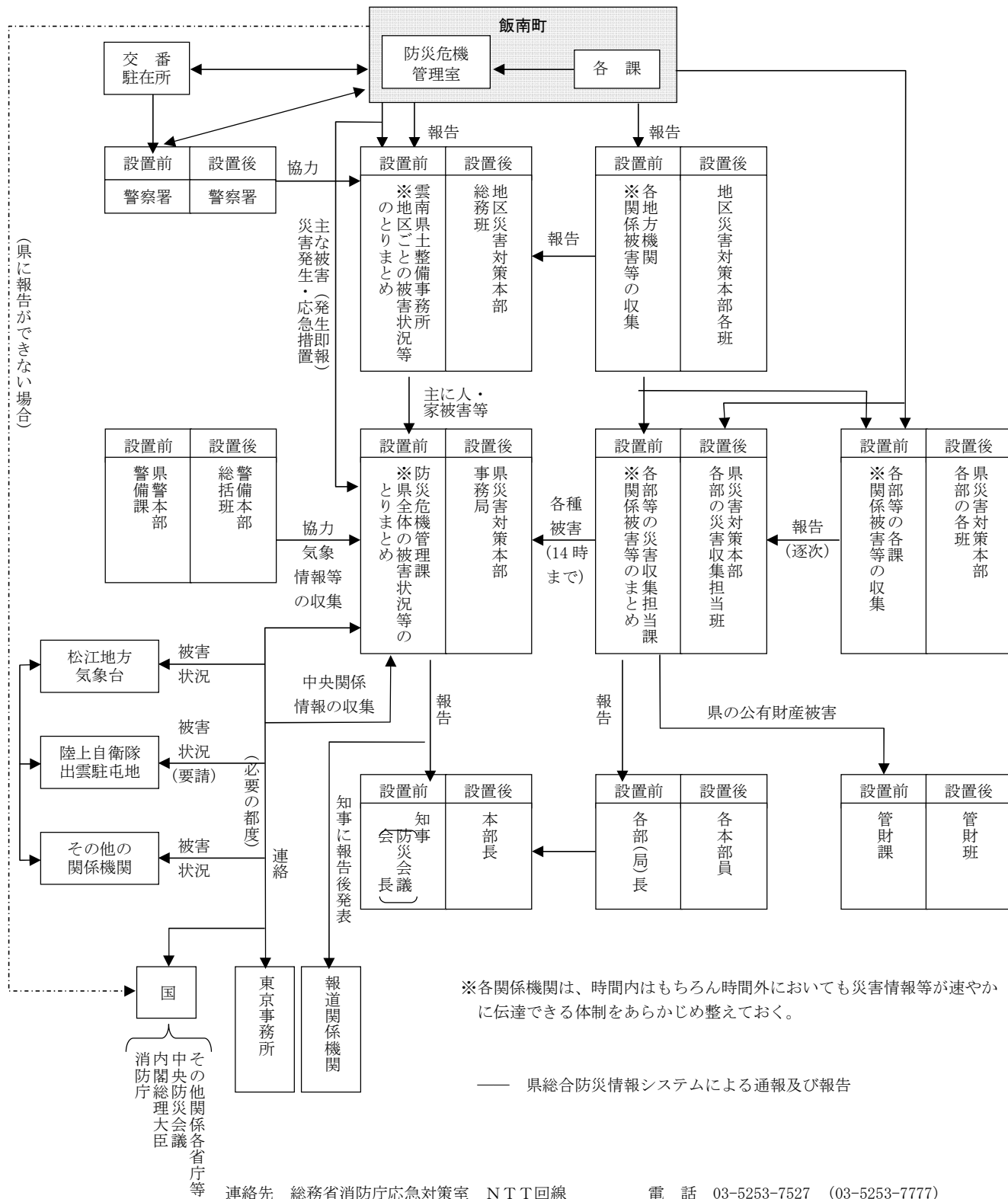
被害等区分		判定基準
建物被害	(7)住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする（半壊、半焼も同様）。
	(9)住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	(10)破 損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のものである、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。家屋の一部が破損した状態をいう（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）。
	(11)床 上 浸 水	浸水がその住家の床上に達した程度のものである及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半以上達している場合は、半壊又は全壊として取り扱う。
	(12)床 下 浸 水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの
	(13)非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。
農地被害	(14)流 失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの
	(15)埋 没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの
	(16)流 入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの
	(17)冠 水	作物全部が水中に没した状態のもの
	(18)浸 水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ、冠水に至らない状態のもの

判定基準(2) (即報に係る被害のみ適用)

被害等区分	判 定 基 準
人 的 被 害 住 家 の 被 害 農 地 被 害	判定基準(1)と同じ。
非 住 家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの
道 路 損 壊	国道、道、町道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋 梁 流 失	町道以外の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山 、 が け 崩 れ	がけ崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの
通 信 施 設 の 破 損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有 線 放 送	市町村、農協等が設置した有線放送（CATV）が破損し、通信不能となった世帯数
水 道 障 害	水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの
た め 池 水 路 決 壊	ため池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの
堤 防 の 決 壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
そ の 他 の 被 害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの

5 災害状況の通報及び被害状況報告（全部）

災害状況通報及び被害状況報告の系統図



※各関係機関は、時間内はもちろん時間外においても災害情報等が速やかに伝達できる体制をあらかじめ整えておく。

— 県総合防災情報システムによる通報及び報告

連絡先 総務省消防庁応急対策室 N T T回線
()内は、平日以外

消防防災無線
地域衛星通信ネットワーク

電話 03-5253-7527 (03-5253-7777)
F A X 03-5253-7537 (03-5253-7553)
電話 7527(7782) F A X 7537(7789)
電話 発信特番-048-500-7527(7782)
F A X 発信特番-048-500-7537(7789)

(1) 通報責任者

町は、あらかじめ通報責任者を定め、県総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

(2) 被害のとりまとめ及び報告

各課は、被害の調査結果を定められた時間に総務課に提出するものとする。総務課長は、被害状況を取りまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から町長に報告し、県総合防災情報システム等により直ちに県に連絡する。ただし、県総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話によるものとする。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

ア 町から県への報告

(ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各課が所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。

(イ) 災害発生即報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は事務局）及び雲南県土整備事務所に報告する。

(ロ) 被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告する。

(ハ) 被害規模を早期に把握するため、町は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

イ 町から国への報告

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。

ウ 報告の種類及び時間等

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要請 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による。	町→雲南県土整備事務所・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による。	町→雲南県土整備事務所 →防災危機管理課 概況が判明次第、随時。 ただし、雲南県土整備事務所が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課から別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第3号～様式第22号による。	町・県出先機関→関係課 →防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告。ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸 応急対策の決定等 の基になるもので あるので関係課等 は迅速に被害等の 収集ができるよう 平素から体制を整 えておくものとする。
確 定 報 告	同	上 町・県出先機関→関係課 →防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などの 基になるので正 確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町・雲南県土整備事務所・県関係課→防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関 →防災危機管理課 被害の状況が判明次第、 直ちに	
ラ イ フ ラ イ ン	電気、LPガス、電信電話、簡易水道、下水道被害の状況	町・県関係課→防災危機管理課 販売事業者→県LPガス協会→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、 直ちに	

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
林 野 火 災	林野焼損面積 20ha 以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

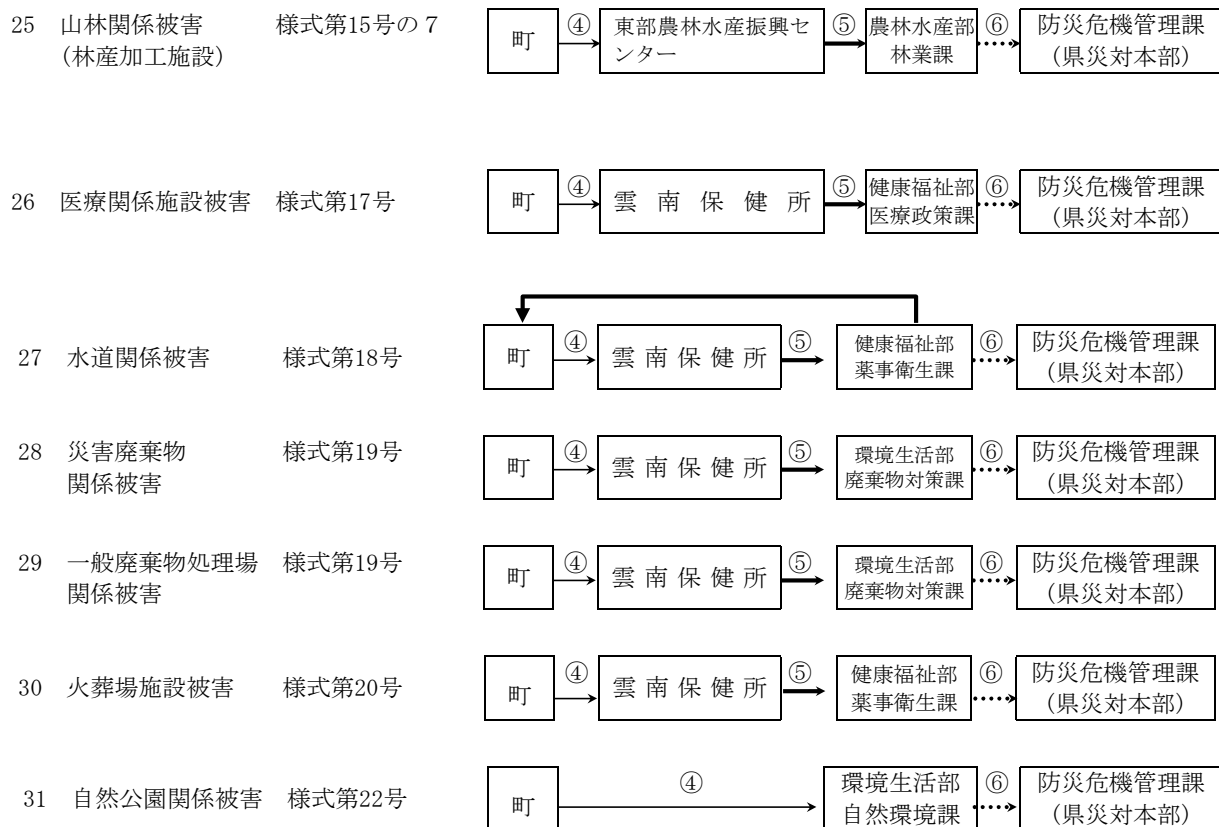
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

エ 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別報告系統は、次のとおりである。



10	公営住宅被害	様式第8号の2	町	④	雲南県土整備事務所	⑤	土木部 建築住宅課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
11	農地農業用 施設被害	様式第9号	町	④	雲南県土整備事務所	⑤	農林水産部 農地整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
12	農業被害速報	様式第9号の4	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
13	農作物関係被害	様式第10号の1	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
14	果樹等樹体被害	様式第10号の2	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
15	農業非共同利用 施設被害	様式第10号の3	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
16	畜産関係被害	様式第12号	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
17	農業共同利用 施設被害	様式第13号	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 農山漁村振興 課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
18	山林関係被害 (治山)	様式第14号の1	町	④	雲南県土整備事務所	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
19	山林関係被害 (林道)	様式第15号の1	町	④	雲南県土整備事務所	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
20	山林関係被害 (造林地等)	様式第15号の2	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
21	山林関係被害 (苗木等)	様式第15号の3	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
22	山林関係被害 (苗畑施設等)	様式第15号の4	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 森林整備課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
23	山林関係被害 (林産物)	様式第15号の5	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 林業課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)
24	山林関係被害 (林産施設)	様式第15号の6	町	④	東部農林水産振興セ ンター	⑤	農林水産部 林業課	⑥	防災危機管理課 (県災対本部)



- ①：「即報報告」による報告
 ②：「被害速報」による報告
 ③：「被害速報集計確認」による報告
 ④：「被害詳報」による報告
 ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
 ⑥：「被害詳報県計報告」による報告

- ：町管理分被害
 →：町範囲内・出先機関管轄範囲内
 ……：県内全て

オ 災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議のうえ災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

町は、災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、防災関係機関と連携し、通信手段の確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

1 町による災害広報の実施（総務部）

町は、保有する媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

(1) 広報内容

地域に密着した範囲の災害に関する広報は、町が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

ア 警戒・避難期の気象予報及び警報等及び気象情報等の広報

- (ア) 雨量、河川水位等の状況
- (イ) 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- (ウ) 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- (エ) 避難の必要の有無、避難先の開設状況等

イ 災害発生直後の広報

- (ア) 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
- (イ) 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- (ウ) 道路交通状況（道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等）
- (エ) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (オ) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

ウ 応急復旧活動段階の広報

- (ア) 住民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- (イ) 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

エ 支援受入れに関する広報

- (ア) 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- (イ) 義援金・救援物資の受入方法・窓口等に関する情報

オ 被災者に対する広報

町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

カ その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

キ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

(2) 広報の方法

ア 住民への広報

広報の実施に当たっては、町が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施するものとし、その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は県を通じて報道機関に協力を要請し、災害広報を実施する。

また、指定避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

(ア) ケーブルテレビ、町防災行政無線による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) 広報紙、掲示板、ハンドマイク等による広報

(エ) インターネットによる広報

a ホームページ等を活用した情報提供

b 携帯電話を活用した情報提供

c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

イ 報道機関への広報

総務課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応（総務部）

(1) 体制の整備

町は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力やストーカー行為を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第5節 広域応援体制

総務部

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、国や県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、町は、各関係機関と相互に、あらかじめ十分協議のうえ、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。また、必要な場合は、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

1 市町村相互の応援（総務部）

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、町は、隣接市町と応急措置の実施について相互に応援協力をを行う。

イ 被害がさらに拡大した場合、町は、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村に対し、応急措置の実施について必要な応援協力を要請する。

また、必要な場合は、県に対して応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、町は、県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 町内所在機関相互の応援協力

町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、町が実施する応急措置について、応援協力をを行う。

2 市町村における広域応援体制（総務部）

(1) 町は、災害対策基本法第67条に基づく災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1)による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、自らも被災し、応援できないなどの特別な理由のない限り、応援を行う。

なお、災害応急対策の応援に従事する者は、町の指揮のもとに行動する。

(3) 町は、応援措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。

町は、要求ができない場合には、その旨及び町における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地

方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3 県内消防本部の応援（総務部）

(1) 島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

町及び消防本部は、大規模災害及び特殊災害等の発生により町の消防力で災害の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等による応援

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合、町は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、県を通じて消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。また、他の都道府県及び消防本部が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空消防応援等の要請を行う。

ア 応援要請

(ア) 町長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡がとれないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。

(イ) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。

(ウ) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部又は出雲市消防本部）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び町長に連絡する。

(エ) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び町長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内全ての消防本部に伝達する。

イ 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部長等及び島根県に出動した指揮支援隊長
調整本部員	・島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員 ・代表消防機関又は代表消防機関代行の職員 ・被災地消防本部の職員
調整本部の業務	① 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ② 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること ③ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。 ④ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。 ⑤ 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ⑥ 県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。 ⑦ 県災害対策本部に設置された医療政策班等との連絡調整に関すること。 ⑧ その他必要な事項に関すること。

ウ 航空運用調整班の設置

大規模災害発生時において県は、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、ドクターヘリ等、各救難機関のヘリコプターが被災都道府県に集結することに鑑み、これら各救難機関のヘリコプターの迅速な運用を図るとともに、運用調整を掌るため航空運用調整班を設置する。

航空運用調整班の班長は、県防災航空管理所長又は県防災航空隊の副隊長等が担当する。

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。

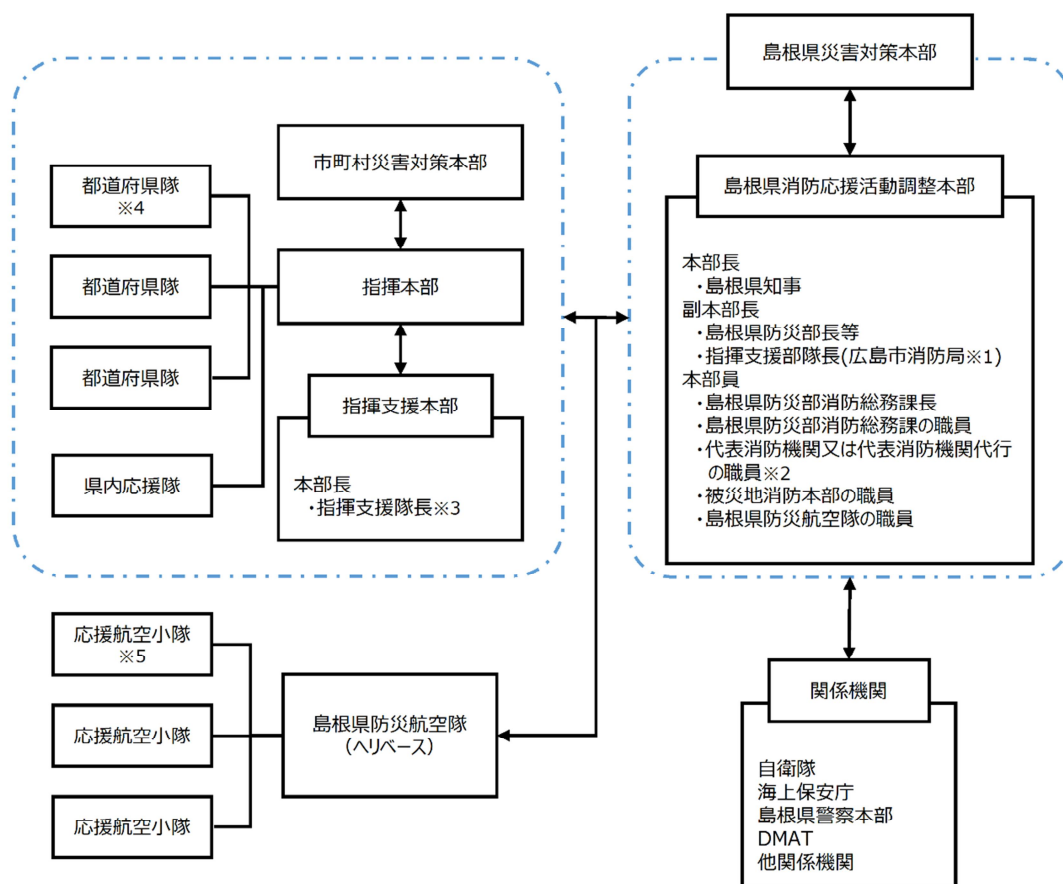
また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等から無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

エ 緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。

指揮支援部隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として指揮者を補佐し、その指揮のもとで緊急消防援助隊の活動の管理を行う。

指揮系統図



- ※１ 広島市消防局が被災等によりその任務を遂行できない場合は、大阪市消防局がその任にあたる
- ※２ 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう
- ※３ 指揮支援隊の所属する消防本部
広島市消防局・岡山市消防局・北九州市消防局・大阪市消防局・神戸市消防局
- ※４ 第一次出動都道府県
鳥取県・岡山県・広島県・山口県
- ※５ 第一次出動航空小隊
広島市・京都市・鳥取県・兵庫県・神戸市・岡山県・岡山市・広島県・山口県・愛媛県

才 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

4 自主防災組織との協力体制（総務部）

町域内の自主防災組織（事業所等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めておくとともに、発災時に円滑な行動がとれるよう日常から関係者等に周知を図る。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (2) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (4) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (5) その他の災害応急対策業務への協力
- (6) 要配慮者の保護 など

第6節 自衛隊の災害派遣要請

総務部

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、町長は、知事に対して人命又は財産の保護のため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする手続をとる必要がある。このため、町は、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受入体制を整える。

1 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

- (ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し、自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 要請を待たないで行う派遣

- (ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 知事に対する災害派遣要請の要求手続（総務部）

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき、自己の判断又は町長の派遣要請の要求により行う。

(3) 要求手続

自衛隊の派遣を必要とするときは、町長が次の要請事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する（様式は資料2-37参照）。この場合において、町長は必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合には、とりあえず電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

ア 町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び当該地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。この場合、自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長は、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

イ 町長は、アにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。



3 自衛隊の災害派遣活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療、防疫等の支援

特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請のあった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 救援物資の無償貸付又は譲与

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。

(10) 給食及び給水、入浴支援

被災者に対し、給食及び給水、入浴支援を実施する。

(11) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる（災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置）。

4 災害派遣部隊の自衛官の権限等

- (1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）。

- (2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

5 派遣部隊の受入体制の整備（総務部）

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町及び県と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意する。

6 使用資器材の準備（総務部）

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物資等を除き町、県又は関係公共機関において準備する。

ア 部隊等装備資材

イ 食料

ウ 燃料

エ 衛生資材等

- (2) 町、県又は関係公共機関において必要な資器材が調達不能な場合で、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

- (3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、町等は、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

7 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備（総務部）

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、町は、ヘリポート適地を選定し、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通知しておく（資料11－2参照）。

8 派遣部隊の撤収要請（総務部）

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。

撤収要請に当たっては、とりあえず電話等により報告した後、速やかに文書により要請（提出）する（様式は資料2－38参照）。

- (2) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整のうえ、派遣部隊を撤収する。

9 経費の負担（総務部）

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じ、または、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請し、県とともにこれを運用する。

1 災害救助法の実施機関（厚生部）

(1) 実施責任者

知事。ただし、知事より委任されている救助及び災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときの救助は町長が実施する。

(2) 町への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、市町村はその補助機関として行うことになるが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）第29条）。災害救助法が適用された場合、下記の委任事項については、町において実施する。

ア 避難所の供与

イ 応急仮設住宅入居者の決定

ウ 炊き出しその他による食品の給与

エ 飲料水の供給

オ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索

サ 死体の処理

シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本町の滅失世帯（住家滅失世帯）数が30世帯以上のとき（1号基準）。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,000世帯以上に達したときで、かつ、本町の滅失世帯数が15世帯以上に達したとき（2号基準）。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で、県内の滅失世帯数が5,000世帯以上に達したとき（3号前段基準）。

- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（3号後段基準）。

〔内閣府令〕被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

〔厚生省社会局通知（昭和40年5月11日社施第99号）〕

○令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること。

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術の方法を必要とする場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（4号基準）。

〔内閣府令〕次のいずれかに該当すること。

一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

〔厚生省社会局通知（昭和40年5月11日社施第99号）〕

○令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、内閣府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、法の適用について判断されたいこと。

イ 内閣府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(7) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け、避難生活を余儀なくされた場合

(4) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ウ 内閣府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること。

(7) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

- (イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合
- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき。
- (7) 災害救助法の適用基準によると、本町の場合は次表のとおりである。

飯南町	人 口 (人)	災害救助法 1 号基準 (世帯)	災害救助法 2 号基準 (世帯)
	4,577	30	15

- (注) 1. 人口は、令和 2 年国勢調査
2. 2 号基準は、県内の住家滅失世帯が 1,000 世帯を超えた場合に適用
3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は 2 世帯をもって、床上浸水世帯は 3 世帯をもって、1 世帯とする。

3 被災世帯の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

本章第 3 節「災害情報の収集・伝達」に掲げる被害状況等の判定基準による。

(3) 住家及び世帯の単位

住家	現実に居住のため使用している建物。社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位

4 災害救助法の適用手続（厚生部）

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、

- ① 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- ② 適用申請（町長から知事（県防災部防災危機管理課）へ）
- ③ 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から町長へ）
- ④ 災害救助法による救助の実施指示（町長から関係各課へ）

となるが、関係各課は住民課と密接な連携を持って、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

5 災害救助法の実施方法等（厚生部）

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、町は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なため、町は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の種類及び内容等

災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間等については、**資料6-5**のとおりである。

救助法の適用を受けた場合には、各担当課において適切な指示及び処理をするよう指導する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

(4) 救助事務費に関する事項

救助事務費については、交付要綱（災害救助法平成26年3月20日 府政防第338号内閣府事務次官通達「災害救助費負担金の個々負担について」）及び災害救助事務取扱要領による。

なお、災害ボランティアセンターに係る費用のうち、事務の委任を受けた町が、ボランティア活動と救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(5) 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分考慮する。

1 要避難状況の早期把握・判断（総務部）

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に、避難措置実施の第一次的責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町は、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている役場庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

ア 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握のうえ、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害からの避難

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊・地すべり・土石流）などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講ずる。

2 避難指示等の実施（総務部）

町は、災害の状況に応じ、次のとおり避難措置を講ずる。

(1) 避難指示等の実施責任者及び時期

避難指示等の実施責任者及びその時期については、表 1 及び表 2 に示すとおりである。

避難指示等の発令に当たっては、次の事項に留意するほか、解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

イ 孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を指示する。

ウ 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。

エ 住民に対する避難のための高齢者等避難や避難指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難指示、緊急安全確保等を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

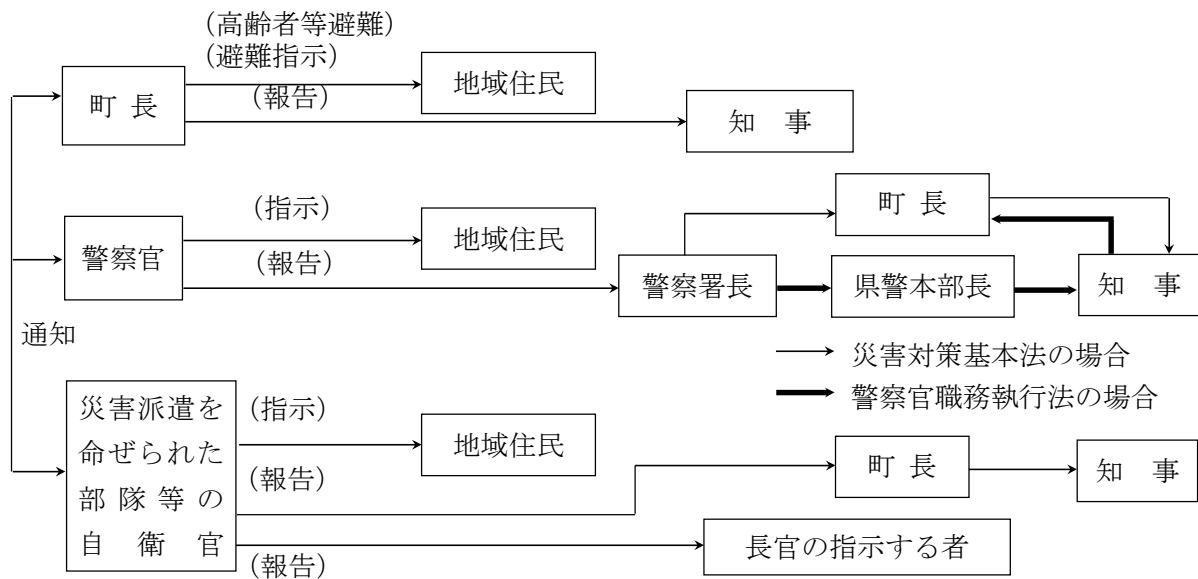
表 1 高齢者等避難の発令者及び時期

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
町長	災対法56条の2 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	全災害 災害が発生するおそれがある場合	要配慮者等	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける。	知事に報告 (窓口は防災危機管理課)

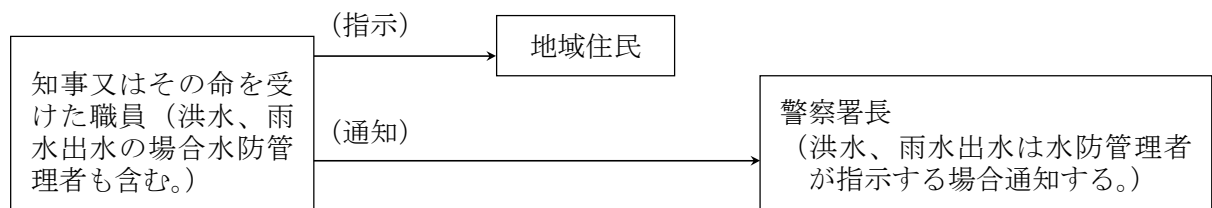
表2 避難指示権者及び時期

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき 措置
町 長 (委任を受けた吏員又は 消防職員)	災害対策基本 法第60条第1 項、第2項、 第3項	全災害 ・災害の発生又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の必要と認める居住者、滞 在者、その 他の者	立退きの指 示 「緊急安全 確保措置」 の指示 立退き先の 指示	知事に報 告（窓口 は防災危 機管理 課）
知 事 (委任を受けた吏員)	災害対策基本 法第60条第6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行 の公示
警 察 官	災害対策基本 法第61条第1 項、第2項 警察官職務執 行法（昭和23 年法律第136 号）第4条	全災害 ・町長が避難のため立退 きを指示することができ ないと警察官が認め るとき又は町長から要 求があったとき。 ・危険な事態がある場合 において、特に急を要 する場合	必要と認める地域の必要と認める居住者、滞 在者、その 他の者 危険を受け るおそれの ある者	立退きの指 示 「緊急安全 確保措置」 の指示 立退き先の 指示 警告、避難 の措置（特 に急を要す る場合）	災害対策 基本法第 61条によ る場合は、 町長に通知 （町長は 知事に報告）
自 衛 官	自衛隊法第94 条	・危険な事態がある場合 において、特に急を要 する場合	危害を受け るおそれの ある者	警告、避難に ついて必要な 措置（警察官 がその場にい ない場合に限り 災害派遣を命 ぜられた部隊 の自衛官に限 る。）	警察官職務 執行法第4 条の規定の準 用
知 事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防 止法第25条	地すべりによる災害・著 しい危険が切迫してい ると認められるとき。	必要と認める区域内の 必要と認める 居住者	立退くべき ことを指示	その区域 を管轄する 警察署長に 通知
知 事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水等による 災害・洪水の氾濫により 著しい危険が切迫してい ると認められるとき。	同 上	同 上	水防管理者 が指示する 場合には、 その区域を 管轄する 警察署長に 通知

避難指示等の指示系統図



地すべり災害（洪水、雨水出水）



(2) 避難の指示等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア 高齢者等避難

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

イ 避難指示

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、避難が適当と判断される場合、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。

ウ 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待

避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

オ 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ的確に実施されるよう協力する。

(3) 避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難措置を実施する。避難指示等を行う場合は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難後における財産保護の措置

(4) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ 高齢者等避難、避難のための立退きの指示、緊急安全確保など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

エ 避難措置の実施に関し、本計画又は「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」等に、次の事項を定めておく。

(ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法

(イ) 避難措置を実施する区域別責任者（町職員等の氏名）

(ウ) 避難の伝達方法

(エ) 各地域の避難先及び避難方法

(オ) その他の避難措置上必要な事項

(5) 避難指示等の伝達

ア 避難計画等に基づく伝達

「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」及び避難計画においてあらかじめ定められた避難指示等の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知徹底を図る。

また、島根県避難情報等情報伝達連絡会で定めた「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供する。

なお、既に避難した者に対し、警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

イ 災害状況に応じた伝達

避難指示等は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握したうえで、住民への周知を

最も迅速で確実、かつ効果的に周知徹底できるよう、町が保有する町防災行政無線をはじめとした伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。その際、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達すること、繰り返し分かりやすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 町防災行政無線、ケーブルテレビによる伝達

(イ) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

(ウ) サイレン及び鐘による伝達

(エ) 広報車からの呼びかけによる伝達

(オ) 「避難情報等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

(カ) テレビ・ラジオ（県を通じた放送機関に対する放送要請等）、電話、その他の施設の利用による伝達

(キ) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

(ク) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達

(ケ) Lアラート（災害情報共有システム）による伝達

ウ 要配慮者への配慮

情報の伝わりにくい要配慮者への高齢者等避難等の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

エ 各種施設等

学校・教育施設、スーパー等不特定多数の者が出入りする施設、社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知徹底し、避難措置を講ずる。

3 県等の実施する避難措置（総務部）

(1) 知事による避難の指示等の代行

表2 避難指示権者及び時期のとおり。

(2) 地すべり区域等における立退きの指示等

町内で河川出水、地すべり等の災害が発生した場合、県は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び地すべり防止区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、町長若しくはその委任を受けた町職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力を求める。

なお、避難の指示を行った場合は直ちに管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 町が行う避難指示等に係る助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要

に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(4) 町が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、町の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

ア 町の避難指示等の状況を把握し、県災害対策本部事務局に報告する。

イ 町から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

(5) 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

ア 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(6) スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

ア 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。特に夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時は消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(7) 車両等の乗客の避難措置

ア 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に実施する。

イ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、

速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

4 警戒区域の設定（総務部）

(1) 警戒区域の設定権限

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。



(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的に捉えて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者、

警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。

エ 県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

オ 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

(3) 警戒区域設定の周知等

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

イ 町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

5 避難誘導（総務部）

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川の増水、斜面崩壊等が予想され、地域に避難指示等をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

(ア) 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所及び誘導責任者（自治会の代表者又は消防団等から選定）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思を持って誘導に当たり、住民が混乱に陥らず、安全に避難できるようにする。

(ウ) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認する。

イ 避難経路

(ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知徹底を図る。

- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難先の開設に当たって、町長は、避難先の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。
- (エ) 夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者はその誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に受け入れることができなくなった場合には、県、警察及び近隣市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難の実施

住民等は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、住民が自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合い、助け合いながら自主的に安全な場所へ避難する。

(3) 避難が遅れた者の救出・受入れ

町は、避難が遅れた者を救出する場合、町で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請して救出活動を行い、避難施設への受入れを図る。

(4) 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。特に夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

(5) スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計

画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。特に夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(6) 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応に当たる消防団員、警察官、町職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提としたうえで、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

6 被災者の運送（総務部）

- (1) 町は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。
- (2) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営（厚生部）

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受入れ、保護するため、町は、次のとおり必要に応じて、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設する。

また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

指定緊急避難場所及び指定避難所の開設の実施機関は町であり、災害救助法適用時には、町長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。）。

指定避難所等の開設に当たっては、雲南警察署等と十分連絡を図り、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う（町の避難所については資料6－1参照）。

なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

ア 避難生活の対象者

- (ア) 住居等の被災者
- (イ) 避難指示等の対象地域の居住者
- (ウ) 帰宅できない旅行者等
- (エ) 災害による不安を抱いている人及び食料・飲料水の供給を受けたい人

イ 指定避難所の開設、周知及び報告

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した施設を使用する。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(7) 開設にあたっての留意点

- ①指定緊急避難場所又は指定避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
- ②雲南警察署等との連携
- ③開放指定緊急避難場所又は指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ④指定避難所責任者の配置
- ⑤避難者名簿の作成
- ⑥要配慮者に対する配慮（民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。）

(イ) コミュニティを活かした避難活動の促進

住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開設・開設を地域組織で担う等、円滑な避難のため、地域組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(ウ) 指定緊急避難場所又は指定避難所の開設の周知

指定緊急避難場所又は指定避難所を開設した場合、町長はその旨を住民等に対して周知徹底を図るものとし、指定避難所に受け入れるべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

ウ 県への報告

指定避難所等を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。

- (7) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時、場所及び全国共通避難所・避難場所 ID
 - (イ) 箇所数、受入状況及び受入人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
 - (オ) 指定避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況
- (2) 指定避難所の運営

各指定避難所の適切な管理運営を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所の運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努

めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担が掛からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

さらに、指定避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療福祉サービスの提供等、指定避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

ア 自主防災組織の会長等避難した人々の代表者及び指定避難所となった学校等施設の管理者の協力を得て指定避難所を管理運営する。

イ 指定避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合、町は、その代理者を定め、指定避難所の責任体制を明確にする。

ウ 指定避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め、連携を図る。

エ 指定避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

(3) 仮設トイレの設置

指定避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋等を要請する。

なお、トイレの日常管理は、指定避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(4) 要配慮者に対する配慮

指定避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所を斡旋し、移転するなどの措置を講ずる。

8 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所等の運営（厚生部）

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は、以下の点に留意する。

(1) 指定避難所等の運営方法

ア グループ分け

イ プライバシーの確保状況の把握

ウ 情報提供体制の整備

エ 指定避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ 指定避難所のパトロール等

カ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

キ 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

ク 年齢性別によるニーズの相違への配慮

ケ 食料の確保、食事給与の状況把握

コ トイレの設置状況の把握

サ 簡易ベッド等の活用状況の把握

シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

(ア) 指定避難所運営における女性の参画の推進

(イ) 女性専用の物干し場の設置

(ウ) 女性専用の更衣室、授乳室の設置

(エ) 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布

(オ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保

(カ) キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営

ス 女性や子供等への安全配慮

(ア) 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置

(イ) トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置

(ウ) 照明の増設

(エ) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載

(オ) 警察、病院、女性支援団体との連携による被害者への相談窓口情報の提供

セ 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講ずる。

ソ 指定避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(2) 保健・福祉・衛生対策

ア 救護所の設置

イ 巡回健康相談、栄養相談の実施

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発発病の予防、心のケアなど必要な措置を講ずる。

ウ 福祉的支援ニーズへの対応

島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された災害派遣福祉チーム（DWA T）の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講ずる。

エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保

必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など、女性等への配慮を行う。

オ 入浴、洗濯対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講ずる。

カ 食品衛生対策

食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施

キ し尿及びごみ処理の状況等、指定避難所の衛生対策の実施

ク 家庭動物のためのスペースの確保

ケ 感染症対策の実施

(3) 避難状況に応じた避難先の移動

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館等への移動を避難者に促す。

(4) 指定避難所の早期閉鎖

災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、安全の確保された自宅への帰還、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用、応急仮設住宅の迅速な提供等により、指定避難所の早期解消に努める。

(5) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

在宅被災者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

9 広域避難（総務部）

- (1) 町は、災害の規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事

に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき県、国、運送事業者等と関係者間で適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、防災関係機関間で相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できよう努める。

10 広域一時滞在（総務部）

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

また、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

さらに、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

- (2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (5) 国は、町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、町に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。
- (6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

第9節 消防活動

総務部

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、町・消防機関はもとより住民をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能をあげて当たる。

1 出火防止、初期消火（総務部）

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、住民、事業者をあげて出火防止及び初期消火に努める。

また、町は、乾燥・強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにケーブルテレビ、町防災行政無線、広報車等を活用し、住民に対して出火防止の徹底を呼びかける。

2 消防活動（総務部）

(1) 火災発生状況等の把握

消防本部及び消防団は、町や警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

ア 火災の状況

イ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

消防本部及び消防団は、災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

ア 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。

イ 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。

エ 救急活動の拠点となる避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防御を優先して行う。

オ 惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防本部は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 応援要請（総務部）

(1) 県内の消防機関に対する応援要請

消防本部は、必要に応じて、「島根県消防広域相互応援協定書」（資料2-1参照）により、他の消防機関に対し、応援を要請する。

(2) 防災ヘリコプターの出動要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(3) 知事への応援出動の要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

(4) 緊急かつ広域的な応援要請

ア 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

イ 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は、大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡される。

町長は、措置を求められたときは、直ちに応援活動を行う。

(5) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

(ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

(イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ロ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(ハ) 町への進入経路及び結集場所（待機場所）

(ニ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

(ア) 応援消防隊の誘導方法

(イ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認

(ウ) 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

ウ 緊急消防援助隊応援要請の手続

- (ア) 町長は、被災状況及び自地域の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、運用要綱に定める「緊急消防援助隊応援要請連絡（様式 1－2）」（資料 2－39 参照）により、速やかに知事に援助隊の応援の要請を行う。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、総務省消防庁長官に対して、要請する。
- (イ) 町長は、前号の要請後に被害の状況等の著しい変化又は必要応援部隊の変更等があったときは、「緊急消防援助隊応援要請連絡（様式 1－2）」に「変更」と記入し、速やかに応援要請の変更を行う。
- (ウ) 前記(ア)、(イ)の場合において、書面による要請（変更を含む。）のいとまがないときは、口頭による要請ができるものとし、事後、速やかに書面を提出する。

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

1 救急・救助活動（総務部・厚生部）

(1) 町（消防本部を含む。）による救急・救助活動

ア 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (ア) 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (イ) 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。
- (ウ) 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

ウ 救急搬送

- (ア) 傷病者の救急搬送は、緊急度・重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。
- (イ) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

- (ア) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、受入先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- (イ) 救護能力が不足する場合は、住民組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

オ 部隊間の活動調整

町及び県は、警察・消防・自衛隊の部隊がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に救助・救急、消火活動等を行えるよう、国とともに活動調整会議等を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、安全確保に資する情報、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有や活動方針などの調整を行う。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

カ 要救助者の位置情報の活用

県及び町の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

(2) 住民、自主防災組織、事業所による救急・救助活動

住民、自主防災組織、事業所等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(3) 惨事ストレス対策

町は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

2 救急・救助用資機材等の確保（総務部・厚生部）

- (1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として町において整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合、町は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 町は、損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合、町は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。このような状況下で被災者の救護に万全を期すため、町は、医療情報の収集・伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立するとともに、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもと、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護を行う。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T実施要領」による。

1 医療救護活動（厚生部）

(1) 医療救護活動の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者とする。

(2) 活動体制の確立

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施する。町は、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、関係機関の協力を得て医療救護班を編成するほか、災害の種類及び程度により医師会等の医療救護班の出動を要請して医療救護を行う。

なお、災害の程度により、町単独で対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

また、災害救助法適用後に医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に対し、医療救護活動の支援を要請する。

ア 医療救護班の編成

医療・助産の実施は、病院等の医療関係者をもって編成し、医療救護活動に当たる。

班の編成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定める。

イ 医療救護活動の原則

医療救護活動は、原則として医療救護班による救護者等において行うものとするが、医療救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施することができる。

なお、町内の医療機関は、資料 8－1 のとおりである。

ウ 医療救護班の業務内容

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 後方医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- (オ) 看護

(カ) 遺体検案

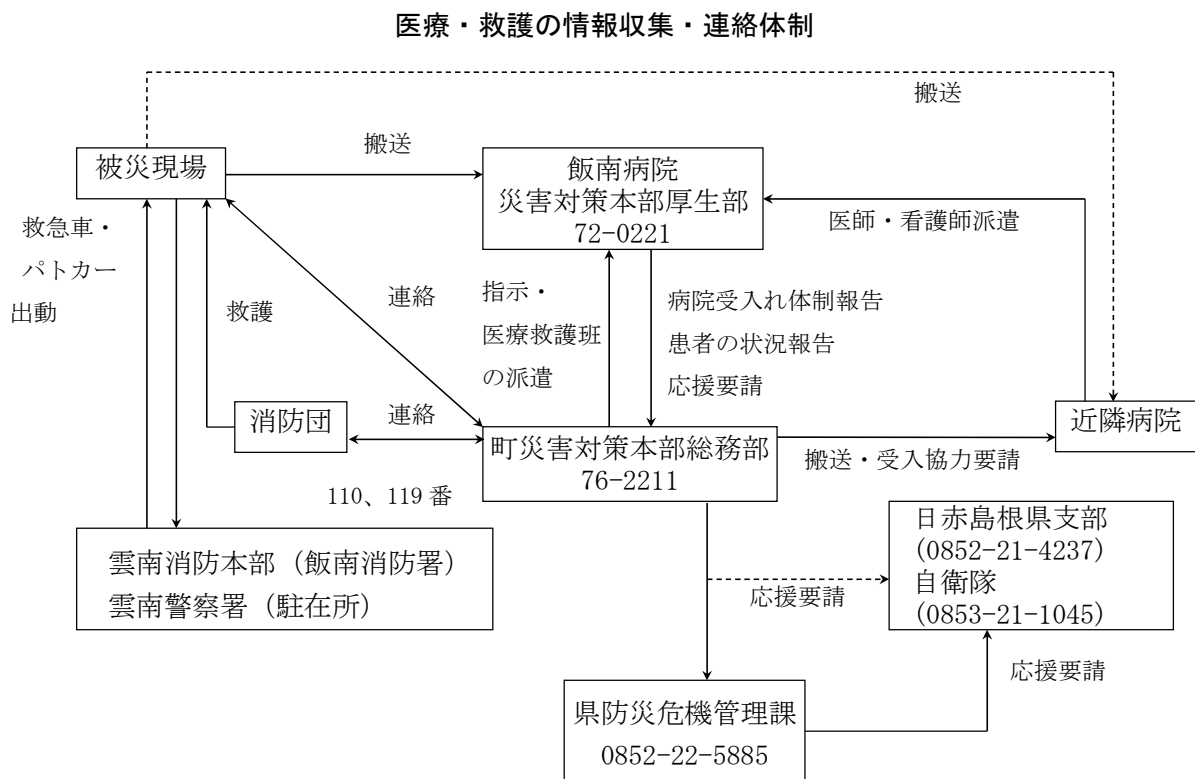
(3) 情報収集・伝達

災害時において、関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、町は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し、情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

医療救護に関する町内外の情報収集・連絡は次の体制で行うものとし、避難所での医療ニーズや医療機関・薬局の情報等を県（健康福祉部）へ伝達し、医療救護活動の迅速かつ的確な推進に努める。

また、広報等を通じて医療機関や医療救護班及び医療救護所等の情報の提供を図る。

なお、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。



(4) D M A Tによる活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びD M A Tの派遣に関する協定書に基づき、D M A T指定医療機関の長に対し、D M A Tの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、D M A Tの派遣を要請する。

派遣されたD M A Tは、日本D M A T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

(5) 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。

また、医療救護所における医療救護活動について、町単独による対応が困難な場合は、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）に支援を要請する。

なお、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請することとしており、県医療救護班調整本部は、雲南地域災害保健医療福祉対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

(6) 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMATの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入れや医療資源の投入など、県域における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

(7) 災害支援ナースによる活動

県は、必要と判断したとき、島根県における災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、協定締結施設の管理者に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、災害支援ナースの派遣を要請する。

派遣された災害支援ナースは、災害支援ナース活動要領に基づき、看護支援活動を行う。

(8) DPATによる活動

県は、自ら必要と判断したとき及び町から要請があったとき、島根県DPAT実施要領及びDPAT先遣隊の派遣に関する協定に基づき、DPAT先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はDPAT事務局を通じて他の都道府県に対し、DPATの派遣要請をする。

派遣されたDPATは、DPAT活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害を受けた既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

(9) 医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、島根県栄養士会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

(10) DHEAT、保健師等チームの派遣・活動

県保健医療福祉調整本部は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、保健師等チームを被災地へ派遣する。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DHEAT及び保健師等チームの派遣を要請する。

2 助産救護活動（厚生部）

(1) 助産救護の対象者

災害発生の日前後 1 週間以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者とする。

(2) 活動体制の確立

ア 助産救護班の編成

町は、必要に応じ、前記 1 「医療救護活動」に準じて助産救護班を編成し、出動するとともに、災害の種類及び程度により医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。

また、災害の状況により町単独では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 助産救護活動の原則

助産救護活動は、原則として助産救護班による医療救護所等において行うが、助産救護班を出動させるいとまがない等のやむを得ない事情がある場合、町は、病院又は診療所において助産救護を実施することができる。

ウ 助産救護班の業務内容

- (ア) 分娩の介助
- (イ) 分娩前及び分娩後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (エ) 新生児のケア

(3) 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに、助産救護活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

3 医薬品・医療救護資器材等の調達（厚生部）

- (1) 町は、医療救護の実施のため必要な医薬品・医療救護資器材等が不足する場合、町内の関係業者から調達する（資料 8－2 参照）。
- (2) 町は、町内において医薬品・医療救護資器材等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達斡旋を要請する。

4 傷病者等の搬送（厚生部）

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受入能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。

さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、町は、E M I S を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む。）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

5 特別に配慮を要する患者への対応（厚生部）

(1) 透析患者への医療対応

町は、県、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対

して情報提供できる体制をとる。

さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

町は、県及び保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関への搬送、医療施設での救護を図る。

第12節 交通確保対策

総務部 建設部

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想される。このため、町は、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開を行う。

また、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議のうえ、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

1 交通規制の実施（総務部）

(1) 実施機関及び実施方法

ア 道路管理者、警察機関、自衛官又は消防吏員による交通規制

町は、他の道路管理者、警察（公安委員会）その他関係機関と連携し、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

実施者	実 施 の 方 法
道路管理者	(1) 災害時の交通規制 道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
	(2) 災害時における車両の移動等 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行う。
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集 県警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 警察機関は、災害により交通施設等の危険な状況が予想され又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両等の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また、必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

実施者	実 施 の 方 法
警 察 機 関	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は道路の区間において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官自ら当該措置をとることができる。
	(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記警察機関(4)のア、イの措置をとることができる。

イ 中国地方整備局による通行規制

中国地方整備局松江国道事務所頓原維持出張所では、降雨による異常気象時には、次のとおり一般国道54号の通行規制をすることとしている。

- (ア) 2時間後に連続雨量が230 mm以上になると予測される場合
 - a 所轄警察署（島根県警雲南署）に雨量状況、通行規制準備状況を連絡
 - b 通行止め案内看板の設置、道路情報板での予告、ホームページでの予告などの準備
- (イ) 連続雨量が200 mmに達し、1時間後に連続雨量が230 mm以上になると予測される場合
 - a 関係町村に情報提供
 - b 雲南署に通行止めのための協力の依頼
 - c 通行止めの案内看板などの道路沿線への配置
 - d バス、タクシー、トラック協会、消防署、報道機関への通行止めの予告連絡
 - e 道路情報板、路側放送、ホームページ等での通行者や一般の方への予告
- (ウ) 連続雨量が230 mm到達、通行規制開始
 - 前記の各関係者などへ、通行止め開始の連絡
- (エ) 規制の解除
 - a 降雨が終了し3時間経過し、さらにまとまった降雨が懸念されない場合
 - b 規制区間内における落石等に対する安全を確認し、解除
 - c 規制時に連絡した各関係者に解除の連絡

ウ 知事による緊急通行車両の通行ルート確保のための指示

知事は、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、町に対して広域的な見地から指示を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者は警察機関へ、警察機関は道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は県土木部道路維持課へ報告する。

(3) 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した者は、適当な迂回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察は緊密な連携をとる。

(4) 規制の標識等

交通規制の実施者は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、**様式 1** 参照）。

ア 災害対策基本法施行規則第 5 条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

イ 道路交通法第 4 条（公安委員会の交通規制）

(5) 規制の広報・周知

交通規制の実施者は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、関係機関に連絡する。

(7) 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

(8) 路上放置車両等に対する措置

ア 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき必要な措置を行う。

イ 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（**様式 2** 参照）。

ウ 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

様式 1 規制の標示（災害対策基本法施行規則別記様式第 2）



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは 1 センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第 76 条の 3 第 6 項）

(表)

措置命令 通知書

署長殿

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 第1項 第2項

の規程により措置命令を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

所属 氏名 @

1 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
2 場 所	
3 (命令・措置) を行った者	所属 氏名
4 命令の場合	命令を受けた者
	住所
	氏 名
	番号表に表示されている番号
措置の場合	措置に係る物件の(占有者・所有者・管理者)
	住所
	氏 名
	番号表に表示されている番号
5 (命令・措置) の内容	

(裏)

6 (命令・措置) を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

備考 1 5 には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。

2 () 内については、該当するものを○で囲むこと。

3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。

4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A 4 とする。

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

2 緊急通行車両等の確認等（総務部）

(1) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両確認証明書の申請

町は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両について、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

イ 緊急通行車両確認証明書の受領並びに標章及び証明書の提示

町は、緊急通行車両であることの確認を受けたときは、「標章（様式 3 参照）」及び「緊急通行車両確認証明書（様式 4 参照）」を受領し、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

様式 3 標章（災害対策基本法施行規則別記様式第 4）



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年」「月」及び「日」を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

様式 4 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則別記様式第 5）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		知 事 印 公安委員会 印	
番号表に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

(2) 規制除外車両

ア 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものとして公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

イ 規制除外車両確認証明書の受領並びに標章及び証明書の提示

規制除外車両確認証明書の申請を行った者は、既に交付されている届出済証を提示するとともに、規制除外車両確認申出書を提出し、規制除外車両であることの確認を受けたときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を受領し、標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置（総務部）

(1) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長及び道路管理者に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

(2) 災害発生時における運転者のとるべき措置

ア 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は道路の区間を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

(イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 道路交通確保（総務部・建設部）

(1) 町は、他の道路管理者、公安委員会と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 町は、他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

(3) 町は、路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じ、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

5 道路啓開（建設部）

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い、把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

(2) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・TEC-FORCEアドバイザーを派遣し、TEC-FORCEパートナーとの連携により、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとし、町もこれに協力する。

(3) 優先順位の決定

道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(4) 啓開資機材等の確保

町は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を迅速かつ的確に行う。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(5) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

町及び道路管理者は、所管する緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を行い、緊急車両の通行の確保に努める。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として「島根県道路啓開計画」で定めた、広域移動ルートを優先して行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開は、1車線、啓開幅5mを基本とし、緊急車両の通行に必要な通行帯を確保する。

エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

オ 啓開作業時においては、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整したうえで、重複等のないように調達する。

カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図るものとする。

キ 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

第13節 緊急輸送

総務部

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。このため、町は、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講ずる。

1 緊急輸送の実施（総務部）

(1) 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりである。

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

(2) 緊急輸送の対象

町は、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 警戒避難期	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	○第1段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	○第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

2 緊急輸送体制の確立（総務部）

町は、輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

町長は、各道路管理者及び警察等関係機関と協議のうえ「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に指定されている道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、避難所、消防団詰所、医療施設、交番、消防分署など）を結ぶ道路の障害物の除去や危険箇所の改善など、災害対策を進める。

また、二次災害によりこれらの道路が被災し通行できなくなった場合、代替道路について検討する。

イ 車両の確保

(7) 町所有車両等の確保

本町における車両等の掌握、管理は、総務部で一括管理し、配分する。

町所有車両等は、**資料11－3**のとおりである。

(4) 町所有以外の輸送力の確保

町は、町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、民間業者等から車両を借り上げる等、輸送力の確保に努める。

なお、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- a 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- b 輸送を必要とする区間
- c 輸送の予定日時
- d その他必要な事項

ウ 緊急輸送のための燃料の確保

町は、国、県及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

(2) 航空輸送力の確保

町は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、県に対して、ヘリコプターの派遣要請を行う。

(3) 人力等による輸送

町は、車両等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保（総務部）

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うため、町は、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し、確保する（**資料11－1**参照）。

(2) 輸送拠点等の確保

町は、重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する（**資料6－3**参照）。

また、拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材を確保するよう努める。

(3) 関係機関及び住民等への周知

町は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第14節 水防活動

総務部 建設部

町は、防災関係機関と連携し、異常降雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

1 水防情報の収集・伝達（総務部・建設部）

- (1) 町は、本章第2節「気象予報及び警報等の収集・伝達」により気象等の特別警報、危険警報、警報及び注意報等を受信するほか、県総合防災情報システム、インターネット（県河川課ホームページ）及び携帯電話（島根県川の防災情報）等により雨量・河川水位の観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。
- (2) 町は、危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難指示等の発令の実施に努める。

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止（建設部）

町は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防等の決壊等による出水防止措置

河川堤防等に損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設等の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、次の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

町は、風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため、危険区域等の巡視・警戒活動を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立（総務部・建設部）

町は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表状況に応じて土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険区域周辺の警戒監視・通報（総務部・建設部）

(1) 土砂災害発生前

町は、土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、その地区の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害発生後

町は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）及び地すべり危険地における土石流、斜面崩壊、地すべりなどにより土砂災害が発生した地区がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（総務部・建設部）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地区において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、町及び各施設管理者は、危険区域及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地区において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

町は、土砂災害の発生が予想される場合、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の設定

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住

民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 専門家等の派遣による支援

町は、県の協力を得て、警戒・監視活動を実施する。また、必要に応じて、アドバイザー制度*¹を活用するほか、砂防ボランティア*²、山地防災ヘルパー*³や専門家等の派遣要請を行う。

エ 避難誘導

本章第8節「避難活動」を参照

(注)

* 1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度

* 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの

なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

* 3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの

4 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報の活用（総務部）

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を提供する。

町は、土砂災害緊急情報を適切な住民の避難指示等の判断に活用する。

第16節 ライフライン施設の応急対策

総務部 建設部 厚生部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 災害情報の収集・伝達（総務部・建設部・厚生部）

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、町、県及びライフライン事業者等の間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。このため、町は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

2 災害応急活動体制の確立（総務部・建設部・厚生部）

ライフライン施設災害が発生した場合、町、県及びライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ、一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努めるとともに、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

3 応急措置の実施（総務部・建設部・厚生部）

(1) 電力施設

町は、大規模停電発生時に電源車の配備等、県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

また、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の配置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認のうえ、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、必要に応じて中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱の行う応急復旧対策に協力する。

(2) 通信施設

町は、必要に応じて西日本電信電話㈱等の行う応急復旧対策に協力する。

(3) 水道施設

町は、水道施設について、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のため、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて工事業者への調達依頼により確保を図る。

ウ 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講ずる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

(4) 下水道施設

町は、管理する下水道施設について、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

ア 管渠

下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。

イ ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家発電装置によって排水不能事態が起こらないようにする。

ウ 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講ずる。

(5) LPガス施設

町は、LPガス販売事業者の行う次の応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

ア 被害状況の把握

イ 二次災害の防止

ウ LPガス設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

エ 防災関係機関への通報

オ 従業員及び住民に対する人命安全措施

4 災害広報の実施（総務部）

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。
 この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関及びライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。

このため、町は、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	県（企業局）	0852-22-5678
	中国電力(株)島根支社	0852-27-1113
L P ガス	県 L P ガス協会 各 L P ガス販売事業者	0852-21-9716 各 L P 販売事業者
水 道	県（薬事衛生課）	0852-22-5263
	町（建設課）	0854-76-3942
下水道	県（下水道推進課）	0852-22-5470
	町（建設課）	0854-76-3942
電 話	西日本電信電話(株)島根支店 事業推進担当	0852-20-7534
	(株)N T T ドコモ中国支社 島根支店販売企画担当	0852-25-9501

災害時において、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速かつ的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、町は、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながら、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策（厚生部）

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズにあわせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

ア 地域住民等と協力して指定避難所等へ移送する。

イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。

ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 社会福祉施設等に係る対策（厚生部）

- (1) 入所者・利用者の安全確保

ア 町内の社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する（本章第8節「避難活動」参照）。

イ 町は、県の協力を得て、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で、被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

ウ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行ったうえで児童を引き渡す。

- (2) 町又は県への応援要請等

ア 社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、町又は県（健康福祉部）に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

イ 社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

(3) 町及び県の支援活動

ア 町は、県の協力を得て、ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、社会福祉施設等の施設管理者は、各施設で備蓄している食料、飲料水、燃料等生活必需品を入所者に配布するなどの対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、町及び県が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。

ウ 町は、ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。

3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策（厚生部）

町は、指定避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

(1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

(2) ケーブルテレビ、町防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット、FAX等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

(3) 指定避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

(4) 指定避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

(5) 指定避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対し、ニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

(6) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。

(7) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4 児童・ひとり親家庭等に係る対策（厚生部）

(1) 要保護児童の援護

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 指定避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、指定避難所の責任者等を通じ、町に対して通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳の犠牲者の確認や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童のメンタルヘルスの実施

町は、被災児童の精神的不安定に対応するため、県の協力を得てメンタルヘルスカケアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、ケーブルテレビ、町防災行政無線、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び町や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(4) ひとり親家庭等の支援

町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報、利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報提供に努める。

5 観光客及び外国人に係る対策（厚生部）

(1) 観光客の安全確保

旅館等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町（消防本部を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

町は、県の協力を得て、外国人に対して「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に外国語（英語など）で掲載し、外国人への情報の提供を行う。

イ 相談窓口の開設

町は、県の協力を得て、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第18節 孤立地区対策

総務部 厚生部 建設部

町は、大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1 孤立実態の把握（総務部）

(1) 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれがあることから、町は、住民等と連絡を取り、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに、被害状況の把握を行う。

また、必要に応じ、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立地区のヘリテレ映像の入手に努める。

(2) 通信手段の確保

町は、町防災行政無線、消防無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。

また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

2 物資供給、救助の実施（厚生部・建設部）

(1) 救助の実施

町は、災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

町は、アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

町は、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を指示する。

3 道路の応急対策（総務部・建設部）

町は、県及び関係機関と連携し、道路の被災情報を速やかに収集・共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、町は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

なお、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図るものとする。

1 給水の実施（建設部）

(1) 活動体制の確立

町は、必要に応じて給水計画を樹立し、給水活動を実施する。

ア 給水担当は建設課とする。

イ 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班等を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。

(2) 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ 通水状況

エ 飲料水の汚染状況

(3) 給水活動

町は、給水施設の被災状況を把握し、次のような方法により給水活動を実施する。

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。

なお、必要に応じ、県（雲南保健所）に協力を求める。

(4) 広報

町は、給水場所、給水方法、給水時間等について、町防災行政無線、ケーブルテレビ、広

報車等によりきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(5) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

(6) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、町は、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(7) 給水基準

被災地における最低給水量は1人1日20ℓを目安とするが、町は、状況に応じて給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど。）。

(8) 応援要請

町は、激甚災害等のため、町のみでは最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

2 給水の方法（建設部）

給 水 方 法	内 容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 指定避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び医療救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的な麻痺、混乱等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は、関係機関と連携して、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者への応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。この際、要配慮者のニーズ等に十分配慮する。

1 食料の調達（産業部）

(1) 米穀の調達

町は、米穀の調達について、原則として、町内米穀小売業者等（資料7-1参照）から購入して行うものとするが、必要数量が確保できない場合は知事に要請し、次の要領で米穀の供給を受ける。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、直接文書により応急用食料の緊急引き渡しの要請を行う。

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により町の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、町の要請に基づき農林水産省（農産局農産政策部企画課）と協議のうえ、米穀販売事業者に対して保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に対し、政府所有米穀の売渡しを要請する。

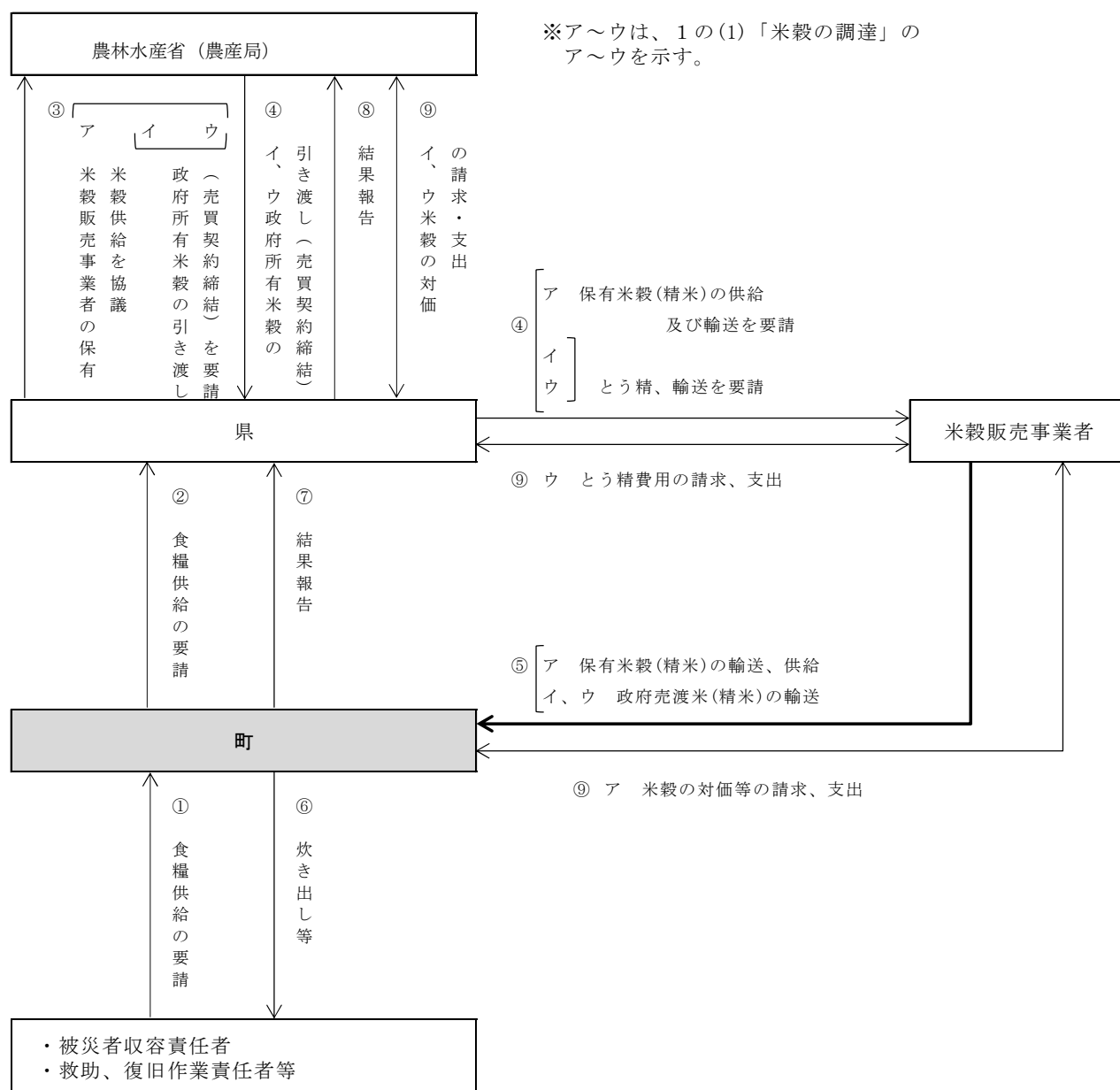
ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）と協議のうえ、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、町に対して米穀の供給を行う。

(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、島根県農業協同組合等の町内関係業者が被害を受けた場合等、町において確保が困難な場合は、知事又は近隣市町村長に対して調達を依頼する。

知事への要請による米穀の調達経路



2 食料の供給（厚生部）

(1) 供給対象者

- ア 指定避難所に受け入れた者
- イ 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者
- ウ 旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 食料供給の手段・方法

町は、次のとおり応急食料の供給を実施する。

ア 供給場所

被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。

イ 食料の配分

被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 各指定避難所等における食料の受入確認及び受給の適正を図るための責任者の配置
- (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 要配慮者への優先配分
- (エ) 食料の衛生管理体制の確保

ウ 品目

- (ア) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び県の備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（お粥を含む。）等）を支給する。
- (イ) 乳児に対する供給は、原則として液体ミルク、粉ミルク及び調整粉乳とする。

エ 炊き出しの実施

(ア) 炊き出し責任者

炊き出しを行うときは、炊き出し責任者を置き、必要な原材料の調達管理、食料の衛生管理に当たらせる。炊き出し責任者は、その都度町職員の中から町長が命ずる。

なお、多大な被害により、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。

(イ) 炊き出しの場所及び輸送

炊き出しの場所は、指定避難所又はその近くの適当な場所（資料 6－2 参照）を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、食品の衛生に十分留意しながら自ら又は委託して行う。

ただし、近くに適当な場所がないときは、適当な場所又は施設で実施し、車両等で運搬する。

(ウ) 協力団体

炊き出しの実施は、ボランティア団体等による協力を得て行う。

また、不足する場合は、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。

(エ) 炊き出し物資の確保

炊き出し物資の確保については、応急配給による主食料の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊き出しに必要な物資等は、農協その他町内の関係機関、生産者、販売業者等の協力を要請し、優先提供により確保する。

災害の状況等により、町内で確保することができないときは、近隣市町村又は県に確保、輸送あるいは斡旋を要請する。

(㊦) 炊き出しの実施に当たっての留意点

- a 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。
- b 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- c 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- d 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- e 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として島根県災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 町の対応

町は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定め、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品 目	基 準	
米 穀 等	被災者（炊き出し）	1食当たり精米換算200g以内
	応急供給	1人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算300g以内
乾 パ ン	1食当たり	1包（115g入り）
食 パ ン	1食当たり	185g以内
調 整 粉 乳	乳幼児1日当たり	200g以内

3 物資集積地の指定・管理及び食料の輸送（厚生部）

町は、救援物資の集積地を指定し、救援物資の一元管理体制を確立するとともに、県と連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備える。

また、大規模災害時は県が統括する広域防災拠点等における救援活動チャート図に従い、集積地において、救援物資供給体制を確立し、これらの輸送活動を実施する。

(1) 集積地の指定及び管理

ア 町は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資

の集積地（資料 6－3）として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とするとともに、県に対して選定した集積地を報告する。

イ 町は、食料の集積を行う場合、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

(2) 町及び県による輸送

ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」で指定された輸送拠点及び救援物資等の県の集積拠点を經由して町が選定する集積地等へ輸送する。

イ 県が調達した食料について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。

ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等からア、イにより難しい場合、県は、町と協議のうえ適切な場所を定め、卸売業者等に輸送依頼し、又は町に供給する食料について、町長に対し、引き取りを指示する。

エ 町が調達した食料の集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町が行う。

オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の県の集積拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。

カ 県が輸送を実施する場合は、県の確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により輸送を実施する。

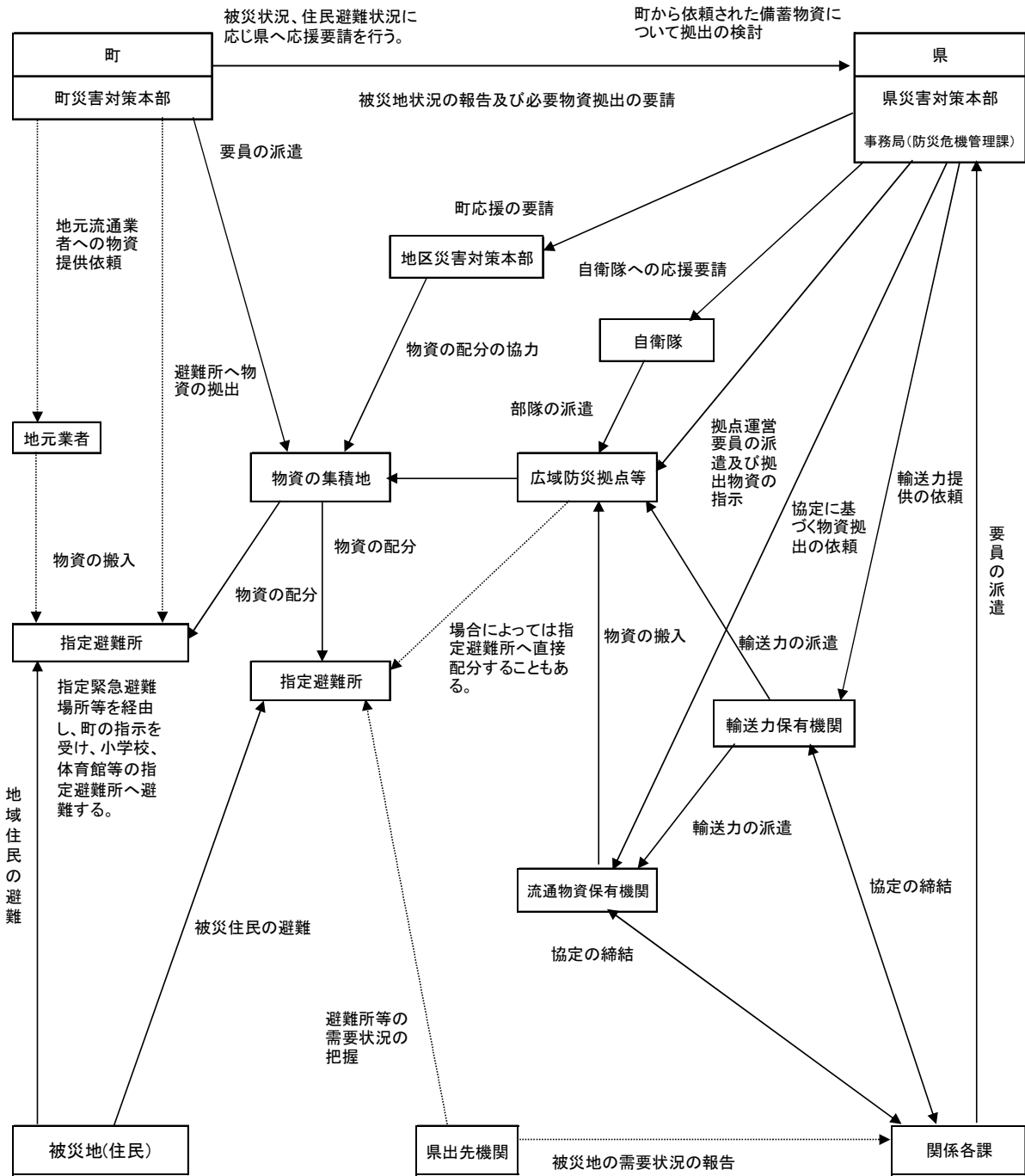
(3) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、県を通じて自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(4) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、県を通じヘリコプター、航空機等による応援を要請する。

広域防災拠点等における救援活動チャート図



県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

第21節 生活必需品の供給

産業部 厚生部

災害時には、住居の浸水や流失・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、町は、衣料、寝具、その他生活必需品等物資を調達して被災者に給与又は貸与し、被災者の生活の安定を図る。この際、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保（産業部）

(1) 町は、災害時において、被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）付の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や指定避難所の状況

イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 町は、必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、生活費需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画を定め、備蓄物資の放出又は町内小売業者（資料7-2）からの調達により確保する。

(3) 町は、状況により、町のみで対応が困難な場合には、近隣市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

支給品目（例）

種 類	品 目
寝 具	毛布、布団、マット等
外 衣	普段着、作業着、婦人服、子供服等
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツ、靴下等
身の回り品	タオル、軍手、長靴等
炊 事 用 具	なべ、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
食 器	茶わん、汁わん、皿、箸等
日 用 品	懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
光 熱 材 料	マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
そ の 他	紙おむつ、風邪薬等、AM／FMラジオ等

2 生活必需品等の給与（厚生部）

町は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるため、被災者に対する生活必需品等の給（貸）与を行う。被災者への配布基準は、原則として、島根県災害救助法施行細則の定めるところによる。

- (1) 被災者への配分方法等については、町が定める配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため町のみでは実施困難な場合には、県、近隣市町村及び関係機関へ応援要請する。

3 物資集積地の指定・管理及び生活必需品等の輸送（厚生部）

本章第20節「食料の供給」の3「物資集積地の指定・管理及び食料の輸送」に準じて実施する。

第22節 災害ボランティア活動の支援

厚生部

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

また、災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。さらに、女性ボランティアの受入れにも配慮する。

1 災害ボランティアの受入体制の確立（厚生部）

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合、飯南町社会福祉協議会と密接に連携し、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。

特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、設置後、島根県社会福祉協議会内に設置される「県災害ボランティアセンター」と連携して災害ボランティアの受入れ、支援を行う。災害ボランティアセンターの活動内容は、以下のとおりである。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

(2) 各課は、それぞれの担当分野における災害状況や被災者の要望等を調査し、ボランティアによる援助が必要な分野及び人数を災害ボランティアセンターに報告する。その際、一般分野（避難所の運営、救援物資の仕分け、清掃活動、炊き出し等）と専門分野（医療、介護、外国語通訳、情報通信等）とは区別して報告する。

- (3) 町及び飯南町社会福祉協議会は、被災規模が大きい場合、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関並びに県災害ボランティアセンターと連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行う。

2 災害ボランティアの確保（厚生部）

町は、必要に応じて次の措置を講じ、ボランティアの確保に努める。

(1) 一般分野のボランティア

ア 自治会単位でのボランティア活動

被災を免れた自治会の代表者に対し、ボランティア活動に協力してもらえる住民のとりまとめについて要請する。

イ 児童及び生徒等によるボランティア活動

教育委員会は、各学校の児童及び生徒等によるボランティア活動が可能であるかどうか、学校長と協議、検討する。

ウ 町外からのボランティアの受入れ

町外から一般ボランティアを受け入れなければならないような大規模災害発生時においては、ボランティアの受付、登録、調整、コーディネート等の受入体制を整えることとするが、町単独で実施することが困難な場合は、県災害ボランティアセンター等に対し、応援を要請する。

(2) 専門分野のボランティア

町で人員を確保できない場合には、県に対し、必要な分野のボランティアの派遣を要請する。

なお、海外からの救援隊の派遣などの応援活動については、国が県の意向を踏まえて受入れを決定するとともに、受入計画を作成する。また、県は、国が作成した受入計画に基づき、海外からの支援を受入れ、（公財）しまね国際センター等の協力を得て、活動が円滑にできるよう支援する。

3 災害ボランティア活動の調整等（厚生部）

- (1) 町及び飯南町社会福祉協議会は、把握したボランティアの必要性やボランティアの受付状況を踏まえて需給調整を行うとともに、受付したボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。
- (2) 町及び飯南町社会福祉協議会は、ボランティアに対して、活動拠点を提供し、必要な物資を確保する等必要な支援・協力を行う。

町は、学校等での防災体制・応急教育計画等を整備し、災害時における児童等、教職員や学校その他文教関係施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、社会教育施設、社会体育施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画の整備に努め、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

1 児童等の安全確保・施設被害状況の確認等（厚生部・教育部）

(1) 最優先課題

学校等は災害時には、児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童などに対しては、避難の指示・避難誘導を最優先に行うなど、特段の配慮が必要である。

(2) 災害時の対応

災害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等がとるべき行動の指示を行う。特に、休憩時間や放課後など授業時間以外にあっては、教職員等は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努めるとともに、児童等にとるべき行動を指示する。

(3) 児童等の保護者への引き渡し

ア 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、できるだけ速やかに児童等を引き渡すこととする。

イ 児童等が自分で勝手に下校したり、また、保護者が学校等側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校等における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期することとする。

ウ 留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校等で児童等を保護することとする。このため、必要な備品等を保管しておくことに留意する。

2 応急対策の実施（教育部）

(1) 町の対応

町は、必要に応じて所管する学校等と連絡をとり、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行うほか、状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。

また、人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携をとり、各学校等に必要な応急対策を講ずる。

(2) 応急措置

校長は、災害の状況等に応じ、次のとおり応急措置を講ずる。

なお、校長が不在又は緊急には出校できない場合は、教頭等第二順位の者が実施する。

- ア 防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等に基づき、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。
- イ 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、児童生徒、施設の状況を把握し、教職員、児童生徒に対して適切な指示を与える。
- ウ 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立入りを禁止するなどの措置をとり、二次災害の防止に努める。
- エ 学校に指定避難所が開設される場合には、必要に応じて学校防災本部内に指定避難所支援班を設置して業務に当たるなど、運営責任者である町の災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。
- オ 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

3 応急教育の実施（教育部）

(1) 町の対応

町は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期するとともに、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。

また、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用した、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の受け入れ、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

(2) 応急教育

校長は、児童等、教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携をとりながら決定する。同時に対応可能な教職員、関係機関及び地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けた取組を行う。

ア 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童等を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

イ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。

ウ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

エ 指定避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、教育委員会とも協議し、他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期す

る。

オ 災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

カ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場の設定等に努める。

キ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡のうえ、手続は必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

4 学用品の調達及び支給（教育部）

(1) 学用品の給与対象者及び給与時期

ア 学用品の給与の対象

災害により災害救助法が適用された場合、住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、喪失し又は損傷したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、町長により罹災者として確認された児童等であること。

イ 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(2) 給与の実施

ア 教科書、教材の給与

- (ア) 罹災児童等の調査は、学校設置者の協力を得て町長が行う。
- (イ) 学用品の調査報告は、町長から知事へ行う。
- (ウ) 学用品の給与は町長が行うが、町において調達困難なときには、知事が調達を行う。

イ 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実情に応じ現物をもって行う。

5 学校給食対策（教育部）

(1) 飯南町学校給食会長は、給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

ウ 給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意

する。

- (2) 学校給食用物資は、関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県に対し斡旋を依頼するとともにその他必要な措置を依頼する。

6 学校等教育施設が避難所等になった場合の措置（厚生部・教育部）

学校等教育施設が避難所等に指定された場合、町は、その運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 学校長等と協議のうえ、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
(2) 指定避難所に管理責任者を置き、学校長等と十分協議しながらその運営に当たる。

7 授業料等の減免措置（教育部）

町は、公立小・中学校においては被災により費用の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

8 社会教育施設等の応急対策（教育部）

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 町及び施設管理者は、被災社会教育施設及び社会体育施設について、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設管理者は、施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 町、教育委員会、消防本部への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設管理者は、施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合、施設管理者は、町に協力し、円滑な避難所運営に努める。

(2) 文化財対策

町は、文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被災状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

ア 文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

イ 火災による焼失被害を防止するために、消防機関と連携しながら防火上の措置を講ずるとともに、文化財の所有者及び管理者に対して、次の事項について指導する。

- (ア) 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

- (イ) 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を教育委員会に報告する。
 - (ロ) 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。
 - (ハ) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。
- ウ 文化財が被災した場合には、被害状況の確認等を行うとともに、災害の拡大防止を図るため、県と連携のもと、以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つ。なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じるものとする。
- (ア) 被害が小さいときは、所有者と連絡をとりあって応急修理を施す。
 - (イ) 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
 - (ロ) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図る。

町は、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害の発生により排出された廃棄物等の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の生活環境の保全を図る。

1 実施体制の確立（厚生部）

(1) 災害廃棄物処理計画等

町は、災害により発生する廃棄物等を迅速に処理するため、別途定める災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

(2) 被災地の廃棄物処理

町は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段から施設の維持管理等を十分に行っておくとともに、災害対策への準備をしておくものとし、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界及び仮設トイレを扱うリース関連業界を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるよう、また、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるように、事前に協力体制の整備を図る。

なお、災害時における被災地の廃棄物処理は、原則として町が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

(3) 近隣市町村又は県への応援要請

町は、町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合、県に対して近隣市町村等の応援を得られるよう連絡調整等の協力を要請する。

2 災害廃棄物処理（厚生部）

町は、災害により発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

(1) 災害廃棄物の発生量の推定

災害廃棄物として排出されるごみとして、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。

災害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要があるため、事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定する（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）。

(2) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。

(3) 災害廃棄物の仮置場の指定

ア 風水害により発生する廃棄物は、水分を含んで重量がある畳や家具、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、廃棄物処理施設への大量搬入は処理が困難となる場合が想定

されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講ずる。

イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。

ウ 仮置場において衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外のもの（生ごみ等）が持ち込まれないよう管理を徹底する。

エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

（ア） 環境衛生に支障が生じないこと。

（イ） 搬入に便利なこと。

（ウ） 分別等適正処理の対応ができること。

（4） 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが町の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に支障が生じる場合など緊急に処理を要する場合には、管理者と連携し、町が処理を行う。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

（5） 災害廃棄物の処分

ア 災害廃棄物については、雲南市・飯南町事務組合の最終処分場で処理する（資料10－2参照）。また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。

イ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

ウ 廃棄物処理施設の処理能力を超える場合や被害を受けて使用が不可能な場合は、県と協議のうえ、代替措置を講ずる。

3 し尿処理（厚生部）

町は、災害により発生する災害廃棄物を迅速に処理するため、次のとおり必要な措置を講ずる。

（1） し尿処理量の推定

ア 処理量を推定するに当たっては、事前に町内における汲取便所の平均的総容量を把握しておくことが必要である（処理量＝被災家屋×総容量×定率）。

イ 指定避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

（2） 作業体制の確保

ア 平常作業からの全面応援及び近隣市町村からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努める。

イ 被災地における防疫及び保健衛生対策上、被災して使用不能となった建物内の便槽に貯

留されているし尿及び汚水等についても、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

(3) 処理対策

ア 指定避難所等

指定避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

イ 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯及び団地等において、災害により使用不可能となった場合、民間の関係業者（資料10－1参照）の協力を得て、地区ごと又は指定避難所ごとに共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

4 廃棄物処理施設機能の復旧（厚生部）

- (1) 雲南市・飯南町事務組合等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 雲南市・飯南町事務組合等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議のうえ、期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

5 産業廃棄物の処理（厚生部）

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。

なお、排出事業者は、雲南市・飯南町事務組合が設置している廃棄物処理施設であわせて処理する場合は、雲南市・飯南町事務組合等と十分協議をする。

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、県の協力のもと、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

1 防疫対策（厚生部）

(1) 防疫班の編成

町は、迅速に防疫活動が実施できるよう防疫班の組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立しておき、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

ア 町職員及び臨時に雇用した作業員をもって防疫班を編成する。

イ 防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、ねずみ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）に基づいた感染症患者への対応を実施する。

ウ 防疫活動の状況を県に報告する。

エ 防疫活動の実施に当たり、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

(2) 指定避難所の防疫活動

指定避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となるおそれがあるので、町は、県の指導のもとに必要な防疫活動を実施する。

ア 検病検査及び健康診断

避難者に対して検病検査を実施する。また、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、適切な処置をとる。

イ 清潔、消毒

手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。

ウ 給食の衛生保持等

避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。

(3) 防疫用資材の備蓄、調達

町は、防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

2 保健活動（厚生部）

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、町は、県と連携して次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 保健所・各医療機関に対して、メンタルヘルスケア体制をとるよう要請するほか、必要に応じて指定避難所に医療救護所を設ける。
- (2) 保健師が島根県災害時公衆衛生活動マニュアル等を活用し、指定避難所における健康相談及び地域における巡回健康相談を行う。

3 精神保健活動（厚生部）

(1) D P A Tの編成

県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（心のケア）の対応を実施するため、D P A Tを組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

- ア 被災者の支援
- イ 町、社会福祉施設等との連絡調整
- ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

- ア 被災住民全般
 - (ア) 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - (イ) 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- イ 高齢者
- ウ 障がい者
- エ 児童等
- オ 外国人
- カ その他（公務員、災害救助要員）

4 動物愛護管理対策（厚生部）

被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時からの家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置等、同行避難が行えるようにするための啓発や体制の整備を図るとともに、県及び関係団体と協力して必要な対応を行う。

- (1) 県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

町は、関係機関と連携のもと、災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋火葬を実施し、人心の安定を図る。

1 行方不明者及び遺体の搜索（総務部・厚生部）

遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が、県警察本部、消防本部等の協力のもとに実施する。

2 遺体の収容等（総務部・厚生部）

(1) 遺体の輸送

警察による検視及び医療救護班による検案を終えた遺体は、町長が知事に報告のうえ、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

ア 町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共施設、公園等収容に適切な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

イ 遺体収容のための既存施設がない場合、町は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

ウ 町は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

(3) 遺体の検視等

遺体の検視・死体調査、身元確認等は、警察が医師等の協力を得て行う。

町は、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう警察等関係機関と密接に連携する。

(4) 協力要請

町は、必要に応じて納棺用品及び葬祭用品等の確保について、県に対して協力を要請する。

3 遺体の埋火葬（厚生部）

身元が判明しない遺体の埋火葬は、町が実施する。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨

する。

(3) 広域的な火葬の実施の要請

町は、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、県に対して広域的な火葬の実施を要請するなど、遺体対策を遅滞なく進める。

第27節 住宅確保及び応急対策

建設部 総務部

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

なお、被災者からの被災住宅の応急復旧に関する相談に対応する窓口の設置が必要であると判断した場合は、当該相談に対応する応急復旧相談員の派遣を県に要請する。

1 応急住宅の提供（建設部）

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
- (イ) 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

イ 入居者の選定

入居者の選定は、町が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

町は、住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県へ報告する。その際、世帯ごとの家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項も把握する。

(3) 応急住宅提供の方針

町は、公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。

なお、公的住宅の提供で足りない場合は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 公的住宅の提供

ア 提供可能住宅戸数の把握

町は、提供が可能な住宅戸数を把握する。

なお、町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合は、県に支援を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 入居者の決定

町が民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、決定する。

また、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

(5) 応急仮設住宅の建設

ア 実施主体

- (ア) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。

- (イ) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設は、町の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

建設予定場所は、原則として町又は県の公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して町が選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- (ア) 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造又は木造等とする。
- (イ) 規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- (ウ) 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

エ 建設着工期限及び貸与期間

町は、災害発生の日から20日以内に着工し、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

オ 仮設住宅の規模

町は、入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

カ 災害救助法の適用の場合

(ア) 県への要請

町は、仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(イ) 建設用地の選定

町は、県と協議のうえ決定する。

(6) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

ア 応急仮設住宅における安心・安全の確保

イ 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

ウ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

エ 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養に当たってのルールづくりや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

2 被災住宅の応急修理（建設部）

町は、災害により、住宅が破損し、居住することができない者のうち、特に必要と認められる者に対し、次のとおり住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ、借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1) 対象者

- ア 住家が半壊、半焼し、又は半流失し、そのまま当面の日常生活を営むことのできない世帯
- イ 資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 修理家屋の選定

民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、災害救助法に則って行い、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

(4) 被災建築物応急危険度判定士による使用の適否判定

被災建築物応急危険度判定士等の協力を得て、住宅に破損等が見られる場合は、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

なお、判定の実施に当たっては、必要に応じて県へ支援要請する。

3 住宅関係障害物除去（建設部）

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

災害救助法が適用された場合、町は、同法に則って住宅関係障害物除去作業を実施するものとし、労力又は機械力が不足した場合は、県へ支援を要請する。

また、土木建設業者との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

4 災害復旧用材等の確保（建設部）

住宅応急修理等において資材不足が発生した場合、町は、県に対して資材調達の協力を要請する。

5 民間賃貸住宅の紹介、斡旋の周知等（総務部）

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を被災市町村に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

また、必要に応じて県に対し、民間賃貸住宅の借り上げ措置の支援を要請する。

第28節 農林畜産業関係被害の拡大防止

産業部

災害時には、農林畜産物関係に多大な被害が発生することが予想される。このため、町は、農林畜産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物対策関係対策（産業部）

町は、災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

島根県農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、東部農林水産振興センターを通じ県（農林水産部）に報告する。

(2) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、被災地向け改植用苗の補給を県に要請する等、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(3) 病虫害防除対策

水害等により発生が予想される農作物の病虫害防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除指導の要請

特に必要があると認めるときは、被害状況に応じて県に防除指導について要請を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県が農林水産大臣に対して要請する緊急防除（植物防疫法（昭和25年法律第151号）第4章）に協力して、一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対し、全国農業協同組合連合会中四国広域営農資材事業所島根推進課及び農薬取扱業者に対する手持農薬の被災地向け緊急供給の依頼について要請する。

オ 防除機具の確保

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除対策

松江地方气象台から発表される霜に関する注意報を県から受けた場合は、島根県農業協同組合と連携のもと、町防災行政無線、ケーブルテレビ及び広報車等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2 家畜対策（産業部）

県は、災害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、町、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成して必要な措置を実施する。

町は、災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合、その被害状況を東部農林水産振興センターに報告するとともに、県の指示に従い、関係機関と一体になって次の措置を講ずる。

(1) 家畜伝染病の発生及びまん延防止

薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に町長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき実施する。

イ 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。その場合は協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、飼料販売業者に対し、必要数量の確保及び供給について要請を行う。また、必要と認めたときには、県を通じて政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

3 林産関係対策（産業部）

町は、災害による林産関係被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

県の協力を得て、巡視により造林地、治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については標示をするなどの応急処置をとる。

また、被害状況について、東部農林水産振興センターを通じて県（農林水産部）に報告する。

(2) 災害対策技術指導

県及び森林組合の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。特に被害木については、早期に処分し、病虫害等の発生を防止するとともに、根切れ、根緩みなどを起こした幼齢林木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図るよう指導する。

(3) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、県及び森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

凍霜害については、農作物に準ずる。

第3章 風水害復旧・復興計画

町は、災害時の適切かつ速やかな災害復旧・復興のため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 災害復旧事業の実施

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が県と連携のもと主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧に当たっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種災害復旧事業を計画的に推進する。

- ・災害復旧事業計画の作成（復旧事業の基本計画の作成）
- ・各種災害復旧事業の実施（各種法令等に基づく事業の推進）
- ・復興計画の作成・推進

2 生活再建のための支援対策の実施

災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、次に示す被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建のための各種支援措置を講ずる。

- ・被災者の生活相談
- ・雇用機会の確保
- ・義援金品の受入れと配分
- ・生活資金及び事業資金の融資
- ・郵便・電話等の支援措置
- ・租税の減免措置等
- ・災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
- ・被災者生活再建支援法に基づく支援

3 激甚災害の指定

大規模災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1 事業計画の作成方針の検討（全課）

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強い町土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 町は、被災地の復旧・復興について、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行うものとし、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。あわせて、要配慮者の参画を推進する。
- (3) 町は、復旧・復興に当たって、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

2 公共施設の復旧等（全課）

災害復旧事業は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

町は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援要請等の活動体制について、次のとおり必要な措置をとる。

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、改良復旧を行う。
- (3) 風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (4) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (5) ライフライン交通輸送等の関係機関と連携のもと、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

- (6) 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- (7) 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。
- (8) 警察と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (9) 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場・最終処分場を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

3 災害復旧事業計画（全課）

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川
 - イ 砂防設備
 - ウ 林地荒廃防止施設
 - エ 地すべり防止施設
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ 道路
 - キ 水道
 - ク 下水道
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (4) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (5) 公営住宅災害復旧事業計画
- (6) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (7) 公共建築物災害復旧事業計画
- (8) その他の災害復旧事業計画

4 県による災害復旧等の代行制度（総務課）

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

5 復興計画の作成（全課）

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被

災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。この際、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

なお、県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うとともに、町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な計画の決定等を行う。

6 防災まちづくり（全課）

- (1) 町は、必要に応じて再度災害防止とより快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。
- (2) 町は、防災まちづくりに当たって、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (3) 町は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮のうえ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- (5) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 生活再建等支援対策の実施

総務課 まちづくり推進課 住民課
保健福祉課 産業振興課 建設課
出納室

災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

1 被災者の生活確保（総務課・まちづくり推進課・住民課・建設課・出納室）

(1) 生活相談

町は、指定避難所等に生活相談所を設けて被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずるとともに、被災者の生活再建に向けて各庁舎内に生活相談窓口を設け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

(2) 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請など、各種の支援措置を迅速かつ的確に処理するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住宅等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(3) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 被災者に対する職業の斡旋

島根労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等を実施することとしており、町もこれに協力する。

(5) 税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、被災した住民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じて各機関が実施する徴収猶予、減免等の措置について、広報等により情報を提供する。

ア 税等の徴収猶予及び減免

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を実施する。

イ 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

ウ 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を実施する。

エ 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を実施する。

オ 後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を実施する。

カ 福祉施設の費用負担の減免

町及び県は、福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を実施する。

(6) 公営住宅の建設

町は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

(7) 金融機関に対する要請

町は、通帳・カード・印鑑等を紛失した被災者の預金引き出し等に関し、便宜を図ってもらえるよう、金融機関に対して必要な要請等を行う。

2 災害義援金品の受付、配分（総務課・まちづくり推進課・保健福祉課・出納室）

(1) 義援金品の受付

町は、義援金品の受付窓口を定め、義援金品を受け付ける。このため、義援金品の受付体制を確立するとともに、義援金品の受付に関する計画を樹立する。

(2) 義援金品の配分及び輸送

町は、町に寄託された義援金品及び県又は日本赤十字社等から送付された義援金品を災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどし、できる限り迅速な配分に努める。

(3) 義援品の保管場所

町は、義援品の保管場所についてあらかじめ計画を立て、被災者に配分するまでの間、一時保管を行う。

3 被災者への融資・支給（総務課・まちづくり推進課・産業振興課・保健福祉課・出納室）

町は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

(1) 生活資金及び事業資金の融資

県、町等が実施する以下の融資制度の周知を図るとともに、窓口となって活用の促進に努める。

ア 被災者個人への融資

(7) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、島根県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び飯南町社会福祉協議会と連携して災害援護資金及び住宅資金の貸付限度額の範囲内において貸付を行う。

a 災害援護資金

b 住宅資金

c 資金貸付条件の緩和等の措置

災害援護資金及び住宅資金は、災害により被災した世帯の被害の程度により必要に応じて重複して貸し付けることができる。また、被害の状況により据置期間を2年以内の期間で延長することができる。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できるものである。

(4) 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定に基づく災害復興住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

(7) 母子父子寡婦福祉資金

県は、災害により被害を受けた母子、父子、寡婦の各家庭等に対して、必要に応じて資金の貸付を行う。

イ 被災中小企業への融資

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

(7) 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行うよう要請する。

(4) 日本政策金融公庫及び㈱商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。

(7) 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき。）、あるいは、償還期間の延長を行うよう（公財）しまね産業振興財団に指示する。

(5) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行うよう要請する。

(6) 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

ウ 被災農林水産業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産

力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の指導を講ずる。

- (ア) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
 - (イ) 農業経営資金（災害資金等）の円滑な融資を図る。
 - (ウ) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等と関係機関に要請する。
 - (エ) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
 - (オ) 農業保険法（昭和22年法律第185号）等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- (2) 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

ア 災害弔慰金の支給

イ 災害障害見舞金の支給

ウ 災害援護資金の貸付

県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金の支給対象とならない災害により死亡した県民の遺族に対して、町が独自に災害弔慰金の支給を行った場合、町に補助金を交付する。

県が町に対して交付する補助金の具体的な手順や内容については、「島根県災害弔慰金支給事業補助金交付要綱」に基づく。

(3) 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援することとなっており、町は支給制度の周知を図るとともに、県の窓口となって活用の促進に努める。

ア 対象災害及び被災世帯

(ア) 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

- a 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- b 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- c 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- d a又はbの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- e a～cの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- f a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

(イ) 被災世帯

県は、(ア)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

- a その居住する住宅が全壊した世帯
- b その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- c 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）
- e 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（以下「中規模半壊」といい、bからdまでに掲げる世帯を除く。）

(ウ) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の額）。

- a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全 壊 ((イ) aに該当)	解 体 ((イ) bに該当)	長期避難 ((イ) cに該当)	大規模半壊 ((イ) dに該当)	中規模半壊 ((イ) eに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

ｂ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入※ ¹	補修※ ¹	賃貸※ ¹ (公営住宅以外)
支給額※ ²	200～100万円	100～50万円	50～25万円

※¹ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※² 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。

イ 支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、町等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

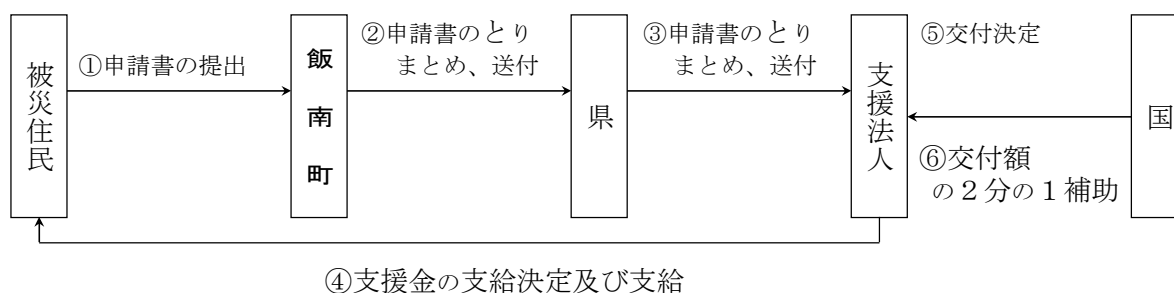
支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は町が行う。）、県に送付する。また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。

なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

支援事務の流れ



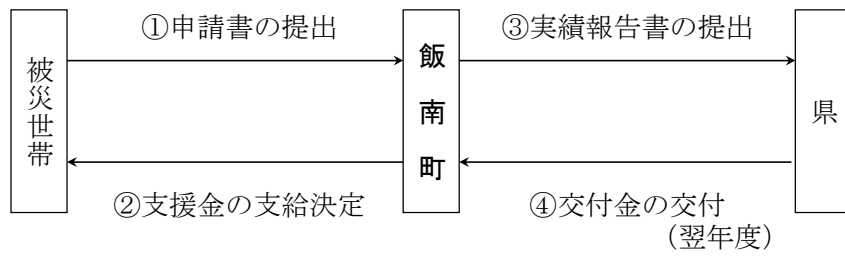
ウ 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、町が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、町に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。

(1) 支給事務の基本的な流れ

支給事務の基本的流れは以下に図示するとおりである。

支給事務の基本的流れ



(2) 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支援金（基礎支援金及び加算支援金）の合計額となる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の額）。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

（注）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入 ^{※1}	補修 ^{※1}	賃貸 ^{※1} (公営住宅以外)
支給額 ^{※2}	200～100万円	100～50万円	50～25万円

※1 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※2 加算支援金の支給額は、被害程度により異なる。また、被災した住宅の補修等に係る経費（以下「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。なお、被災者が被災者生活再建支援法に基づく支援を受けた場合、加算支援金から法に基づく支給額を差し引いた金額を上限額とする。

(3) 支給内容及び支給額（半壊及び一部破損）

支給額は、以下のとおりとなる（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の4分の3の額）。

（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	半壊	一部破損
支給額 [※]	100万円	40万円

※ 実費が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

第3節 激甚災害の指定

総務課

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に對する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

町は、町域において大規模な災害が発生した場合、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう要請し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

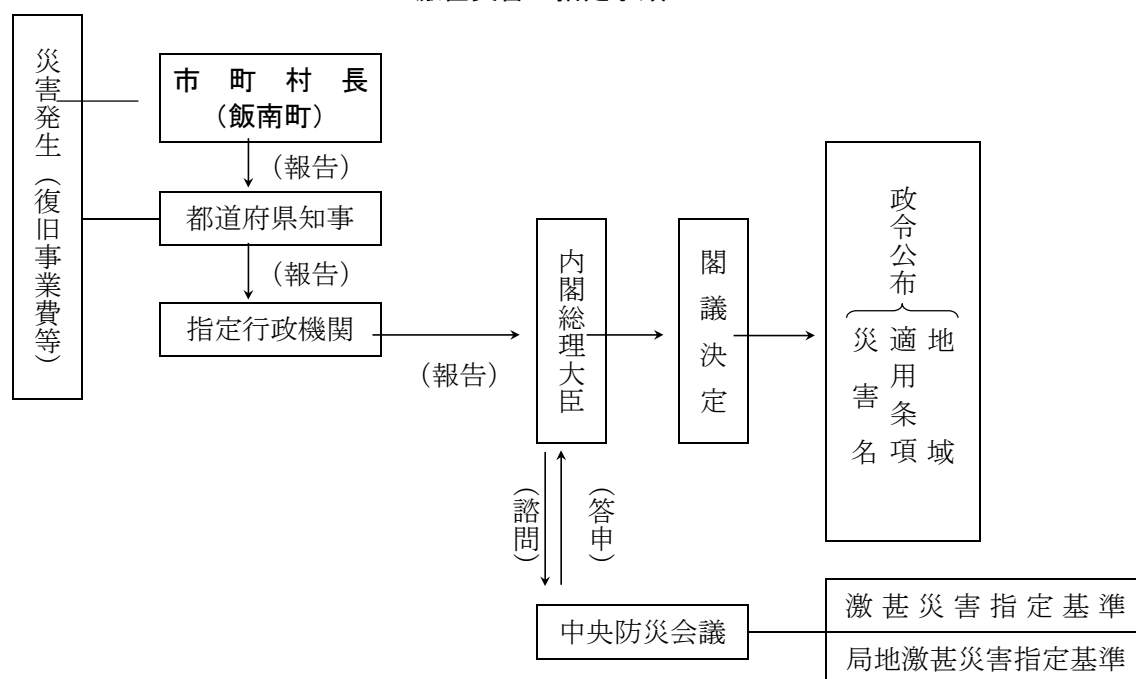
1 激甚災害指定手続（総務課）

災害対策基本法第97～98条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）を十分考慮して災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して知事に査定事業費等を報告する。

知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する（激甚災害指定基準等は、資料14－1参照）。

激甚災害の指定手順



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続を行う。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定する。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

2 特別財政援助等の申請手続等（総務課）

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。激甚法に定める事業及び県の関係部局は、**資料14－2**のとおりである。

第 3 編 地震災害対策編

第1章 地震災害予防計画

町は、周到かつ十分な地震災害予防対策を推進するため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 災害に強い町土づくり

地震による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町は、県及び防災関係機関と連携のもと、地盤災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・交通施設災害等を予防するための各種事業や危険物施設等の安全対策を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 地震災害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や災害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震に関する情報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、地震、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などにより耐震性の確保に努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

3 防災教育の推進

地震災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び県民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等、防災士の育成・強化、NPO・災害ボランティア等の活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

地震に伴う地すべり、がけ崩れ、山崩れ、液状化等の地盤災害を防止するため、町は、町域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するため、総合的な対策を実施、指導するよう努める。

1 崩壊危険地域の予防対策（建設課）

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる土砂災害は、多大な被害をもたらす危険性があるため、町は、風水害対策編第1章第2節「土砂災害予防」に準じて必要な対策を実施する。

2 液状化危険地域の予防対策

(1) 液状化現象の調査研究

町は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、町域における危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施に努め、その結果の住民への普及に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

町は、地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対して普及させ、施設整備に反映させる。

ア 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

(7) 地盤改良による工法

- a 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
- b 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
- c 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- d 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- e 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルドレーン工法）

(イ) 構造物で対応する方法

- a 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- b 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万が一、液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、下記の対策工法が有効である。

- (7) 置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
- (4) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
- (7) 基礎杭を用いる。

ウ 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

(7) 管路に施す工法

a 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

b 新設管の耐震化

- ・管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- ・ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- ・管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

(4) 地盤改良工法

上記(7)に同じ。

(3) 液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、液状化被害の危険性を示した図等に避難場所など、地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した液状化ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう努める。

3 造成地の予防対策

(1) 災害防止に関する指導

町は、県と連携のもと、都市計画法、建築基準法及び土砂災害防止法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認、特定開発行為等の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて造成地に発生する災害防止に努める。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

イ 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第2節 建築物等災害予防

総務課 建設課

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑に絡みあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第3節「建築物等災害予防」に準ずるものとするが、地震に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

1 建築物の防災体制の整備（総務課・建設課）

(1) 建築物の耐震化指針等の策定

町は、建築物の用途や防災上の位置づけ及び所在地域の条件等を勘案して耐震性能向上の指針を策定する。

(2) 建築物防災推進体制の整備

町は、耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため、講習会の開催や情報の提供を行う。

また、災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素から建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。

(3) 災害予防意識の啓発

町は、地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置などを行い、住民や建築技術者の意識の啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

2 建築物の耐震化の推進（総務課・建設課）

(1) 防災上重要な建築物の耐震化

町は、防災上重要な施設のうち重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等の耐震化や人的被害の防止措置の促進を図る。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、被災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 特定建築物の耐震化

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき策定した「飯南町建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、同法に定める特定建築物（不特定多数の人が利用する建築物、危険物の貯蔵等をする建築物、多数の者の円滑な通行・避難を困難とするおそれのある建築物）の所有者に対し指導・助言を行うほか、各種助成制度を活用して耐震診断・

耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

町は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りの倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の推進に努める。この際、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

(4) 社会福祉施設の耐震化の促進

町は、社会福祉施設の耐震化を推進するため、耐震性が把握されていない民間社会福祉施設（昭和56年の新耐震基準導入以前に建築された施設）を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

3 建築物の不燃化の推進（総務課・建設課）

(1) 防火、準防火地域の指定

町は、建築物が密集しており火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図り、また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし火災の延焼の防止を図る。

(2) 密集住宅地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地区は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあるため、町は、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する。

(3) 延焼遮断帯等の整備

町は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(4) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、住宅密集地等の火災に対応できるよう、各種事業により、貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(5) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、防災活動拠点施設等の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4 まちの不燃化（総務課・建設課）

(1) 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、地震災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、町は、地震に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) オープンスペースの整備・確保

農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進の憩いの場を提供し、あわせて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難先として防災上重要な役割を持っている。町は、県及び土地改良区と連携のもと、それらの整備を推進する。また、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

(3) 共同溝等の整備

町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、関係機関と連携のもと、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

上下水道等のライフライン施設や道路、農地、農業用施設等は、住民の日常生活、経済活動、また、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たす。

このため、町は、地震等の災害に強い耐震施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第4節「ライフライン施設等災害予防」及び同章第5節「農林業施設災害予防」に準ずるものとするが、地震災害の特性上、水道施設及び下水道施設については、特に次の事項に留意して施設の安全化を図る。

1 水道施設の予防対策（建設課）

町は、地震災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

- (1) 体制の確立
- (2) 情報収集及び連絡体制
- (3) 飲料水の確保

地震災害時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

ア 水道施設の耐震性の確保に努める。

イ 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

ウ 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を整備するほか、水道工事等関係業者からの貸与や県の斡旋等による給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の調達に努める。

エ 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

2 下水道施設の予防対策（建設課）

町は、地震災害時における住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の地震災害時における耐震性の強化に努めるとともに、応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備する。

- (1) 施設の整備

ア 管渠

地盤の軟弱な地区又は不均等な地区に敷設されている下水管渠を重点に、補強、整備する。

イ ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場と下水管渠の連結箇所を重点に補強、整備する。

- (2) 安全の確保

ア 体制面の強化

日頃から設備の巡視、点検を行い耐震性の確保に努めるとともに、応急復旧用資機材の整備に努める。

イ 要員の確保

地震災害時に円滑に活動できるよう、初動時の要員の確保、非常招集方法等について定めておく。

3 ため池の耐震化（建設課）

農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、町は、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」及び「ため池管理マニュアル」を参考に、ため池管理者に対し、適正な管理を指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池は、防災重点ため池として特に監視点検に取り組む必要があるため、ハザードマップ等を作成し、地域住民等に周知する。

第4節 危険物施設等の安全対策

総務課

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類その他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、町は、地震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防本部等の行うこれらの施設への立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害の防止に万全を期する。

1 消防法に定める危険物施設の予防対策（総務課）

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部が改正され、耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、施設の整備には自ずと限りがある。特に、軟弱な地盤地域では地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いことから、県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育、防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図っていく必要がある。

このため、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握を行うとともに、所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

2 高圧ガス施設の予防対策（総務課）

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号））に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱い

イ 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員等が非常時にとるべき措置

(2) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存

イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3 毒劇物取扱施設の予防対策（総務課）

町は、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、県が実施する立入検査等法令に基づく規制の強化に協力する。

(1) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

(2) 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備

(3) 治療方法を記した書類の整備

4 火薬類施設の予防対策（総務課）

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

ア 島根県火薬類保安協会連合会の協力のもとに、火薬類取扱保安責任者講習会等を随時開催し、非常時にとるべき措置等災害対応及び予防の教育に努める。

イ 火薬類取扱業者が定める保安教育計画の認可に際し、災害対応及び予防の観点から十分な指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

ア 火薬類の所有（占有）者は、年2回以上定期自主検査を実施

イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立

ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検

エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第5節 防災活動体制の整備

全 課

地震災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第6節「防災活動体制の整備」に準ずる。

第6節 情報管理体制の整備

総務課 まちづくり推進課

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報を得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるため、町は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

また、県及び防災関係機関と連携のもと、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第7節「情報管理体制の整備」に準ずる。

第7節 広報体制の整備

総務課 まちづくり推進課
保健福祉課

町は、地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第8節「広報体制の整備」に準ずる。

第8節 避難体制の整備

総務課 住民課 保健福祉課
建設課 頓原基幹支所 教育委員会

地震災害時には、地震火災、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想されるため、町は、このような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定め、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する。

また、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達できるよう、平常時から体制を整備する。

さらに、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

なお、町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第9節「避難体制の整備」に準ずるものとするが、地震災害に対する学校等の防災計画等については、多数の児童等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するため、次のとおり、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

1 学校等における防災体制の確立（教育委員会）

学校等は、地震災害の特性上、次の事項に留意のうえ、防災体制の確立を図る。

(1) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時などを想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制（児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等）、避難所の運営に係る体制などについて、具体的に作成する。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

なお、災害後は電話などの連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(2) 防災組織

学校等は、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、避難所の運営などについて、教職員個人の役割分担を明確にしておくとともに、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておく。

(3) 施設及び設備の管理

学校等の管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を十分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は以下の事項に留意する。

ア 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておくこと。

イ 安全点検日

毎学期1回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点から全ての施設及び設備を各担当者がチェックする。

(4) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を期する。

2 学校等における避難誘導（教育委員会）

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時など災害の発生時間帯別における児童等行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法、避難先及び避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

3 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導（保健福祉課）

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

1 出火防止（総務課）

(1) 全体計画

地震時の出火要因は、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具のほか電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、町及び消防本部は、特に危険性の高い木造密集市街地等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、耐震装置や過熱防止機構、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

(2) 短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及してきていることから、町及び消防本部は、引き続き出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進するものとし、特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2 初期消火（総務課）

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防本部は全力をあげて消防活動を展開するが、限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、町は、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

また、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

(2) 短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は十分とはいえず、初期消火能力についても地域や事業所によって差があることから、町及び消防本部は、今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3 消防力の強化（総務課）

地震災害時に予想される同時多発火災に備え、消防本部は、地震災害対策として大規模地震など多様な災害にも対応する化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の

整備及び耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（雲南消防本部）と非常備消防（町消防団）により構成されている。

(2) 消防施設装備等の強化

町長及び雲南消防本部消防長は、消防施設装備や資機材の科学化及び近代化を図るとともに、消防職員・団員の充実を図るなど、消防体制の確立に努める。

(3) 消防水利の強化

消防団各分団ごとに消防水利の状況についての的確に把握し、水利の不十分な地域については、年次計画により耐震性防火水槽、消火栓等の整備を進める。

(4) 消防団の活性化

町長及び消防団長は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実と、住民の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成強化を図る。

4 消防機械器具の点検整備（総務課）

消防機器機材の点検は、消防団各分団とも毎月1回必ず整備を実施し、火災発生時に対応する。

第10節 救急・救助・医療体制の整備

総務課 保健福祉課
飯南病院

地震災害時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、住民の生命と安全を守るため、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、救急・救助及び医療救護を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」に準ずる。

第11節 交通確保・規制体制の整備

総務課 建設課

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急交通路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第11節「交通確保・規制体制の整備」に準ずる。

第12節 輸送体制の整備

総務課 建設課

地震災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、町は、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第12節「輸送体制の整備」に準ずる。

第13節 防災施設、装備等の整備

総務課

町は、大規模地震発生における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、町内に災害用臨時ヘリポートを整備する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第13節「防災施設、装備等の整備」に準ずる。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

総務課 住民課 保健福祉課
産業振興課 建設課 頓原基幹支所

地震発生時には、飲料水、食料、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素から必要器材の整備を図るとともに、地震災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

また、食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点やアレルギー対応等にも十分配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第14節「食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備」に準ずる。

第15節 廃棄物等の処理体制の整備

住民課

地震災害時には、建物の浸水、焼失等により、大量の廃棄物、がれきが発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておくとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第15節「廃棄物等の処理体制の整備」に準ずる。

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

住民課 保健福祉課 福祉事務所

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておく。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第16節「防疫・保健衛生体制の整備」に準ずる。

第17節 消防力の充実、強化

総務課

地震発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、住民による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第17節「消防力の充実、強化」に準ずる。

第18節 自主防災組織・防災士の育成

総務課

地震災害時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織や防災士の育成を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第18節「自主防災組織の育成」に準ずる。

第19節 災害ボランティアの活動環境の整備

保健福祉課

地震災害時において、自発的に応援活動を行うボランティアの存在が発災直後から復旧過程において非常に大きな役割を果たすことになるため、町ではボランティアの自主性を尊重しつつ、県、飯南町社会福祉協議会、日本赤十字社島根県支部、災害支援に関わるNPO等と協力してボランティアの受入体制を整え、ボランティア活動が円滑に行われるように支援するとともに、ボランティアの育成に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第19節「災害ボランティアの活動環境の整備」に準ずる。

地震災害による被害を未然に防止し、最小限にとどめるには、住民をはじめ各防災関係機関等が、地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、町は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校等における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及・啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第20節「防災教育」に準ずるものとするが、地震災害の特性上、風水害対策の措置に加え、次の事項に留意して実施する。

1 職員に対する防災教育（総務課）

(1) 地震についての一般知識

地振動、液状化、地震に伴う土砂災害などの知識

(2) 震災対策の現況と課題

震災後土砂災害警戒フロー等の取組など

2 学校教育における防災教育（教育委員会）

地震体験車（起震車）等による擬似体験等

3 住民に対する防災知識の普及（総務課・教育委員会）

(1) 地震に関する一般知識と過去の災害事例

(2) 地盤災害等災害危険性の把握

(3) 家具の転倒防止等室内の整理点検

(4) 地震時にとるべき行動

4 地震保険の活用（総務課）

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度である。火災保険では、地震等による被害は補償されないことから、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、町は、その制度の普及促進に努める。

第21節 防災訓練

総務課

町は、防災関係機関等と連携し、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、地震災害時における消火、救助、避難、通信等の効果的方策を検討し、具体的計画を立てて実践的な防災訓練の実施に努める。

また、特に住民に参加を求めて、地震災害時の初期消火、避難等を住民が身をもって体験できるように努める。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第21節「防災訓練」に準ずるものとするが、地震災害の特性上、訓練の実施に当たっては、防災関係機関及び住民の協力を得て、次のとおり実施する。

1 シミュレーション（図上）訓練（総務課）

シミュレーション（図上）訓練は、様々な想定地震・想定事象に基づき図上で実施し、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、おおむね以下に示す訓練実施項目を実施し、訓練後は、適宜、評価・検討を実施する。

- (1) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う措置

2 個別訓練（総務課）

(1) 災害対策本部設置訓練

町は、地震災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

地震災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

(4) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難の迅速化及び円滑化のため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、行動要領を習熟させる。

(5) 情報収集・非常通信訓練

地震災害時には、有線設備等が壊滅的な被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処するため災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。

第22節 要配慮者等安全確保体制の整備

総務課 保健福祉課

要配慮者は、本町の高齢化等に伴い、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第22節「要配慮者等安全確保体制の整備」に準ずる。

第23節 孤立地区対策

総務課 住民課 産業振興課
建設課 頓原基幹支所

町は、地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第1章第23節「孤立地区対策」に準ずる。

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、地震災害対策の推進においては、自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、地震被害とその対策の在り方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

町においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントの実施について検討する。

1 地震災害対策調査研究の推進（総務課）

(1) 被害想定に関する調査研究

地震災害に関する総合的な被害想定は、地震災害対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりませた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こり得るかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

(2) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等

2 地域危険度調査研究の促進（総務課）

町は、今後、防災アセスメント*¹の実施について検討する。実施後は、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ*²等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

（注）

* 1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料を基にした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業

* 2 地区別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別し得る大縮尺の防災地図

第2章 地震災害応急対策計画

町は、迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 活動体制の確立に関する対策

地震による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町は、活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、町は、職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等の設置、情報収集連絡体制等を迅速に確立する。また、必要に応じて、県、他の市町村・消防機関への広域応援要請、自衛隊災害派遣要請の要求等を行うことにより防災体制を強化するほか、災害救助法の適用を要請し、救助体制を確立する。

2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、緊急地震速報の伝達と被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。あわせて、地震、火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保・規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、これらの活動に際しては、特に要配慮者への支援に留意する。

3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体対策、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

このほか、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留

意しつつ、災害応急対策を行う。

町域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は迅速的確に初動体制がとられるよう、災害対策本部の設置など地震災害対策体制に入るとともに、被害状況の把握、地震災害応急対策活動を実施するものとするが、これら応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるよう地震災害の特殊性に十分配慮のうえ活動体制を確立する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずるものとするが、地震災害時の配備・動員体制、災害対策本部等の組織基準等は、次のとおりとする。

1 地震災害体制の決定及び関係職員の動員（全部）

(1) 災害対策本部設置前の地震災害体制

地震災害時において災害対策本部を設置する前の体制として、以下の地震災害体制を確立する。

ア 警戒体制（動員：警戒体制の指定職員）

(ア) 体制の基準及び手続

町内の地域で震度4の地震が観測されたとき、指定された職員により、警戒本部設置前の警戒体制をとる。

指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、防災危機管理室長の判断により廃止を決定する。

(イ) 災害体制の内容

警戒体制をとり、災害対策本部等を設置する前の体制を確立し、被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。災害の程度により警戒本部体制及び災害対策本部体制に移行ができるよう準備する。

警戒体制においては、防災危機管理室長が指揮を行う。

警戒本部体制の対象となる職員は、災害情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機するなど、第1次動員体制又は第2次動員体制の指示に備える。

イ 警戒本部体制（動員：第1次動員体制（自動設置）又は第2次動員体制）

(ア) 体制の基準及び手続

以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部を設置し、警戒本部を設置したことを、本部員である関係課長に通知するとともに、関係機関等に公表する。

a 町内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき。

b 副町長が必要と認めたとき。

警戒本部は、警戒本部長が災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害が発生するおそれなくなつたと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたとき、これを

廃止する。

(イ) 災害体制の内容

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置し、地震による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長及び本部員を置く。警戒本部長は副町長、警戒副本部長は防災危機管理室長をもって充てる。警戒本部長は、地震災害初動体制について指示又は要請するものとする。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

この時点で招集する職員の範囲は、上記(7)の a に該当する場合は第 1 次動員体制とする。ただし、被害の状況等によっては副町長の判断により第 2 次動員体制とする。

第 3 次動員体制の対象となる職員は、災害情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機するなど、第 3 次動員体制の指示に備える。

(2) 災害対策本部体制（動員：第 3 次動員体制）

ア 災害対策本部の設置及び廃止

町域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、統一的な地震災害応急対策活動を迅速かつ的確に推進するため、以下に示す基準及び手続により災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づく災害対策本部を設置する。

(7) 設置の基準

次のいずれかに該当するとき、町長は災害対策本部を設置する。

- a 町内の地域で震度 5 強以上の地震が観測されたとき（自動設置）。
- b その他町長が認めたとき。

(イ) 廃止の基準

災害対策本部は、おおむね次の基準により町長が廃止する。

- a 発生が予想された地震災害に係る危険がなくなつたと認めるとき。
- b 当該地震災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

(ウ) 災害対策本部設置及び廃止の手続

- a 災害対策本部の設置は、町長が決定する。この時点で招集される課の範囲は、事前に定められた動員基準表の第 3 次動員体制のとおりである。
- b 警戒本部が設置されている場合、警戒本部長（副町長）は、警戒本部会議に報告し、対策本部設置について協議する。
- c 警戒本部が設置されていない場合、副町長は、関係課長と協議し、その結果を町長に報告し、町長は災害対策本部の設置を決定する。
- d 災害対策本部廃止については、前記の手続を準用する。

(エ) 警戒本部又は災害対策本部の設置及び廃止の公表

警戒本部又は災害対策本部を設置したときは、次の表に示す方法により関係機関等に

公表するとともに、災害対策本部については、標識を庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者
各 部(課)	庁内放送	防災危機管理室長
住 民	町防災行政無線、ケーブルテレビ	防災危機管理室長
県 本 部	県総合防災情報システム	防災危機管理室長

(3) 地震災害対策要員の動員

地震災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、各課等は、次に示す地震災害体制に従って地震災害対策要員である関係職員を動員する。

ア 地震災害体制の一般的基準

地震が発生した場合において、警戒活動及び災害対策活動を推進するためにとるべき体制とその基準、並びに体制及び動員の決定方法は、次のとおりである。

地震災害体制の基準

体制	基 準	体 制 の 決 定	動 員
警戒体制	1 町内の地域で震度4の地震が観測されたとき。	自動配備	警戒体制の指定職員
警戒本部	1 町内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき。	自動設置	第1次動員体制又は第2次動員体制
	2 副町長が必要と認めたとき。	副町長が決定し、設置する。	
災害対策本部	1 町内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき。	自動設置	第3次動員体制
	2 町長が必要と認めたとき。	町長が決定し、設置する。	

(注) ・地震、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。

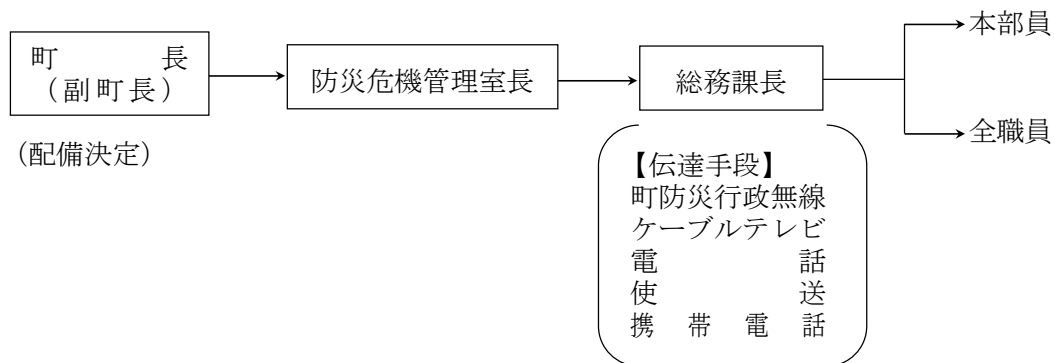
・警戒本部設置時の動員体制は、原則、第1次動員体制。ただし、被害の状況等により、第2次動員体制への格上げが必要な場合は、副町長が決定し、警戒本部員に通知する。

地震災害体制別動員計画

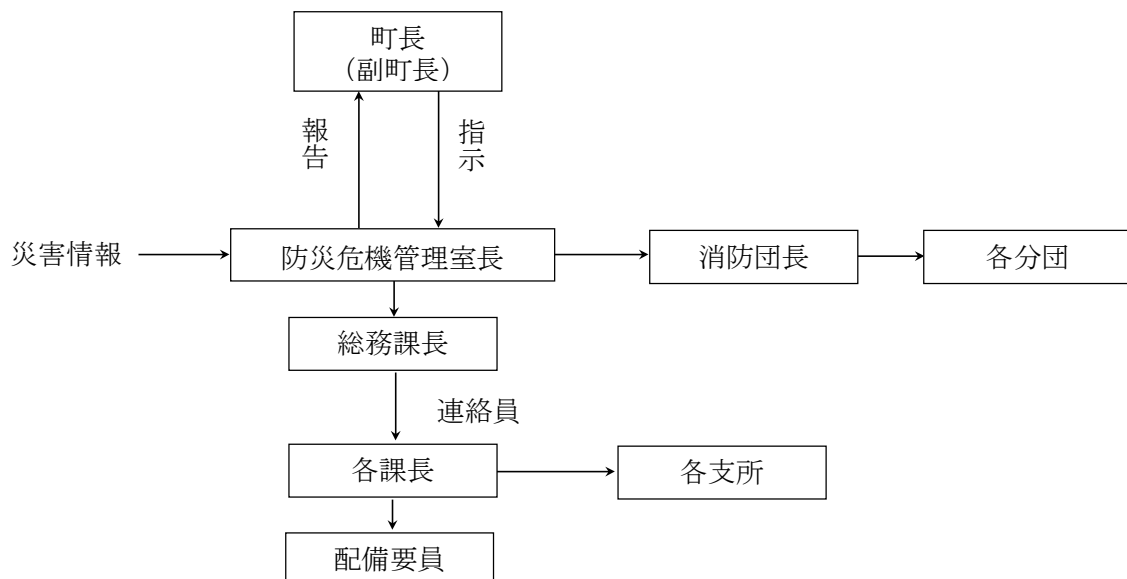
体制別 部名	警戒体制	第1次動員	第2次動員	第3次動員
各課	総務課長・防災危機管理室長・建設課長・防災担当職員・災害復旧担当職員のほか、指定管理職（警戒体制が長期間する場合は主幹級を加える。）	課長・総括監・課長補佐・室長（状況に応じて主幹級を加える。）	第1次に主幹・主任級を加える。	全職員
飯南病院		施設長・院長・副院長・看護師長・看護部長・地域医療部長・事務長	第1次に主任看護師・主幹・主任級を加える。	全職員

イ 動員伝達系統

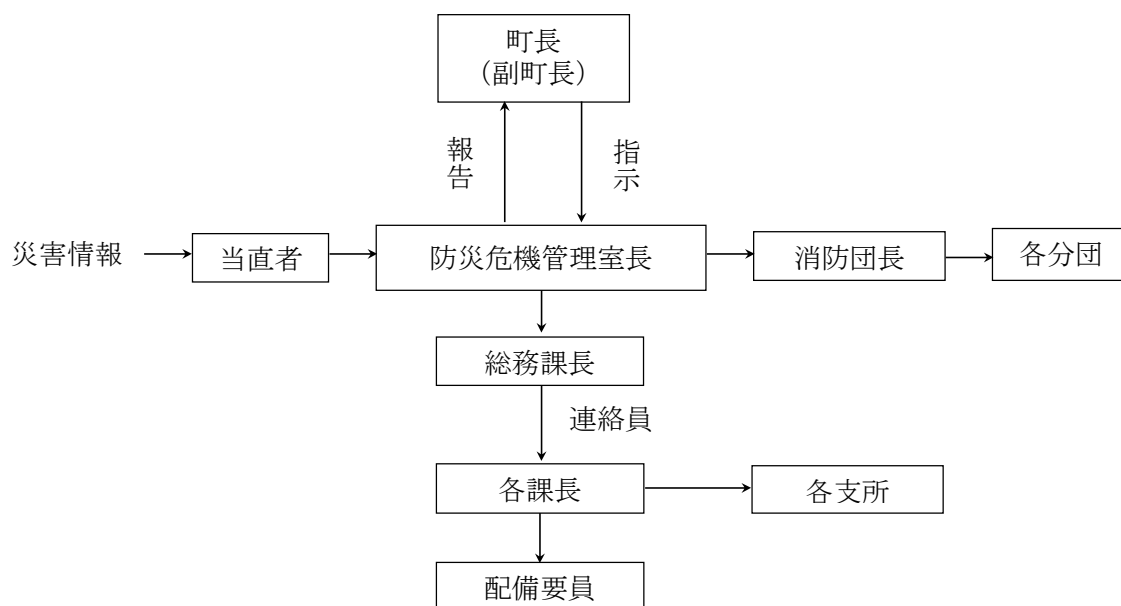
職員の動員は、町長（副町長）の配備決定に基づき、次の系統で実施する。



(7) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



ウ 伝達の方法

- (ア) 町長（副町長）が配備を決定したときは、防災危機管理室長は本部員に連絡するとともに、在庁時にあつては職員参集メール・内線電話等で全職員に伝達する。庁外職員に対しては、職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話により伝達する。
- (イ) 休日及び勤務時間外の伝達方法は、職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話による。
- (ウ) 職員参集メール、町防災行政無線、ケーブルテレビ又は電話が不通のときは、総務課職員が伝達の任務に当たる。
- (エ) 職員は休日及び勤務時間外であっても動員の指令が発せられたときは、直ちに平常勤務場所に登庁する。

ただし、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、本部に連絡をとり、最寄りの関係の機関に参集し、応急活動に従事する。

2 災害対策本部等の組織及び運営（全部）

風水害対策編第2章第1節「応急活動体制の確立」の2「災害対策本部等の組織及び運営」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 警戒本部の組織

警戒本部は、町域で震度5弱の地震が観測された場合、又は副町長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する前の段階において関係各課及び関係機関と連携して対策を実施するため設置する。

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、地震災害対策の推進に関し総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画の定めるところにより、飯南町防災会議と緊密な連絡のもとに地震災害応急対策を実施する。

第2節 地震情報の収集・伝達

総務部

町は、地震発生時において適切な初動対応及び災害応急対策を実施するため、迅速かつ的確に震度速報や地震に関する情報等を把握するとともに、一刻も早く地域住民等に伝達する。

1 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内で震度1以上を観測したとき。

イ その他、地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 発表・伝達

気象庁は、発表基準により「震度速報」以外の情報を関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

松江地方気象台は、知事から地震・津波の現状等に関する解説について要請があった場合、職員を派遣する。

(3) 種類及び内容

ア 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・ 震度1以上 ・ 津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表 （地震発生から10分後程度で1回発

地震情報の種類	発表基準	内 容
		表)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

イ その他、気象庁の提供資料

- ・地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表

解説資料等の種類	発表基準	内 容
		以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）
地震活動図	・ 定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料 「島根県の地震」はこれに該当する
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

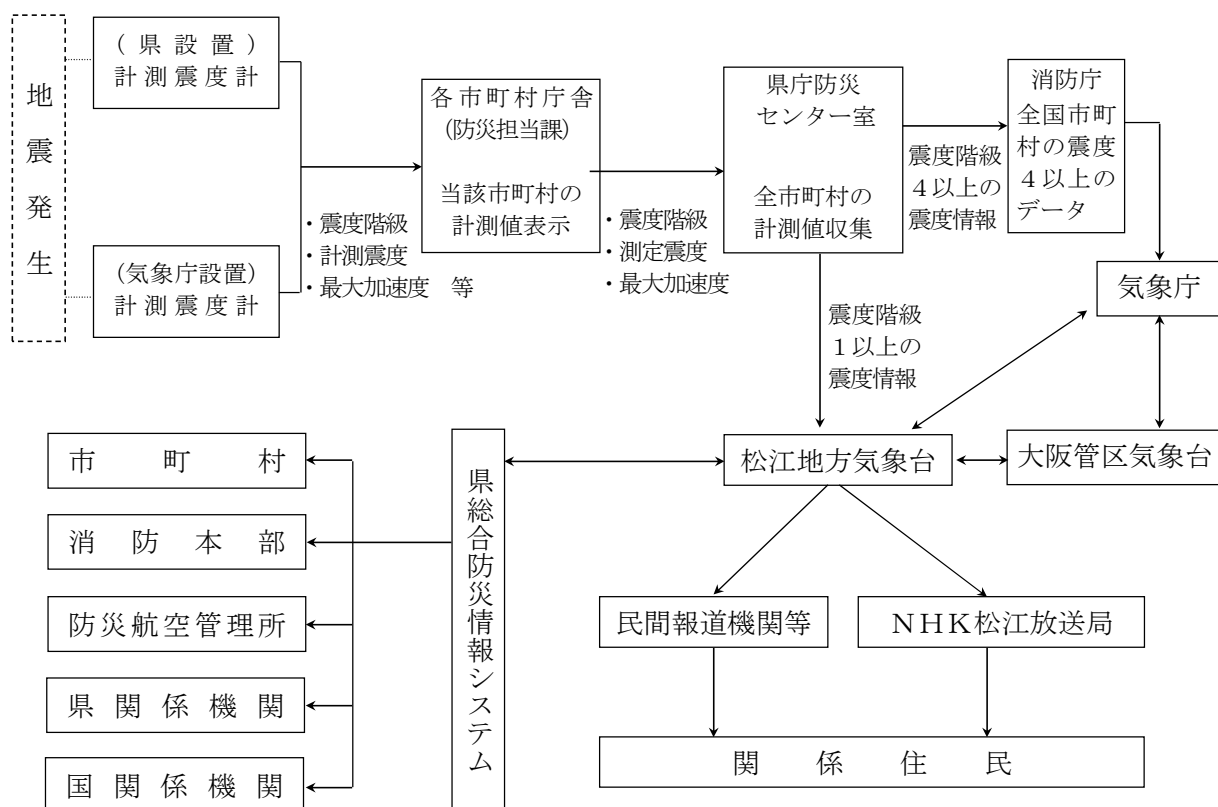
2 震度情報ネットワークシステムの活用（総務部）

県は、県内の各市町村に整備した計測震度計により市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、県総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

さらに、震度情報を有効活用する観点から、松江地方气象台とオンライン接続し、気象庁が発表する震度情報に含めて発表することとなっている。

町は、県の震度情報ネットワークにより得られた町及び県内全体の震度情報等を活用し、速やかな災害応急対策を講ずる。

島根県震度情報ネットワーク



第3節 災害情報の収集・伝達

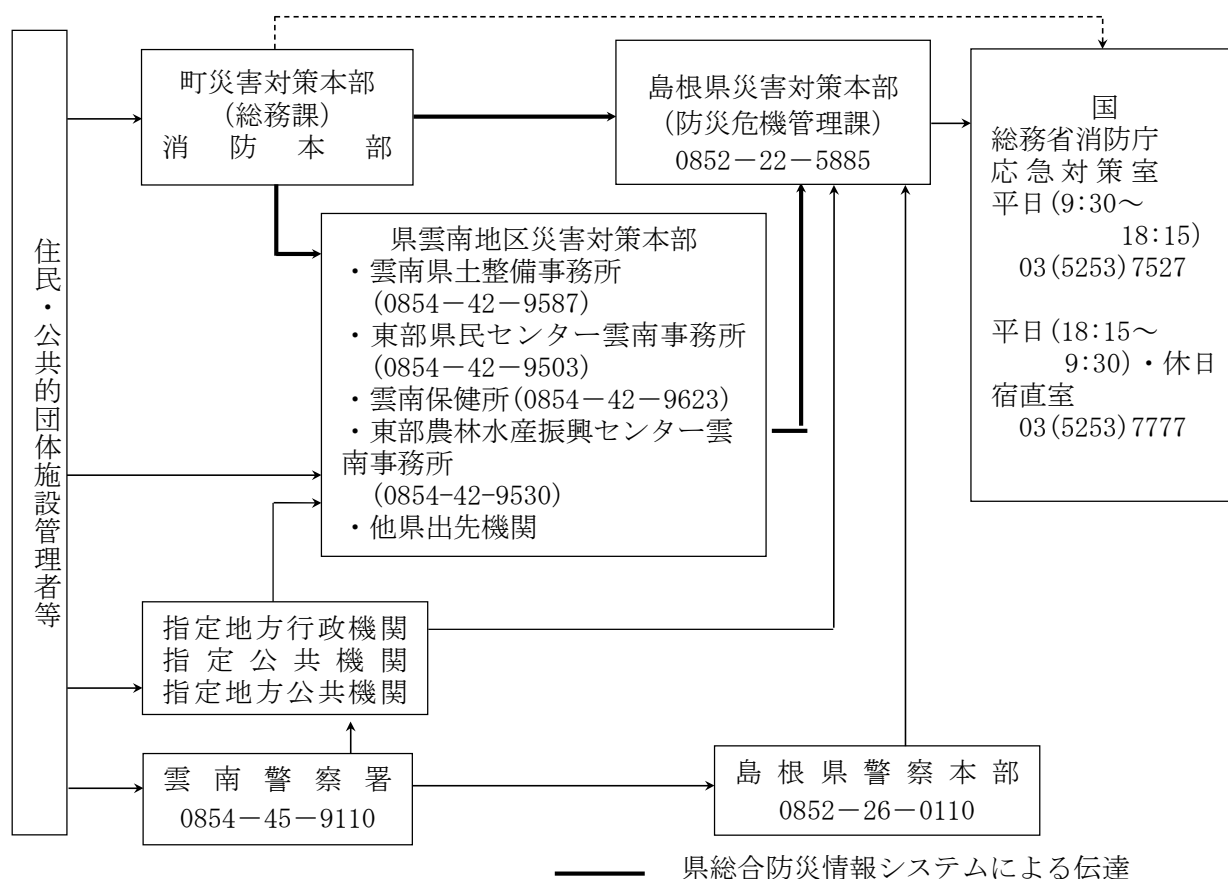
全 部

町は、地震発生時において適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点を置き、防災関係機関との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害状況等の収集・伝達活動を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第3節「災害情報の収集・伝達」に準ずるものとするが、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録した場合、町は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、町は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う（第3直接即報基準）。

情報の収集・伝達系統

- ・町域内で震度5強以上を記録したとき（火災・災害等即報要領）
- ・県に報告できないとき（災害対策基本法第53条）



地震災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町は、防災関係機関と連携し、通信手段の確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第4節「災害広報」に準ずるものとするが、広報内容については、地震災害の特性に留意のうえ、次のとおり実施する。

1 地震発生直後の広報

- (1) 地震に関する情報（気象庁発表の地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の地震への警戒）
- (2) 避難の必要の有無等（避難指示等を実施した場合、即時広報等）

2 地震による被害発生時の広報

- (1) 災害発生状況（死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況）
- (2) 災害応急対策の状況（地域ごとの取組状況等）
- (3) 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- (4) 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- (5) 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (6) 応急危険度判定実施体制設置の状況（必要性和要請方法）

3 応急復旧活動段階の広報

- (1) 住民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- (2) 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

4 支援受入れに関する広報

- (1) 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
- (2) 義援金・救援物資の受入方法・窓口等に関する情報

5 被災者に対する広報

町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

6 その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

7 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

第5節 広域応援体制

総務部

地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議のうえ、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第5節「広域応援体制」に準ずる。

第6節 自衛隊の災害派遣要請

総務部

地震災害が発生した場合、被害が拡大し、単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、町長は、知事に対して人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請の要求手続をとる必要がある。

このため、町は、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請の要求体制及びその受入体制を整える。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第6節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第7節 災害救助法の適用

厚生部

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請し、県とともにこれを運用する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第7節「災害救助法の適用」に準ずる。

地震発生時においては、家屋の倒壊、火災、土砂災害等の発生が予測される中で迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者について十分配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第8節「避難活動」に準ずるものとするが、地震発生時の避難行動については、風水害対策の措置に加え、次の事項に留意して実施する。

1 要避難状況の早期把握・判断（総務部）

(1) 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講ずる。

(2) 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、土砂災害警戒区域等における土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講ずる。

2 避難指示等の時期（総務部）

地震災害時に同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断したうえで、必要に応じた集団避難を指示する。また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難方法（総務部）

大規模な地震が発生した場合は、各所で同時に火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

このため、住民等は、地震が発生し、避難が必要と判断した場合、直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、まずは、身の安全が確保できる指定緊急避難場所等に避難して、当該指定緊急避難場所で正確な災害情報等を収集する。

また、安全を確保した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

4 指定避難所の開設及び運営（厚生部）

(1) 避難状況の把握

町は、施設管理者等から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難施設に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

(2) 職員の派遣

町は、施設管理者からの情報又は参集職員等の状況に応じて、開設可能な指定避難所のうち、開設の必要性の高い地区へ順次職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務に当たらせる。

(3) 開設予定の指定避難所の安全性の確保

町は、指定避難所の開設に先立ち、開設予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

ア 施設管理者等によるチェック

指定避難所の管理者及び担当職員は、地震発生後速やかに目視等により、施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、災害対策本部への報告のほか、次の措置を行う。

(7) 立入禁止措置

(i) 他の指定避難所の案内図の貼付

イ 応急危険判定士によるチェック

上記アのチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合、町は、施設の安全性を確認するため、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

ウ 避難住民への措置

既に指定避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、グラウンド等の安全な場所に待機させる。

(4) 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により、指定避難所を開設した場合は、指定避難所での生活が長期化するおそれがあるため、町は、開設した指定避難所が学校である場合、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒とのすみ分けを行うとともに、応急仮設住宅の早期建設等、学校機能の早期回復に配慮する。

地震火災は、地震による被害のうち、そのときの条件によって極めて大きな被害をもたらす。

地震に伴い火災が発生した場合、町及び消防本部は、地震火災による被害をできるだけ少なくするため、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、全機能をあげて消防活動に取り組む。

1 地震火災時の留意点

(1) 臨機応変な消防活動

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生する時期、気象条件、住宅等の密集状況、消防水利や消防ポンプ車等の消防力等により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策が必要となる。

(2) 地震による消防活動の支障の考慮

地震災害時には、断水による消火栓の使用支障、倒壊した建物、道路の陥没等による通行支障及び電話の断線や輻輳による119番通報支障の消防活動の妨げとなる事象が多発するので、それらを考慮した応急対策をする必要がある。

(3) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う必要がある。

(4) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行う。

また、命令措置を実施した場合は速やかに管轄する警察署長に通知する。

(5) 同時多発火災への対応

ア 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難の勧告・指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

2 消防本部等による消防活動（総務部）

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては、119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し、被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、町及び他の消防本部の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、地震災害の状況を市町村長に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

(4) 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(5) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 消防団による消火活動（総務部）

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防

本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

5 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 応援要請（総務部）

(1) 県内の消防機関に対する応援要請

消防本部は、必要に応じて「島根県消防広域相互応援協定書」（資料 2－1 参照）により、他の消防機関に対し、応援を要請する。

(2) 防災ヘリコプターの出動要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」（資料 2－2 参照）に基づき、ヘリコプターの緊急出動を要請する。

(3) 知事への応援出動の要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

(4) 緊急かつ広域的な応援要請

ア 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

イ 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡される。

町長は、措置を求められたときは、直ちに応援活動を行う。

(5) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 町への進入経路及び結集場所（待機場所）
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- (ア) 応援消防隊の誘導方法
- (イ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (ウ) 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

ウ 緊急消防援助隊応援要請の手続

- (ア) 町長は、被災状況及び自地域の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、運用要綱に定める「緊急消防援助隊応援要請連絡（様式１－２）」（資料２－39 参照）により、速やかに知事に援助隊の応援の要請を行うものとする。この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接、総務省消防庁長官に対して、要請するものとする。
- (イ) 町長は、前号の要請後に被害の状況等の著しい変化又は必要応援部隊の変更等があったときは、「緊急消防援助隊応援要請連絡（様式１－２）」に「変更」と記入し、速やかに応援要請の変更を行うものとする。
- (ウ) 前記(ア)(イ)の場合において、書面による要請（変更を含む。）のいとまがないときは、口頭による要請ができるものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。

第10節 救急・救助活動

総務部 厚生部

大規模な地震災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第10節「救急・救助活動」に準ずる。

第11節 医療救護

厚生部

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。このような状況下で被災者の救護に万全を期すため、町は、医療情報の収集・伝達に努め、迅速に初動医療体制を確立するとともに、「島根県災害時医療救護実施要綱」に基づき、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもと、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第11節「医療救護」に準ずる。

第12節 交通確保対策

総務部 建設部

地震災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、町は、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開を行う。

また、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議のうえ、関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第12節「交通確保対策」に準ずる。

第13節 緊急輸送

総務部

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速かつ的確に行う。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第13節「緊急輸送」に準ずる。

町は、地震後の水防施設の損壊による浸水被害の防止のため、監視及び応急措置等を講ずる。

1 地震発生後の点検活動（総務部・建設部）

(1) 河川等の点検、警戒活動

町は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる。

許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

(2) 水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は、開閉の点検を行う。

(3) ため池の点検

ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が4以上である地震が発生した場合、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」及び「ため池管理マニュアル」に基づいて緊急点検・報告等を行う。

対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止（建設部）

町は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、次の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

ウ 避難のための立退き指示

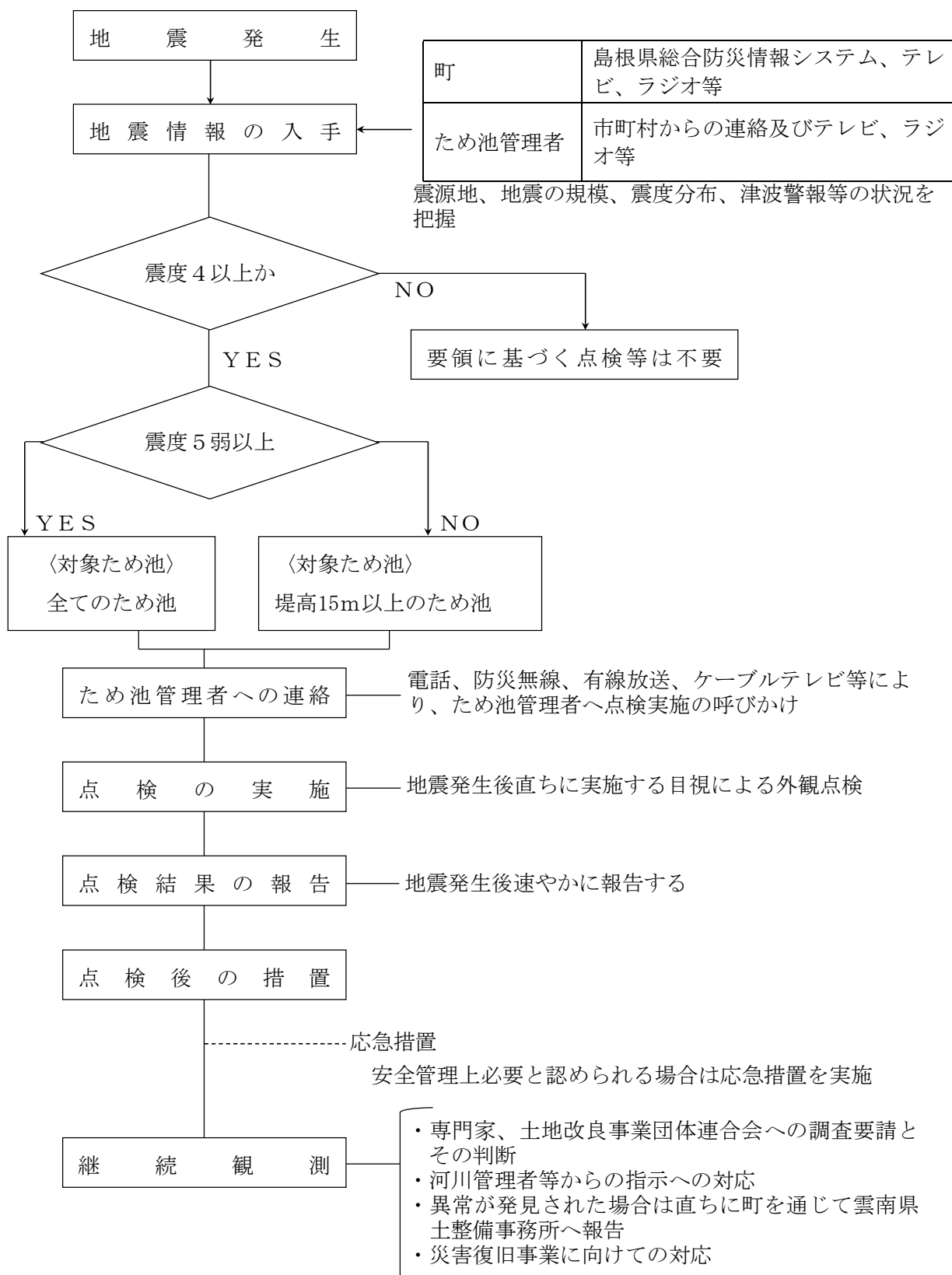
エ 水防報告と水防記録

オ その他

3 水防計画に準拠した活動（建設部）

町は、地震により、浸水対策の必要があると認められる場合には「島根県水防計画」に準拠して浸水対策措置を実施する。

別紙 「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」 フロー



地震発生時において、土砂災害の発生が予想される場合、町は、地震等の情報を把握し、必要な体制を確立するとともに、土砂災害を防止するため、危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第15節「土砂災害対策」に準ずるものとするが、地震発生時の土砂災害対策については、次の事項に留意して実施する。

1 危険箇所周辺の警戒監視・通報（総務部・建設部）

(1) 土砂災害発生前

町は、地震により土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、その地区の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害発生後

町は、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）及び地すべり危険地等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地区がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

2 土砂災害等による被害の拡大防止（総務部・建設部）

地震により土砂災害が生じた地区において、余震やその後の降雨等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、町及び各施設管理者は、崩壊危険区域及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

第16節 施設等の応急対策

厚生部 建設部 産業部

応急対策活動上重要な社会公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、町は、施設管理者、県及び防災関係機関と協力し、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

1 社会公共施設の応急対策（厚生部）

社会公共施設の応急対策は、地震災害後の利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、施設管理者は、地震発生後施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

町は、各社会公共施設の管理者に対し、地震発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が図られるとともに、自主的な災害活動により被害の軽減、及び地震災害後における災害復旧が順調に行われるよう以下のような措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 施設入居者の人命救助を第一とする。

2 建築物の応急対策（建設部）

(1) 応急対策実施体制の整備

町は、建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、雲南県土整備事務所の建築担当部署と密接な連携をとり、応急対策活動に当たる。

このため、平素から応急対策体制、連絡体系、応急活動の役割分担等を整備し、関係機関への周知を図る。特に、応急補修・復旧のための労務・資材等の確保については、各業界と動員体制や調達方法を取り決めておくよう努める。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

町は、管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、町に建築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請することができる。

(3) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定を実施する。

町は、地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要がある

と認めた場合は実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定の実施に当たっては、応急危険度判定士の動員数、班編成及び責任者並びに判定実施区域、判定対象建築物及び判定方法など判定実施に必要な事項を定めるが、町で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。

(4) 応急対策業務への応援要請

町は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請することができる。

3 宅地の応急対策（建設部）

町は、地震により被災した建築物の地震による倒壊や、部材等が落下して二次災害が発生することを防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

- (1) 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。
- (2) 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

4 農作物、家畜及び関連施設の応急対策（産業部）

(1) 被害状況の報告

町は、地震が発生した場合、農作物等の被害状況を東部農林水産振興センターに報告する。

- (2) 地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を東部農林水産振興センターに報告するとともに、関係機関と一体となって家畜の防疫及び飼料確保対策等を実施する。

ア 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

県の指示に従い、薬剤散布等、家畜伝染病の発生及びまん延の防止に努める。

なお、死亡家畜の措置については家畜の飼育者に町長への届出を行わせ、町の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。

イ 飼料等確保対策

被災地における家畜飼料を確保するため、飼料販売業者に対し、必要数量の供給について協力要請を行う。また、搾乳事業者と連携し、地震災害時における集乳路線の確保を行う。

第17節 ライフライン施設の応急対策

総務部 建設部 厚生部

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第16節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第18節 要配慮者の安全確保

厚生部

災害時において、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速かつ的確な行動がとりにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、町は、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながら、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第17節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第19節 孤立地区対策

総務部 厚生部 建設部

地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第18節「孤立地区対策」に準ずる。

第20節 給水活動

建設部

地震災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、指定避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第19節「給水活動」に準ずる。

第21節 食料の供給

産業部 厚生部

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は、関係機関と連携して、住民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者への応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。この際、要配慮者のニーズ等に十分配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第20節「食料の供給」に準ずる。

第22節 生活必需品の供給

産業部 厚生部

地震災害時には、住居の浸水や流失・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、町は、衣料、寝具、その他生活必需品等物資を調達して被災者に給与又は貸与し、被災者の生活の安定を図る。この際、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第21節「生活必需品の供給」に準ずる。

第23節 災害ボランティア活動の支援

厚生部

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

また、災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。

さらに、女性ボランティアの受入れにも配慮する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第22節「災害ボランティア活動の支援」に準ずる。

第24節 文教対策

厚生部 教育部

児童等、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第23節「文教対策」に準ずるものとするが、地震発生時において、学校等は、揺れが収まった後で直ちに児童等の安全を確認し、第2次避難の決定を行う。また、発災時間帯別の対応について、児童等に具体的に指導しておくとともに、教職員に対して対応を徹底しておく。特に休憩時間や放課後など授業時間以外にあっては、児童等の掌握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。なお、教職員がその場にいらなくても、児童等が自らの判断で安全な行動がとれるよう、平素から指導しておくことが重要である。

第25節 廃棄物等の処理

厚生部

町は、被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、災害の発生により排出された廃棄物等の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の生活環境の保全を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第24節「廃棄物等の処理」に準ずる。

第26節 防疫・保健衛生活動

厚生部

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、県の協力のもと、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第25節「防疫・保健衛生活動」に準ずる。

第27節 遺体対策

総務部 厚生部

災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋火葬を実施し、人心の安定を図る。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第26節「遺体対策」に準ずる。

第28節 住宅の応急対策

建設部 総務部

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第27節「住宅確保及び応急対策」に準ずる。

第3章 地震災害復旧・復興計画

町は、地震災害時の適切かつ速やかな災害復旧・復興のため、次の方針に基づき、各種対策を推進するものとする。

1 災害復旧事業の実施

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が県と連携のもと主体的に取り組み、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

災害復旧に当たっては、次に示す事業計画の作成を基本に、各種災害復旧事業を計画的に推進する。

- ・災害復旧事業計画の作成（復旧事業の基本計画の作成）
- ・各種災害復旧事業の実施（各種法令等に基づく事業の推進）
- ・復興計画の作成・推進

2 生活再建のための支援対策の実施

地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、次に示す被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建のための各種支援措置を講ずる。

- ・被災者の生活相談
- ・雇用機会の確保
- ・義援金品の受入れと配分
- ・生活資金及び事業資金の融資
- ・郵便・電話等の支援措置
- ・租税の減免措置等
- ・災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給
- ・被災者生活再建支援法に基づく支援

3 激甚災害の指定

大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

第1節 災害復旧事業の実施

全 課

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第1節「災害復旧事業の実施」に準ずる。

第2節 生活再建等支援対策の実施

総務課 まちづくり推進課 住民課
保健福祉課 産業振興課
建設課 出納室

地震災害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第2節「生活再建等支援対策の実施」に準ずる。

第3節 激甚災害の指定

総務課

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

町は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう要請し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第3節「激甚災害の指定」に準ずる。

第 4 編 事故災害等対策編

第1節 流出油等事故対策計画

総務課 住民課 建設課

第1 災害予防対策

油や有害液体物質の流出事故による災害を未然に防ぐとともに、災害発生時に効果的に対応できるよう、町は、流出油等事故の覚地・評価、油等防除並びに回収油の輸送・処理等の実施体制の整備に努めるとともに、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油等事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

1 油等防除（除去）実施体制の充実・強化（総務課・住民課・建設課）

流出油等事故が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、町は、早急に初動体制を確立し、油等防除（除去）活動等を実施できる体制の確立を図る。この際、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会（事務局－出雲河川事務所）及び県水質汚濁防止連絡協議会（事務局－県河川課）と連携し、広域的な防除体制を整える。

2 防災訓練及び防災知識の普及・啓発（総務課・住民課・建設課）

流出油等事故発生時には、町職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を習得しておく必要がある。

このため、町は、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

3 防除資機材の整備（総務課）

油等防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。町は、流出油等事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、関係機関と連携して必要な資機材の備蓄を推進する。また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関間で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

資 機 材 の 種 類	具 体 例
油等の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等
油等を機械的に回収するための資機材	油回収装置等
油等を物理的に回収するための資機材	油吸着材、油ゲル化剤等
油等の分解を促すための資機材	油処理剤
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等
回収した油等を一時貯留するための資機材	ドラム缶等
漂着した油等の清掃のための資機材	高圧温水洗浄機、ふりい等
活動要員をサポートするための資機材	活動を記録するためのカメラ、マスク、作業着、手袋等
輸送用の資機材	車両等

第2 災害応急対策

油等危険物が流出した場合、町は、防災関係機関及び関係事業所の対策に協力し、防除作業が速やかに実施できる協力体制を確立して的確な防除措置の実施を図る。

1 災害情報の収集・伝達（総務課・建設課）

流出油等事故への対応を効果的に実施するためには、流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

町は、流出油等事故発生時に災害応急対策を適切に実施するため、防災関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確に災害情報を収集・伝達する。

(1) 情報通信連絡系統

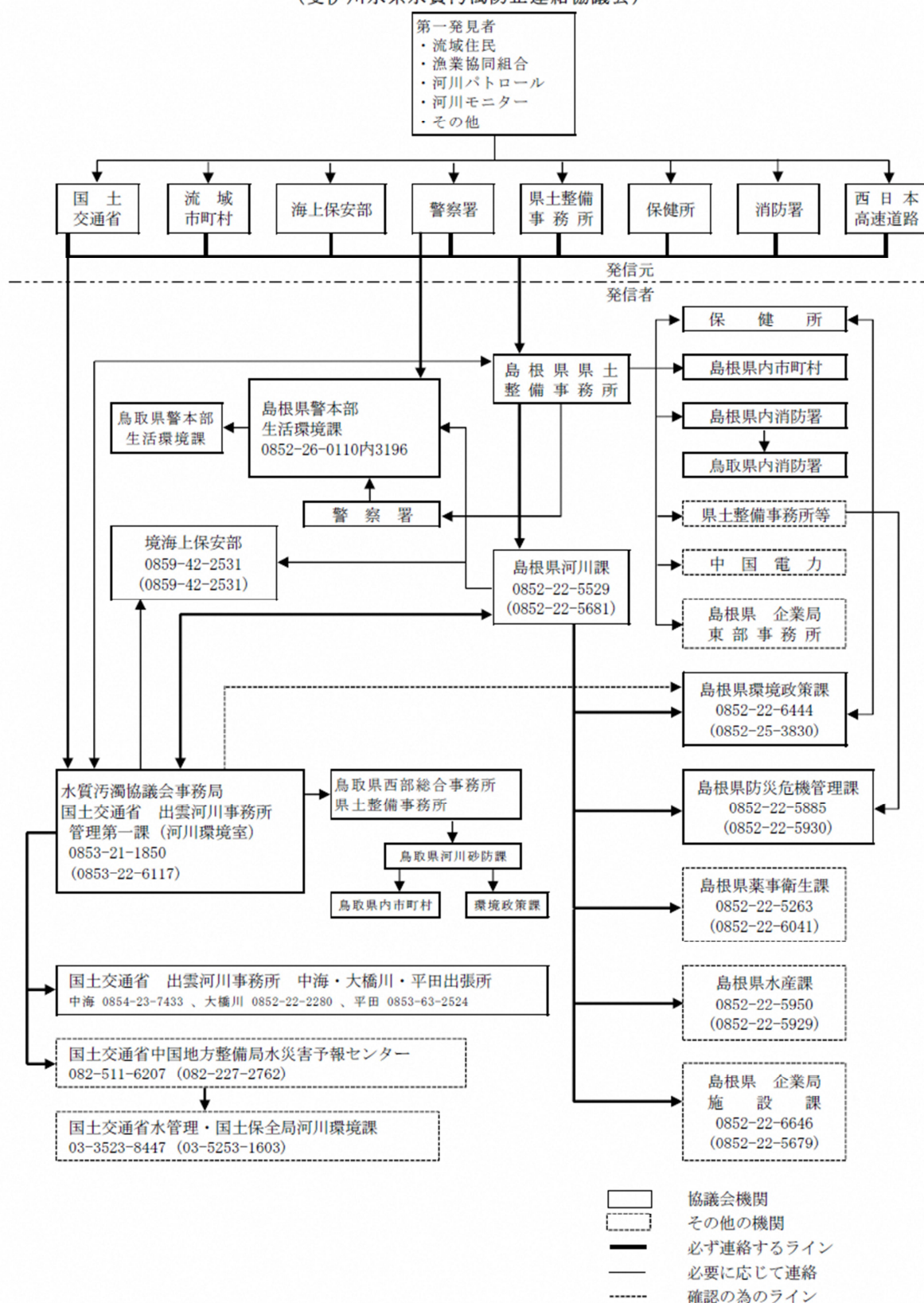
河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図は、別図：河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図のとおりである。

(2) 流出油等事故情報の収集・把握

町は、河川、湖沼の巡視とともに、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等の防災関係機関と連携のもと、事故状況、被害状況等の情報収集に努める。

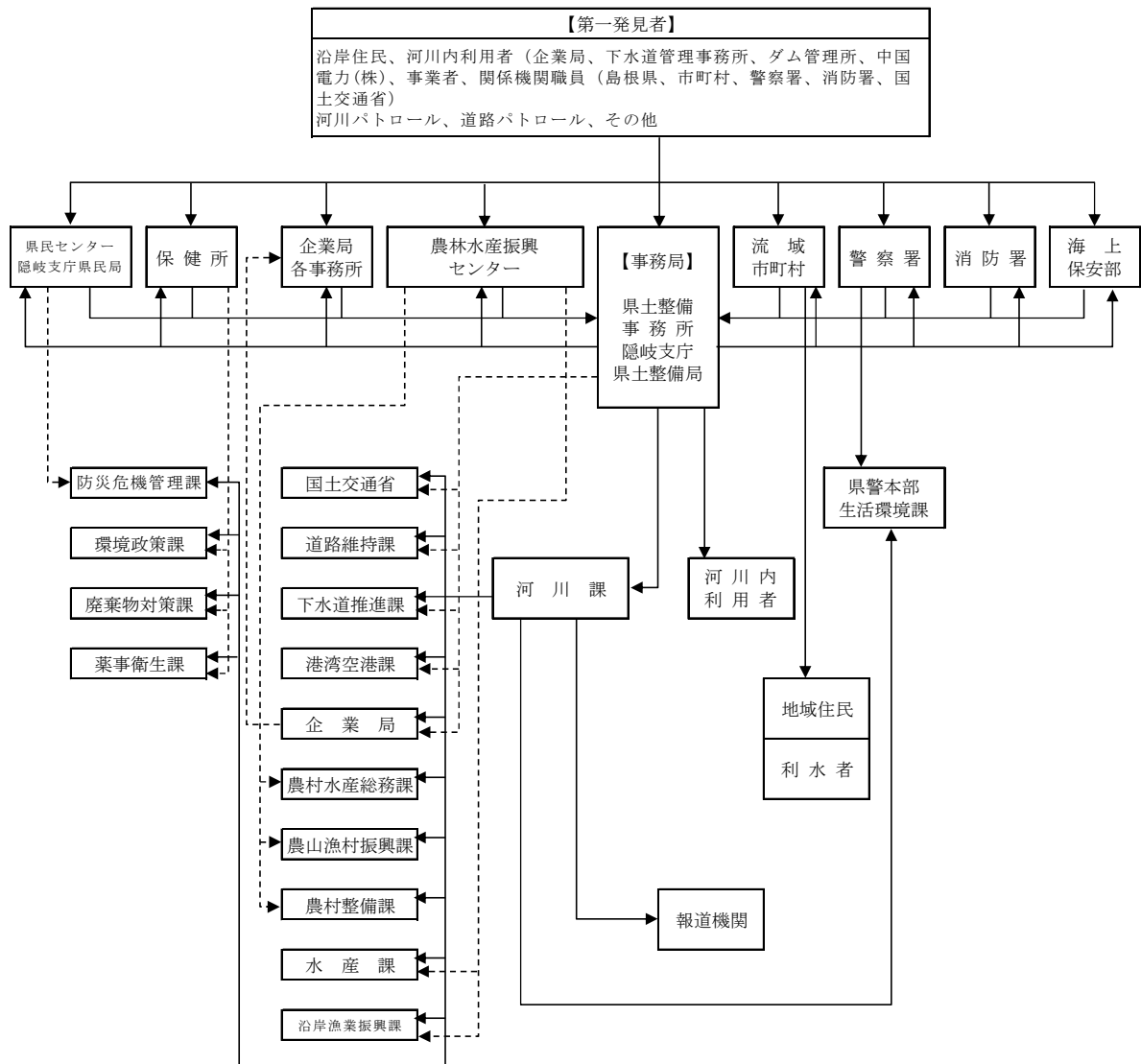
別図：河川、湖沼における流出油事故情報の収集伝達系統図

(斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会)



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号およびFAX番号(カッコ内)を明記

エ 河川、湖沼における流出油等事故情報の収集伝達系統図
(島根県水質汚濁防止連絡協議会)



注1： 第1発見者から通報を受けた各関係機関は、直ちに当該支部事務局である該当県土整備事務所又は河川課へ連絡すること。

注2： 第1発見者からの通報および情報伝達を受けた各関係機関は、直ちにその旨を主管課へも連絡すること。(破線のルート)

注3： 各関係機関から情報伝達を受けた主管課は、河川課からの情報伝達と照合し、疑義のある場合は河川課へ連絡すること。

注4： 企業局東・西部事務所への連絡ルートは下記のとおり。

- ①事故発生場所管轄支部 → 企業局参加支部 → 東・西部事務所
- ②事故発生場所管轄支部 → 河川課 → 企業局 → 東・西部事務所

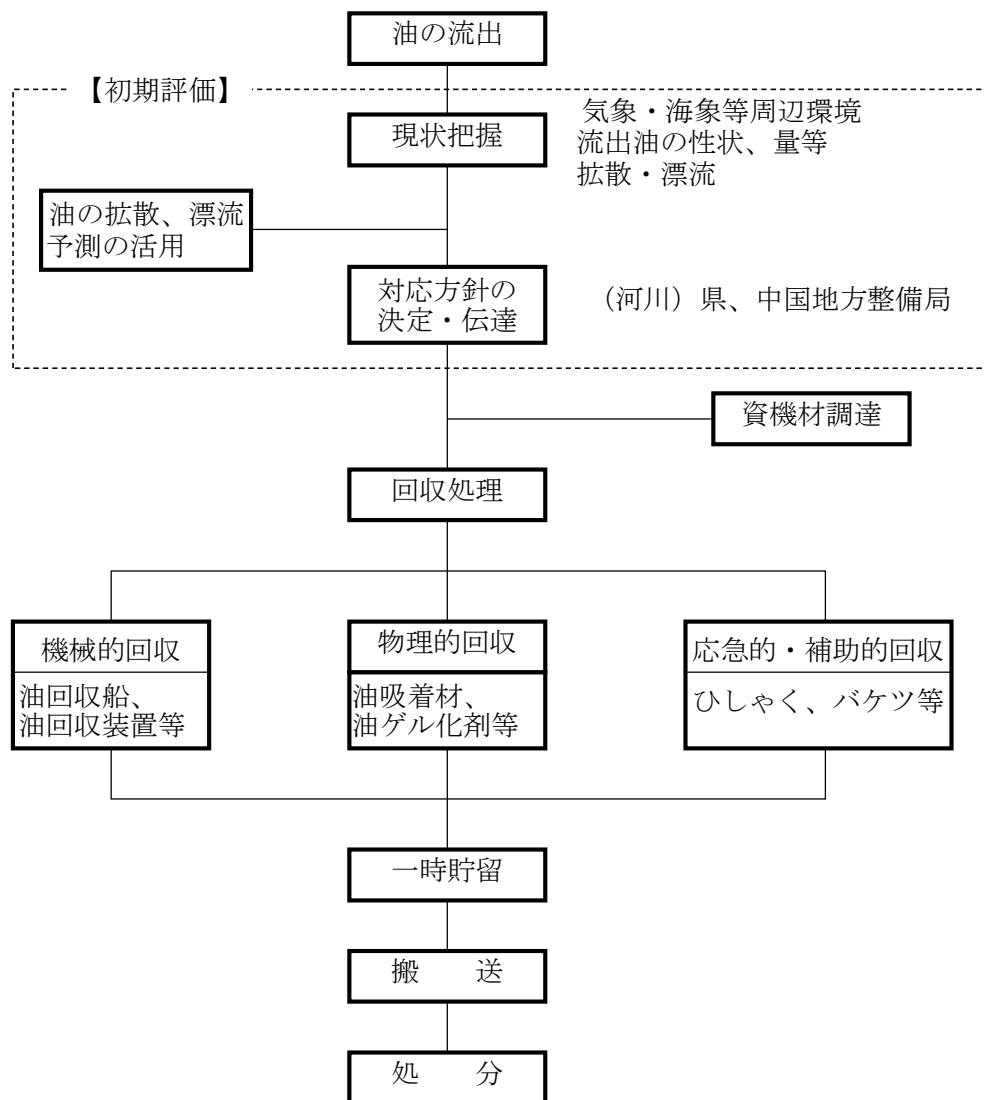
2 応急活動体制の確立（総務課・住民課・建設課）

流出油等災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の流域等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会（事務局－出雲河川事務所）及び県水質汚濁防止連絡協議会（事務局－県河川課）での防除方針の広域調整を踏まえ、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとり、流出油等による二次災害の防止に努める。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

○流出油回収の基本的な流れ



（「海上防災ハンドブック」一般財団法人海上災害防止センター、海上防災事業者協会より作成）

3 流出油等に対する応急対策（総務課・建設課）

(1) 防除方針の決定

現状把握を踏まえ、中国地方整備局は関係機関との間で水質汚濁防止連絡会議※¹を、また、県は水質汚濁事故関係各課長会議※²を開催し、流出油等の防除方針（防除方法、防除資機材の調達方法、作業の安全確保方法等）を定める。

決定された防除方針は、流出油等の現状及び防除方針伝達様式により、記録が残るように原則として県防災行政無線FAXで（防災無線端末未設置機関は、NTTFAXで）防災関係機関等へ伝達される。

なお、防除方針は、流出油等の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新されることに留意する。

会 議 種 類	構 成 員
水質汚濁防止連絡会議※ ¹	☐ 県 ☐ 中国地方整備局（主管機関） ☐ 海上保安部 ☐ 流域市町村 ☐ 警察署 ☐ 消防署 ☐ 斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会等 （注）上記の参加機関は、現状把握の結果等を踏まえてその都度決定する。
水質汚濁事故関係各課長会議※ ²	☐ 河川課長（議長） ☐ 防災危機管理課長（副議長） ☐ 環境政策課長 ☐ 廃棄物対策課長 ☐ 薬事衛生課長 ☐ 農林水産総務課長 ☐ 農山漁村振興課長 ☐ 農村整備課長 ☐ 水産課長 ☐ 沿岸漁業振興課長 ☐ 道路維持課長 ☐ 港湾空港課長 ☐ 下水道推進課長 ☐ 企業局施設課長 ☐ 警察本部生活安全企画課長

(2) 流出油等の防除

町は、各連絡会議で決定された除去方針を踏まえ、消防本部、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は市町村の備蓄品又は町内での調達で対応するが、不足するものについては県へ要請する。

- ア 河川区域の監視、状況把握
- イ 河川区域での除去活動の実施
- ウ 回収油等の一時集積場所への貯留
- エ 除去活動情報の収集及び県への伝達
- オ 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

(3) 回収油等の運搬・処理

ア 回収油等の位置づけ

河川敷又は湖岸に漂着した油等を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等については、船舶所有者又は車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。

したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

イ 漂着油等の回収方法及び処理方法

河川敷又は湖岸に漂着した油等の回収方法については、回収油等の性状によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋め立て処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮したうえで、回収方法を決定する。

なお、漂着油等が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

ウ 回収油等の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。

なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画どおりに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

エ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものは再生利用に努める。

(4) 環境対策

ア 環境対策の実施

県は、初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図る。

イ 健康調査の実施

油等の漂着直後は、油等の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

ウ 国との連携

環境調査に当たっては、国（環境省、水産庁等）が実施する調査との連携を密に図る。

(5) 風評対策

ア 連絡会議の設置

県は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、流出油等事故発生直後から漁業関係者、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

イ 風評対策の実施

流出油等風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- (ア) 風評の発生予測（初期段階）
- (イ) 風評の実態把握
- (ウ) 風評による観光、消費への影響調査
- (エ) 風評に対応するための客観資料の収集
- (オ) 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- (カ) 各種メディアを通じたキャンペーン活動等

(6) 補償対策

ア 町における対応

町は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

イ 関係機関の連携

町は、中国地方整備局、県、商工観光業関係者等の関係機関と補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

(7) 災害広報等

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、各防災関係機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等と、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第3 災害復旧対策

1 被害回復活動の推進体制の確立

町は、油流出等による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係課災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者、住民等の復旧支援

町は、流出油等により被害を受けた商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

3 被災公共施設等の復旧

町は、県と連携のもと、迅速かつ円滑に被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業の推進を図る。なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4 事後の監視等の実施

町は、県と連携のもと、流出油等の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携のうえ、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、流出油等事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

第2節 航空災害対策計画

総務課 建設課

第1 災害予防対策

航空災害による被害を最小限にとどめるため、町は、情報の収集・伝達や災害広報に係る応急活動体制の整備など基本的な対策を推進する。

1 情報通信手段の整備（総務課）

町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。この際、災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう県総合防災情報システムの活用等により体制づくりを推進する。

2 災害広報体制の整備（総務課）

町は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第2 災害応急対策

航空機の墜落事故は、必ずといっていいほど人的被害を伴う。現場が山間地であれば救助・救急作業は困難を極め、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、必要な活動体制をとるとともに、県や国と各レベルで防災関係機関相互の緊密な連携の確保に努める。

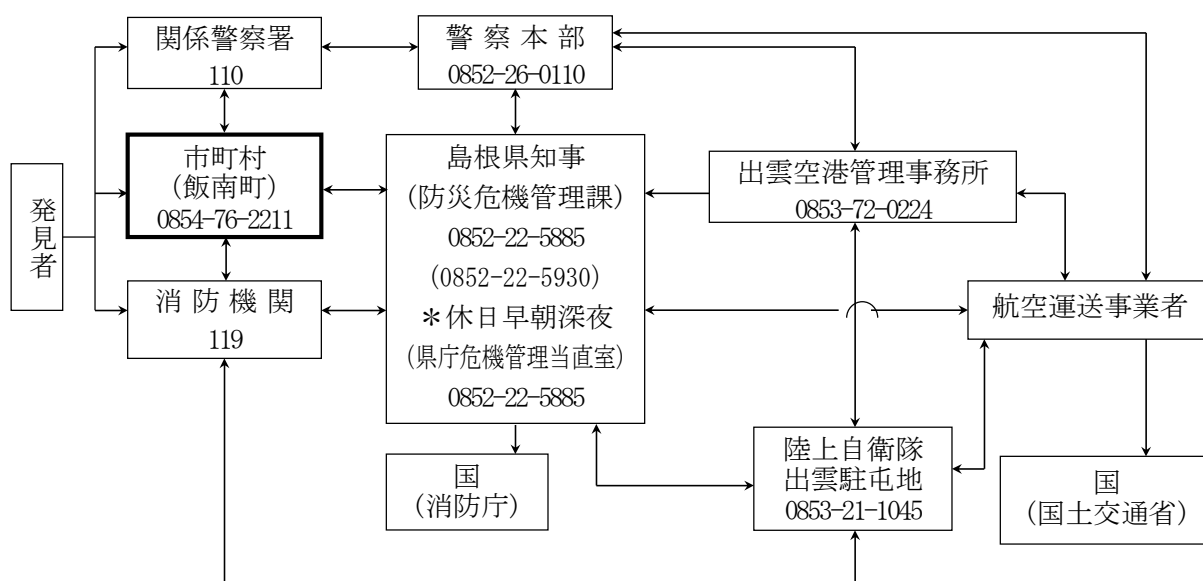
1 災害情報の収集・伝達（総務課）

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集・伝達等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害時の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 応急活動体制の確立（総務課）

航空機災害が発生した場合、町は、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 搜索、救助・救急及び消火活動（総務課）

(1) 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合、町は、消防職員、消防団員等を動員し、搜索活動に当たる。

(2) 救助・救急活動

町は、警察、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救援活動を実施する。

(3) 消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほとんどの火災が人命危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならないこと、空港消防隊その他の関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。したがって、消防活動に当たっては、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、空港消火救難隊との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

ア 消防本部は、現有の消防力の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで消防活動に従事する。消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。

4 交通及び緊急輸送手段の確保（総務課・建設課）

町は、警察機関等と相互に連絡し、風水害対策編第2章第12節「交通確保対策」及び同章第13節「緊急輸送」に準じて必要な措置を講じ、交通及び緊急輸送手段の確保を図る。

5 災害広報等（総務課）

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等と情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第3節 道路災害対策計画

総務課 建設課

第1 災害予防対策

町は、道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急・救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生した場合に被害を最小限にとどめるため、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

1 情報の収集・伝達体制の整備（総務課・建設課）

(1) 道路交通情報の充実

ア 気象情報等の活用体制の整備

町は、県総合防災情報システム等を活用して気象台から伝達される各種気象情報等をリアルタイムに収集し、関係職員がこれらの情報を道路災害対策に有効に活用できるよう習熟に努める。

イ 道路情報伝達体制の整備

町は、県警察本部との連携方法、県総合防災情報システムの活用方法など現行の体制を検証し、県警察本部と連携して体制の充実に努める。

(2) 通信体制の整備

ア 町は、既存の道路情報連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による通信ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

イ 町は、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、各道路管理者等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

2 組織体制の整備（総務課・建設課）

(1) 防災関係機関相互の連携体制の強化

各道路管理者相互においては、中国地方道路情報連絡協議会を設けて、相互の連携の確保に努めているところである。

町は、災害時の応援協定の締結等を進め、応急・復旧活動において確実に相互応援を図ることができるような体制に連携を強化していくことを検討する。また、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

(2) 応急復旧活動体制の整備

現在、災害時の道路啓開や応急復旧に関しては、適宜、業者を選定して対応しているが、迅速かつ的確に活動を実施するため、町は、必要な資機材を確保しておくとともに、建設業協会等との協定の締結等により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制の整備を推進する。

また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

3 防災知識の普及・啓発（総務課）

町は、道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

第2 災害応急対策

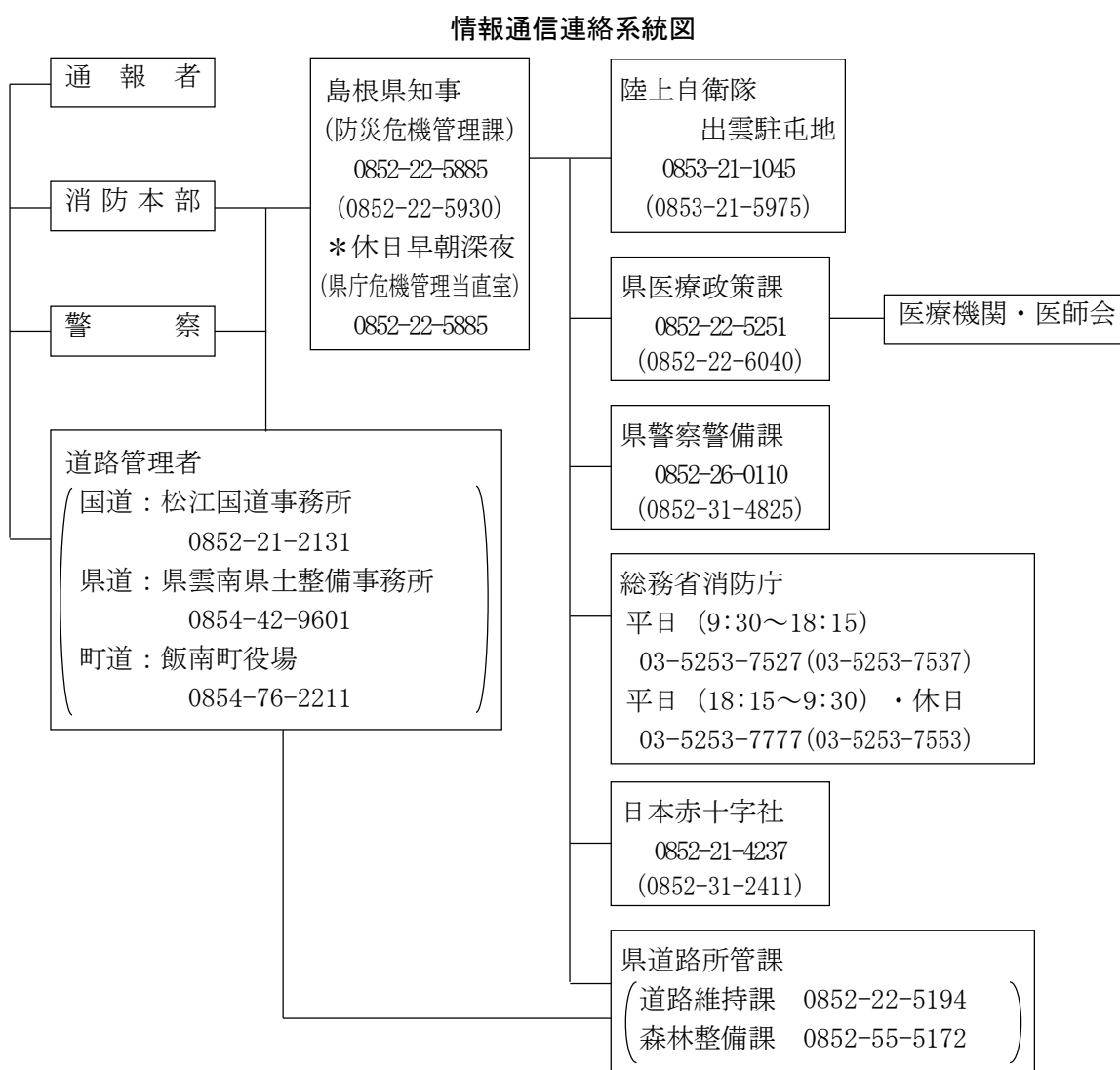
町は、大規模な道路災害が発生した場合、近隣の市町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

1 災害情報の収集・伝達（総務課）

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集・伝達等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 実施事項

町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、「中国地方道路情報連絡協議会」における連絡体制に基づき、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 応急活動体制の確立（総務課）

大規模な道路災害が発生した場合、町は、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 救助・救急及び消火活動（総務課）

(1) 救助・救急活動

町は、警察、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

(2) 消火活動

消防本部は、消火活動の必要がある場合、迅速に消防体制を確立し、消火活動を実施する。

町は、消防本部等の要請により、初期消火活動に協力することを求められた場合、迅速に協力体制を確立し、消防本部との連携について調整し、活動を実施する。

4 交通及び緊急輸送手段の確保（総務課・建設課）

町は、警察機関等と相互に連絡し、風水害対策編第2章第12節「交通確保対策」及び同章第13節「緊急輸送」に準じて必要な措置を講じ、交通及び緊急輸送手段の確保を図る。

5 危険物等流出に対する応急対策（総務課）

危険物等流出事故が発生した場合は、道路管理者及び消防本部が事故対応を実施するが、町は、消防本部のほか警察等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

6 災害広報等（総務課）

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、航空運送事業者等と情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第3 災害復旧対策

1 復旧事業（建設課）

町は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した所管道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための

資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

また、応急復旧を円滑に遂行するために、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

2 緊急点検（建設課）

町は、復旧事業とあわせて、被災箇所以外の所管道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。

また、応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第4節 危険物等災害対策計画

総務課 保健福祉課

第1 災害予防対策

町は、危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合の各種予防対策を実施する。

1 危険物施設等の把握（総務課）

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

町内の危険物施設等については、資料13－7 参照のとおりである。

2 情報の収集・伝達体制の整備（総務課）

町は、危険物等取扱施設及び毒劇物取扱施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

移动通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施する。

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移动通信、公共安全モバイルシステム、業務用移动通信等による移动通信系の活用体制について整備する。

3 防災資機材の整備（総務課）

町は、消防本部及び県等と連携し、各種危険物等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

4 防災知識の普及・啓発

町は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2 災害応急対策

町の区域に危険物等災害が発生した場合、町は、必要に応じて災害対策本部等を設置し、隣接する町、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

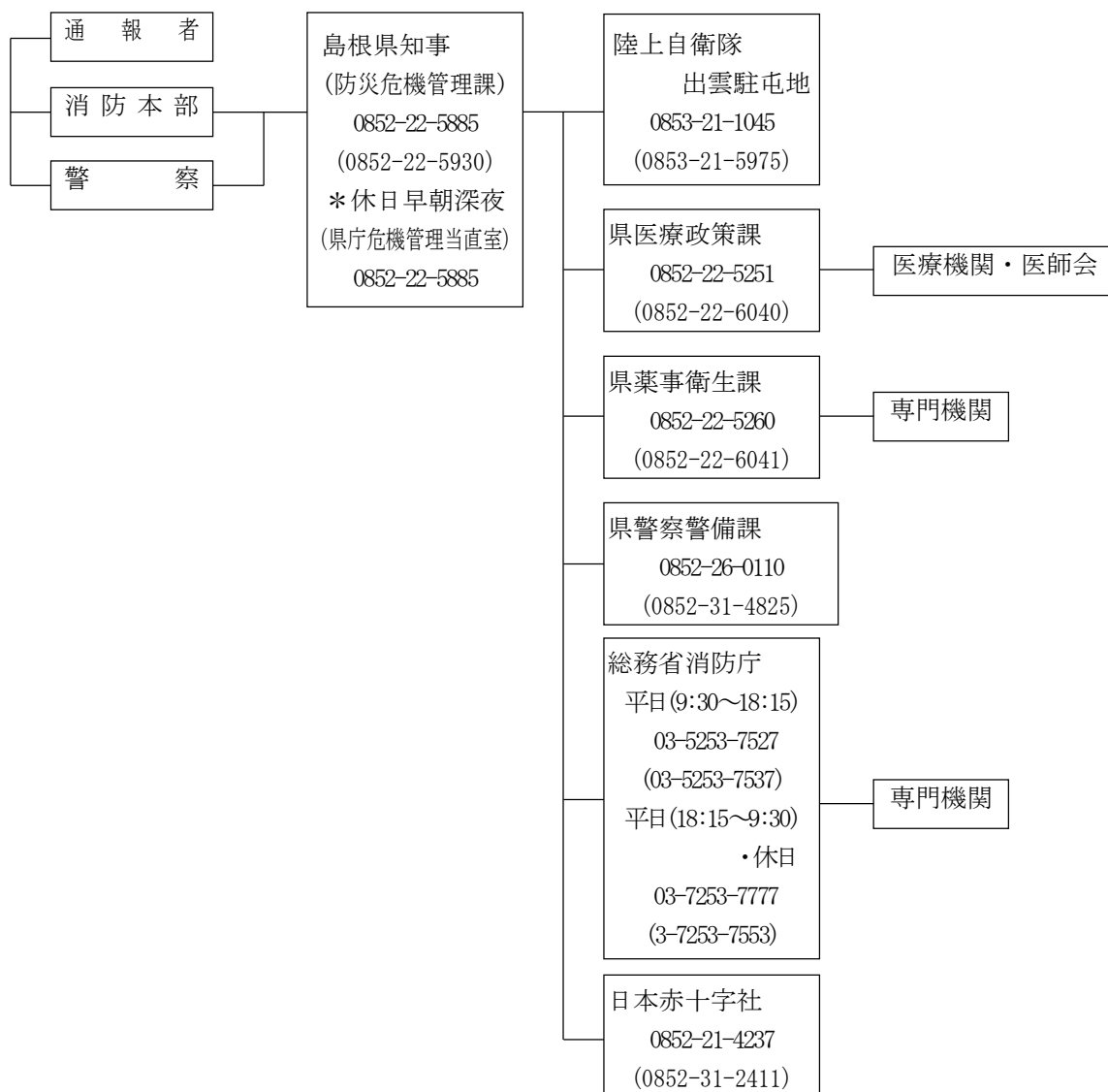
1 災害情報の収集・伝達（総務課）

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集・伝達等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

情報通信連絡系統図



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号(カッコ内)を明記

(2) 実施事項

町は、危険物等災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、防災関係機関と相互に密接な連携のもと、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県防災情

報システムを有効に使用することとする。

また必要に応じ防災ヘリを運用し情報収集を図る。

なお、総務省消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるため、このシステムを極力活用する。

2 応急活動体制の確立（総務課）

危険物等災害が発生した場合、町は、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 危険物等の漏洩・拡大防止活動（総務課）

危険物等が流出漏洩した場合は、施設管理者が初期対応するが、施設管理者が対応しきれない場合、施設管理者は、消防本部のほか、警察、道路管理者等関係機関と連携し、防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

なお、専門機関職員・資機材等を早急に派遣・搬送する必要がある場合は、警察による車両の先導又は防災ヘリ等を利用する。

(1) 河川への流出

町は、流出油等事故を覚知したときは、流出油等の現状把握を行い、流出油等防除を迅速かつ的確に実施するため、斐伊川水系水質汚濁防止連絡協議会（事務局一出雲河川事務所）及び県水質汚濁防止連絡協議会（事務局一県河川課）等関係団体との協力連携体制を確立し、直ちに必要な活動体制をとり、流出油等による二次災害の防止に努める。

(2) 道路上への流出

道路上へ危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が実施するが、対応しきれない場合などにおいて、町は、消防本部のほか、警察等関係機関と密に連絡をとり、初期段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物等による二次災害の防止に努める。

4 救助・救急活動（総務課）

町は、警察、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

5 医療救護活動（保健福祉課）

町は、県及び消防本部をはじめ、関係機関と連携を図りながら、危険物等災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T 実施要領」による。

6 消火活動（総務課）

消防本部は、危険物等災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、

消防活動を実施する。

各危険物等施設管理者は町、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

なお、町等の保有する消防力では、災害に伴う火災の防御が困難な場合、町及び消防本部は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

7 災害広報等（総務課）

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

第5節 林野火災対策計画

総務課 保健福祉課 産業振興課
建設課

第1 災害予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、町は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施する。

1 林野火災に強いまちづくり（総務課・産業振興課）

(1) 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿いなどにおいて、消火活動の円滑な実施のための防火林道、及び耐火性のある樹種を植栽し、防火林帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐・間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

(2) 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるが、町は、それらを把握するとともに、防火水槽、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(3) 防火線等の設置

町は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じて防火線の配置を進める。

防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要であるため、状況の把握に努めるとともに、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備について検討する。

2 情報の収集・伝達体制の整備（総務課）

(1) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報等の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、山間部にも警報等を伝達できるよう町防災行政無線、サイレン等の伝達手段を整備する。

(2) 総合防災情報システム等の活用体制の整備

町は、県総合防災情報システムを活用した気象情報等の確認、被害情報の伝達など、林野火災の発生状況に応じた応急活動・情報伝達にシステムを活用できるようシステムの習熟に努め、職員がそれらのシステムを十分に活用ができるよう体制を整備する。

また、衛星通信ネットワーク等によるヘリテレ映像等の活用を推進する。

(3) 夜間・休日等における体制の整備

町は、夜間・休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(4) 通信体制の整備

町は、町防災行政無線システム、県総合防災情報システム等の通信体制について、より一層の整備を進めるとともに、特に山間部での利用を前提とした災害時の無線通信手段の確保に努める。

3 消火活動体制の整備（総務課）

(1) 空中消火体制の確立

町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する（資料11－2参照）。

(2) 自主防災組織等との連携

町は、消防本部、消防団、住民・自治会・自主防災組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消防活動への協力について周知を図る。

(3) 林野火災防御図の作成

町は、林野火災の発生しやすい地域について、地形、林況、消防車両通行可能道路、建物、消防水利、ヘリポート用地の位置などの情報を記入した林野火災防御図をあらかじめ作成しておき、火災発生時に消防本部等が火災状況を正確に把握し、防御戦術の決定や効果的な部隊の運用を図る。

4 避難体制の整備（総務課）

町は、風水害対策編第1章第9節「避難体制の整備」に準じて避難体制の整備を図る。

5 広域応援体制の整備（総務課）

現在、県では、島根県下市町村及び消防に係る一部事務組合の相互応援に関する協定及び消防広域応援体制が整備されているところであるが、林野火災は隣接県の市町村に及ぶ可能性があるため、隣接県の市町村等とも協議し、林野火災発生時の広域応援体制について検討する。

6 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等（総務課・産業振興課）

(1) 事前点検及び警戒巡視の実施

町は、消防本部、森林組合等と協力して、地域の森林等について、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握するとともに、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組む。また、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うとともに、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。

さらに、乾燥や強風等の気象状況に応じて消防本部が発表する火災に関する警戒情報等について、町民等に注意喚起をするとともに、林野火災多発期、火災警報発令時などにおいて、それらの森林等に対する巡視、パトロールを実施し、火災の未然防止と早期発見に努め

る。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施する。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

第2 災害応急対策

町は、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

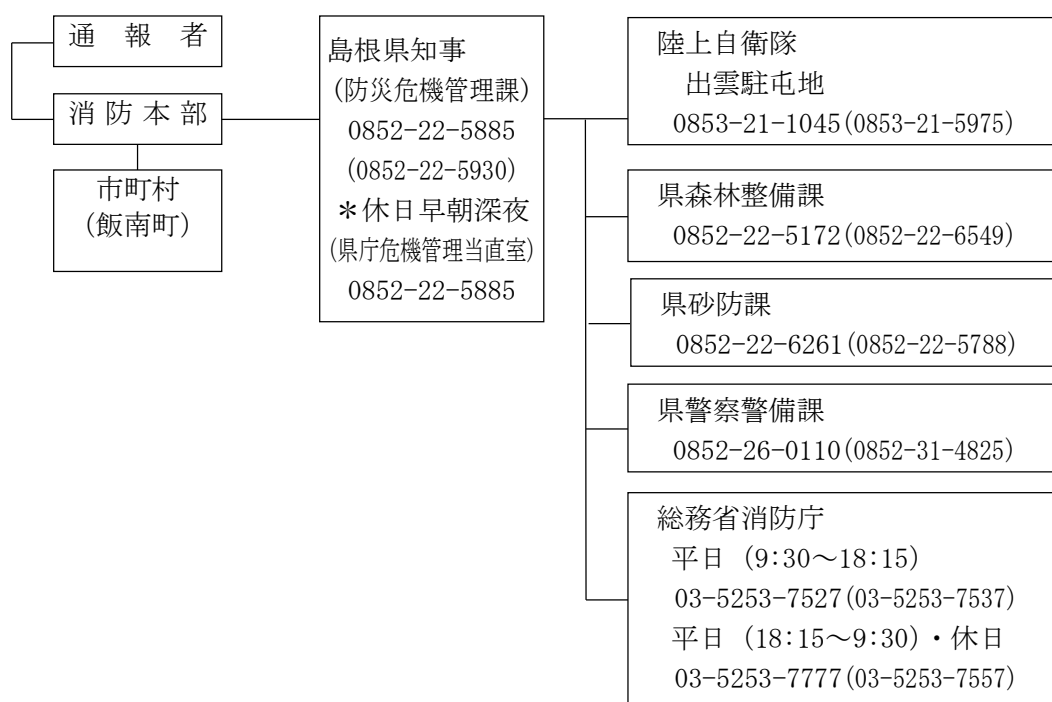
1 災害情報の収集・伝達（総務課）

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集・伝達等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

林野火災時の情報等の収集・伝達系統図は、次に示すとおりである。

情報通信連絡系統図



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

(2) 実施事項

町は、消防本部と連携し、火災の発生状況、人的被害、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システム等により県に連絡する。

県は、林野火災のうち、次のものについては、火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ即報を行うことになっているので、迅速な報告に努める。

ア 焼損面積10ha以上と推定されるもの

イ 空中消火を要請したもの

ウ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの（災害対策本部が設置されたものなど）

また、町は、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

2 応急活動体制の確立（総務課）

大規模な林野火災が発生した場合、町は、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

3 救助・救急活動（総務課・保健福祉課）

町は、警察、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

また、町単独での救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村、消防本部等に対し、応援の要請を行う。

4 医療救護活動（保健福祉課）

町は、県及び消防本部をはじめ、関係機関と連携を図りながら、林野火災に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

5 消火活動（総務課）

消防本部は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民、自治会、自主防災組織等においても、発災後の初期段階において自発的に初期消火活動を行い、消防本部に協力することが求められる場合があり、町、消防本部等はのための連絡調整に努める。

また、必要に応じ、消防相互応援協定に基づき他の消防本部等による消火活動の応援要請を実施する。

なお、住民、自治会、自主防災組織等の消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

6 交通及び緊急輸送手段の確保（総務課・建設課）

町は、警察機関等と相互に連絡し、風水害対策編第2章第12節「交通確保対策」及び同章第13節「緊急輸送」に準じて必要な措置を講じ、交通及び緊急輸送手段の確保を図る。

7 避難誘導（総務課）

町、消防本部及び警察は、次の事項に留意のうえ、相互に連携して地域住民の避難誘導等を実施する。

(1) 避難先は、本計画に定めてある施設（資料6－1参照）のうち、火災現場から風上、風横

にある施設等を指定する。

- (2) 避難は、火災現場の風下に位置する住民（特に要配慮者）を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- (3) 避難経路は、安全で消防活動を阻害しない経路を優先する。
- (4) 消防団員、町職員等により避難者の実態把握と避難先の警戒に努める。
- (5) 要配慮者等を適切に誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。

8 災害広報等（総務課）

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者と情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

9 二次災害の防止活動（総務課・建設課）

町は、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、県と連携して専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を推進する。

第3 災害復旧対策

町は、県及び関係機関と連携のもと、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第6節 雪害対策計画

総務課 まちづくり推進課 住民課
保健福祉課 建設課 教育委員会

第1 災害予防対策

積雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害時の雪害を防止又はその被害を軽減するため、災害応急・復旧体制を整備し、また、住民の自主防災体制の強化を図ることにより雪害に強いまちづくりを推進する。

1 雪害に強いまちづくり（総務課・まちづくり推進課・建設課）

町は、集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ、その他の関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

また、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、必要に応じ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、予防的な通行規制区間を設定する。

(1) 雪崩危険箇所等の把握

本町における雪崩の危険箇所については、資料13-4のとおりであるが、今後とも危険箇所の把握を進め、必要な対策を講ずる。

(2) 防雪施設の整備

町は、冬期における交通の確保のため、防雪施設の整備を図る。

(3) 除雪体制の整備

ア 道路除雪体制

積雪時における除雪については、「町道路除雪計画」に基づき、道路交通の確保のため業者委託等の方法で実施しているが、豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備（資料5-3参照）、除雪要員の確保に努め、除雪体制のより一層の整備に努める。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、国、県、町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等の作成について検討する。

イ 除雪援助体制

住宅の除雪については、一義的には個人の責任において行うものだが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。特に山間部等の多雪地域においては、ひとり暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時の除雪活動が思うように進まないおそれがある。また、身体障がい者世帯や母子家庭についても同様である。

このため、町は、こうした世帯に対して、除雪依頼をした場合の費用援助や民生委員・児童委員、近隣住民、町内会、自治区、消防団等地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、飯南町社会福祉協議会やボランティア団体など、幅広く除雪

の支援を求めることのできる体制の整備に努める。

また、高齢者世帯、身体障がい者世帯など、豪雪時に特に支援が必要な要配慮者支援対策として、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪の困難や、危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

さらに、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(4) ライフライン施設等の機能の確保

町は、管理する上下水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県及びライフライン事業者と連携のもと、上下水道、電気、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(5) 雪害に対する建築物の安全性の確保

町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

また、庁舎等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

2 災害応急・復旧体制の整備（総務課・まちづくり推進課）

(1) 災害発生直前対策

ア 警戒・避難体制の整備

町は、雪崩危険箇所の監視体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場合などの避難指示等や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講ずる。

また、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表する。その際、当該情報が入手しやすいような多様な広報媒体を活用し、日時、迂回路線等を示すものとし、降雪予測等の変化がある場合は、それに応じ予行内容の見直しを行う。

イ 住民の避難誘導体制の整備

町は、積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定や住民への周知など、特に要配慮者の避難誘導体制の整備等を図るため、平時から避難訓練を実施する等その対策を講じておく。

また、要配慮者等を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組

織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者等に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

さらに、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

(ア) 町は、関係機関と連携し、夜間・休日の場合等にも対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

(イ) 町は、職員が県総合防災情報システムによる情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

イ 通信体制の整備

町は、平常時において町防災行政無線、ケーブルテレビ等の通信設備の点検を実施し、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

(3) 孤立地区対策

町は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

また、町は、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

さらに、地方公共団体以外の各防災関係機関及び民間企業等に対しても、必要な協定の締結を進め、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図ることができる体制を検討する。

孤立予想地区

(平成 25 年 8 月調査時点)

地区名		地区名		地区名	
上赤名	北野上	野萱	野萱	敷波	田鍬東
	北野下		下三日市		琴引奥
	中区上	下来島	保賀	佐見	大年
	中区下		松本中部	長谷	城東
下赤名	福田				川尻
塩谷	塩谷上	都加賀	殿居	獅子	
	塩谷下		隠岐原	川東	東
井戸谷	井戸谷上		花栗	国倉	川西
	程原	瀬戸		才谷	
畑田		奥畑	協和	角井	秩木
小田	中小田		武智		中廻
	口小田		奥畑		万場
真木	奥真木		上区		小才田
上来島	安江				

3 避難体制の整備（総務課）

町は、風水害対策編第1章第9節「避難体制の整備」に定めるところによるほか、雪害に対応するため、次のとおり必要な対策を講ずる。

(1) 指定避難所の整備及び備蓄等の推進

電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討するとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 応急仮設住宅

雪崩災害の危険を配慮した用地選定等、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図るとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておく。

4 防災知識の普及・啓発（総務課・教育委員会）

(1) 雪崩の危険に関する普及・啓発

町は、住民に対し、雪崩に対する早期避難のための防災知識について普及・啓発に努める。

また、雪崩危険箇所について、住民への周知のため、標識等の設置による周知についても対策を検討する。

(2) 自主的な除雪活動等の普及

自治区等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、あわせて除排雪に伴う事故（雪下ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

5 防災訓練の実施（総務課）

町は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練の実施を検討する。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2 災害応急対策

豪雪等に伴うライフラインの阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を応急的に予防したり、その被害を軽減するため、町は関係機関と相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講ずる。

1 災害発生直前の対策（総務課）

(1) 雪害に関する特別警報、警報及び注意報等の伝達

町は、県総合防災情報システム等を通じて気象台からの雪害に関する警報、注意報及び気

象情報等を収集するとともに、町防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用して住民に対する迅速で円滑な伝達に努める。

なお、特別警報については、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

(2) 雪崩に対する警戒・監視

町は、県と連携し、迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示等の必要を認めた場合は、必要な措置を講ずる。

(3) 除雪作業についての注意喚起

雪下ろしをはじめとする除雪作業には多くの危険が伴うため、町は、作業中の安全対策等について、様々な広報媒体を利用して住民に注意喚起を行う。

(4) 住民に対する避難誘導

町は、風水害対策編第2章第8節「避難活動」の定めるところにより、事前避難が必要と判断される場合、住民に対して避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。

2 災害情報の収集・伝達（総務課）

(1) 被害情報の収集・連絡及び被害規模の早期把握

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 交通情報の伝達

県は、雪害による交通情報について、県総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努めることとなっており、町も必要に応じて町防災行政無線等を活用して迅速に住民に伝達する。

3 災害応急活動体制の確立（総務課）

雪害が発生した場合、町は、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに災害対策本部を設置する等必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報する。

4 除雪の実施と雪崩災害の防止活動（総務課・建設課）

(1) 除 雪

町は、除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じて住民の除雪を支援する。

また、住民等に広報を実施することなどにより、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転

落事故等)の防止に十分留意するよう努める。

(2) 雪崩災害の防止

雪崩災害の発生、拡大防止を図るため、町は、県と連携して迅速に活動体制を確立するとともに、専門技術者等による危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩などの応急措置により事前に危険を排除する。

また、危険箇所の住民等に対する周知を図り、避難指示等の必要を認めた場合は、必要な措置を講ずる。

5 災害救助法の適用（総務課・住民課・保健福祉課）

平年に比して異常豪雪で、積雪量が多く、又は短期間に集中的な降雪があり、除雪が追いつかず、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれがあり、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合、町は、災害救助法を適用し、障害物の除去としての住宅の除雪等の救助を行う。

6 救助・救急活動（総務課・保健福祉課）

町は、警察、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

また、町単独での救急・救助活動の実施が困難な場合は、県内の他の市町村、消防本部等に対し、応援の要請を行う。

7 医療救護活動（保健福祉課）

町は、県及び消防本部をはじめ、関係機関と連携を図りながら、雪害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T実施要領」による。

8 交通及び緊急輸送手段の確保（総務課・建設課）

町は、雪害時の救援体制及び緊急輸送を確保するため、警察機関等と相互に連絡し、風水害対策編第2章第12節「交通確保対策」及び同章第13節「緊急輸送」に準じて必要な措置を講ずる。

9 避難誘導（総務課）

(1) 避難指示等、避難誘導

町は、警察機関、消防本部と連携して、地域住民の避難指示等及び避難誘導を実施する。その際、雪崩災害等の危険、孤立地区の対策を考慮して避難先及び避難路を選定するとともに、除雪等により避難路の確保を図る。

(2) 施設対策

町は、避難住民を受け入れる指定避難所の指定及び応急仮設住宅の設置に当たっては、雪崩災害の危険、積雪期の気候、要配慮者などについて配慮する。

10 災害広報等（総務課）

町は、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報を町防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

また、県、指定行政機関、公共機関、危険物等施設管理者と情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

11 除雪計画（総務課・建設課）

町は、除雪のため地域内の交通が途絶し、又は交通に重大な障害となっている場合は、次により除雪を行い、路線の確保を図る。

(1) 除雪対象とする路線及び施設

ア 除雪路線

町が維持管理する町道、農道、林道とする。

イ 施設

町が福祉対策上等、除雪を必要とする施設

ウ 県道

県から除雪の依頼があった路線

エ その他

町長が除雪の必要を認めた路線及び関連施設

(2) 除雪体制

除雪体制は、次表のとおりとし、警戒体制から緊急体制への移行は町長が決定する。

除雪体制

	平 常 体 制	警 戒 体 制	緊 急 体 制
体制時期	降雪 20 cm程度から交通の支障状況を勘案しながら実施する。 動員については、建設課長が町長の命令を受け下記人員を指名し出動させる。	積雪量が増大し、県よりの指示があったとき、又は町長が指示したとき。 動員については、建設課長が町長の命令を受け下記人員を指名し出動させる。 状況により出動人員は、宿直勤務につく。	警戒積雪 150 cmとし、降雪及び積雪量が増大し県よりの指示があったとき、町長が指示したとき。 動員については、建設課長が町長の命令を受け下記人員を指名し出動させる。 出動人員は、宿直勤務につく。
動員人員	建設課職員 2名～3名 運転手 1名 指定路線除雪機械を借り上げる。	建設課職員 5名～7名 運転手 2名 指定路線除雪機械を借り上げる。 必要により契約機械を借り上げる。	建設課員 全員 運転手 2名 指定路線除雪機械を借り上げる。 契約機械の全機種を借り上げる。 状況に応じ、総務課に主管を置いて各課の応援体制とする。
除雪時間	午前6時～午後4時	午前6時～午後6時	午前6時～午後9時

第 5 編 資料編

1 防災組織に関する資料

1－1 防災関係機関一覧表

1 町

機 関 名	所 在 地	電話番号
飯南町役場	飯南町下赤名880	0854-76-2211
飯南町役場 頓原基幹支所	飯南町頓原2064	0854-72-0311

2 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
雲南消防本部	雲南市木次町里方1100-6	0854-40-0119
飯南消防署	飯南町花栗840-13	0854-72-1201

3 県

機 関 名	所 在 地	電話番号
島根県庁	松江市殿町1	0852-22-5111
島根県教育委員会	松江市殿町1	0852-22-5403
島根県警察本部	松江市殿町8-1	0852-26-0110
雲南警察署	雲南市三刀屋町三刀屋124-2	0854-45-9110
東部県民センター雲南事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9503
雲南保健所	雲南市木次町大字里方531-1	0854-42-9623
東部農林水産振興センター	松江市東津田町1741-1	0852-32-5638
東部農林水産振興センター雲南事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9530
雲南県土整備事務所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9587

4 指定地方行政機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
中国四国農政局	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511
中国四国農政局松江地域センター	松江市東朝日町192	0852-24-7311
近畿中国森林管理局（島根森林管理署）	松江市内中原町207	0852-24-5452
中国運輸局	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-3434
中国運輸局島根運輸支局	松江市馬潟町43-3	0852-38-8111
大阪管区气象台（松江地方气象台）	松江市西津田7-1-11	0852-22-3784
中国総合通信局	広島市中区東白島町19-36	082-222-3303
島根労働局	松江市向島町134-10	0852-20-7001

機 関 名	所 在 地	電話番号
出雲労働基準監督署	出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎	0853-21-1240
雲南公共職業安定所	雲南市木次町里方514-2	0854-42-0751
中国地方整備局 (松江国道事務所頓原維持出張所)	飯南町頓原1618-4	0854-72-0004
中国四国地方環境事務所	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-223-1577

5 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊 (出雲駐屯地)	出雲市松寄下町1142-1	0853-21-1045

6 指定公共機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本郵便(株)中国支社	広島市中区東白島町19-8	082-224-5022
西日本電信電話(株) (島根支店)	松江市東朝日町102	0852-22-8205
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社 (島根支店)	松江市東朝日町88-1	0852-25-6186
日本赤十字社 (島根県支部)	松江市内中原町40	0852-21-4237
日本放送協会 (松江放送局)	松江市灘町1-21	0852-32-0700
中国電力(株) (島根支社)	松江市母衣町115	0852-27-1113
日本通運(株) (松江支店)	松江市平成町182-9	0852-21-0202

7 指定地方公共機関及びその出先機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(株)山陰放送松江支社	松江市殿町111 松江センチュリービル2 F	0852-21-4306
日本海テレビジョン放送(株)島根総局	松江市袖師町2-38-201	0852-26-3151
山陰中央テレビジョン放送(株)	松江市西川津町721	0852-23-3434
(株)エフエム山陰	松江市殿町383 山陰中央ビル4 F	0852-27-5111
一般社団法人島根県医師会	松江市袖師町1-31	0852-21-3454
公益社団法人島根県看護協会	松江市袖師町7-11	0852-25-0330
一般社団法人島根県エルピーガス協会	松江市母衣町55-4	0852-21-9716
公益社団法人島根県トラック協会	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
島根県農業協同組合（頓原支店）	飯南町頓原2095-2	0854-72-0201
島根県農業協同組合（赤来支店）	飯南町下赤名335-3	0854-76-2711
飯石森林組合（飯南事業所）	飯南町佐見771-1	0854-72-0523
飯石森林組合（赤来事務所）	飯南町上来島55-1	0854-76-2267
飯南町商工会	飯南町赤名877-1	0854-76-2118
飯南町商工会支援センター	飯南町頓原2212-3	0854-72-0907
飯南町社会福祉協議会	飯南町野萱1826-2	0854-76-2170

1－2 飯南町防災会議条例

平成17年1月1日
条 例 第 152 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第6項の規定に基づき、飯南町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 島根県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 島根県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、島根県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－3 飯南町防災会議運営要綱

平成17年1月1日
訓令第28号

(趣旨)

第1条 この訓令は、飯南町防災会議条例（平成17年飯南町条例第152号）第5条の規定に基づき飯南町防災会議（以下「会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 会議は、毎年1回行う。ただし、災害の発生その他の事由により会議の必要を生じたときは、その都度行うものとする。

2 委員は、会議の必要あると認めるときは、会長に議会の招集を求めることができる。

第4条 前2条にかかわらず、特に緊急を要する事態が発生し、委員会を開くいとまがないときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の会議に、その旨を報告するものとする。

第5条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(4) 飯南町災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この訓令の定めるもののほか、必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から実施する。

1－4 飯南町災害対策本部条例

〔平成17年1月1日
条例第153号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、飯南町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－5 飯南町災害対策本部規則

平成17年1月1日
規則第108号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯南町災害対策本部条例（平成17年飯南町条例第153号）の規定に基づき、飯南町災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び解散)

第2条 対策本部は、次の場合に設置する。

- (1) 町内に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象、地象及び洪水その他の警報が発表された場合において、町長が必要と認めるとき。
- (2) 町内に気象業務法に基づく気象、地象及び洪水その他の注意報が発表された場合において、町長が必要と認めるとき。
- (3) 町内に地震、火事、水難等大規模な災害が発生した場合において、町長が必要と認めるとき。
- (4) 前3号の規定により設置された対策本部は、本部長が適当と認めたときに解散する。

(副本部長)

第3条 対策本部副本部長に副町長をもって充てる。

(部等)

第4条 対策本部に別表に掲げる部を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長等)

第5条 前条の部に部長を置き、必要に応じ副部長を置く。

- 2 部長及び副部長は、担当職欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部長は、対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属本部員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第6条 災害に対する予防及び応急対策等の総合的な基本方針の決定、実施のため対策本部に本部会議を置く。

- 2 前項の本部会議は、本部長、副本部長、部長をもって構成する。
- 3 本部会議の事務は、総務課で処理する。

第7条 この規則に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、飯南町防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月22日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 3 月23日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成22年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 4 月 1 日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年6月30日規則第28号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年5月17日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表〔略〕

1－6 飯南町大雪警報発表時の体制に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、飯南町地域防災計画第4編第6節第1の2の(1)のアに基づき、避難指示等や気象等の特別警報、警報及び注意報等を住民等に伝達する体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

(体制)

第2条 大雪警報が発表されたときは、防災危機管理室から少なくとも1名が登庁し、災害情報の収集等を行うものとする。

(体制時間)

第3条 本体制は、8時30分から17時15分の間講じるものとする。

(体制の解除)

第4条 体制の解除は、大雪警報が解除され24時間が経過したとき、または本体制を要しないと防災危機管理室長が認めたとき、解除する。

附 則

(施行日)

1 この内規は令和7年2月1日から施行する。

1-7 飯南町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年1月1日
条例第87号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第15条）
- 第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年頓原町条例第22号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年赤来町条例第409号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月26日条例第23号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年3月25日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

1－8 自主防災組織

1 防火クラブ結成状況

名 称	会員数（人）	名 称	会員数（人）
頓原地域婦人会	63	千束婦人防火クラブ	14
中城子婦人防火クラブ	4	石次婦人防火クラブ	9
琴麓女性防火クラブ	11	福田婦人防火クラブ	12
瀬戸2婦人防火クラブ	11		
向谷自治会防火クラブ	19		
中市上自治会防火クラブ	19	合計 9クラブ	162

2 少年消防クラブ結成状況

名 称	会 員 数（人）
志々小学校少年消防クラブ	8
頓原小学校少年消防クラブ	49
赤名小学校少年消防クラブ	37
来島小学校少年消防クラブ	40
合計 4クラブ	134

3 幼年消防クラブ結成状況

名 称	会 員 数（人）
桜ヶ台保育所幼年消防クラブ	31
さつき保育所幼年消防クラブ	11
赤名保育所幼年消防クラブ	37
来島保育所幼年消防クラブ	31
合計 4クラブ	110

資料：雲南消防本部（令和8年4月1日現在）

2 応援等に関する資料

2-1 島根県消防広域相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、島根県内の市町村及び消防にかかる一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）相互の協力体制を確立し、もって災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第2条 この協定において、「代表消防機関」とは、都道府県ごとに消防機関の推薦に基づき消防庁長官が定める当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う消防機関をいう。

また、「代表消防機関代行」とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(協定の実施区域)

第3条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等の全域とする。

(協定の対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるもののうち、消防に関して応援活動を必要とするものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、危険物火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助等事故
- (4) その他前各号に掲げる災害に準じるもの

(各機関の役割)

第5条 島根県は、代表消防機関及び代表消防機関代行と密接な連携を図るとともに、消防組織法第43条に基づき、災害による被害が複数の市町村にまたがり、又はその市町村の消防力のみでは対処できないような事態において、効率的な災害の防御措置がとられず、あるいは不十分であるため、事態を放置すれば災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐため有効な措置を緊急にとる必要があるときは、市町村長等に対して、消防応援活動に必要な各種調整及び支援等のため必要な指示を行うことができる。

2 代表消防機関及び代表消防機関代行は、消防機関の統括、後方支援活動を行うとともに、島根県と密接な連絡調整を図るものとする。

(応援の要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生した地域の消防を管理する市町村等の長（以下「受援団体の長」という。）から災害の種別、発生場場所、応援隊の編成、その他必要事項を明確にして、応援を行う消防を管理する市町村等の長（以下「応援団体の長」という。）に対し、電話その他の方法により行うものとする。

2 受援団体の長は、島根県並びに代表消防機関に要請を行った旨を通知する。

ただし、代表消防機関の管轄区域が被災している場合は代表消防機関代行にも前項の通知をするものとする。

3 災害の規模等により複数の応援団体の長に応援要請を行う必要があると受援団体の長が判断した場合は、代表消防機関又は代表消防機関代行を通じ要請を行うものとする。

4 代表消防機関又は代表消防機関代行は、前項に規定する場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、受援団体の長からの要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに、必要とされる応援団体の長に応援の要請を行うことができる。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援団体の長は、当該管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援団体の長は、応援隊を派遣したときは、出発日時など必要事項を、派遣しがたいときはその旨を、延滞なく受援団体の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮等)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援団体の消防長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

2 代表消防機関又は代表消防機関代行の応援隊は、必要に応じて受援団体の消防長が行う指揮の支援を行うものとする。

(報告)

第9条 応援団体の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに応援団体の長に報告するものとする。

2 受援団体の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援団体の長に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 応援に要した経費の費用は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担する経費

ア 公務上の災害補償費〔地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づくもの〕

- イ 旅費及び出動手当等
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）及び修理費
- エ 被服の損料費
- オ 交通事故における損害補償費等

（２）受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械機器の燃料費（現地で調達したものに限る。）
- イ 化学消火薬剤等の資材費
- ウ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等
- エ 消防費じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金（応援団体の条例を適用して算出した額）
- オ 食料の支給を必要とした場合はその経費

（３）前各号以外の経費については、協定団体が協議して決定する。

（実施細目）

第11条 この協定の実施について必要な事項は、協定区域を所管する消防長が協議して別途定めるものとする。

（疑義等の解決）

第12条 この協定の実施に疑義が生じた場合は、協定団体の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印のうえ各自1通を保管する。
- 2 この協定の施行と同時に、島根県下市町村間で締結した「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定書」及び「島根県内消防本部の救急業務に関する相互応援協定書」は廃止する。

平成30年8月1日

2-2 島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響をあたえるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動がもっとも有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県防災部消防総務課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けた時は、災害発生現場の気象条件を確認の上、派遣するものとする。

2 前項の規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により派遣した場合において、防災航空隊は、発災市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する経費は、島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は令和2年10月1日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、協定団体の長が記名押印の上、各自1通を所持する。

3 この協定の施行と同時に、島根県内市町村間で締結した「島根県防災ヘリコプター応援協定」(平成6年3月28日)は廃止する。

令和2年10月1日

2-3 災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救護、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
- この場合、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合

には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書60通を作成し、各自が記名・押印して、各1通を所持する。

平成8年2月1日

2-4 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と飯南町建設業協会（以下「乙」という。）は、風水害、地震災害、その他の災害など大規模災害（以下「災害」という。）における応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共土木施設のパトロール、障害物の除去、通行規制措置及び応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより、住民の安全を確保することを目的とする。

（応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議の上、乙に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。

ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、担当区間又は地域を決定若しくは変更したときは、「別記様式1」により甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準に至り応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、施工業者に出動を要請するものとする。

〔要請基準〕

ア. 24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合

イ. 震度4以上の地震が発生した場合

ウ. 重油等の大規模な流出事故が発生した場合

エ. その他、甲が特に必要と認めた場合（局所的豪雨、豪雪、地すべり、土石流、落石、暴風等）

2 施工業者は、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲の要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、出動するものとする。

（活動）

第4条 施工業者は、パトロール実施の結果、応急対応の必要が認められたときは、直ちにその状況を甲に連絡し、甲の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 施工業者は、甲の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認めたときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（報告）

第5条 パトロールを実施した施工業者は、被害状況等を速やかに甲に連絡するものとする。

2 施工業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式2」により、活動状況を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の活動に要した経費は、原則として甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

2 経費は、前条第2項の報告に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(経費の支払い手続き)

第7条 施工業者が第4条の活動を実施するときは、甲と施工業者との間において、速やかに契約を締結するものとする。

2 施工業者は、前項の規定による契約に基づき経費を請求するものとする。

3 甲は、施工業者から適正な請求があったときは、請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の効果及び更新)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延期しない旨の通知を行わない場合には、この協定は終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年3月6日から適用する。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月6日

様式〔略〕

2-5 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と飯南町長（以下「乙」という。）は、飯南町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、飯南町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、飯南町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月7日

2-6 広島県三次市と島根県飯南町の災害時相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 三次市と飯南町（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が友愛的精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災自治体は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、応援要請先の自治体に対し、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。

3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請自治体が負担することとし、災害復旧後、両

自治体協議のうえ速やかに清算するものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定自治体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

(受入体制)

第7条 協定自治体は、被災者、救援物資及び派遣職員を受け入れるための場所又は施設を相互に提供するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料等を相互に交換するものとする。

(応援職員の指揮)

第9条 被災自治体から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災自治体の指揮下において行動するものとする。

(訓練等の実施)

第10条 協定自治体は、協定の実効性を確保するために、それぞれが実施する防災訓練等に、相互に参加するよう努めるものとする。

(効力等)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

2 この協定の締結後、協定自治体のどちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方協定自治体に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して6か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

(その他)

第12条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定自治体が記名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年9月27日

2-7 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

飯南町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社出雲営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、「災害時における飯南町と中国電力（株）出雲営業所との連絡体制図」に基づき、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（協力）

第2条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第3条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第4条 大規模災害が発生した場合、甲から要請され乙が派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ派遣要請を行うものとする。派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

（防災訓練）

第5条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。また、連絡・協力体制の運用に関して双方の認識を確認するため、甲と乙の関係部署による打合せの場を年1回（原則として毎年5月）開催する。

(取扱いの変更)

第6条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義が生じたときは、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月 1 日

2-8 災害時における飯南町と飯南町社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、雪害等により飯南町内で大規模な災害が発生した場合において、飯南町地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う対策等に対する甲並びに乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力内容）

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力依頼するボランティア活動（以下「活動」という。）の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救助活動への実施への協力に関する事項
- (2) 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- (4) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

（協力依頼）

第4条 甲並びに乙は、飯南町内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

- (1) 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する。
- (2) 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する。
- (3) 甲はセンターの設置・運営に必要な備品を貸与する。
- (4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。
- (5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（様式第2号）により甲に報告する。

（協力の実施）

第5条 前条の規定による協力依頼を受けたときは、甲並びに乙は、その緊急性に鑑み可能な範

囲においてこれに協力するものとする。

(活動拠点)

第6条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙の所在地を拠点とするものとする。

2 災害の規模により、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

(ボランティアの養成・受入れ・派遣等)

第7条 乙は平常時よりボランティアの研修・講習会等を行い、ボランティアの受入れ、派遣等、非常時に備え態勢づくりを整備するものとする。

(関係機関との協力)

第8条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(費用負担)

第9条 乙が甲の協力依頼により活動の実施にあたって支出した費用のうち、甲が認めたものは、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害補償)

第11条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、別に加入するボランティア保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第12条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(様式第3号)により甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年7月10日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたときは、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保

有する。

平成24年 7 月10日

様式〔略〕

2-9 災害時における「道の駅赤来高原」防災総合利用に関する基本協定書

飯南町長（以下「甲」という。）と一般社団法人飯南町観光協会、道の駅赤来高原駅長（以下「乙」という。）は、一般国道54号飯南町下赤名880-3道の駅赤来高原（以下「道の駅」という。）周辺地域の大規模災害発生時における道路利用者及び地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、防災拠点施設、支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、避難者に対し拠点施設としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第2条 豪雨、地震等の災害の発生により、甲が道の駅を拠点施設として誘導する場合、乙は乙の管理する以下の施設を拠点施設等として提供する。

(1) 乙の管理施設

総合交流ターミナル・情報提供設備・E V急速充電器・駐車場・農産物加工施設・パン工房・屋内トイレ

（使用期間）

第3条 拠点施設としての使用期間は、拠点施設を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（使用料等）

第4条 避難者の避難行動により生じる経費は、『飯南町総合交流ターミナルの管理に関する基本協定書（平成22年4月1日締結）』に従い、甲乙それぞれが負担するものとする。

（協議）

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から道の駅の供用廃止、又は登録が抹消される日までとする。

以上の合意を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月27日

2-10 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と飯南町保健福祉センター（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯南町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難擁護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難擁護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

所在地	施設名
飯石郡飯南町頓原2064	飯南町保健福祉センター

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らすてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

2-11 防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長（以下「甲」という。）と飯南町長（以下「乙」という。）は、飯南町管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が飯南町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援することとする。

（情報交換の実施）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

（平常時の連携）

第3条 甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月28日

2-12 災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、飯南町内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、飯南町（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表（供給要請対象物資一覧）を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては飯南町災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び

交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 1 月 30 日

別表（第 3 条関係）

供給要請対象物資一覧

品 目	主な商品
食糧・食料品	主食品、水、飲料、加工食品、缶詰、調味料、弁当等
生活必需品	食器類、箸、やかん、鍋、ラップフィルム、タオル、石けん、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、歯磨き剤、電池、ろうそく、マッチ、肌着、靴下、布団、毛布等
その他	組合員からの拠出品

第 1 号様式（第 4 条関係）

指令第 号
年 月 日

生活協同組合しまね 様

飯南町

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書

「災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり要請します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡し日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡し場所		納入・引渡し （場所 ）	
そ の 他			

第 2 号様式（第 11 条関係）

指令第 号
年 月 日

飯南町長 様

生活協同組合しまね

災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書

「災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定」に基づき、災害応急対策に対する物資の供給協力について、下記のとおり報告します。

記

納入又は引き渡し又は品目・数量	食糧・食料品	品名	数量
	生活必需品	品名	数量
納入又は引渡し日		納入・引渡し 年 月 日 時	
納入又は引渡し場所		納入・引渡し （場所 ）	
そ の 他			

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

飯 南 町 長 様
(生活協同組合しまね)

生活協同組合しまね
(飯 南 町 長)

災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定連絡先報告書

「災害時における応急生活物資供給など支援協力に関する協定」に基づき、連絡先等について、下記のとおり報告します。

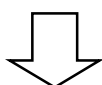
記

順位	担当者	電話	ファックス
1			
2			
3			

【連絡系統図】（第5条関係）

飯南町	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
総務部危機管理室 TEL : FAX: E-mail:	① ② ③
災害対策本部 ※本部を設置した場合 TEL : FAX: E-mail:	

※気象警報等が発表されているときは、危機管理室職員は必ず配置しています。



生活協同組合しまね	
勤務日・勤務時間内	休日・夜間
役職 : 氏名 TEL : FAX: E-mail:	役職 : 氏名 ① TEL : FAX: E-mail:
※休日・夜間について、①から③は連絡する順を表しています。 よって、①の方に連絡がつけば、②・③の方には連絡いたしません。	役職 : 氏名 ② TEL : FAX: E-mail:
	役職 : 氏名 ③ TEL : FAX: E-mail:

2-13 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置でき

るよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第12条 第2条の2項及び第5条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成26年2月6日から平成29年2月末日までの3年間とする。

ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して3年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年2月6日

別紙〔略〕

2-14 災害時等における緊急用LPガスの調達に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県LPガス協会（以下「乙」という。）及び島根県LPガス協会雲南支部（以下「丙」という。）とは、町内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用のLPガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用LPガスの範囲等）

第2条 この協定において緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

2 前項の燃焼器具その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（1）調整器、ゴムホース等

（2）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

3 LPガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

4 その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第3条 甲は、町内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として緊急用LPガス供給要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第4条 丙は、前条第1項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用LPガス等提供リスト（様式第2号）により甲及び乙に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第5条 丙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しの確認は（様式第2号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

第6条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

(1) 搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払い)

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。

この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

様式〔略〕

2-15 飯南町と町内郵便局の災害発生時における協力に関する協定

島根県飯南町（以下「甲」という。）と飯南町内郵便局5局、松江中央郵便局（以下「乙」という。）は、飯南町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、飯南町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 飯南町総務課長

乙 日本郵便株式会社 来島郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年12月7日

2-16 災害発生時における復旧支援協力に関する協定書

島根県飯南町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の所管する下水道の管渠、人孔（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を図ることを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関し、次に掲げる業務の支援（以下「復旧支援」という。）を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、修繕等）
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の規定による復旧支援の要請（以下「支援要請」という。）に関する甲の連絡窓口は飯南町役場 建設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部島根県部会とする。

3 甲の支援要請は、別紙様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定による甲の支援要請を受けたときは、速やかに必要な人員、機材等を準備し、復旧支援を実施しなければならない。

（費用）

第3条 甲は、この協定に基づき乙が行った復旧支援に要した費用を負担するものとする。

（報告）

第4条 乙は、復旧支援業務が終了したときは、速やかにその状況を別紙様式第2号により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

2 乙は、甲に対し、毎年3月31日現在における、支援要請に対する協力が可能な乙の会員、提供可能な車輛等の機器及び人員を報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等の電子データを、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があったときは、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、復旧支援に協力する乙の会員に対し、甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 復旧支援に協力する乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを復旧支援及び必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合については、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 乙は、甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置されたときは、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(損害の負担)

第9条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反したときは、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年1月17日

2-17 飯南町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

島根県飯南町（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって没水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 頓原浄化センター
- 二 赤来浄化センター

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附随する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は違反した相手方への苔面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 飯南町 建設課

二 乙の事務局 地方共同法人日本下水道事業団近畿・中国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年10月1日

2-18 災害救助物資の調達に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、飯南町内での地震等の大規模災害発生に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、飯南町災害対策本部が設置された場合、災害救助物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（要 請）

第 1 条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 3 条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記 1 号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第 4 条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第 2 号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第 7 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第 8 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月31日

様式〔略〕

2-19 飯南町・エフエム山陰・山陰放送の災害情報の発信と防災啓発に関する連携協定書

飯南町（以下「甲」という。）とエフエム山陰（以下「乙」という。）、山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、県及び当該自治体からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を甲と連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次に掲げる事項について協力する。

1. 山陰ラジオ災害防災情報発信協議会（仮）の組織

（1）甲の防災責任者、乙及び丙の代表者などで組織

（2）実務組織として「運営委員会」を設置し、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討

2. 災害時の情報収集・提供ならびに放送の実施

（1）乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体や近隣の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送

（2）甲は、乙及び丙に対して情報を提供

（3）乙及び丙に 災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送

3. 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

（1）防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送

（2）甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練の実施

4. 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前項に記載されていない事項について、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年 月 日

2-20 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院と島根県飯南町は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び飯南町が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに町勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び飯南町は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び飯南町は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び飯南町は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び飯南町は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び飯南町のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月26日

2-21 株式会社さとふるとの協定書

飯南町（以下「甲」という。）と株式会社さとふる（東京都中央区京橋二丁目二番一号 代表取締役社長 藤井宏明）（以下「乙」という。）は、甲が災害に罹災した場合において、乙がふるさと納税の制度にかかる個人から甲に対する寄附にかかる事務及び関連する業務（以下「支援業務」という。）を無償にて受け付けることに関して、別添の契約約款によって協定を締結するものとする。

1 支援業務 飯南町ふるさと納税災害支援業務

2 履行場所 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる

3 委託期間 自 令和2年10月8日
至 令和3年3月31日
ただし、契約締結日から第2条に定める通知日までの期間は準備期間とする。
また、期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面による意思表示を行わない場合はさらに1年間有効とし、以後この例による。

4 対価 無償とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年10月8日

契約約款、別紙及び別添〔略〕

2-22 一般国道54号の災害時等における飯南町頓原防災拠点施設の使用に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長（以下「甲」という。）と飯南町長（以下「乙」という。）とは、飯南町頓原防災拠点施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲が管理する一般国道54号において、異常気象による交通規制（積雪降雪時などの通行制限等を含む。）により、道路の通行に支障が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が管理及び運営する飯南町頓原防災拠点施設を一時的な待避場所及び雪捨て場所（以下「待避場所等」という。）として使用できることを目的とする。

（飯南町頓原防災拠点施設の位置及び範囲）

第2条 待避場所等として使用する飯南町頓原防災拠点施設は、飯石郡飯南町頓原2101番地における別添図に着色した範囲とする。

（飯南町頓原防災拠点施設の使用通報等）

第4条 甲は、飯南町頓原防災拠点施設を待避場所等として使用しようとする場合には、事前にその旨を乙に対して通報するものとする。

2 甲は、飯南町頓原防災拠点施設を緊急に使用する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通報せずに使用することができるものとする。この場合には、甲は、乙に対して使用をすでに開始した旨を速やかに通報しなければならない。

3 前2項の規定は、飯南町頓原防災拠点施設の使用を廃止した時についても準用するものとする。

（待避場所等として使用できない通知）

第5条 乙は、飯南町頓原防災拠点施設を避難場所等として使用できない状況が発生した場合又はその恐れがある場合には、あらかじめ甲に通知するものとする。

（費用負担）

第6条 本協定により飯南町頓原防災拠点施設を使用する対価は、無償とする。

2 待避場所等の使用に直接起因した飯南町頓原防災拠点施設の補修等典用が生じた場合には、甲及び乙が協議してこの負担方法を定めるものとする。

（施設内の整理対応）

第7条 甲は、待避場所使用時において、場内の秩序ある駐車に資するために、整理人を配置するなど努めるものとする。

（甲乙それぞれの連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとする。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等について情報交換を行い、待避場所等の使用時に備えるものとする。

2 甲及び乙は各年度当初に連絡体制の確認をし、相手方に通知するものとする。また年度途中において異動等があった場合についても同様とする。

(待避場所等として使用する広報)

第9条 甲は、飯南町頓原防災拠点施設を待避場所等として使用することを広報できるものとする。

(細目協定の締結)

第10条 本協定の実施にあたっては、必要により別途甲及び乙（甲又は乙が指定した者を含む。）が細目協定を締結するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙のいずれかより相手方に対して申し出を行い本協定が廃止されるまでの期間とする。

(協定の解除)

第12条 飯南町頓原防災拠点施設が待避場所等として機能しない状態となった場合には、前条の規定にかかわらず相手方への通知をもって協定を解除できるものとする。

(その他)

第13条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書の定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成して、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

別添図〔略〕

2-23 一般国道54号の災害時等における飯南町役場駐車場の使用に関する基本協定書

国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長（以下「甲」という。）と飯南町長（以下「乙」という。）とは、飯南町役場駐車場の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲が管理する一般国道54号において、異常気象による交通規制（積雪降雪時などの通行制限等を含む。）により、道路の通行に支障が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が管理及び運営する飯南町役場駐車場を一時的な待避場所及び雪捨て場所（以下「待避場所等」という。）として使用できることを目的とする。

（飯南町役場駐車場の位置及び範囲）

第2条 待避場所等として使用する飯南町役場駐車場は、飯石郡飯南町下赤名872番7における別添図に着色した範囲とする。

（飯南町役場駐車場の使用通報等）

第3条 甲は、飯南町役場駐車場を待避場所等として使用しようとする場合には、事前にその旨を乙に対して通報するものとする。

2 甲は、飯南町役場駐車場を緊急に使用する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙に通報せずに使用することができるものとする。この場合には、甲は、乙に対して使用をすでに開始した旨を速やかに通報しなければならない。

3 前2項の規定は、飯南町役場駐車場の使用を廃止した時についても準用するものとする。

（待避場所等として使用できない通知）

第4条 乙は、飯南町役場駐車場を避難場所等として使用できない状況が発生した場合又はその恐れがある場合には、あらかじめ甲に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定により飯南町役場駐車場を使用する対価は、無償とする。

2 待避場所等の使用に直接起因した飯南町役場駐車場の補修等費用が生じた場合には、甲及び乙が協議してこの負担方法を定めるものとする。

（場内の整理対応）

第6条 甲は、待避場所使用時において、場内の秩序ある駐車に資するために、整理人を配置するなど努めるものとする。

（甲乙それぞれの連絡責任者）

第7条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ連絡責任者を置くものとする。また、平常時から相互の連絡体制及び施設の状況等について情報交換を行い、待避場所等の使用時に備えるものとする。

2 甲及び乙は各年度当初に連絡体制の確認をし、相手方に通知するものとする。また年度途中

において異動等があった場合についても同様とする。

(待避場所等として使用する広報)

第8条 甲は、飯南町役場駐車場を待避場所等として使用することを広報できるものとする。

(細目協定の締結)

第9条 本協定の実施にあたっては、必要により別途甲及び乙（甲又は乙が指定した者を含む。）が細目協定を締結するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、協定締結の日から、甲又は乙のいずれかより相手方に対して申し出を行い本協定が廃止されるまでの期間とする。

(協定の解除)

第11条 飯南町役場駐車場が待避場所等として機能しない状態となった場合には、前条の規定にかかわらず相手方への通知をもって協定を解除できるものとする。

(その他)

第12条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書の定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成して、甲及び乙は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月10日

別添図〔略〕

2-24 「道の駅」赤来高原における飯南町・一般社団法人飯南町観光協会・江崎グリコ株式会社の相互協力に関する連携協定書

飯南町（以下「甲」という。）、「道の駅」赤来高原の指定管理者である一般社団法人飯南町観光協会（以下「乙」という。）及び江崎グリコ株式会社（以下「丙」という。）は、相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙がパートナーとして密接に連携し、地域の活性化及び町内の防災体制の強化を図ることを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下、「連携事業」という。）について、連携し協力するものとする。

- (1) 「道の駅」赤来高原における防災備蓄に繋がる液体ミルクや長期保存食品の情報提供にすること
- (2) 甲及び乙が主催する防災訓練や防災イベント及び子育て支援に関するイベントへの講師派遣、住民への液体ミルクや長期保存食品の案内やアドバイスにすること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子供を持つ家庭への災害時対応強化につながるローリングストックといった防災意識の啓発や災害時支援方法の検討など、前条の目的を達するために必要と考えられること

2 連携事業を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携事業の内容については、甲、乙及び丙が合意の上で決定するものとする。

（情報共有）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事業に必要な情報等を共有することができるものとする。

（機密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に関して、相手方が秘密である旨を提示の上開示した情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、甲、乙及び丙は、事前にそれぞれ承諾を得た場合は、甲、乙及び丙以外の者に対し、当該情報を提供することができる。

（協定の見直し）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間の終了する3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから協定の解約の申し出がない場合には、協定の期間を1年間延長するものとしその後も同様とする。

3 乙が、何らかの理由で「道の駅」赤来高原の指定管理者ではなくなった場合、本協定は直ちにその効力を失うものとする。この場合、甲及び丙は、そのいずれか一方から申し出があるときは、新たな指定管理者とともに別途協定書を締結することについて協議する。

(協定の解除)

第7条 甲、乙又は丙のいずれかに第1条に規定する目的が達成できない事情が生じた場合は、他の当事者は、本協定を解約することができる。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義等が生じたときは、甲乙及び丙は、関係法令の趣旨を踏まえ、誠実に協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名の上各自その1通を保有する。

令和3年1月14日

2－25 災害に係る情報発信等に関する協定

飯南町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

条文 略

2021 年 3 月 24 日

2-26 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

飯南町長（以下「甲」という。）と社会福祉法人雲南広域福祉会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し災害時要援護者の避難が必要となった場合における福祉避難所の設置及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯南町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請すること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、在宅で生活をしている精神に障がいのある者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において前条の対象者の存在を把握した場合は、福祉避難所の開設を決定し、乙に対し当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に対し可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（福祉避難所の指定）

第4条 甲は、乙が運営する別表の施設を福祉避難所として指定する。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（担当職員の配置）

第6条 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに福祉避難所担当職員を福祉避難所に配置する。

（福祉避難所における経費負担）

第7条 福祉避難所として乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第8条 甲の要請に基づき乙が対象者の受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族または地域支援者が行うものとする。

（物資の調達）

第9条 甲は、日常生活用品や食料品等、福祉避難所の運営に必要な物資の調達を行う。

ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれら物資の提供につ

いて、甲は乙に協力を要請することができる。

(介護支援者の確保)

第 10 条 甲は、災害時の福祉避難所に必要な介護等の専門職の資格を有する者をはじめとした介護支援者の確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第 11 条 福祉避難所の開設及び運営により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(平常時からの連携)

第 12 条 甲は、あらかじめ乙に対し受入れを要請する対象者の情報を提供するとともに、連絡体制等について確認し合い、日頃から相互の連携を密にするものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要援護者またはその家族等に係る固有の情報を漏らしてはならない。

(協定締結期間)

第 14 条 この協定は、締結の日の属する年度の 3 月末日をもって満了とする。ただし、期間満了の 30 日前までに甲又は乙のいずれからも協定を延長しない旨の申出を行わない場合には、更に 1 年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 8 月 1 日

2-27 災害時における宿泊施設の使用に関する協定書

飯南町長（以下「甲」という。）と飯南トータルサポート（以下「乙」という。）は、飯南町における災害発生時に地域住民（以下「避難者」という。）の安全を確保するため、乙が管理する施設を指定避難場所及び指定避難所（以下「避難所」という。）又は必要に応じて開設する臨時避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が防災機能を提供する範囲を明確にし、避難者に対し避難所としての適切な機能を提供することを目的とする。

（使用施設等）

第2条 豪雨、地震等の災害の発生により、乙が管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、甲は乙に避難所の開設を依頼し、乙は管理する施設を避難所等として提供する。

（1）乙の管理施設

（ア）都市交流センター（指定避難場所及び指定避難所）

（イ）憩いの郷衣掛・琴引ビレッジ山荘（必要に応じて開設する臨時避難所）

（使用期間）

第3条 避難所としての使用期間は、避難所を開設した時点から閉鎖するまでの期間とする。

（費用負担）

第4条 避難者の避難行動により生じる経費は、甲が負担するものとする。

（協議）

第5条 本協定の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、乙の指定管理期間が解消される日までとする。

以上の合意を証するため、本協定書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月1日

2-28 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯南町内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、飯南町内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 6 月 29 日

2-29 災害時における物資供給に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負

担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月21日

別表〔略〕

2-30 災害時における資機材のレンタルに関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、飯南町内において災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律 223 号）に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のレンタルに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、甲が災害時における応急対策及び復旧業務等を、乙が保有し又は調達する資機材のレンタルにより迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（レンタルの要請）

第 2 条 甲は、災害時において、資機材のレンタルを必要とするときは、乙が保有し又は調達可能な資機材を確認の上、災害対応への優先的なレンタルを要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材の優先的なレンタルに協力する。

（要請手続）

第 3 条 第 2 条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材の引渡し）

第 4 条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が甲にレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるレンタル及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払）

第 6 条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、請求書の受理から 30 日以内に費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第 7 条 本協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第8条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等についての情報交換を行うとともに、別紙連絡体制表を作成し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定終了等何らかの意思表示をしない限り、本協定は、有効期限が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年7月10日

別紙〔略〕

2-31 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合飯南支部（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、雪害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（供給の協力要請）

第1条 甲は、災害時等において、次の各号に掲げる町民の安全を確保するために特に重要な施設等のうち、甲が指定するものに対する石油類燃料の供給について、乙に協力を要請することができる。

一 町内に設置された避難所

二 災害応急対策、ライフラインの維持に重要な施設・車両（緊急通行車両及び借り上げ車両を含む）等

三 医療・福祉関係施設のうち特に緊急度の高いもの

四 その他、町民の安全を確保するために特に重要な施設等で甲が指定するもの

2 前項の要請は、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第2条 甲が乙に供給を要請することができる石油類燃料は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

2 その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で優先供給に努めるものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、石油類燃料の供給について可能な限り協力するものとする。なお、燃料不足の状況等により、要請どおりの供給が実施できないときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（運搬）

第4条 甲は、石油類燃料の供給にあたって、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、甲の要請により協力したときは、甲に対し、速やかに実施した内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき供給された石油類燃料の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時等直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び石油類燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。また、災害時等には燃料の運搬を安全かつ円滑に行うため、道路交通、その他災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(適用)

第8条 この協定の効力は、協定書締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年2月15日

様式〔略〕

2-32 災害時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）と島根県農業協同組合 雲南地区本部（以下「乙」という。）は災害時における緊急避難場所としての施設使用に関して、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯南町内において大規模な地震・台風・洪水等による災害発生時または発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）に乙の協力を得て、乙の所有する施設を緊急避難場所として、避難者を受け入れるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所の指定及び住民への周知）

第2条 甲はこの協定書による施設を緊急避難場所として位置付け、住民に周知する。

（使用施設及び範囲）

第3条 緊急避難場所は、乙の指定する施設中の別紙に示す範囲とする。

（施設変更等の報告）

第4条 乙は、前条の施設に変更が生じたとき、又は施設の使用が不可能となるときは、速やかに甲に報告するものとする。

（緊急避難場所の開設）

第5条 甲は、次の場合に乙に対して緊急避難場所を開設するよう要請することができる。

（1）災害時等により、緊急に周辺住民の避難が必要となった場合。

（2）その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請があった場合に、乙は第3条の範囲を緊急避難場所として開設し、住民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 第1項の要請は甲が乙に対し、緊急避難場所解説要請書（様式第1号）を提出する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 前項での規定によらず、乙が自主的に緊急避難場所の開設を行った場合には、乙は速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 災害時等による当該施設の使用料は無料とする。

2 当該施設を緊急避難場所として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとする。

（使用の禁止）

第7条 飯南町内において、災害時等において、当該施設が安全に使用できない場合は、安全が確認されるまで使用を禁止するものとする。

（使用期間）

第8条 緊急避難所の使用期間は、第5条第2項の規定による開設から7日以内とする。ただ

し、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して緊急避難場所使用延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

（緊急避難場所の閉鎖）

第9条 第5条第2項の規定による緊急避難場所としての使用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて緊急避難場所使用終了連絡書（様式第3号）にて通知するものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、ここ協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から、各相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 7年 7月 1日

様式〔略〕

2-33 災害時における物資供給に関する協定書

飯南町（以下「甲」という。）、プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー（以下「乙」という。）及び株式会社ケイツウ（以下「丙」という。）は、災害時における物資供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、飯南町において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙又は丙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙又は丙に対して乙の保有する物資について供給の協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙又は丙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、甲から乙又は丙に対する要請時点で乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙又は丙に対する発注は、原則、スマートガバメントサービスをはじめとする乙運営のWebサイト又は乙指定のFAXオーダーシートで発注するものとする。ただし、当該手段により発注が不可能な状況が発生した場合には、甲乙丙協議のうえ定める方法にて行うことができる。

（協力の実施）

第5条 乙又は丙は、前条の規定により甲から発注を受けたときは、対応可能な限り当該発注事項の実施に努める。

2 乙又は丙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡する。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（代金等）

第7条 物資の代金及び運搬に要した費用（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、災害発生後の価格変動等を考慮の上、甲及び乙又は丙が協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙又は丙は、物資の引渡し後、前条で決定した代金等について納品書及び請求書により甲に請求し、甲は、当該請求内容を確認後、速やかに当該代金等を支払うものとする。

（報告）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定の円滑な実施を図るため、夫々の当事者に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(事業所運営)

第10条 この協定に基づく甲の物資供給の要請に関しては、いかなる場合でも乙又は丙の事業所運営を阻害するものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の日前3か月迄に、甲乙丙いずれもその延長に対して異議がないときは更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、解決を図るものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 7年11月 1日

別表〔略〕

2-34 災害等発生時における調査業務等の応援に関する協定書

飯南町長（以下「甲」という。）と雲南地区測量設計協会会長（以下「乙」という。）は、飯南町内において風水害、地震、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の調査業務等の応援（以下「応援業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、飯南町内において災害等が発生した場合に、被災した施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために、乙が甲に対して行う応援業務を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（応援業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に応援業務を要請する種類は、次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の概略図の作成
- （4）乙の有する資格等に基づく技術的助言
- （5）ドローン等を使用した被災状況の把握
- （6）その他甲が必要と認める緊急的な応援業務

（応援業務の手続き）

第3条 甲は、前条に規定する応援業務を依頼する場合には、次の事項を記載した応援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援業務を要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

- （1）応援業務の種類
- （2）応援業務の具体的な内容、場所、施設等
- （3）応援業務を希望する期間

（応援業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から応援業務の要請を受けたときは、直ちに実施するものとする。ただし、特別な事情により応援業務が実施できない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 乙が応援業務を実施している場合にあつて、覚知した災害等による被災情報については、積極的に甲へ提供するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により応援業務を実施した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙がこの協定に基づき、甲からの応援業務に要した経費は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(補償)

第7条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 5月29日

別表〔略〕

2-35 防災ヘリコプター要請様式

防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 要請機関名	(市町村等名) (発信者) (電話) (FAX)
2 災害の種別	(1)災害 (2)事故 (3)火災 (4)急患 (5)その他
3 要請内容	(1)偵察 (2)広報 (3)傷病者搬送 (4)空中消火 (5)救助 (6)輸送 (品名数量) (7)その他
4 発生場所	市町村 地内 (目標) (離着陸場所)
5 発生日時	年 月 日 (曜日) 時 分頃

注1 1～5欄については災害の種別にかかわらず記載

注2 災害の種別のうち(4)急患については12欄に記載

6 災害の概要		
7 気象状況	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 km 雲高 m 観測場所 ()	
8 現場指揮者	氏名 所属 職名 携帯電話	
9 現場との通信手段	無線種別 (県内波 全国共通波 1・2・3) 呼出名称	
10 他の航空機の 活動要請	(要請の有無) 機関名 要請機数	
11 地図 (目標) 等 その他必要な事項		

12 傷病者等搬送の場合											
①要請側病院名				診療科				主治医			
②傷病者	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日 (男・女)(血液型) 年齢 満 歳									
	住 所										
	傷病名									重 症	
										中等症	
③発病(負傷)の 原因、経過等及 び緊急搬送の必 要性											
④受入側病院 同乗医師の有無		有 ・ 無									
⑤受入側病院名等						診療科 担当医					
⑥救急車の手配		要請側				受入側					
⑦空輸区間		要請側着陸地				受入側着陸地					
⑧搭載機材等		酸素吸入機一式 (リットルボンベ 本)・点滴機材一式・担架・毛布									
⑨添乗者	医師	(ふりがな) 氏 名 (男・女) 病院名 (血液型)								年 月 日生 年齢 満 歳	
	付添人	(ふりがな) 氏 名 (男・女) 病院名 (血液型)								年 月 日生 年齢 満 歳	
		(ふりがな) 氏 名 (男・女) 病院名 (血液型)								年 月 日生 年齢 満 歳	
		(ふりがな) 氏 名 (男・女) 病院名 (血液型)								年 月 日生 年齢 満 歳	
注 3 13欄は共通、防災航空隊で記入											
13	①処理経過	要請日時 年 月 日 時 分～撤収日時 年 月 日 時 分									
	②摘要										
要請先 島根県防災航空管理所 (島根県防災航空隊)		住 所 〒699-0511 出雲市斐川町沖洲2677番地 電 話 0853(72)7661・7662 F A X 0853(72)7671 防災行政無線 335-211～214 防災無線 F A X 335-230									

2－36 自衛隊災害派遣要請書のあて先

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察戦闘大隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045(代)
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下1190	0773(62)2250(代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211(代)

2-37 災害派遣要請依頼書様式

文 書 番 号			
年 月 日			
島 根 県 知 事 あて		飯南町長	
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）			
このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。			
記			
1. 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由			
(1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）			
(2) 派遣を要請する事由			
2. 派遣を希望する期間			
3. 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 派遣を希望する区域			
(2) 活動内容			
4. その他参考となるべき事項			
(1) 連絡場所及び連絡責任者			
5. 要請日時			
年	月	日	時 分

2－38 災害派遣撤収要請依頼書様式

文 書 番 号			
年 月 日			
島 根 県 知 事 あて			
飯南町長			
自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）			
このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。			
記			
1. 撤収要請を依頼する事由			
2. 任務完了（予定）日時			
年 月 日 時 分			
3. 撤収要請日時			
年 月 日 時 分			
4. その他必要な事項			

2-39 緊急消防援助隊応援要請書様式

(様式1-2)

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
年 月 日	

島根県知事 } 殿
消防庁長官 }

飯南町長

(一部事務組合)

緊急消防援助隊の応援要請について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃					
災害発生場所						
災害の種別・状況						
人的・物的被害の状況						
応援要請日時	年 月 日 時 分					
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、希 望する隊数を記入す る。)	部 隊 種 別					
	消 火 部 隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊		
	救 助 部 隊			N 災害対応隊		
	救 急 部 隊			B 災害対応隊		
	航空部隊 (ヘリ)			C 災害対応隊		
	水 上 部 隊		特殊 装備 部隊	大規模危険物火災等対応 隊		
	指 定 な し			密閉空間火災等対応隊		
				遠 距 離 大 量 送 水 隊		
その他の情報 (必要資機材・装備等)						
連 絡 責任者	区分	担当課	職	氏名		
	消防防災無線電話 : — N T T 回線電話 : — — 消防防災無線 F A X : — N T T 回線 F A X : — —					

3 情報に関する資料

3-1 被害状況報告様式

(様式第0号)

災害発生即報		報告状況：	
		続報元報告番号：	
		報告日時	年 月 日 時 分
		市 町 村	
		所 属 部 署	
災害名	(第 報)	報告者名	

発生場所								発生日時	年 月 日 時 分		
件 名											
被害の概況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一部破損	棟	
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の概況	災害対策本部等の設置状況		(地区)				(報告機関名)				

(別記様式1)

被害状況速報(日 時 分現在)

市町村名	
報告者	
電話番号	

(報告経路) 市町村→当該市町村を所管する県地方機関→防災危機管理課

区 分		被 害		備 考				
人 的 被 害	死 者		人					
	行方不明		人					
	重 傷		人					
	軽 傷		人					
住 家 被 害	全 壊		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人					
	半 壊		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人					
	一部損壊		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟		罹災世帯数		世帯	
			世帯		罹災者数		人	
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
			人					
	非住家被害	公 共 建 物	全 壊		棟			
半 壊				棟				
浸 水				棟				
そ の 他		全 壊		棟				
		半 壊		棟				
		浸 水		棟				
<人的被害・住家被害・非住家被害の記載上の注意> ・人的被害は、備考欄に年齢、性別、状況をなるべく具体的に記入すること。 ・住家被害は、備考欄に具体的な地区名を記入すること。(一部損壊以外) ・住家被害の一部損壊の定義・・・全壊、半壊に至らない程度の破損で、補修を必要とする程度のもの。 (ガラス・瓦が数枚破損した程度の小さなものは除く。) ・非住家の定義・・・住家以外の建物で、①公共建物(役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物)、②その他(倉庫、車庫、作業所等)の施設とする。(学校は「その他被害」の文教施設で報告する。)								
その他被害	文教施設		箇所	水 道		戸	火災発生	
	病 院		箇所	電 話		回線	建 物	件
	清掃施設		箇所	電 気		戸	危険物	件
	被害船舶		隻	ガ ス		戸	その他	件
				ブロック塀等		箇所		
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	災対種別			設置時間		解散時間		

(消防庁への報告様式)

災害速報
災害確認報告

No. 1

都道府県					区分			被害	
災害名 ・ 報告番号			災害名		田	流失・埋没		ha	
			第 報			冠 水		ha	
			(月 日 時現在)			流失・埋没		ha	
報告者名					畑	冠 水		ha	
区分			被害			文教施設		箇所	
人的被害	死者		人			病院		箇所	
	行方不明者		人		道路		箇所		
	負傷者	重傷	人		橋りょう		箇所		
		軽傷	人		河川		箇所		
住家被害	全壊		棟		その他	港湾		箇所	
			世帯			砂防		箇所	
			人			清掃施設		箇所	
	半壊		棟			がけ崩れ		箇所	
			世帯			鉄道不通		箇所	
			人			被害船舶		隻	
	一部破損		棟			水道		戸	
			世帯			電話		回線	
			人			電気		戸	
	床上浸水		棟			ガス		戸	
			世帯			ブロック塀等		箇所	
			人						
	床下浸水		棟			罹災世帯数		世帯	
			世帯			罹災者数		人	
			人			火災発生	建物		件
	非住家	公共建物	棟				危険物		件
その他		棟		その他			件		

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 備 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	千円						
そ の 他	農 業 被 害	千円		市 町 村			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
			災害救助法 適用市町村名				
そ の 他	千円			計	団体		
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人		
				消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・ その他関連事項						

※被害額は省略することができるものとする。

様式〔以下略〕

4 通信施設に関する資料

4－1 災害時優先電話

設 置 場 所	電 話 番 号
飯 南 町 役 場	76-2211、2214
飯南町役場頓原基幹支所	72-0311、1770
志 々 支 所	73-0001
飯 南 病 院	72-0223
飯南病院志々出張診療所	73-0644
頓 原 中 学 校	72-0521
赤 来 中 学 校	76-2164
頓 原 小 学 校	72-0015
志 々 小 学 校	73-0006
来 島 小 学 校	76-2342
赤 名 小 学 校	76-2800
町 長 宅	72-0233

4－2 衛星携帯電話

設 置 場 所	電 話 番 号
飯 南 町 役 場	080-9950-5366
飯南町役場頓原基幹支所	080-9950-5367

4－3 防災行政用等無線通信施設整備状況

防災行政無線局整備状況

同報系無線局			
親局	中継局	子局	
		屋外式	戸別式
1 局	1 局	28 局	0 局

防災行政無線屋外拡声子局設置場所等一覧

No.	設置場所	所在地
1	上赤名介護予防拠点施設	飯南町上赤名 394-4
2	谷高齢者コミュニティーセンター	飯南町井戸谷 478-1
3	程原集会所	飯南町井戸谷 593-24
4	たかばし生活改善センター跡地	飯南町上来島 964-1
5	奥真木公民館	飯南町真木 333-2
6	小田木工等創作研修館	飯南町小田 712-1
7	下来島多目的集会施設	飯南町下来島 707-2
8	川尻公民館	飯南町下来島 1470-1
9	都加賀既設局	飯南町都加賀 320
10	道の駅頓原	飯南町花栗 47-1
11	大万木山麓自治会館	飯南町頓原 140-4
12	張戸公会堂	飯南町頓原 517-1
13	保健福祉センター	飯南町頓原 2071-1
14	長谷公民館	飯南町長谷 517-1
15	佐見会館	飯南町佐見 766-8
16	獅子倶楽部	飯南町獅子 268-2
17	才谷集会所付近	飯南町八神 1265-2
18	クラインガルテン付近	飯南町志津見 538-48
19	角井既設局	飯南町角井 501-1
20	ふれあいセンター寺沢	飯南町長谷 722-2
21	桜ヶ台保育所横	飯南町頓原 1426
22	西集会所	飯南町八神 483-3
23	伊比集会所	飯南町角井 1160-9
24	保賀集会所	飯南町下来島 173-3
25	中小田集会所	飯南町小田 409-1
26	杉戸生活改善センター	飯南町上来島 1039
27	塩谷下会館	飯南町塩谷 554-3
28	畑田	飯南町畑田 355

5 防災施設・資機材等に関する資料

5－1 消防施設整備状況

区 分		数 量
消防ポンプ等	普通消防ポンプ自動車	4
	小型動力ポンプ積載車	26
防火水そう	40～100m ³ 未満	81
	20～ 40m ³ 未満	11

5－2 水防輸送車両配備状況

所轄水防支部	水防管理団体名	車 種		台数（台）
木 次 (雲南県土整備事務所)	飯 南 町	ジ ー プ		3
		トラック	大型	0
			小型	2
			軽四	0
		バン	大型 2000cc	0
			小型	22
			軽四	0
		マイクロバス		1

5-3 除雪機械一覧

1 町所有除雪機械

機 種	型式・重量	定位置	除雪予定区域	ナンバー	備考
タイヤドーザー	938F 13t	頓原	都加賀、花栗	島根 00 も 1548	
タイヤドーザー	WA200-7Y 11t	頓原	奥畑、張戸、上区	島根 000 る 530	
タイヤドーザー	WA200-6Y 11t	頓原	佐見	島根 900 る 92	
タイヤドーザー	924F 11t	八神	八神、志津見	島根 900 る 55	
タイヤドーザー	924G 11t	角井	角井	島根 00 る 0127	
タイヤドーザー	WA80 5 t	頓原	頓原地区町区周辺 (施設を含む)	出雲 000 る 50	
タイヤドーザー	926E 11t	志々	八神、獅子	島根 00 も 1305	
ロータリー除雪車	ニイガタ 1.8m	赤名	赤来地域全域	島根 900 る 59	作業委託
ロータリー除雪車	日本除雪機 1.8m	頓原	頓原地域全域	島根 900 る 109	
タイヤドーザー	WA200-6Y 11t	頓原	敷波	島根 000 る 386	
タイヤドーザー	WA100 8t	赤名	役場本庁舎周辺、 向谷	島根 000 る 466	作業委託
タイヤドーザー	70ZV 13 t	来島	小田	島根 000 る 351	作業委託
タイヤドーザー	コベルコ LK190 11t	赤名	真木	島根 000 る 93	作業委託
タイヤドーザー	WA200-6Y 11 t	赤名	赤名地区	島根 000 る 424	作業委託
タイヤドーザー	WA200-6Y 11 t	来島	来島地内	島根 000 る 426	作業委託
除雪トラック	日産ディーゼル 7t	来島	赤来地内	島根 88 や 2571	作業委託
タイヤドーザー	WA200-8Y 11 t	赤名	上赤名地内	島根 000 る 609	作業委託
ロータリー除雪車	日本除雪機 1.3m	来島	町内全域	島根 900 る 90	作業委託
タイヤドーザー	WA200-8Y 11 t	頓原	飯南病院、みせん (ヘリポート含む)	出雲 000 る 36	作業委託
タイヤドーザー	WA200-8Y 11 t	頓原	頓原小中学校周辺 (小中学校含む)	出雲 000 る 9	作業委託
タイヤドーザー	WA80 5 t	来島	上来島、小田	出雲 000 る 34	作業委託

2 雲南県土所有除雪機械

機 種	型式・重量	定位置	除雪予定区域	ナンバー	備考
凍結防止剤散布車	2.5 m ³	頓原	頓原小中学校周辺	島根 800 は 660	作業委託

3 業者所有借上機械

機 種	重 量	定位置	除雪予定区域	ナンバー	所有業者
タイヤドーザー	三菱 IT12F 1.2 m ³	頓原	琴引公園線(スキー場)、道の駅頓原	島根 00 も 1552	後藤建設
タイヤドーザー	CAT910M 8t 級	頓原	道の駅頓原周辺等	出雲 000 る 37	
グレーダー	小松 G40A3 3.1m 級	都加賀	都加賀支線	出雲 000 る 44	藤原建設
タイヤショベル	WA100 1.2 m ³ 8.0t	都加賀	都加賀支線	島根 00 も 1085	
タイヤドーザー	WA80 5t	都加賀	都加賀支線	島根 000 る 319	
タイヤドーザー	WA124-7 8.0t	都加賀	都加賀支線	島根 000 る 468	
ロータリー除雪車	ニイガタ NR322 1.3m	都加賀	都加賀支線	島根 000 る 144	
ホイールローダー	CAT910 1.3 m ³ 級	来島	上来島地区	島根 000 る 223	カゲヤマ産業
タイヤショベル	古河 FL310-1 10t	来島	上来島地区	島根 00 も 1655	正木建設
タイヤドーザー	CAT910M 8.0t	来島	上来島地区	島根 000 る 615	松田建設
タイヤドーザー	川崎 65ZA 9.9t	赤名・谷	赤名地区、谷地区	島根 00 も 1525	森島建設
タイヤドーザー	WA200 12t	来島	下来島地区	出雲 000 る 6	
タイヤドーザー	小松 02A 9.2t	赤名・谷	下赤名地区、谷地区	島根 000 る 66	
タイヤショベル	川崎 50CL 7.0t	赤名	赤名地区	島根 00 も 1556	
タイヤドーザー	古河 FL325-1 11t 級	来島	下来島地区	島根 00 も 1522	渡辺建設
タイヤドーザー	古河 FL325-1 11t 級	来島	野萱地区	島根 00 る 385	
トラクターショベル	日立 LX70-7 1.3 m ³	来島	上来島地区、小田地区	島根 000 る 283	田村工業
タイヤショベル	川崎 SC-65C4 2.1 m ³	赤名	下赤名地区	熊本 000 る 231	前田道路

6 災害救助に関する資料

6-1 避難施設一覧

【災害対応 土砂災害の凡例について】

「○」 施設全体が利用可能

※土砂災害警戒区域（イエローゾーン）・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に入っていない。）

「△」 施設利用に注意が必要

※イエローゾーン内にある木造施設又は、レッドゾーン内にある非木造施設

「×」 施設の利用が困難

※レッドゾーン内にある木造施設

赤来地域

自治区	自治会名 ・組名	避難場所	指定 緊急 避難場 所	災害対応			避難所	指定 一般 避難所
				土 砂 災 害	洪 水	地 震		
上赤名	北野上	北野上集会所	●	×	○	×	上赤名会館	●
	北野下	北野下研修センター	●	○	○	○		
	中区上	上赤名会館	●	△	○	○		
	中区下							
	瀬戸1	瀬戸公民館	●	△	×	○		
	瀬戸2	板屋谷集会所	●	×	○	×		
	向谷	向谷会館	●	○	○	○	赤名農村環境改善セ ンター	●
赤名	上市上	上市上団地会館	●	○	○	×	赤名小学校	●
	衣掛団地							
	上市下	赤名小学校	●	△	○	○	赤名農村環境改善セ ンター	●
	中市上	中市上自治会館	●	△	○	○		
	中市下	中市下自治会交流会館	●	○	○	×		
	下市上	赤名農村環境改善セ ンター	●	△	○	○		
	下市下							
	宮ノ下団地							
下赤名	千束	千束会館	●	×	○	○	赤来中学校	●
	東上	東友館	●	○	○	○		
	張戸	張戸会館	●	○	○	×		
	東下	東下集会所	●	○	○	○		
	中通1	中通生活研修センター	●	○	○	○		
	中通2							
	石次	赤来中学校	●	△	○	○		
	福田1	福田自治会館	●	△	○	○		
	福田2							
	福田3							

自治区	自治会名 ・組名	避難場所	指定 緊急 避難場 所	災害対応			避難所	指定 一般 避難 所
				土 砂 災 害	洪 水	地 震		
谷	塩谷上	塩谷上公民館	●	○	○	○	塩谷下会館	●
	塩谷下	塩谷下会館	●	△	○	○		
	井戸谷上	谷高齢者コミュニティセ ンター	●	△	○	○	谷 高 齢 者 コ ミ ュ ニ ティセンター	●
	井戸谷下							
	畑田							
	(程原)	程原集会所	●	△	○	×	程原集会所	●
上来島	上来島	上来島集会所	●	○	○	×	上来島集会所	●
	杉戸	杉戸生活改善センター	●	○	○	○	杉 戸 生 活 改 善 セ ン ター	●
	杉戸団地							
	高校住宅							
	横路	横路集会所	●	△	×	○	横路集会所	●
	安江	安江会館	●	○	○	○	安江会館	●
小田真木	奥真木	奥真木公民館	●	×	○	○	奥真木公民館	●
	奥小田	小田体育館 ふるさと回想館	●	△	○	○	小田体育館 ふるさと回想館	●
	中小田	中小田集会所	●	○	○	○		
	口小田	和田公民館・高屋公民館	●	○	○	○		
	口 真 木 (丁・要)	小田体育館 ふるさと回想館	●	△	○	○		
	口真木(郷)	口真木集会所	●	○	×	○		
	野萱	琴麓	琴麓集会所	●	○	○	×	高 齢 者 生 活 福 祉 セ ン ター (社協) 来島小学校 来島交流センター
塚原		塚原生活改善センター	●	○	○	○	●	
三日市		三日市集会所	●	○	×	○	●	
下三日市		下三日市生活改善セン ター	●	△	○	○		
野萱		来島交流センター	●	○	○	○		
野萱団地								
下来島	保賀	保賀集会所	●	△	○	×	保賀集会所	●
	松本西部	下来島多目的集会施設	●	○	×	○	下 来 島 多 目 的 集 会 施 設	●
	松本中部							
	川尻	川尻公民館	●	△	○	○	川尻公民館	●

頓原地域

自治区	自治会名 ・組名	避難場所	指定 緊急避難場所	災害対応			避難所	指定一 般避難所		
				土砂災害	洪水	地震				
都加賀・花栗	隠岐原	隠岐原集会所	●	○	○	○	交流センターつがが	●		
	殿居	交流センターつがが	●	○	○	○				
	国倉	国倉公会堂	●	○	○	○				
	門	道の駅頓原	●	△	○	○	道の駅頓原	●		
	瀬戸		●	△	○	○				
	協和		●	△	○	○				
奥畑・上区	武智	大万木山麓自治会館	●	×	○	○			農業活性化センター	●
	奥畑									
	張戸	張戸公会堂	●	△	×	○				
	迫	太田公会堂	●	○	○	○				
	泉川									
	泉川団地									
	小才田	小才田営農相談所	●	○	○	○				
	宇山	宇山交流センター	●	○	○	○	宇山交流センター	●		
小和田	宇山小和田公会堂	●	×	○	×	桜ヶ台保育所	●			
町区	一番町	交流センターとんばら	●	△	○	○	交流センターとんばら	●		
	社日町									
	大仙町									
	上町									
	中町									
	頓原団地									
	上町団地									
	コーポラス古城									
	本町	頓原農村環境改善センター	●	△	○	○	頓原農村環境改善センター	●		
	横町									
	新道町									
	万対町									
	恵比須町									
	寺町									
古城団地 1	古城団地集会所	●	○	○	×					
古城団地 2										
敷波・佐見	古城	頓原農村環境改善センター	●	△	○	○				
	稲荷	保健福祉センター	●	△	○	○				
	田鍬下	敷波公会堂	●	○	○	○				
	田鍬西									
	田鍬東									
	琴引中	保健福祉センター	●	△	○	○				
	琴引奥									
	大年	佐見会館	●	○	○	○	佐見会館	●		
	伸和									
	安波岐									

自治区	自治会名 ・組名	避難場所	指定 緊急避難場所	災害対応			避難所	指定 一般避難所
				土砂災害	洪水	地震		
寺沢・長谷	沢屋	保健福祉センター	●	○	○	○	保健福祉センター	●
	寺垣内							
	城東	長谷公民館	●	△	○	○	長谷公民館	●
	城山							
	城南							
志々	獅子1	獅子倶楽部	●	×	○	○	獅子倶楽部	●
	獅子2							
	獅子3							
	獅子4							
	東	志々公民館（さつき会館）	●	○	○	○	志々公民館（さつき会館） 志々トレーニングセンター	●
	中村1							
	中村2							
	中村3							
	中村4	谷川南会館	●	○	○	○		
	北							
	南							
	谷川							
	西	才谷集会所	●	△	○	○	才谷集会所	●
	才谷1							
	才谷2	志津見クライנגルテ ンクラブハウス	●	○	○	○	志津見クライングル テッククラブハウス	●
	志津見1							
	志津見2	角井自治会館	●	○	○	○	角井自治会館	●
	秩木1・2							
	秩木3							
	秩木4							
	中廻1							
	中廻2							
	万場1							
	万場2							
	伊比	伊比集会所	●	○	○	×		

指定福祉避難所

施設名	所在地	備考
保健福祉センター	飯南町頓原 2064 番地	
生活介護事業所にじいろ	雲南市三刀屋町古城 47 番地 1	

6-2 炊き出しの実施場所

対 象 区 域	対象世帯数 (戸)	実 施 場 所
上赤名地区	103	上赤名会館
赤名地区	205	農林会館、農産物加工場
下赤名地区	114	赤来中学校
谷地区	77	高齢者コミュニティセンター
上来島地区	51	上来島集会所
杉戸、真木、横路、小田地区	140	小田体育館
野萱地区・保賀	153	来島交流センター
下来島地区	54	下来島多目的集会施設
特別養護老人ホーム	80	特別養護老人ホーム「愛寿園」
町区	164	保健福祉センター
上区	51	宇山交流センター
奥畑	31	大万木山麓自治会館
都加賀	36	交流センター都加賀
花栗	42	門会館
長谷	31	長谷公民館
寺沢	25	夢工房寺沢
敷波	61	保健福祉センター
佐見	44	琴引ビレッジ山荘
獅子	18	獅子倶楽部
川東	48	志々公民館
川西	49	谷川南公民館
志津見	29	志津見クラインガルテックラブハウス
角井	60	角井自治会館
住宅	100	保健福祉センター
計	1,751	

6－3 救援物資の集積場所

施 設 名	所 在 地	電話番号
赤名農村環境改善センター	下赤名880	76-3100
頓原農村環境改善センター「みせん」	頓原2273-6	72-1155

6－4 給水器材の現況

	積載用タンク	容 器	そ の 他
飯南町	0.5m ³ 5 個	18ℓ 60個	

6－5 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することができる。
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とする。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上受け入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内
		○賃貸型仮設住宅 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に受け入れた者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1／3日）

救助の種類	対 象	期 間	備 考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障害者、子ども、妊産婦その他の者）	災害発生の日から7日以内	福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

（注）期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

6－6 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制

1 警戒避難体制

土砂災害警戒区域については、資料 13－6 のとおりであり、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制については、以下のとおりとする。

項 目	内 容
土砂災害に関する情報の収集・伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	○情報伝達担当：総務課 ○情報伝達手段：町防災行政無線、ケーブルテレビ ○その他風水害対策編 - 第 1 章第 2 節「土砂災害予防」、 - 第 2 章第 2 節「気象予報及び警報等の収集・伝達」、 - 第 3 節「災害情報の収集・伝達」 で定めるところによる。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	○各地域における避難先については、資料 6－1 で定める指定緊急避難場所及び指定避難所とする。 ○避難路その他避難場所、避難経路等については、町内の各地区別に作成している「飯南町土砂災害ハザードマップ」による。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	○風水害対策編 - 第 1 章第 21 節「防災訓練」で定めるところによる。
要配慮者利用施設に関する事項	○本資料「2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等」による。
救助に関する事項	○風水害対策編 - 第 1 章第 10 節「救急・救助・医療体制の整備」、 - 第 2 章第 10 節「救急・救助活動」 で定めるところによる。
その他の警戒避難体制に関する事項	○避難情報に関する判断・伝達マニュアルで定めるところによる。

2 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設等

NO.	区分	施設名	土砂災害 警戒区域	浸水想定 区域	電話	F A X	住所
1	社会福祉施設	来島高齢者生活福祉センター	区域内		76-2088		野萱 1826-2
2	社会福祉施設	特別養護老人ホーム あかぎの里	区域内		76-2600	76-3580	野萱 1831-2
3	社会福祉施設	特別養護老人ホーム 愛寿園	区域内	区域内	72-0214	72-0261	佐見 45
4	社会福祉施設	養護老人ホーム 琴引の里	区域内		72-0800	72-1011	頓原 2001
5	学校	島根県立飯南高等学校	区域内		76-2333	76-2344	野萱 800
6	学校	飯南町立赤来中学校	区域内		76-2164	76-3163	下赤名 1938
7	学校	飯南町立赤名小学校	区域内		76-2800	76-3009	下赤名 713
8	学校	飯南町立来島小学校	区域内		76-2342	76-3332	野萱 1948
9	学校	飯南町立頓原小学校	区域内		72-0015	72-0320	頓原 2337
10	学校	飯南町立志々小学校	区域内		73-0006	73-0204	八神 169
11	医療施設	飯南町立来島診療所	区域内		76-2309		野萱 1826-2
12	医療施設	飯南町立谷出張診療所	区域内		76-2101		井戸谷 482-7
13	医療施設	飯南町立飯南病院	区域内	区域内	72-0221	72-1333	頓原 2060
14	社会福祉施設	飯南町保健福祉センター	区域内	区域内	72-0311	72-1775	頓原 2064
15	保育所	さつき保育所	区域内		73-0474	73-0474	八神 142
16	保育所	来島保育所		区域内	76-3284	76-3284	野萱 774-2
17	保育所	赤名保育所		区域内	76-2792	72-2792	上赤名 70-7
18	社会福祉施設	ブナの木		区域内	76-9210	76-2027	小田 276-1
19	社会福祉施設	あゆみの杜		区域内	72-9373	72-0881	頓原 1070
20	社会福祉施設	あゆみの里		区域内	72-9374	72-0881	頓原 1070
21	社会福祉施設	飯南町病児病後児保育施設	区域内	区域内	72-1170		頓原 2084-4

6-7 仮設住宅建設候補地

NO.	名称	所在地	面積 (㎡)	形状
1	頓原町民野球場	飯南町佐見1420番地3	11,900	更地
2	赤名山村広場	飯南町下赤名2807番地	11,600	更地
3	旧小田小学校校庭	飯南町小田276番地1	1,000	更地

7 食料・生活必需品に関する資料

7-1 食料の調達先

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
A コープ西日本 A コープエルシー店	頓原	72-1221	72-0205
A コープ西日本 A コープあかな店	赤名	76-2782	76-2784
A コープ西日本 A コープきじま店	野萱	76-2319	76-3717
飯南町商工会	赤名	76-2118	
飯南町商工会支援センター	頓原	72-0907	
青空市ぶなの里	花栗	72-1530	
農林産物直売所ぼたんの郷	赤名	76-9126	

7-2 物資の調達先

調達可能品目	名 称	所 在 地	電話番号
婦人服・子供服小売業	(有)小林商店	頓原	72-0146
下着・衣類小売業	(有)シャルレ石飛	頓原	72-0396
織物・衣類	つだストアー	赤名	76-2072
	(有)タナベ	野萱	76-2318
各種食料品小売業	本間商店	頓原	72-1255
	三瓶商店	上赤名	76-2647
	吉川吉盛堂	下赤名	76-2023
	タカオ	野萱	76-2940
	ローソン・ポプラ飯南赤名店	下赤名	76-9290
酒小売業	木村酒店	頓原	72-0044
	(有)大森商事	頓原	72-0040
	中祖商店扇子屋	畑田	76-2644
豆腐・油揚げ製造業	柴田豆腐店	八神	73-0014
自転車小売業	(有)阿川商会	頓原	72-0033
	岩佐自転車店	赤名	76-3018
自動車部品・付属品小売業	(有)阿川商会	頓原	72-0033
	琴弾技研(株)	頓原	72-0976
	飯南自動車整備工場(有)	上赤名	76-2668
	赤来オートセンター(有)	下赤名	76-3000
	(有)田部モータース	野萱	76-2331
	(有)安藤商会	野萱	76-2337
荒物小売業	デイリーショップたけうち	頓原	72-0027
金物小売業	児玉商店	上赤名	76-2452
家庭用電気機械器具小売業	イトー電化サービス	頓原	72-0339
	(有)名原商会	赤名	76-3019
	(有)ラブリーしおだ	野萱	76-2323
医薬品小売業	すがの薬店	頓原	72-0707
	日高弘進堂薬店	赤名	76-2128
日用品雑貨小売業	ローソン・ポプラ飯南赤名店	下赤名	76-9290

調達可能品目	名 称	所 在 地	電話番号
	ジュンテンドー飯南店	上来島	76-9137
化粧品小売業	中商店	頓原	72-0029
	すがの薬店	頓原	72-0707
ガソリンスタンド	(有)竹内石油店	頓原	72-0078
	(有)頓原商事	頓原	72-0804
	志づの里石油	志津見	73-0855
	(株)ウミライ新来島SS	上来島	76-2339
燃料小売業	(有)榎原商事	頓原	72-0321
	(有)飯南ガスセンター	野萱	76-3456
	J Aしまね飯南経済センター	下赤名	76-2969
書籍・雑誌小売業	たなべ洋興	野萱	76-3497
紙・文具小売業	(有)藤伝導機工	頓原	72-0888
スポーツ用品小売業	ミニショップ内藤	頓原	72-1321
新聞小売業	読売新聞頓原販売所	頓原	72-0901
	とんばら総合開発(株)	頓原	72-1800
建築材料小売業	木村秀二	長谷	72-1694
	(有)ミウラ	下赤名	76-2400
建具製造業	伊藤建具店	頓原	72-0750
	高田木工所	上来島	76-3190
家具小売業（製造小売）	(有)安部木工所	野萱	76-2353
農業用機械器具小売業	ヤンマーアグリジャパン(株)赤来支店	下赤名	76-2011
	(有)みしま	野萱	76-2314
	J Aしまね飯南農機センター	野萱	76-2375

7－3 水道施設の現況

簡易水道事業総括表（計画給水人口 101 人～5,000 人）

〔令和 2 年度 水道統計資料〕

地域名	行政区域内総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
飯 南 町	4,520	4,474	4,205	93.0

※平成27年3月17日付で簡易水道事業を統合し、「飯南町簡易水道事業」になった。

8 医療に関する資料

8－1 医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
市立三次中央病院	広島県三次市東酒屋字盛531	0824-65-0101
飯南町立飯南病院	飯南町頓原2060	0854-72-0221
来島診療所	飯南町野萱1826-2	0854-76-2309
志々出張診療所	飯南町八神117-1	0854-73-0644
谷出張診療所	飯南町井戸谷482-7	0854-76-2101
ふくま歯科医院	飯南町佐見768-8	0854-72-1500
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	0854-47-7500
松江赤十字病院	松江市母衣200	0852-24-2111
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111
島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	0853-22-5111
玉造厚生年金病院	松江市玉湯町1-2	0852-62-1560
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294-1	0854-45-5111

8－2 医薬品等の調達先

名 称	所 在 地	電話番号
すがの薬店	頓 原	72-0707
日高弘進堂薬店	赤 名	76-2128
あじさい薬局	野 萱	76-3721
こぶし薬局	頓 原	72-0281

9 遺体の収容・処理に関する資料

9-1 災害時遺体収容所

名 称	所 在 地	電話番号
一 念 寺	頓 原	72-0252
西 正 寺	頓 原	72-0104
乗 空 寺	頓 原	72-0335
浄 土 寺	頓 原	72-0217
観 音 寺	頓 原	72-0836
明 眼 寺	八 神	73-0031
明 覚 寺	角 井	73-0624
法 林 寺	角 井	73-0939
高 林 坊	上 赤 名	76-2475
西 蔵 寺	赤 名	76-2112
蓮 光 寺	赤 名	76-2654
安 楽 寺	赤 名	76-2609
明 窓 院	赤 名	76-2778
真 向 寺	下 赤 名	76-2635
長 徳 寺	井 戸 谷	76-3691
福 蔵 坊	上 来 島	76-2204
正 善 寺	真 木	76-3074
西 雲 寺	小 田	76-3197
西 光 坊	野 萱	76-3281
西 蓮 坊	下 来 島	76-3327

9－2 火葬場

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号 (FAX番号)	処理能力	使用燃料
雲南市・飯南町 事務組合 三刀屋斎場	雲南市三刀屋町 伊萱10番1	雲南市長	45-3242 (45-5350)	2体／回 6体／日	L P ガス
飯南町火葬場	下赤名 2775 番 地 5	飯南町長	76-2786	3体／日	灯 油

10 廃棄物の処理に関する資料

10－1 し尿処理施設

事業主体	管理者	処理能力 (kℓ／日)
雲南広域連合 雲南クリーンセンター	雲南市長	144

10－2 ごみ処理施設

事業主体	管理者	処理能力	処理方法
雲南市・飯南町事務組合 いいしクリーンセンター	雲南市長	15 t／5 h (可燃物) 2.4 t／5 h (リサイクル) 2,800m ³ (埋立処分)	圧縮梱包

11 緊急輸送に関する資料

11-1 緊急輸送道路

区分	路線名	区間
第1次	国道54号	全線
第2次	(主) 邑南飯南線、 (一) 美郷飯南線、 (町) 古市塩谷線	(一) 美郷飯南線交点～国道54号交点 (町) 古市塩谷線交点～(主) 邑南飯南線交点 (町) 古市塩谷線交点～国道375号交点
	川本波多線	(主) 仁摩邑南線交点～(主) 国道54号交点
	国道184号	国道9号交点～(主) 川本波多線交点
第3次	山村広場線	赤名農村環境改善センター～赤名山村広場場外離発着場
	来島線	国道54号交点～三日市中線交点
	三日市中線	来島線交点～島根県立飯南高等学校場外離発着場
	安江石次線	国道54号交点～赤来中学校場外離発着場

11-2 ヘリポート予定地

発着予定地	所在地	電話番号	面積 (㎡)
志々小学校	八神182	0854(72)0006	3,068
頓原町民グラウンド	佐見1416-3	0854(72)0311	11,341
頓原町民野球場	佐見1416-3	0854(72)0311	12,000
頓原防災拠点施設	頓原2101	0854(72)0311	7,142
飯南高等学校	野萱800	0854(76)2333	10,454
赤来中学校	下赤名1938	0854(76)2164	13,219
赤名山村広場	下赤名2807	0854(76)3944	11,833

11－3 町有車両一覧

管轄課	保管場所	種別									備考
		普通乗用	小型乗用	普通貨物	小型貨物	軽乗用	軽貨物	緊急車両	小型乗合バス	マイクロ	
総務課	本庁舎	5				3	3	1			
	頓原基幹支所	1				1	1				
	牛市横									1	
まちづくり推進課	本庁舎						1				
	協力隊					2	1				
	集落支援員	1				2	3				
	飯南高校								1	1	高校スクール
	旧 JR 車庫									1	
	谷			1							
産業振興課	本庁舎					1					
	観光協会	2									
	協力隊					1	1				
	活性化センター						1				
	大しめなわ創作館			1							
	もりのす						1				
	トータルサポート									3	
	リンゴ園				1		1				
	堆肥センター			1							
	i まるシェ			1							
住民課	来島支所						1				
	町営バス等								8	6	
建設課	本庁舎	1					1	1			
	頓原基幹支所				1	1	3				
保健福祉課	保健福祉センター	1				3	2				
福祉事務所	来島診療所	1	1								透析送迎
	頓原基幹支所					1					
教育委員会	本庁舎								1		
	頓原地区								1	3	スクールバス
	赤名地区								1		
	来島地区								1		
	志々地区								1		
	給食車				1		2				
	頓原公民館						1				
	赤名公民館						1				
	谷公民館						1				
	来島公民館					1					
飯南病院	飯南病院	3				6	2				
合計		15	1	4	3	22	27	2	14	15	

12 建築物・道路に関する資料

12-1 公営住宅の現況

分類	No.	住 宅 名	戸数	建設年度	構 造
公営住宅	1	古城団地 1	18	昭和53年度	中層耐火 3 階
	2	古城団地 2	12	昭和54年度	中層耐火 3 階
	3	志津見団地	4	平成 2 年度	木造平屋
	4	八神団地	2	平成 3 年度	木造平屋
	5	八神東団地	2	平成 3 年度	木造平屋
	6	頓原団地	12	平成 8 年度	中層耐火 3 階
	7	新衣掛団地 1 号棟	8	平成29年度	木造 2 階
	8	新衣掛団地 2 号棟	6	平成30年度	木造 2 階
	9	新衣掛団地 3 号棟	6	令和2年度	木造 2 階
	10	衣掛第 2 団地	4 4	平成 5 年度	木造平屋 木造 2 階
	11	野萱第 1 団地	10	昭和54年度	簡易耐火 2 階
	12	野萱第 2 団地	3 7	昭和58年度	簡易耐火平屋 簡易耐火 2 階
	13	赤名団地	16	平成20年度	木造 2 階
	14	中通団地	2 5 5	平成元年度	木造 2 階
	15	小田住宅	1 1	昭和55年度	木造平屋 木造 2 階
	16	谷住宅	1	昭和63年度	木造 2 階
特定公共賃貸住宅	1	頓原団地	6	平成 8 年度	中層耐火 3 階
	2 3	杉戸団地	9 3	平成13年度	中層耐火 3 階
	4	三日市団地	8	平成21年度	木造 2 階
	5	杉戸第 2 団地	6	平成24年度	木造 2 階
	6	上町団地	12	令和 6 年度	木造 2 階
若者定住向け住宅	1	コーポラス古城	12	平成 5 年度 平成 6 年度 平成13年度	耐火 2 階 木造 2 階
	2	若者住宅杉戸団地	6	平成13年度	準耐火 2 階

12-2 町内の社会福祉施設

施 設	種 別	名 称	定員 (人)
老人福祉施設	特別養護老人ホーム	愛寿園	80
		あかぎの里	43
	養護老人ホーム	琴引の里	78
介護保険事業所	デイサービスセンター	頓原デイサービスセンター	18
		飯南町社会福祉協議会 通所介護事業所	18
		まごのて	18
	小規模多機能型 居宅介護事業所	あゆみの杜	29
		ブナの木	29
		庵	29
	認知症対応型 共同生活介護施設	あゆみの杜	9
高齢者の住まい	有料老人ホーム	あゆみの家	7
	居住施設	来島高齢者生活福祉センター	8
障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所	晴雲の里	15
		あゆみの里	20
		ワークハウスなつかしの森	10
	グループホーム	ピアハウスあすなろ	7
児童福祉施設	保育所	桜ヶ台保育所	60
		さつき保育所	20
		赤名保育所	60
		来島保育所	60

12-3 防火対象物の現況

(150㎡以上)

令 別 表 項 目 別			対象物数
1	イ	劇場・映画館	
	ロ	公会堂・集会所	6
2	イ	キャバレー・カフェー	
	ロ	遊技場・ダンスホール	
3	イ	待合・料理店の類	
	ロ	飲食店	1
4		百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	8
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	8
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	28
6	イ	病院・診療所・助産所	2
	ロ	養老施設・児童施設	5
	ハ	幼稚園・養護学校	8
7		学校	11
8		図書館・博物館	1
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場	
	ロ	公衆浴場	
10		車両の停車場・空港	
11		神社・寺院・教会	
12	イ	工場・作業所	64
	ロ	映画・スタジオ	
13	イ	自動車車庫・駐車場	13
	ロ	飛行場の格納庫	
14		倉庫	35
15		前各項以外の事業所	101
16	イ	特定対象物が存するもの	24
	ロ	上記以外のもの	7
16の2		地下街	
16の3		準地下街	
17		重要文化財・史跡	
18		50m以上のアーケード	
19		市町村長の指定する山林	
20		総務省令で定める舟車	
合計			322

12-4 異常気象時における道路通行規制基準

国道54号線

管理者 松江国道事務所頓原維持出張所

規制区間			交通量 (台/日)	通行規制 基準	通行規制 基準	気象等 観測所	危険内容
区間	距離標	延長		通行注意 条件	通行止 条件		
飯石郡飯南町 都加賀 ～ 雲南市掛合町 入間	116k820 ～ 120k920	4.1	2,839	連続雨量 100mm	連続雨量 230mm	(テレメータ) 波多	落石 沢崩れ
雲南市掛合町 入間 ～ 同市同町掛合	122k200 ～ 128k400	6.2	3,080	連続雨量 100mm	連続雨量 230mm	(テレメータ) 出来山	落石 沢崩れ
雲南市掛合町 掛合 ～ 同市三刀屋町 乙加宮	132k400 ～ 137k700	5.3	4,284	連続雨量 100mm	連続雨量 230mm	(テレメータ) 乙加宮	落石 土砂崩落

管理者 島根県

路線名	担当 事務所 名	規制区間		規制基準			危険 内容	迂回路
		自 大字 至 大字	延長 (km)	規制基準値 (mm)		気象等 観測所		
				通行注意	通行止			
				時間雨量 連続雨量	時間雨量 連続雨量			
国道 184 号	雲 南 県 土 整 備 事務所	飯南町八神 飯南町下来島	6. 4	20 100	30 150	頓原土木 ステーション	落石 雪崩	(国)54号 (一) 頓原八神 線 (一) 佐田八神 線

13 災害危険地域等に関する資料

13－ 1 砂防指定地

頓原地区

名称	名称	名称
伊比谷川	杉山川	成川支川（五）
宇山川	榑塚谷川	成川支川（六）
内谷川	滝谷川	成川支川（七）
梅ヶ迫谷川	竹谷川	成川支川（八）
恩谷川	都加賀川	成川
釜ヶ谷川	角井川	西本谷川
小鈷川	堂原川	花栗川
才倉川	頓原川	三田川
才谷川	長屋谷川	三代木川
坂根川	長谷川	宮の前川
佐見川	成川支川（一）	弓谷川
佐見川及び同二支川	成川支川（二）	祇園谷川
敷波川	成川支川（三）	仏谷川
獅子川	成川支川（四）	後谷川

赤来地区

名称	名称	名称
保賀川	大野木川	向谷川
野萱川	奥掛川	谷山川左支川
家成川	赤名川	塩谷川
灰屋川	大役寺川	八幡谷川
小田川	御下川	殿敷谷川
真木川	福田川	

13－2 山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険箇所

山腹崩壊危険地区

	農林関係			
	A	B	C	計
危険度別箇所数	5	38	276	319

崩壊土砂流出危険地区

	農林関係			
	A	B	C	計
危険度別箇所数	7	33	136	176

地すべり危険箇所

	国土交通省 関係	農林省（耕地） 関係	林野庁（林地） 関係	合計
危険箇所数	0	1	1	2
（内法指定箇所数）	（0）	（1）	（1）	（2）

※各危険地区の位置及び区域は、島根県のHP「マップ on しまね」に掲載

- ・山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区（林地）
 - 農林水産部森林整備課（森林・鳥獣・農林水産業）
- ・地すべり危険地区（耕地）
 - 農林水産部農地整備課（防災）

13－3 急傾斜地崩壊危険区域

頓原地区（法指定箇所）

区域名	区分	備考	区域名	区分	備考
一番町	自然斜面		宇山	自然斜面	
万対	自然斜面		寺町	自然斜面	
田鍬	自然斜面		城東C	自然斜面	

赤来地区（法指定箇所）

区域名	区分	備考	区域名	区分	備考
三日市下	自然斜面		大役寺谷	自然斜面	
三日市	自然斜面		下市下	自然斜面	
三日市上	自然斜面		井戸谷	自然斜面	

13－4 雪崩危険箇所

頓原地区

箇所名	箇所名	箇所名
中村	張戸	万場
旧市場	張戸 1	沢屋 3
南	権化	泉川
西	万対	佐見
小珀田	田鍬	頓原 1
一番町	宇山	頓原 2

赤来地区

箇所名	箇所名	箇所名
松本	東上	奥小田
三日市下	下三日市	和南ヶ崎
三日市	東区下	北野
三日市上	井戸谷	小田
上来島郷	石次	瀬戸ノ貝
口小田	上の谷	呑谷
大役寺谷	加田	栗屋谷

13－5 防災重点農業用ため池

(令和7年4月1日現在)

No.	名称	ため池 データベース コード番号	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (m3)
			大字		
1	張戸	323840009	頓原	11.9	23,000
2	梅蔵上	323840011	花栗	3.0	1,550
3	中井谷	323840012	花栗	5.0	4,000
4	福原	323840016	佐見	4.2	4,100
5	新屋奥	323840017	佐見	3.4	2,000
6	八幡谷	323840018	都加賀	7.5	5,500
7	国王	323840037	都加賀	3.0	4,500
8	鉄穴内	323840039	都加賀	3.0	800
9	鉄穴内 2	323840040	都加賀	2.8	400
10	田中	323840042	都加賀	2.0	800
11	松田屋	323850009	上来島	1.3	2,100
12	七面大	323850011	上来島	7.2	5,800
13	七面下	323850012	上来島	2.0	700
14	七面上	323850013	上来島	3.0	710
15	神田奥	323850016	上来島	3.6	1,500
16	芝原	323850017	上来島	2.5	350
17	安江	323850018	上来島	7.0	9,000
18	幸屋	323850019	下赤名	2.0	5,700
19	長尾	323850023	下赤名	2.0	4,600
20	馬場	323850026	上赤名	2.5	1,500
21	高頭	323850032	上赤名	1.0	2,500

13－6 土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づく区域指定状況

土石流

（令和４年２月１日現在）

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
1	伊比谷Ａ	132384A660401001	○	—	角井	志々
2	伊比谷Ｂ	132384A660401002	○	—	角井	志々
3	伊比谷Ｃ	132384A660401003	○	—	角井	志々
4	上落合	132384A660401004	○	—	角井	志々
5	井ノ奥下橋	132384A660401005	○	○	角井	志々
6	中屋	132384A660401006	○	—	角井	志々
7	上穴知	132384A660401007	○	—	角井	志々
8	万場Ａ	132384A660401008	○	—	角井	志々
9	万場Ｂ	132384A660401009	○	—	角井	志々
10	守多屋	132384A660401010	○	○	角井	志々
11	有槇	132384A660401011	○	—	角井	志々
12	弓谷下	132384A660401012	○	—	志津見	志々
13	天王山	132384A660401013	○	—	志津見	志々
14	仏谷川	132384A660401014	○	—	八神	志々
15	石原谷川	132384A660401015	○	—	八神	志々
16	竹以後谷	132384A660401016	○	—	八神	志々
17	下長屋	132384A660401017	○	○	獅子	志々
18	栄口	132384A660401018	○	○	獅子	志々
19	刀根坂	132384A660401019	○	—	獅子	志々
20	長屋谷	132384A660401020	○	○	獅子	志々
21	坂根	132384A660401021	○	—	獅子	志々
22	奥寸後	132384A660401022	○	—	獅子	志々
23	藤谷屋Ａ	132384A660401023	○	○	獅子	志々
24	藤谷屋Ｂ	132384A660401024	○	○	獅子	志々
25	原元家	132384A660401025	○	—	獅子	志々
26	花田屋Ａ	132384A660401026	○	○	獅子	志々
27	花田屋Ｂ	132384A660401027	○	○	獅子	志々
28	仁井屋	132384A660401028	○	—	獅子	志々
29	鋳物屋	132384A660401029	○	—	獅子	志々

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
30	竹谷	132384A660401030	○	—	獅子	志々
31	田中屋	132384A660401031	○	—	獅子	志々
32	朝日屋	132384A660401032	○	○	八神	志々
33	小立神	132384A660401033	○	—	八神	志々
34	三代木川	132384A660401034	○	—	八神	志々
35	平西屋	132384A660401035	○	—	八神	志々
36	平田屋	132384A660401036	○	—	八神	志々
37	森	132384A660401037	○	—	八神	志々
38	滝谷下	132384A660401038	○	○	八神	志々
39	下の橋川	132384A660401039	○	—	八神	志々
40	大歳	132384A660401040	○	○	八神	志々
41	上中間	132384A660401041	○	—	八神	志々
42	三原下	132384A660401042	○	○	八神	志々
43	平吉屋	132384A660401043	○	○	八神	志々
44	三原上	132384A660401044	○	—	八神	志々
45	大峠	132384A660401045	○	—	八神	志々
46	次郎門	132384A660401046	○	—	八神	志々
47	山本屋	132384A660401047	○	○	八神	志々
48	八神谷	132384A660401048	○	—	八神	志々
49	中屋敷	132384A660401049	○	○	八神	志々
50	八神中谷	132384A660401050	○	○	八神	志々
51	八神上谷	132384A660401051	○	—	八神	志々
52	西本谷川	132384A660401052	○	—	八神	志々
53	小鉾川A	132384A660401053	○	—	八神	志々
54	小鉾川B	132384A660401054	○	○	八神	志々
55	小鉾川C	132384A660401055	○	—	八神	志々
56	正ヶ谷	132384A660401056	○	—	八神	志々
57	枇杷ヶ迫	132384A660401057	○	—	八神	志々
58	寺西屋谷A	132384A660401058	○	○	八神	志々
59	寺西屋谷B	132384A660401059	○	—	八神	志々
60	才倉川	132384A660401060	○	—	八神	志々
61	坂の前	132384A660401061	○	—	八神	志々
62	土居屋	132384A660401062	○	—	八神	志々
63	栄西沢	132384A660401063	○	—	八神	志々

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
64	戎原	132384A660401064	○	—	八神	志々
65	森脇西谷	132384A660401065	○	—	志津見	志々
66	高田屋	132384A660401066	○	—	角井	志々
67	中廻A	132384A660401067	○	—	角井	志々
68	山寄	132384A660401068	○	—	角井	志々
69	中廻B	132384A660401069	○	—	角井	志々
70	内井原	132384A660401070	○	—	角井	志々
71	代殿屋	132384A660401071	○	—	角井	志々
72	阿丹谷	132384A660401072		—	志津見	志々
73	恩谷	132384A660402001	○	—	都加賀	頓原
74	恩谷東沢	132384A660402002	○	—	都加賀	頓原
75	殿居A	132384A660402003	○	—	都加賀	頓原
76	宮の前	132384A660402004	○	—	都加賀	頓原
77	国倉	132384A660402005	○	—	都加賀	頓原
78	小玉屋	132384A660402006	○	—	都加賀	頓原
79	横ノ屋	132384A660402007	○	○	都加賀	頓原
80	横ヶ原	132384A660402008	○	○	都加賀	頓原
81	鉦原	132384A660402009	○	—	都加賀	頓原
82	中原	132384A660402010	○	○	都加賀	頓原
83	小玉屋谷	132384A660402011	○	—	都加賀	頓原
84	隠岐原東谷	132384A660402012	○	—	都加賀	頓原
85	小屋敷	132384A660402013	○	—	都加賀	頓原
86	殿居B	132384A660402014	○	—	都加賀	頓原
87	殿居C	132384A660402015	○	—	都加賀	頓原
88	小才田森山谷	132384A660402016	○	—	頓原	頓原
89	小才田	132384A660402017	○	○	頓原	頓原
90	泉川A	132384A660402018	○	○	頓原	頓原
91	吉迫	132384A660402019	○	—	頓原	頓原
92	泉川B	132384A660402020	○	—	頓原	頓原
93	泉川C	132384A660402021	○	—	頓原	頓原
94	西田屋	132384A660402022	○	—	頓原	頓原
95	奥畑西谷	132384A660402023	○	—	頓原	頓原
96	大前	132384A660402024	○	—	頓原	頓原
97	大内	132384A660402025	○	—	頓原	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
98	奥畑	132384A660402026	○	○	頓原	頓原
99	朝陽ヶ丘	132384A660402027	○	○	頓原	頓原
100	石屋	132384A660402028	○	—	頓原	頓原
101	三田西谷	132384A660402029	○	—	頓原	頓原
102	本奥畑	132384A660402030	○	—	頓原	頓原
103	穴釜	132384A660402031	○	○	頓原	頓原
104	奥畑張戸	132384A660402032	○	○	頓原	頓原
105	紙屋	132384A660402033	○	—	頓原	頓原
106	小和田東沢	132384A660402034	○	—	頓原	頓原
107	小和田西沢	132384A660402035	○	○	頓原	頓原
108	小和田	132384A660402036	○	—	頓原	頓原
109	森ノ下A	132384A660402037	○	○	頓原	頓原
110	森ノ下B	132384A660402038	○	—	頓原	頓原
111	田ノ迫	132384A660402039	○	—	頓原	頓原
112	宇山橋南谷	132384A660402040	○	—	頓原	頓原
113	宇山下谷	132384A660402041	○	—	頓原	頓原
114	来治屋	132384A660402042	○	○	頓原	頓原
115	井谷奥谷	132384A660402043	○	—	頓原	頓原
116	狼谷	132384A660402044	○	—	頓原	頓原
117	下大仙谷	132384A660402045	○	○	頓原	頓原
118	上大仙谷	132384A660402046	○	—	頓原	頓原
119	スゲ谷川	132384A660402047	○	—	頓原	頓原
120	城ノ谷	132384A660402048	○	—	頓原	頓原
121	陣屋谷	132384A660402049	○	—	頓原	頓原
122	祇園谷	132384A660402050	○	—	頓原	頓原
123	古城谷	132384A660402051	○	—	頓原	頓原
124	三保市谷	132384A660402052	○	—	頓原	頓原
125	稲荷谷	132384A660402053	○	—	頓原	頓原
126	中元屋	132384A660402054	○	—	頓原	頓原
127	田鍬	132384A660402055	○	—	頓原	頓原
128	中元屋上	132384A660402056	○	—	頓原	頓原
129	吉ヶ口谷	132384A660402057	○	—	頓原	頓原
130	琴引	132384A660402058	○	○	頓原	頓原
131	奥原	132384A660402059	○	○	頓原	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
132	杉山谷	132384A660402060	○	○	頓原	頓原
133	敷波川	132384A660402061	○	—	頓原	頓原
134	大内谷 A	132384A660402062	○	—	佐見	頓原
135	大内谷 B	132384A660402063	○	—	佐見	頓原
136	大内谷 C	132384A660402064	○	—	佐見	頓原
137	佐見程原 A	132384A660402065	○	—	佐見	頓原
138	佐見程原 B	132384A660402066	○	—	佐見	頓原
139	佐見中沢	132384A660402067	○	—	佐見	頓原
140	上組 A	132384A660402068	○	—	佐見	頓原
141	上組 B	132384A660402069	○	—	佐見	頓原
142	上組 C	132384A660402070	○	—	佐見	頓原
143	佐見川	132384A660402071	○	—	佐見	頓原
144	稼塚谷川	132384A660402072	○	—	佐見	頓原
145	大年	132384A660402073	○	—	佐見	頓原
146	殿増屋	132384A660402074	○	—	佐見	頓原
147	権現屋奥	132384A660402075	○	—	佐見	頓原
148	岩谷	132384A660402076	○	—	佐見	頓原
149	寺垣内 A	132384A660402077	○	—	角井	頓原
150	寺垣内 B	132384A660402078	○	—	角井	頓原
151	寺垣内 C	132384A660402079	○	○	角井	頓原
152	沢屋 A	132384A660402080	○	○	角井	頓原
153	沢屋 B	132384A660402081	○	—	角井	頓原
154	竹ノ下	132384A660402082	○	—	佐見	頓原
155	門後屋 A	132384A660402083	○	—	佐見	頓原
156	門後屋 B	132384A660402084	○	○	佐見	頓原
157	寺垣内 D	132384A660402085	○	○	角井	頓原
158	寺垣内 E	132384A660402086	○	○	角井	頓原
159	寺垣内下谷	132384A660402087	○	○	長谷	頓原
160	大掛 A	132384A660402088	○	—	花栗	頓原
161	大掛 B	132384A660402089	○	—	花栗	頓原
162	花栗瀬戸 A	132384A660402090	○	—	花栗	頓原
163	大畑	132384A660402091	○	—	花栗	頓原
164	花栗瀬戸 C	132384A660402092	○	—	花栗	頓原
165	花栗瀬戸 D	132384A660402093	○	—	花栗	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
166	畑田	132384A660402094	○	—	花栗	頓原
167	花栗本間沢	132384A660402095	○	○	花栗	頓原
168	花栗瀬戸B	132384A660402096	○	—	花栗	頓原
169	田越	132384A660402097	○	—	花栗	頓原
170	門	132384A660402098	○	—	花栗	頓原
171	協和A	132384A660402099	○	—	花栗	頓原
172	協和B	132384A660402100	○	—	花栗	頓原
173	協和C	132384A660402101	○	—	花栗	頓原
174	協和D	132384A660402102	○	—	花栗	頓原
175	柏	132384A660402103	○	—	花栗	頓原
176	協和西谷	132384A660402104	○	—	花栗	頓原
178	城山谷A	132384A660402105	○	—	長谷	頓原
179	城山谷B	132384A660402106	○	—	長谷	頓原
180	樽迫谷	132384A660402107	○	○	長谷	頓原
181	城山谷C	132384A660402108	○	—	長谷	頓原
182	平野屋	132384A660402109	○	—	長谷	頓原
183	城東A	132384A660402110	○	—	長谷	頓原
184	城東B	132384A660402111	○	—	長谷	頓原
185	城東C	132384A660402112	○	—	長谷	頓原
186	迫ノ前	132384A660402113	○	—	長谷	頓原
187	本家	132384A660402114	○	○	長谷	頓原
188	出店	132384A660402115	○	—	長谷	頓原
189	中田屋	132384A660402116	○	—	長谷	頓原
190	神手	132384A660402117	○	—	長谷	頓原
191	坪野屋A	132384A660402118	○	—	長谷	頓原
192	坪野屋B	132384A660402119	○	—	長谷	頓原
193	倉本	132384A660402120	○	—	長谷	頓原
194	土井	132384A660402121	○	—	長谷	頓原
195	城東門	132384A660402122	○	—	長谷	頓原
196	向田	132384A660402123	○	—	長谷	頓原
197	若槻	132384A660402124	○	—	長谷	頓原
198	松本	132384A660402125	○	—	長谷	頓原
199	下田屋	132384A660402126	○	○	長谷	頓原
200	神田	132384A660402127	○	—	長谷	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
201	城南 A	132384A660402128	○	—	長谷	頓原
202	城南 B	132384A660402129	○	—	長谷	頓原
203	城南 C	132384A660402130	○	—	長谷	頓原
204	殿田屋	132384A660402131	○	—	長谷	頓原
205	丸山川	132385A660403001	○	—	下来島	来島
206	丸山上 A	132385A660403002	○	—	下来島	来島
207	丸山上 B	132385A660403003	○	—	下来島	来島
208	川尻 A	132385A660403004	○	○	下来島	来島
209	尾足谷 A	132385A660403005	○	—	下来島	来島
210	尾足谷 B	132385A660403006	○	—	下来島	来島
211	猪子原谷	132385A660403007	○	—	下来島	来島
212	川尻 B	132385A660403008	○	—	下来島	来島
213	川尻 C	132385A660403009	○	—	下来島	来島
214	川尻 D	132385A660403010	○	—	下来島	来島
215	川尻 E	132385A660403011	○	—	下来島	来島
216	川尻 F	132385A660403012	○	—	下来島	来島
217	川尻 G	132385A660403013	○	—	下来島	来島
218	川尻 H	132385A660403014	○	—	下来島	来島
219	川尻 I	132385A660403015	○	—	下来島	来島
220	黒谷	132385A660403016	○	—	下来島	来島
221	川尻 J	132385A660403017	○	—	下来島	来島
222	川尻 K	132385A660403018	○	—	下来島	来島
223	川尻 L	132385A660403019	○	—	下来島	来島
224	川尻 M	132385A660403020	○	—	下来島	来島
225	松本西部 A	132385A660403021	○	—	下来島	来島
226	松本西部 B	132385A660403022	○	—	下来島	来島
227	松本西部 C	132385A660403023	○	○	下来島	来島
228	松本西部 D	132385A660403024	○	—	下来島	来島
229	松本西部 E	132385A660403025	○	—	下来島	来島
230	松本西部 F	132385A660403026	○	—	下来島	来島
231	松本西部 G	132385A660403027	○	—	下来島	来島
232	松本西部 H	132385A660403028	○	—	下来島	来島
233	松本西部 I	132385A660403029	○	—	下来島	来島
234	松本中部 A	132385A660403030	○	○	下来島	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
235	松本中部 B	132385A660403031	○	—	下来島	来島
236	松本中部 C	132385A660403032	○	○	下来島	来島
237	松本中部 D	132385A660403033	○	○	下来島	来島
238	松本中部 E	132385A660403034	○	—	下来島	来島
239	松本中部 F	132385A660403035	○	—	下来島	来島
240	松本中部 G	132385A660403036	○	—	下来島	来島
241	保賀 A	132385A660403037	○	—	下来島	来島
242	保賀 B	132385A660403038	○	○	下来島	来島
243	保賀 C	132385A660403039	○	—	下来島	来島
244	保賀 D	132385A660403040	○	○	下来島	来島
245	保賀 E	132385A660403041	○	○	下来島	来島
246	保賀 F	132385A660403042	○	○	下来島	来島
247	保賀 G	132385A660403043	○	—	下来島	来島
248	保賀 H	132385A660403044	○	—	下来島	来島
249	保賀 I	132385A660403045	○	○	下来島	来島
250	胡面谷	132385A660403046	○	—	野萱	来島
251	三日市	132385A660403047	○	—	野萱	来島
252	月根川	132385A660403048	○	—	野萱	来島
253	野萱川	132385A660403049	○	—	野萱	来島
254	野萱	132385A660403050	○	○	野萱	来島
255	野萱川 A	132385A660403051	○	○	野萱	来島
256	養善谷	132385A660403052	○	○	野萱	来島
257	家成川	132385A660403053	○	○	野萱	来島
258	上野萱川	132385A660403054	○	○	野萱	来島
259	灰屋	132385A660403055	○	○	野萱	来島
260	琴麓	132385A660403056	○	○	野萱	来島
261	宮谷川	132385A660403057	○	—	小田	来島
262	殿敷谷	132385A660403058	○	—	小田	来島
263	口小田	132385A660403059	○	○	小田	来島
264	中小田 A	132385A660403060	○	○	小田	来島
265	中小田 B	132385A660403061	○	—	小田	来島
266	中小田 C	132385A660403062	○	—	小田	来島
267	中小田 D	132385A660403063	○	○	小田	来島
268	中小田 E	132385A660403064	○	○	小田	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
269	中小田 F	132385A660403065	○	○	小田	来島
270	奥小田右支溪 A	132385A660403066	○	—	小田	来島
271	奥小田右支溪 B	132385A660403067	○	○	小田	来島
272	奥小谷	132385A660403068	○	—	小田	来島
273	奥小田右支溪 C	132385A660403069	○	○	小田	来島
274	奥小田右支溪 D	132385A660403070	○	—	小田	来島
275	奥小田右支溪 E	132385A660403071	○	○	小田	来島
276	奥小田右支溪 F	132385A660403072	○	○	小田	来島
277	奥小田右支溪 G	132385A660403073	○	—	小田	来島
278	奥小田右支溪 H	132385A660403074	○	○	小田	来島
279	奥小田右支溪 I	132385A660403075	○	—	小田	来島
280	奥小田右支溪 J	132385A660403076	○	○	小田	来島
281	土打谷	132385A660403077	○	○	小田	来島
282	奥小田左支溪 A	132385A660403078	○	—	小田	来島
283	奥小田左支溪 B	132385A660403079	○	—	小田	来島
284	奥小田左支溪 C	132385A660403080	○	○	小田	来島
285	奥小田左支溪 D	132385A660403081	○	○	小田	来島
286	奥小田左支溪 E	132385A660403082	○	—	小田	来島
287	奥小田左支溪 F	132385A660403083	○	—	小田	来島
288	奥小田左支溪 G	132385A660403084	○	○	小田	来島
289	奥小田左支溪 H	132385A660403085	○	○	小田	来島
290	奥小田左支溪 I	132385A660403086	○	○	小田	来島
291	奥小田左支溪 J	132385A660403087	○	○	小田	来島
292	奥小田左支溪 K	132385A660403088	○	—	小田	来島
293	奥小田左支溪 L	132385A660403089	○	○	小田	来島
294	奥小田左支溪 M	132385A660403090	○	—	小田	来島
295	奥小田左支溪 N	132385A660403091	○	○	小田	来島
296	奥小田左支溪 O	132385A660403092	○	○	小田	来島
297	奥小田左支溪 P	132385A660403093	○	—	小田	来島
298	奥小田左支溪 Q	132385A660403094	○	○	小田	来島
299	口真木 A	132385A660403095	○	○	真木	来島
300	口真木 B	132385A660403096	○	○	真木	来島
301	口真木 C	132385A660403097	○	○	真木	来島
302	口真木 D	132385A660403098	○	—	真木	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
303	口真木E	132385A660403099	○	—	真木	来島
304	口真木F	132385A660403100	○	—	真木	来島
305	口真木G	132385A660403101	○	○	真木	来島
306	口真木H	132385A660403102	○	—	真木	来島
307	奥真木右支溪A	132385A660403103	○	○	真木	来島
308	奥真木右支溪B	132385A660403104	○	○	真木	来島
309	奥真木右支溪C	132385A660403105	○	○	真木	来島
310	奥真木右支溪D	132385A660403106	○	—	真木	来島
311	奥真木右支溪E	132385A660403107	○	—	真木	来島
312	奥真木右支溪F	132385A660403108	○	—	真木	来島
313	奥真木右支溪G	132385A660403109	○	○	真木	来島
314	奥真木右支溪H	132385A660403110	○	○	真木	来島
315	奥真木右支溪I	132385A660403111	○	—	真木	来島
316	奥真木右支溪J	132385A660403112	○	○	真木	来島
317	砥谷A	132385A660403113	○	○	真木	来島
318	砥谷B	132385A660403114	○	—	真木	来島
319	奥真木右支溪K	132385A660403115	○	—	真木	来島
320	奥真木左支溪A	132385A660403116	○	—	真木	来島
321	奥真木左支溪B	132385A660403117	○	—	真木	来島
322	奥真木左支溪C	132385A660403118	○	—	真木	来島
323	奥真木左支溪D	132385A660403119	○	○	真木	来島
324	奥真木左支溪E	132385A660403120	○	—	真木	来島
325	奥真木左支溪F	132385A660403121	○	—	真木	来島
326	奥真木左支溪G	132385A660403122	○	○	真木	来島
327	奥真木左支溪H	132385A660403123	○	○	真木	来島
328	奥真木左支溪I	132385A660403124	○	—	真木	来島
329	奥真木左支溪J	132385A660403125	○	—	真木	来島
330	安江A	132385A660403126	○	—	上来島	来島
331	安江B	132385A660403127	○	—	上来島	来島
332	上来島A	132385A660403128	○	—	上来島	来島
333	上来島B	132385A660403129	○	○	上来島	来島
334	上来島C	132385A660403130	○	—	上来島	来島
335	上来島D	132385A660403131	○	—	上来島	来島
336	上来島E	132385A660403132	○	—	上来島	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
337	塚原	132385A660403133	○	—	上来島	来島
338	福田 A	132385A660404001	○	—	下赤名	赤名
339	福田 B	132385A660404002	○	—	下赤名	赤名
340	山屋敷谷	132385A660404003	○	—	下赤名	赤名
341	東下 A	132385A660404004	○	—	下赤名	赤名
342	東下 B	132385A660404005	○	○	下赤名	赤名
343	東下 C	132385A660404006	○	—	下赤名	赤名
344	赤名張戸 A	132385A660404007	○	—	下赤名	赤名
345	赤名張戸 B	132385A660404008	○	○	下赤名	赤名
346	張戸谷下	132385A660404009	○	○	下赤名	赤名
347	赤名張戸 C	132385A660404010	○	—	下赤名	赤名
348	東上	132385A660404011	○	—	下赤名	赤名
349	大役寺谷	132385A660404012	○	—	下赤名	赤名
350	大役寺川	132385A660404013	○	—	下赤名	赤名
351	奥の谷	132385A660404015	○	—	下赤名	赤名
352	御下川	132385A660404016	○	—	下赤名	赤名
353	志よろ谷	132385A660404017	○	—	下赤名	赤名
354	金井原	132385A660404018	○	—	下赤名	赤名
355	向谷 A	132385A660404020	○	—	上赤名	赤名
356	向谷 B	132385A660404021	○	—	上赤名	赤名
357	向谷 C	132385A660404022	○	○	上赤名	赤名
358	向谷 D	132385A660404023	○	—	上赤名	赤名
359	金井谷川	132385A660404024	○	—	上赤名	赤名
360	赤名瀬戸 A	132385A660404025	○	○	上赤名	赤名
361	赤名瀬戸 B	132385A660404026	○	○	上赤名	赤名
362	赤名瀬戸 C	132385A660404027	○	—	上赤名	赤名
363	赤名瀬戸 D	132385A660404028	○	○	上赤名	赤名
364	赤名瀬戸 E	132385A660404029	○	○	上赤名	赤名
365	赤名瀬戸 F	132385A660404030	○	○	上赤名	赤名
366	赤名瀬戸 G	132385A660404031	○	○	上赤名	赤名
367	赤名瀬戸 H	132385A660404032	○	—	上赤名	赤名
368	赤名瀬戸 I	132385A660404033	○	○	上赤名	赤名
369	赤名瀬戸 J	132385A660404034	○	—	上赤名	赤名
370	赤名瀬戸 K	132385A660404035	○	—	上赤名	赤名

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
371	赤名瀬戸L	132385A660404036	○	—	上赤名	赤名
372	赤名瀬戸M	132385A660404037	○	—	上赤名	赤名
373	堂堂谷	132385A660404038	○	—	上赤名	赤名
374	栗屋谷	132385A660404039	○	○	上赤名	赤名
375	中区A	132385A660404040	○	—	上赤名	赤名
376	中区B	132385A660404041	○	—	上赤名	赤名
377	中区C	132385A660404042	○	—	上赤名	赤名
378	高頭谷	132385A660404043	○	—	上赤名	赤名
379	奥掛川A	132385A660404044	○	—	上赤名	赤名
380	奥掛川B	132385A660404045	○	—	上赤名	赤名
381	中区D	132385A660404046	○	○	上赤名	赤名
382	中区E	132385A660404047	○	○	上赤名	赤名
383	北野下A	132385A660404048	○	○	上赤名	赤名
384	北野下B	132385A660404049	○	○	上赤名	赤名
385	北野下C	132385A660404050	○	○	上赤名	赤名
386	北野下D	132385A660404052	○	—	上赤名	赤名
387	杉の谷	132385A660404053	○	○	上赤名	赤名
388	北野下E	132385A660404054	○	—	上赤名	赤名
389	北野下F	132385A660404055	○	—	上赤名	赤名
390	小丸上谷	132385A660404056	○	—	上赤名	赤名
391	小丸下谷	132385A660404057	○	—	上赤名	赤名
392	北野上A	132385A660404058	○	—	上赤名	赤名
393	北野上B	132385A660404059	○	○	上赤名	赤名
394	北野	132385A660404060	○	—	上赤名	赤名
395	境谷	132385A660404061	○	—	上赤名	赤名
396	北野上C	132385A660404062	○	○	上赤名	赤名
397	北野上D	132385A660404063	○	—	上赤名	赤名
398	鉦谷A	132385A660404064	○	○	上赤名	赤名
399	鉦谷B	132385A660404065	○	—	上赤名	赤名
400	北野上E	132385A660404066	○	○	上赤名	赤名
401	花の谷A	132385A660405001	○	—	塩谷	谷
402	花の谷B	132385A660405002	○	—	塩谷	谷
403	塩谷上A	132385A660405003	○	—	塩谷	谷
404	塩谷上B	132385A660405004	○	○	塩谷	谷

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
405	塩谷上C	132385A660405005	○	—	塩谷	谷
406	塩谷上D	132385A660405006	○	—	塩谷	谷
407	塩谷上E	132385A660405007	○	—	塩谷	谷
408	塩谷上F	132385A660405008	○	○	塩谷	谷
409	塩谷上G	132385A660405009	○	—	塩谷	谷
410	塩谷上H	132385A660405010	○	—	塩谷	谷
411	塩谷上I	132385A660405011	○	—	塩谷	谷
412	塩谷上J	132385A660405012	○	○	塩谷	谷
413	折敷谷	132385A660405013	○	—	塩谷	谷
414	塩谷上K	132385A660405014	○	—	塩谷	谷
415	塩谷上L	132385A660405015	○	○	塩谷	谷
416	塩谷上M	132385A660405016	○	—	塩谷	谷
417	塩谷上N	132385A660405017	○	—	塩谷	谷
418	塩谷上O	132385A660405018	○	—	塩谷	谷
419	塩谷上P	132385A660405019	○	○	塩谷	谷
420	塩谷下A	132385A660405020	○	—	塩谷	谷
421	塩谷下B	132385A660405021	○	○	塩谷	谷
422	笠ヶ谷	132385A660405022	○	○	塩谷	谷
423	塩谷下C	132385A660405023	○	—	塩谷	谷
424	塩谷下D	132385A660405024	○	—	塩谷	谷
425	塩谷下E	132385A660405025	○	—	塩谷	谷
426	八幡谷川A	132385A660405026	○	—	井戸谷	谷
427	八幡谷川B	132385A660405027	○	○	井戸谷	谷
428	井の奥川	132385A660405028	○	○	井戸谷	谷
429	井戸谷上谷	132385A660405029	○	—	井戸谷	谷
430	城山川A	132385A660405030	○	○	井戸谷	谷
431	城山川B	132385A660405031	○	—	井戸谷	谷
432	城山川C	132385A660405032	○	—	井戸谷	谷
433	細谷	132385A660405033	○	○	井戸谷	谷
434	井戸谷下A	132385A660405034	○	○	井戸谷	谷
435	井戸谷下B	132385A660405035	○	—	井戸谷	谷
436	井戸谷下C	132385A660405036	○	○	井戸谷	谷
437	井戸谷下D	132385A660405037	○	—	井戸谷	谷
438	井戸谷下E	132385A660405038	○	○	井戸谷	谷

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
439	矢野原谷	132385A660405039	○	—	井戸谷	谷
440	程原川	132385A660405040	○	○	井戸谷	谷
441	程原A	132385A660405041	○	○	井戸谷	谷
442	程原谷	132385A660405042	○	—	井戸谷	谷
443	程原B	132385A660405043	○	○	井戸谷	谷
444	程原C	132385A660405044	○	○	井戸谷	谷
445	程原D	132385A660405045	○	—	井戸谷	谷
446	程原E	132385A660405046	○	—	井戸谷	谷
447	程原下	132385A660405047	○	—	井戸谷	谷
448	程原F	132385A660405048	○	—	井戸谷	谷
449	程原G	132385A660405049	○	○	井戸谷	谷
450	程原上	132385A660405050	○	—	井戸谷	谷
451	程原H	132385A660405051	○	○	井戸谷	谷
452	市貫田	132385A660405052	○	○	畑田	谷
453	畑田A	132385A660405053	○	—	畑田	谷
454	畑田B	132385A660405054	○	○	畑田	谷
455	畑田C	132385A660405055	○	—	畑田	谷
456	畑田D	132385A660405056	○	—	畑田	谷
457	畑田E	132385A660405057	○	—	畑田	谷
458	畑田F	132385A660405058	○	○	畑田	谷
459	日南	132385A660405059	○	○	畑田	谷
460	畑田G	132385A660405060	○	—	畑田	谷
461	畑田H	132385A660405061	○	○	畑田	谷
462	黒瀬川	132385A660405062	○	○	畑田	谷
463	畑田I	132385A660405063	○	—	畑田	谷
464	畑田J	132385A660405064	○	—	畑田	谷
465	畑田K	132385A660405065	○	—	畑田	谷
466	穴の谷	132385A660405066	○	—	畑田	谷

地すべり

(令和4年2月1日現在)

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
1	畑田東	132385A660703001	○	—	畑田	谷

急傾斜

(令和4年2月1日現在)

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
1	伊比橋北A	132384A661101001	○	○	角井	志々
2	伊比橋北B	132384A661101002	○	○	角井	志々
3	伊比橋北C	132384A661101003	○	○	角井	志々
4	伊比A	132384A661101004	○	○	角井	志々
5	伊比C	132384A661101006	○	○	角井	志々
6	伊比E	132384A661101007	○	○	角井	志々
7	伊比D	132384A661101008	○	○	角井	志々
8	伊比F	132384A661101009	○	○	角井	志々
9	万場A	132384A661101010	○	○	角井	志々
10	万場B	132384A661101011	○	○	角井	志々
11	万場C	132384A661101012	○	○	角井	志々
12	井の奥A	132384A661101013	○	○	角井	志々
13	井の奥B	132384A661101014	○	○	角井	志々
14	井の奥C	132384A661101015	○	○	角井	志々
15	井の奥D	132384A661101016	○	○	角井	志々
16	岡	132384A661101017	○	○	志津見	志々
17	森脇	132384A661101018	○	○	志津見	志々
18	志々小学校	132384A661101019	○	○	八神	志々
19	さつき保育所	132384A661101020	○	○	八神	志々
20	中村	132384A661101021	○	○	八神	志々
21	寸後谷A	132384A661101022	○	○	獅子	志々
22	寸後谷B	132384A661101023	○	○	獅子	志々
23	寸後谷C	132384A661101024	○	○	獅子	志々
24	寸後谷D	132384A661101025	○	○	獅子	志々
25	長屋谷A	132384A661101026	○	○	獅子	志々
26	長屋谷B	132384A661101027	○	○	獅子	志々
27	長屋谷C	132384A661101028	○	○	獅子	志々
28	獅子A	132384A661101029	○	○	獅子	志々
29	獅子B	132384A661101030	○	○	獅子	志々
30	獅子C	132384A661101031	○	○	獅子	志々
31	獅子E	132384A661101033	○	○	獅子	志々
32	東A	132384A661101034	○	○	八神	志々

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
33	東 B	132384A661101035	○	○	八神	志々
34	東 C	132384A661101036	○	○	八神	志々
35	東 D	132384A661101037	○	○	八神	志々
36	三代木	132384A661101038	○	○	八神	志々
37	才谷下の谷 A	132384A661101039	○	○	八神	志々
38	才谷下の谷 B	132384A661101040	○	○	八神	志々
39	才谷下の谷 C	132384A661101041	○	○	八神	志々
40	屋敷	132384A661101042	○	○	八神	志々
41	才谷上の谷 A	132384A661101043	○	○	八神	志々
42	才谷上の谷 B	132384A661101044	○	○	八神	志々
43	才谷上の谷 C	132384A661101045	○	○	八神	志々
44	才谷上の谷 D	132384A661101046	○	○	八神	志々
45	才谷上の谷 E	132384A661101047	○	○	八神	志々
46	三原谷 A	132384A661101048	○	○	八神	志々
47	三原谷 B	132384A661101049	○	○	八神	志々
48	龍神橋北	132384A661101050	○	○	八神	志々
49	谷川 A	132384A661101051	○	○	八神	志々
50	谷川 B	132384A661101052	○	○	八神	志々
51	南	132384A661101053	○	○	八神	志々
52	坂根橋西	132384A661101054	○	○	八神	志々
53	西 A	132384A661101055	○	○	八神	志々
54	西 B	132384A661101056	○	○	八神	志々
55	西 C	132384A661101057	○	○	八神	志々
56	北集会所北	132384A661101058	○	○	八神	志々
57	阿丹谷 B	132384A661101060	○	○	志津見	志々
58	秩木 A	132384A661101061	○	○	角井	志々
59	秩木 B	132384A661101062	○	○	角井	志々
60	秩木 C	132384A661101063	○	○	角井	志々
61	秩木 D	132384A661101064	○	○	角井	志々
62	秩木 E	132384A661101065	○	○	角井	志々
63	中廻 A	132384A661101066	○	○	角井	志々
64	中廻 B	132384A661101067	○	○	角井	志々
65	内井原 A	132384A661101068	○	○	角井	志々
66	内井原 B	132384A661101069	○	○	角井	志々

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
67	土江牧場	132384A661101070	○	○	角井	志々
68	有槇	132384A661101071	○	○	角井	志々
69	竹田屋	132384A661101072	○	○	角井	志々
70	上山境	132384A661101073	○	○	角井	志々
71	本家	132384A661101074	○	○	ハ神	志々
72	三谷屋	132384A661101075	○	○	ハ神	志々
73	片岡	132384A661101076	○	○	ハ神	志々
74	添谷	132384A661101077	○	○	ハ神	志々
75	今田	132384A661101078	○	○	ハ神	志々
76	獅子 F	132384A661101079	○	○	獅子	志々
77	獅子 G	132384A661101080	○	○	獅子	志々
78	杉戸奥	132384A661101081	○	○	角井	志々
79	国倉 A	132384A661102001	○	○	都加賀	頓原
80	国倉 B	132384A661102002	○	○	都加賀	頓原
81	国倉 C	132384A661102003	○	○	都加賀	頓原
82	国倉 D	132384A661102004	○	○	都加賀	頓原
83	殿居 A	132384A661102006	○	○	都加賀	頓原
84	殿居 B	132384A661102007	○	○	都加賀	頓原
85	殿居 C	132384A661102008	○	○	都加賀	頓原
86	小才田 A	132384A661102009	○	○	頓原	頓原
87	小才田 B	132384A661102010	○	○	頓原	頓原
88	小才田 C	132384A661102011	○	○	頓原	頓原
89	泉川 A	132384A661102012	○	○	頓原	頓原
90	泉川 B	132384A661102013	○	○	頓原	頓原
91	泉川 C	132384A661102014	○	○	頓原	頓原
92	泉川 D	132384A661102015	○	○	頓原	頓原
93	迫	132384A661102016	○	○	頓原	頓原
94	武智 A	132384A661102017	○	○	頓原	頓原
95	武智 B	132384A661102018	○	○	頓原	頓原
96	武智 C	132384A661102019	○	○	頓原	頓原
97	武智 D	132384A661102020	○	○	頓原	頓原
98	奥畑 A	132384A661102021	○	○	頓原	頓原
99	奥畑 B	132384A661102022	○	○	頓原	頓原
100	奥畑 C	132384A661102023	○	○	頓原	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
101	奥畑D	132384A661102024	○	○	頓原	頓原
102	奥畑E	132384A661102025	○	○	頓原	頓原
103	奥畑F	132384A661102026	○	○	頓原	頓原
104	奥畑張戸A	132384A661102027	○	○	頓原	頓原
105	奥畑張戸B	132384A661102028	○	○	頓原	頓原
106	奥畑張戸C	132384A661102029	○	○	頓原	頓原
107	奥畑張戸D	132384A661102030	○	○	頓原	頓原
108	小和田A	132384A661102031	○	○	頓原	頓原
109	宇山	132384A661102032	○	○	頓原	頓原
110	小和田B	132384A661102033	○	○	頓原	頓原
111	宇山A	132384A661102034	○	○	頓原	頓原
112	宇山B	132384A661102035	○	○	頓原	頓原
113	宇山C	132384A661102036	○	○	頓原	頓原
114	一番町	132384A661102037	○	○	頓原	頓原
115	寺町北	132384A661102038	○	○	花栗	頓原
116	寺町	132384A661102039	○	○	頓原	頓原
117	みせん	132384A661102040	○	○	頓原	頓原
118	万対	132384A661102041	○	○	頓原	頓原
119	頓原小中学校	132384A661102042	○	○	頓原	頓原
120	古城A	132384A661102043	○	○	頓原	頓原
121	古城B	132384A661102044	○	○	頓原	頓原
122	古城C	132384A661102045	○	○	頓原	頓原
123	古城D	132384A661102046	○	○	頓原	頓原
124	田鍬	132384A661102047	○	○	頓原	頓原
125	養護老人ホーム琴引の里	132384A661102048	○	○	頓原	頓原
126	田鍬A	132384A661102049	○	○	頓原	頓原
127	田鍬B	132384A661102050	○	○	頓原	頓原
128	田鍬C	132384A661102051	○	○	佐見	頓原
129	琴引A	132384A661102053	○	○	頓原	頓原
130	琴引B	132384A661102054	○	○	頓原	頓原
131	琴引C	132384A661102055	○	○	頓原	頓原
132	琴引D	132384A661102056	○	○	佐見	頓原
133	琴引E	132384A661102057	○	○	佐見	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
134	琴引 F	132384A661102058	○	○	頓原	頓原
135	琴引 G	132384A661102059	○	○	頓原	頓原
136	琴引 H	132384A661102060	○	○	頓原	頓原
137	琴引 I	132384A661102061	○	○	頓原	頓原
138	琴引 K	132384A661102063	○	○	頓原	頓原
139	上組 A	132384A661102064	○	○	佐見	頓原
140	上組 B	132384A661102065	○	○	佐見	頓原
141	上組 C	132384A661102066	○	○	佐見	頓原
142	上組 D	132384A661102067	○	○	佐見	頓原
143	上組 E	132384A661102068	○	○	佐見	頓原
144	佐見程原 C	132384A661102071	○	○	佐見	頓原
145	伸和 A	132384A661102072	○	○	佐見	頓原
146	伸和 B	132384A661102073	○	○	佐見	頓原
147	伸和 C	132384A661102074	○	○	佐見	頓原
148	伸和 D	132384A661102075	○	○	佐見	頓原
149	伸和 E	132384A661102076	○	○	佐見	頓原
150	伸和 F	132384A661102077	○	○	佐見	頓原
151	伸和 G	132384A661102078	○	○	佐見	頓原
152	伸和 H	132384A661102079	○	○	佐見	頓原
153	伸和 I	132384A661102080	○	○	佐見	頓原
154	伸和 J	132384A661102081	○	○	佐見	頓原
155	伸和 K	132384A661102082	○	○	佐見	頓原
156	伸和 L	132384A661102083	○	○	佐見	頓原
157	伸和 M	132384A661102084	○	○	佐見	頓原
158	大年 A	132384A661102086	○	○	佐見	頓原
159	飯石森林組合	132384A661102087	○	○	佐見	頓原
160	大年 B	132384A661102088	○	○	佐見	頓原
161	大年 D	132384A661102090	○	○	佐見	頓原
162	大年 E	132384A661102091	○	○	佐見	頓原
163	大年 F	132384A661102092	○	○	佐見	頓原
164	大年 G	132384A661102093	○	○	佐見	頓原
165	沢屋 A	132384A661102094	○	○	佐見	頓原
166	沢屋 B	132384A661102095	○	○	佐見	頓原
167	沢屋 C	132384A661102096	○	○	佐見	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
168	沢屋D	132384A661102097	○	○	佐見	頓原
169	沢屋E	132384A661102098	○	○	佐見	頓原
170	寺垣内A	132384A661102099	○	○	佐見	頓原
171	寺垣内B	132384A661102100	○	○	佐見	頓原
172	寺垣内C	132384A661102101	○	○	佐見	頓原
173	寺垣内D	132384A661102102	○	○	長谷	頓原
174	寺垣内E	132384A661102103	○	○	長谷	頓原
175	寺垣内F	132384A661102104	○	○	長谷	頓原
176	花栗瀬戸A	132384A661102105	○	○	花栗	頓原
178	花栗瀬戸B	132384A661102106	○	○	花栗	頓原
179	花栗瀬戸C	132384A661102107	○	○	花栗	頓原
180	花栗瀬戸D	132384A661102108	○	○	花栗	頓原
181	花栗瀬戸E	132384A661102109	○	○	花栗	頓原
182	花栗瀬戸F	132384A661102110	○	○	花栗	頓原
183	花栗瀬戸G	132384A661102111	○	○	花栗	頓原
184	飯南消防署	132384A661102112	○	○	花栗	頓原
185	やまなみ	132384A661102113	○	○	花栗	頓原
186	農業活性化センター	132384A661102114	○	○	花栗	頓原
187	門A	132384A661102115	○	○	花栗	頓原
188	門B	132384A661102116	○	○	花栗	頓原
189	門C	132384A661102117	○	○	花栗	頓原
190	門D	132384A661102118	○	○	花栗	頓原
191	門E	132384A661102119	○	○	花栗	頓原
192	門F	132384A661102120	○	○	花栗	頓原
193	協和A	132384A661102121	○	○	花栗	頓原
194	協和B	132384A661102122	○	○	花栗	頓原
195	協和C	132384A661102123	○	○	花栗	頓原
196	協和D	132384A661102124	○	○	花栗	頓原
197	協和E	132384A661102125	○	○	花栗	頓原
198	協和F	132384A661102126	○	○	花栗	頓原
199	協和下谷B	132384A661102128	○	○	花栗	頓原
200	協和下谷D	132384A661102130	○	○	花栗	頓原
201	協和下谷E	132384A661102131	○	○	花栗	頓原

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
202	協和下谷 G	132384A661102133	○	○	花栗	頓原
203	城山 A	132384A661102134	○	○	長谷	頓原
204	城山 B	132384A661102135	○	○	長谷	頓原
205	城山 C	132384A661102136	○	○	長谷	頓原
206	城山 D	132384A661102137	○	○	長谷	頓原
207	城山 E	132384A661102138	○	○	長谷	頓原
208	城東 A	132384A661102139	○	○	長谷	頓原
209	城東 B	132384A661102140	○	○	長谷	頓原
210	城東 C	132384A661102141	○	○	長谷	頓原
211	城東 E	132384A661102143	○	○	長谷	頓原
212	城東 F	132384A661102144	○	○	長谷	頓原
213	城東 G	132384A661102145	○	○	長谷	頓原
214	城東 H	132384A661102146	○	○	長谷	頓原
215	城東 I	132384A661102147	○	○	長谷	頓原
216	城南 A	132384A661102148	○	○	長谷	頓原
217	城南 B	132384A661102149	○	○	長谷	頓原
218	城南 C	132384A661102150	○	○	長谷	頓原
219	城南 D	132384A661102151	○	○	長谷	頓原
220	城南 F	132384A661102153	○	○	長谷	頓原
221	丸山	132385A661103001	○	○	下来島	来島
222	尾足 A	132385A661103002	○	○	下来島	来島
223	尾足 B	132385A661103003	○	○	下来島	来島
224	尾足 C	132385A661103004	○	○	下来島	来島
225	猪子原 A	132385A661103005	○	○	下来島	来島
226	猪子原 B	132385A661103006	○	○	下来島	来島
227	川尻 A	132385A661103007	○	○	下来島	来島
228	川尻 B	132385A661103008	○	○	下来島	来島
229	黒谷	132385A661103009	○	○	下来島	来島
230	恵比 A	132385A661103010	○	○	下来島	来島
231	恵比 B	132385A661103011	○	○	下来島	来島
232	恵比 C	132385A661103012	○	○	下来島	来島
233	来島神社西	132385A661103013	○	○	下来島	来島
234	手倉 B	132385A661103015	○	○	下来島	来島
235	手倉 C	132385A661103016	○	○	下来島	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
236	手倉D	132385A661103017	○	○	下来島	来島
237	潮橋東A	132385A661103018	○	○	下来島	来島
238	潮橋南A	132385A661103019	○	○	下来島	来島
239	潮橋南B	132385A661103020	○	○	下来島	来島
240	潮橋東B	132385A661103021	○	○	下来島	来島
241	西蓮坊東	132385A661103022	○	○	下来島	来島
242	松本A	132385A661103023	○	○	下来島	来島
243	松本B	132385A661103024	○	○	下来島	来島
244	中国電力来島配電 塔北	132385A661103025	○	○	下来島	来島
245	中国電力来島配電 塔南	132385A661103026	○	○	下来島	来島
246	中国電力来島配電 塔東	132385A661103027	○	○	下来島	来島
247	松本C	132385A661103028	○	○	下来島	来島
248	松本D	132385A661103029	○	○	下来島	来島
249	加田A	132385A661103030	○	○	下来島	来島
250	加田B	132385A661103031	○	○	下来島	来島
251	加田C	132385A661103032	○	○	下来島	来島
252	加田D	132385A661103033	○	○	下来島	来島
253	加田E	132385A661103034	○	○	下来島	来島
254	保賀	132385A661103035	○	○	下来島	来島
255	萬善寺西A	132385A661103036	○	○	下来島	来島
256	萬善寺西B	132385A661103037	○	○	下来島	来島
257	萬善寺東A	132385A661103038	○	○	下来島	来島
258	萬善寺東B	132385A661103039	○	○	下来島	来島
259	下三日市A	132385A661103040	○	○	野萱	来島
260	下三日市B	132385A661103041	○	○	野萱	来島
261	下三日市C	132385A661103042	○	○	野萱	来島
262	下三日市D	132385A661103043	○	○	野萱	来島
263	下三日市E	132385A661103044	○	○	野萱	来島
264	下三日市橋西A	132385A661103045	○	○	野萱	来島
265	下三日市橋西B	132385A661103046	○	○	野萱	来島
266	三日市下	132385A661103048	○	○	野萱	来島
267	来島小学校	132385A661103049	○	○	野萱	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
268	三日市	132385A661103050	○	○	野萱	来島
269	三日市上	132385A661103052	○	○	野萱	来島
270	塚原A	132385A661103053	○	○	野萱	来島
271	塚原B	132385A661103054	○	○	野萱	来島
272	塚原C	132385A661103055	○	○	野萱	来島
273	野萱A	132385A661103056	○	○	野萱	来島
274	来島慰霊社東	132385A661103057	○	○	野萱	来島
275	野萱B	132385A661103058	○	○	野萱	来島
276	野萱C	132385A661103059	○	○	野萱	来島
277	野萱D	132385A661103060	○	○	野萱	来島
278	野萱E	132385A661103061	○	○	野萱	来島
279	野萱F	132385A661103062	○	○	野萱	来島
280	塚原橋東	132385A661103063	○	○	野萱	来島
281	琴麓A	132385A661103064	○	○	野萱	来島
282	琴麓B	132385A661103065	○	○	野萱	来島
283	琴麓C	132385A661103066	○	○	野萱	来島
284	琴麓D	132385A661103067	○	○	野萱	来島
285	琴麓F	132385A661103069	○	○	野萱	来島
286	琴麓G	132385A661103070	○	○	野萱	来島
287	琴麓H	132385A661103071	○	○	野萱	来島
288	県民の森	132385A661103072	○	○	小田	来島
289	観音原橋東A	132385A661103073	○	○	小田	来島
290	観音原橋東B	132385A661103074	○	○	小田	来島
291	観音原橋東C	132385A661103075	○	○	小田	来島
292	観音原橋東D	132385A661103076	○	○	小田	来島
293	観音原橋東E	132385A661103077	○	○	小田	来島
294	観音原橋東F	132385A661103078	○	○	小田	来島
295	観音原橋東G	132385A661103079	○	○	小田	来島
296	観音原橋東H	132385A661103080	○	○	小田	来島
297	観音原橋東I	132385A661103081	○	○	小田	来島
298	観音原橋西	132385A661103082	○	○	小田	来島
299	観音原橋南A	132385A661103083	○	○	小田	来島
300	観音原橋南B	132385A661103084	○	○	小田	来島
301	観音原橋南C	132385A661103085	○	○	小田	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
302	中小田 A	132385A661103086	○	○	小田	来島
303	中小田 B	132385A661103087	○	○	小田	来島
304	中小田 C	132385A661103088	○	○	小田	来島
305	小原橋東 A	132385A661103089	○	○	小田	来島
306	小原橋東 B	132385A661103090	○	○	小田	来島
307	小原橋東 C	132385A661103091	○	○	小田	来島
308	小原橋東 D	132385A661103092	○	○	小田	来島
309	和井手橋西 A	132385A661103093	○	○	小田	来島
310	和井手橋西 B	132385A661103094	○	○	小田	来島
311	立石橋南	132385A661103095	○	○	小田	来島
312	口小田 A	132385A661103096	○	○	小田	来島
313	口小田 B	132385A661103097	○	○	小田	来島
314	口小田 C	132385A661103098	○	○	小田	来島
315	和田八幡宮西	132385A661103099	○	○	小田	来島
316	丁橋西 A	132385A661103100	○	○	真木	来島
317	丁橋西 B	132385A661103101	○	○	真木	来島
318	丁橋西 C	132385A661103102	○	○	真木	来島
319	真栄橋東 B	132385A661103104	○	○	真木	来島
320	真栄橋西	132385A661103105	○	○	真木	来島
321	真栄橋南	132385A661103106	○	○	真木	来島
322	口真木 A	132385A661103107	○	○	真木	来島
323	口真木 B	132385A661103108	○	○	真木	来島
324	口真木 C	132385A661103109	○	○	真木	来島
325	口真木 D	132385A661103110	○	○	真木	来島
326	正善寺北 A	132385A661103111	○	○	真木	来島
327	正善寺北 B	132385A661103112	○	○	真木	来島
328	正善寺北 C	132385A661103113	○	○	真木	来島
329	正善寺	132385A661103114	○	○	真木	来島
330	正善寺南	132385A661103115	○	○	真木	来島
331	津々良橋北	132385A661103116	○	○	真木	来島
332	津々良橋東 A	132385A661103117	○	○	真木	来島
333	津々良橋東 B	132385A661103118	○	○	真木	来島
334	太鼓橋南 A	132385A661103119	○	○	真木	来島
335	太鼓橋南 B	132385A661103120	○	○	真木	来島

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
336	太鼓橋南 C	132385A661103121	○	○	真木	来島
337	太鼓橋南 D	132385A661103122	○	○	真木	来島
338	太鼓橋南 E	132385A661103123	○	○	真木	来島
339	津々良橋西 A	132385A661103125	○	○	真木	来島
340	津々良橋西 B	132385A661103126	○	○	真木	来島
341	正善寺西 A	132385A661103127	○	○	真木	来島
342	正善寺西 B	132385A661103128	○	○	真木	来島
343	正善寺北 D	132385A661103129	○	○	真木	来島
344	正善寺北 E	132385A661103130	○	○	真木	来島
345	杉戸 A	132385A661103131	○	○	上来島	来島
346	杉戸 B	132385A661103132	○	○	上来島	来島
347	杉戸 C	132385A661103133	○	○	上来島	来島
348	上来島郷	132385A661103134	○	○	上来島	来島
349	和南ヶ崎大橋東 A	132385A661103135	○	○	上来島	来島
350	和南ヶ崎大橋東 B	132385A661103136	○	○	上来島	来島
351	和南ヶ崎大橋西	132385A661103137	○	○	上来島	来島
352	和南ヶ崎大橋南 A	132385A661103138	○	○	上来島	来島
353	和南ヶ崎大橋南 B	132385A661103139	○	○	上来島	来島
354	横路 A	132385A661103140	○	○	上来島	来島
355	横路 B	132385A661103141	○	○	上来島	来島
356	安江 B	132385A661103143	○	○	上来島	来島
357	安江 C	132385A661103144	○	○	上来島	来島
358	安江 D	132385A661103145	○	○	上来島	来島
359	安江 E	132385A661103146	○	○	上来島	来島
360	安江 F	132385A661103147	○	○	上来島	来島
361	福田 A	132385A661104001	○	○	下赤名	赤名
362	福田 B	132385A661104002	○	○	下赤名	赤名
363	福田 C	132385A661104003	○	○	下赤名	赤名
364	福田 D	132385A661104004	○	○	下赤名	赤名
365	福田 E	132385A661104005	○	○	下赤名	赤名
366	福田 F	132385A661104006	○	○	下赤名	赤名
367	福田 G	132385A661104007	○	○	下赤名	赤名
368	石次 A	132385A661104008	○	○	下赤名	赤名
369	石次 B	132385A661104009	○	○	下赤名	赤名

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
370	石次C	132385A661104010	○	○	下赤名	赤名
371	石次D	132385A661104011	○	○	下赤名	赤名
372	東区下	132385A661104012	○	○	下赤名	赤名
373	東下A	132385A661104013	○	○	下赤名	赤名
374	東下B	132385A661104014	○	○	下赤名	赤名
375	赤名張戸A	132385A661104015	○	○	下赤名	赤名
376	赤名張戸B	132385A661104016	○	○	下赤名	赤名
377	赤名張戸C	132385A661104017	○	○	下赤名	赤名
378	赤名張戸D	132385A661104018	○	○	下赤名	赤名
379	赤名張戸E	132385A661104019	○	○	下赤名	赤名
380	中通A	132385A661104020	○	○	下赤名	赤名
381	中通B	132385A661104021	○	○	下赤名	赤名
382	東上A	132385A661104022	○	○	下赤名	赤名
383	東上B	132385A661104023	○	○	下赤名	赤名
384	東上C	132385A661104024	○	○	下赤名	赤名
385	下市下	132385A661104027	○	○	下赤名	赤名
386	中市下	132385A661104030	○	○	下赤名	赤名
387	大役寺谷	132385A661104031	○	○	下赤名	赤名
388	上市上	132385A661104032	○	○	下赤名・ 上赤名	赤名
389	千束A	132385A661104033	○	○	下赤名	赤名
390	千束B	132385A661104034	○	○	下赤名	赤名
391	千束C	132385A661104035	○	○	下赤名	赤名
392	千束D	132385A661104036	○	○	下赤名	赤名
393	向谷B	132385A661104038	○	○	上赤名	赤名
394	向谷C	132385A661104039	○	○	上赤名	赤名
395	向谷D	132385A661104040	○	○	上赤名	赤名
396	向谷E	132385A661104041	○	○	上赤名	赤名
397	赤名瀬戸A	132385A661104042	○	○	上赤名	赤名
398	赤名瀬戸B	132385A661104043	○	○	上赤名	赤名
399	赤名瀬戸C	132385A661104044	○	○	上赤名	赤名
400	赤名瀬戸D	132385A661104045	○	○	上赤名	赤名
401	板屋谷集会所東	132385A661104046	○	○	上赤名	赤名
402	板屋谷集会所西A	132385A661104047	○	○	上赤名	赤名

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
403	板屋谷集会所西 B	132385A661104048	○	○	上赤名	赤名
404	谷川橋南 A	132385A661104049	○	○	上赤名	赤名
405	谷川橋南 B	132385A661104050	○	○	上赤名	赤名
406	谷川橋北 A	132385A661104051	○	○	上赤名	赤名
407	谷川橋北 B	132385A661104052	○	○	上赤名	赤名
408	中区 A	132385A661104053	○	○	上赤名	赤名
409	中区 B	132385A661104054	○	○	上赤名	赤名
410	高林坊北	132385A661104055	○	○	上赤名	赤名
411	中橋南	132385A661104056	○	○	上赤名	赤名
412	高林坊東 A	132385A661104057	○	○	上赤名	赤名
413	高林坊東 B	132385A661104058	○	○	上赤名	赤名
414	北野下 A	132385A661104059	○	○	上赤名	赤名
415	上赤名	132385A661104060	○	—	上赤名	赤名
416	国土交通省上赤名 気象観測所東	132385A661104061	○	○	上赤名	赤名
417	北野下 B	132385A661104062	○	○	上赤名	赤名
418	肉戸橋西 A	132385A661104063	○	○	上赤名	赤名
419	肉戸橋西 B	132385A661104064	○	○	上赤名	赤名
420	肉戸橋西 C	132385A661104065	○	○	上赤名	赤名
421	肉戸橋西 D	132385A661104066	○	○	上赤名	赤名
422	石次 E	132385A661104067	○	○	下赤名	赤名
423	塩谷上 A	132385A661105001	○	○	塩谷	谷
424	塩谷上 B	132385A661105002	○	○	塩谷	谷
425	塩谷公民館北 A	132385A661105003	○	○	塩谷	谷
426	塩谷公民館北 B	132385A661105004	○	○	塩谷	谷
427	塩谷公民館東	132385A661105005	○	○	塩谷	谷
428	塩谷公民館北 C	132385A661105006	○	○	塩谷	谷
429	塩谷公民館北 D	132385A661105007	○	○	塩谷	谷
430	塩谷下 A	132385A661105008	○	○	塩谷	谷
431	塩谷下 B	132385A661105009	○	○	塩谷	谷
432	塩谷下公民館	132385A661105010	○	○	塩谷	谷
433	塩谷下 C	132385A661105011	○	○	塩谷	谷
434	塩谷下 D	132385A661105012	○	○	塩谷	谷
435	塩谷下 E	132385A661105013	○	○	塩谷	谷

No.	区域名	区域番号	警戒区域	特別 警戒区域	所在地	公民館
					大字	
436	塩谷下 F	132385A661105014	○	○	塩谷	谷
437	塩谷下 G	132385A661105015	○	○	塩谷	谷
438	谷八幡宮北	132385A661105016	○	○	井戸谷	谷
439	谷八幡宮東	132385A661105017	○	○	井戸谷	谷
440	城山大橋西 A	132385A661105018	○	○	井戸谷	谷
441	城山大橋西 B	132385A661105019	○	○	井戸谷	谷
442	城山大橋東 A	132385A661105020	○	○	井戸谷	谷
443	城山大橋東 B	132385A661105021	○	○	井戸谷	谷
444	宝生橋東 A	132385A661105023	○	○	井戸谷	谷
445	宝生橋東 B	132385A661105024	○	○	井戸谷	谷
446	宝生橋東 C	132385A661105025	○	○	井戸谷	谷
447	井戸谷	132385A661105026	○	○	井戸谷	谷
448	宝生橋南 A	132385A661105027	○	○	井戸谷	谷
449	宝生橋南 B	132385A661105028	○	○	井戸谷	谷
450	宝生橋南 D	132385A661105029	○	○	畑田	谷
451	宝生橋南 C	132385A661105030	○	○	畑田	谷
452	永照寺北	132385A661105031	○	○	畑田	谷
453	日南	132385A661105032	○	○	畑田	谷
454	永照寺西 A	132385A661105033	○	○	畑田	谷
455	永照寺西 B	132385A661105034	○	○	畑田	谷
456	赤名小水力発電所 北	132385A661105035	○	○	畑田	谷
457	程原集会所北 A	132385A661105036	○	○	井戸谷	谷
458	程原集会所北 B	132385A661105037	○	○	井戸谷	谷
459	程原 A	132385A661105038	○	○	井戸谷	谷
460	程原 B	132385A661105039	○	○	井戸谷	谷
461	程原集会所南	132385A661105040	○	○	井戸谷	谷

13－ 7 町内の危険物施設

種 別	施設数
製 造 所	0
屋 内 貯 蔵 所	1
屋外タンク貯蔵所	4
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	9
移動タンク貯蔵所	5
屋 外 貯 蔵 所	0
給 油 取 扱 所	8
一 般 取 扱 所	3

14 復旧・復興に関する資料

14-1 激甚災害の指定基準等

(1) 激甚災害の指定基準（昭和37年12月7日 中央防災会議決定）

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・の県が1以上 ・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ・・・の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。

適用条項	適用措置	指定基準
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%
		かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・・・・・・の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・・・・・・の県が 1 以上 ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
		B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%
		かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・・・・・の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円 ・・・・・・・・の県が 1 以上 ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
第 19 条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000 戸
		B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200 戸又は住宅戸数 1 割以上 ・・・・・・・・の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ・・・・・・・・の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	

適用条項	適用措置	指定基準
第 10 条	土地改良区等の 行う湛水排除事 業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁 船の建造費の補 助	
第 14 条	事業協同組合等 の施設の災害復 旧事業に対する 補助	
第 20 条	母子及び父子並 びに寡婦福祉法 による国の貸付 けの特例	
第 21 条	水防資材費の補 助の特例	
第 25 条	雇用保険法によ る求職者給付の 支給に関する特 例	

(2) 局地激甚災害の指定基準（昭和43年11月22日 中央防災会議決定）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章 (第 3 条) (第 4 条)	公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村 が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下 の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% ＋（当該市町村の標準税収入－50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算し た額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に 掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当 該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第 5 条	農地等の災害復旧事 業等に係る補助の特 別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合 を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲 げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該 災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

適用条項	適用措置	指定基準
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章(第 3 条及び第 4 条)又は第 5 条の措置が適用される場合

14-2 激甚法に定める事業及び県の関係部局

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 女性自立支援施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第11条の2	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業	総務部
第20条	25 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	26 水防資材費の補助の特例	土木部
第22条	27 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第24条	28 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	29 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部

15 災害記録に関する資料

15－1 町内の主な災害記録

年 月 日	種 別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤来地域
昭和20年 5 月	火災	焼失戸数47戸。被害額500万円	—
昭和27年 6 月	豪雨	被害額 1 億6,000万円	—
昭和28年 6 月	豪雨	被害額5,000万円	
昭和38年12月 ～昭和39年 1 月	大雪	1 月 25・26 日頃、頓原の 1 日の積雪250cm。最高積雪深330cm。頓原八神間を運転する一畑バスが完全ストップ。角井志津見など孤立地域続出。死者 1 人、重傷者 1 人、全壊 5 棟。被害総額約 1 億1,500 万円	災禍発生
昭和40年 7 月	豪雨	角井地区を中心に被害総額 3 億2,880万2,000円	町内全域に災害発生
昭和46年 2 月	大雪	積雪量は、都加賀で168cm、町区で127cm	—
昭和47年 7 月	豪雨	公共土木・農林水産施設などに被害総額 2 億円を越す。	豪雨により甚大な被害発生
昭和50年 7 月	豪雨	角井、志津見地区を中心に土砂崩れや増水による被害が続出。「鉄砲水」が各地で発生。町内を東西に結ぶ幹線道路も数箇所交通が遮断された。死者 1 人、家屋全壊 1 戸、家屋流失 1 戸。被害総額 22億4,798万円	家屋の浸水14戸、水田、畑の浸水24haなど河川、道路、農地、農業用施設等総被害額 3 億813万円
昭和53年 1 月	暴風雪	杉の木の被害1,470ha（届け出面積）、被害総額17億3,000万円	—

年 月 日	種 別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤来地域
昭和53年 6 月	大地震	震度 5、マグニチュード 5.8。八神、志津見、角井地区を中心に被害額約 1 億1,000万円	住家の破損 7 戸をはじめとして農業、道路、水道、墓石、塀等の被害総額3,250万円
	ひょう、豪雨		住家浸水等15箇所、屋根の被害 42 箇所、教育関係、公共施設、河川、道路、農地農業用施設等総被害額 2 億2,435万円
昭和56年 7～9 月	冷夏	農作物被害発生	
昭和58年 7 月23日	豪雨		記録的豪雨により甚大な被害を受けた。床上、床下浸水111戸をはじめとし道路、河川、農地、農業用施設、山腹、林地崩壊、農作物被害、商工関係被害等の被害総額は32 億2,035万円
昭和59年 2 月	大雪	積雪量は、都加賀220cm、角井180cm、頓原150cm。ひさしの折損多数発生	
昭和61年 7 月	集中豪雨	三瓶山を中心に局地的に集中。町内各地で河川の氾濫、地すべり発生。20～21日までの15時間で降雨量309.5mm、1 日降雨量 170mm、最大 1 時間降雨量 50mm。被害総額33億1,040 万円	
平成 3 年 9 月27日	台風	19号による災害発生	
平成 5 年 7～9 月	冷夏・長雨	農作物大被害	
平成17年 7 月	豪雨	住家の床下浸水 1 戸をはじめ、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は 1 億8,360万円	
平成17年12月	大雪	死者 2 名、軽傷者 9 名、住家の半壊 1 戸、一部損壊33 戸、農業用施設等の被害総額は 1 億9,316万円	
平成18年 7 月	豪雨	神戸川水系河川の氾濫により住家の床上浸水 8 戸、床下浸水47戸をはじめとして道路被害が発生	
平成21年 1 月	大雪	住家の一部損壊 4 戸をはじめ、農業用施設等の被害総額は2,216万円	
平成21年 7 月	豪雨	公共土木施設、農業用施設等の被害総額は 4 億4,116万円	

年 月 日	種 別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤来地域
平成23年 1 月	大雪	住家の一部損壊 2 戸をはじめ、公共施設、農業用施設等の被害総額は7,830万円	
平成24年 7 月	大雨	住家の一部損壊 1 戸、床下浸水 1 戸、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は 2 億9,703万円	
平成25年 7 月	大雨	住家の床下浸水 1 戸、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は 2 億1,610万円	
平成28年 1 月	大雪	住家の一部損壊 9 戸をはじめ、農業用施設等の被害総額は6,158万円	
平成30年 7 月	豪雨	公共土木施設、農業用施設等の被害総額は 1 億717万円	
令和 3 年 7 月	豪雨	住家の半壊 2 戸、一部損壊 2 戸、床下浸水17戸をはじめ、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は13億8,373万円	

飯南町地域防災計画

令和8年6月 発行

飯南町防災会議

事務局 飯南町 総務課 防災危機管理室

飯石郡飯南町下赤名 880 (〒690-3513)

電 話 0854 (76) 2211